

山口県地域防災計画

第3編第13章

水 防 計 画

令和7年度

山口県

●この計画に掲げる項目

第1節	計画の目的及び性格 -----	1
第2節	水防実施機関の業務及び責任 -----	1
第3節	職員の配備体制及び所掌事務 -----	3
第4節	気象状況等の連絡系統 -----	7
第5節	水位、雨量等の連絡系統 -----	9
第6節	水防用備蓄器具、資材の整備、確保 -----	11
第7節	水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知 ---	12
第8節	水防警報 -----	15
第9節	水防活動 -----	17
第10節	公用負担 -----	20
第11節	水防標識・水防信号・身分証票 -----	21
第12節	水防訓練 -----	22
第13節	水防協力団体 -----	22

第 1 節 計画の目的及び性格

第 1 項 目的

山口県における洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、県及び県の関係出先機関並びに水防管理団体である市町の水防に関する業務の分掌、情報通信の連絡系統及び水防活動の基準等を明確にし、災害時における水防機能の円滑を期することを目的とする。

この章で定める水防計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく山口県地域防災計画の一部であるとともに、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく水防計画として位置づけられるものである。

この章において、「法」とは水防法をいう。

第 2 節 水防実施機関の業務及び責任

第 1 項 県（法第 3 条の 6）

県は、県の区域内の水防管理団体が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。知事が指定した河川及び海岸について水防警報を行うことをはじめ、洪水により重大な損害を生じるおそれのある河川（洪水予報河川）を気象庁長官と協議して指定し、共同して洪水予報を行うとともに、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位情報を通知する。また、緊急の際の立ち退きの指示あるいは水防に要する資材の融通などを通じて、市町が十分な水防活動を実施でき、効果を発揮するために必要な事務を行う。その他、洪水予報河川及び水位周知河川について、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。

第 2 項 県の関係出先機関

現地における状況を的確に把握し、県庁の水防関係各課及び水防管理団体と密接な連絡を保つとともに、県庁の水防関係各課の指示を受けて、水防管理団体が実施する水防活動を指導応援する。

第 3 項 市町 — 水防管理団体（法第 3 条）

市町は、水防の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

1 組織、連絡系統等の整備

水防管理団体は、円滑な水防活動が行われるよう、水防団、消防機関及びため池管理者の組織、連絡系統等を整備しておくものとする。

（注）市町は、水防の第一次的責任を有するものとして水防管理団体という。水防管理団体である市町の長を水防管理者という（法第 2 条）。

2 指定水防管理団体

都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を指定することができる。（法第 4 条）

◇参照 水防管理団体一覧表 付表 1

3 浸水想定区域の指定があった市町（法第 15 条）

（1）浸水想定区域ごとに、次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。

① 洪水予報等の伝達方法

② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③ 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

④ 浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下洪水時等）に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合には、当該施設の名称及び所在地

⑤ ④において、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

⑥ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

（2）上記（1）に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

◇参照 洪水浸水想定区域一覧表 付表 2 8

◇参照 高潮浸水想定区域一覧表 付表 2 9

4 水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者（市町長）は、水防計画を定め、又は変更をしようとするときは、あ

らかじめ水防協議会又は市町防災会議に諮らなければならない。

また、策定又は変更を行った水防計画について、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。

指定水防管理団体の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

指定水防管理団体の水防管理者は、河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。（法第 33 条）

第 4 項 気象庁下関地方気象台（法第 10 条、第 11 条）

気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所及び山口県に通知する。また、山口県知事が気象庁長官と協議して指定した河川について、山口県と共同して洪水予報を行う。なお、佐波川及び小瀬川については、山口河川国道事務所及び太田川河川事務所と共同して洪水予報を行い、山口県に通知する。さらに、これらを必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動用の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合
	大津波警報 （津波特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

第 5 項 国土交通省 ー 中国地方整備局山口河川国道事務所、太田川河川事務所（法第 10 条、第 16 条、第 48 条）

国土交通大臣が指定した河川（佐波川及び小瀬川）について、水防警報を行うことをはじめ、気象台と共同して洪水予報を行い、山口県に通知するとともに、大規模氾濫減災協議会を組織する。また、県又は水防管理団体に対し水防上必要な勧告、助言を行う。

第 6 項 （都道府県）大規模氾濫減災協議会の構成員の責務（法第 15 条の 9、第 15 条の 10）

国土交通大臣により組織された大規模氾濫減災協議会または知事により組織された都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員は、当該協議会で協議が調った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

第7項 ため池管理者の責務

ため池管理者は、水害が予想されるときは、当該ため池のある地域の水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉の開閉を行わなければならない。

第8項 居住者等の水防義務（法第24条）

当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、水防団長又は消防機関（市町の消防本部、消防署、消防団及び消防職員並びに消防団員の養成機関をいう。以下この計画において同じ。）の長が、水防のためにやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

第9項 県及び出先機関の水防関係職員の責務

水防関係職員は、大雨、高潮、津波、洪水に関する気象情報が発表されたときは、直ちに所定の配備につくことができるように常に気象状況の変化に注意しなければならない。

第3節 職員の配備体制及び所掌事務

第1項 配備体制

水防に関する職員の配備体制は、第3編第1章「応急活動計画」に定めるところによる。具体的には、第1警戒体制（情報班体制及び警戒配備体制）、第2警戒体制、警戒体制、特別警戒体制、第1非常体制、第2非常体制及び緊急非常体制とする。

ただし、台風の接近等に伴う高潮注意報発表時に水防関係各課が必要と判断した場合は、第1警戒体制（警戒配備体制）に準じて配備を命じることとする。

第2項 第1警戒体制（情報班体制）

1 体制の時期

- ア 県内に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表されたとき。
- イ その他状況により知事が命じたとき。

2 配備課所と業務内容

第1警戒体制（情報班体制）では、特に関係のある本庁部課職員のみで配備し、次の業務を行う。

配備課所	業務内容
河川課	1 気象情報の収集
砂防課	2 降雨状況等により警戒配備体制への移行を指示する
道路整備課	3 土木建築事務所及びダム管理事務所の長から請求があった場合
防災危機管理課	必要な情報を提供する。
消防保安課	

第3項 第1警戒体制（警戒配備体制）

1 体制の時期

- ア 県内に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表され、情報班が本体制の設置を指示したとき。
- イ 県内に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表され、土木建築事務所及びダム管理事務所の長が必要と判断したとき。
- ウ その他状況により知事が命じたとき。

2 配備課所と業務内容

(1) 第1警戒体制（警戒配備体制）における水防関係の配備課所と業務内容は、次のとおりである。

配 備 課 所	大 雨 注 意 報	洪 水 注 意 報	業 務 内 容
河 川 課	○	○	土木建築事務所及びダム管理事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。
砂 防 課	○	○	
道 路 整 備 課	○	○	
土木建築事務所	○	○	警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、水防情報（所管のダムの状況を含む）の収集、報告にあたる。 水防管理団体との連絡を確保する。 水防警報の発表基準に達した場合は、水防警報を発表する。
ダム管理事務所	○	○	警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、所管のダムの状況等、水防情報の収集、報告にあたる。

(2) 台風の接近等に伴う高潮注意報発表時に水防関係各課が必要と判断した場合における水防関係の配備課所と業務内容は、次のとおりである。

配 備 課 所	業 務 内 容
河 川 課	土木建築事務所、港湾管理事務所及び山口宇部空港事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。
港 湾 課	
土木建築事務所	警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、水防情報の収集、報告にあたる。 水防管理団体との連絡を確保する。 水防警報を発表する。
港湾管理事務所	警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。 水防警報を発表する。
山口宇部空港事務所	警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。
農林水産政策課 農 村 整 備 課 漁港漁場整備課	農林水産事務所、下関農林事務所及び下関水産振興局の警戒配備体制への移行を確認するとともに、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。
農林水産事務所 下関農林事務所 下関水産振興局	警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況など、水防情報の収集、報告にあたる。

3 出先機関の配備基準

(1) 配備は原則として、管轄する市町単位とする。

情報班は、先行降雨等の気象現象から配備を必要とする地域を管轄する出先機関に対して配備を指示するものとする。

(2) 局地的な降雨時は、情報班が特定の出先機関のみに配備を指示することができるものとする。

(3) 情報班から配備の指示がなされていない場合であっても、土木建築事務所の長及びダム管理事務所の長は、独自に関係職員に配備を命ずることができるものとする。

第4項 第2警戒体制以上の体制

1 体制の時期

それぞれの体制の時期は、次のとおりである。

配備体制	体制の時期の基準
第2警戒体制/警戒体制	① 県内に大雨、洪水、高潮警報、津波注意報の一つ以上が発表されたとき。 ② その他状況により知事が命じたとき。
特別警戒体制	① 土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報のいずれかが発表されたとき。 ② 本県への台風の接近又は上陸が予想されるとき。 ③ 県内に津波警報が発表されたとき。 ④ その他状況により知事が命じたとき。
第1非常体制	① 大雨、洪水、高潮、大津波警報のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ② 県内に、気象等に関する特別警報が発表されたとき。 ③ 気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。
第2非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるとき。
緊急非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、県の全組織を挙げて災害対応が必要なとき。

2 配備課所と業務内容

第2警戒体制以上の体制における水防関係の配備課所と業務内容は下表のとおりである。

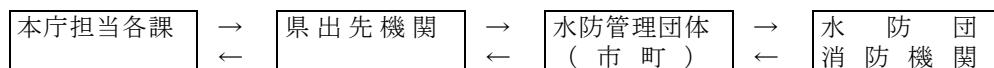
配備課所	業務内容
監理課 技術管理課 道路整備課	① 資材調達、輸送、他県との連絡及び建設業者との連絡に関すること。 ② 土木建築事務所の相互協力、応援に関すること。
道路建設課	① 県が管理する道路の通行規制に関すること。 ② その他、道路整備課所管業務の水防に関すること。
都市計画課	① 県立都市公園及び流域下水道の風水害対策に関すること。 ② その他、都市計画課所管業務の水防に関すること。
砂防課	① 公共土木施設（国土交通省所管）の被害の取りまとめに関すること。 ② 山口県土砂災害警戒情報システムに関すること。 ③ その他、砂防課所管業務の水防に関すること。
河川課	① 水防に関する指示の伝達に関すること。 ② 雨量、水位の情報収集、通報及び状況判断に関すること。 ③ 水防警報、水防緊急対策及び技術指導に関すること。 ④ 洪水予報の実施、伝達に関すること。 ⑤ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関すること。 ⑥ 報道機関への水位情報・水防警報発表状況の情報提供に関すること。 ⑦ 土木防災情報システムに関すること。 ⑧ ダムの操作に関すること。 ⑨ その他、河川課所管業務の水防に関すること。
港湾課	① 国土交通省港湾局所管海岸保全区域の水防に関すること。 ② 潮位の情報収集、通報及び状況判断に関すること。 ③ 高潮防災情報システムに関すること。 ④ その他、港湾課所管業務の水防に関すること。
住宅課	① 県営住宅の風水害対策に関すること。 ② その他、住宅課所管業務の水防に関すること。
農林水産政策課	① 各農林水産事務所、下関農林事務所及び下関水産振興局の相互協力、応援に関すること。 ② その他、農林水産政策課所管業務の水防に関すること。
農村整備課	① 危険ため池に関すること。 ② 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関すること。 ③ その他、農村整備課所管業務の水防に関すること。
漁港漁場整備課	① 水産庁所管海岸保全区域の水防に関すること。 ② その他、漁港漁場整備課所管業務の水防に関すること。

配備課所	業 務 内 容
土 木 建 築 事 務 所	① 水防警報の発表及び伝達に関する事。こと。 ② 洪水予報の伝達に関する事。こと。 ③ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関する事。こと。 ④ 潮位の情報収集、通報に関する事。こと。 ⑤ ダムの操作に関する事。こと。 ⑥ 水門、防潮ゲート（陸閘）の開閉、排水ポンプ場の操作に関する事。こと。 ⑦ 水防資材の融通及び輸送に関する事。こと。 ⑧ 県が管理する道路の通行規制に関する事。こと。
ダ ム 管 理 事 務 所	ダムの操作に関する事。こと。
港 湾 管 理 事 務 所	① 所管の海岸に係る水防警報の発表に関する事。こと。 ② 潮位の情報収集、通報に関する事。こと。 ③ 水門、樋門、陸閘の開閉、排水ポンプ場の操作に関する事。こと
山口宇部空港事務所	① 潮位の情報収集、通報に関する事。こと。 ② 水門、防潮ゲート（陸閘）の開閉に関する事。こと。
農 林 水 産 事 務 所	① 危険ため池に関する事。こと。 ② 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関する事。こと。 ③ 水産庁所管海岸保全区域の水防に関する事。こと。
下 関 農 林 事 務 所	① 危険ため池に関する事。こと。 ② 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関する事。こと
下 関 水 産 振 興 局	水産庁所管海岸保全区域の水防に関する事。こと。

3 出先機関の職員の配備

出先機関の職員の配備人員、連絡網等の計画については、それぞれの出先機関の長が、知事の承認を得て定めるものとする。

4 現地との連絡系統



第5項 配備体制の解除

1 解除の時期

気象警報・注意報が解除されるなど、配備体制の原因がなくなったときは、配備体制を解除する。ただし、知事が継続配備の必要を認めて指示した場合を除く。

2 出先機関の配備体制の解除要領

配備の指示をした課の職員から、継続配備の必要がない旨の連絡を受けた後、解散の報告をして解散する。

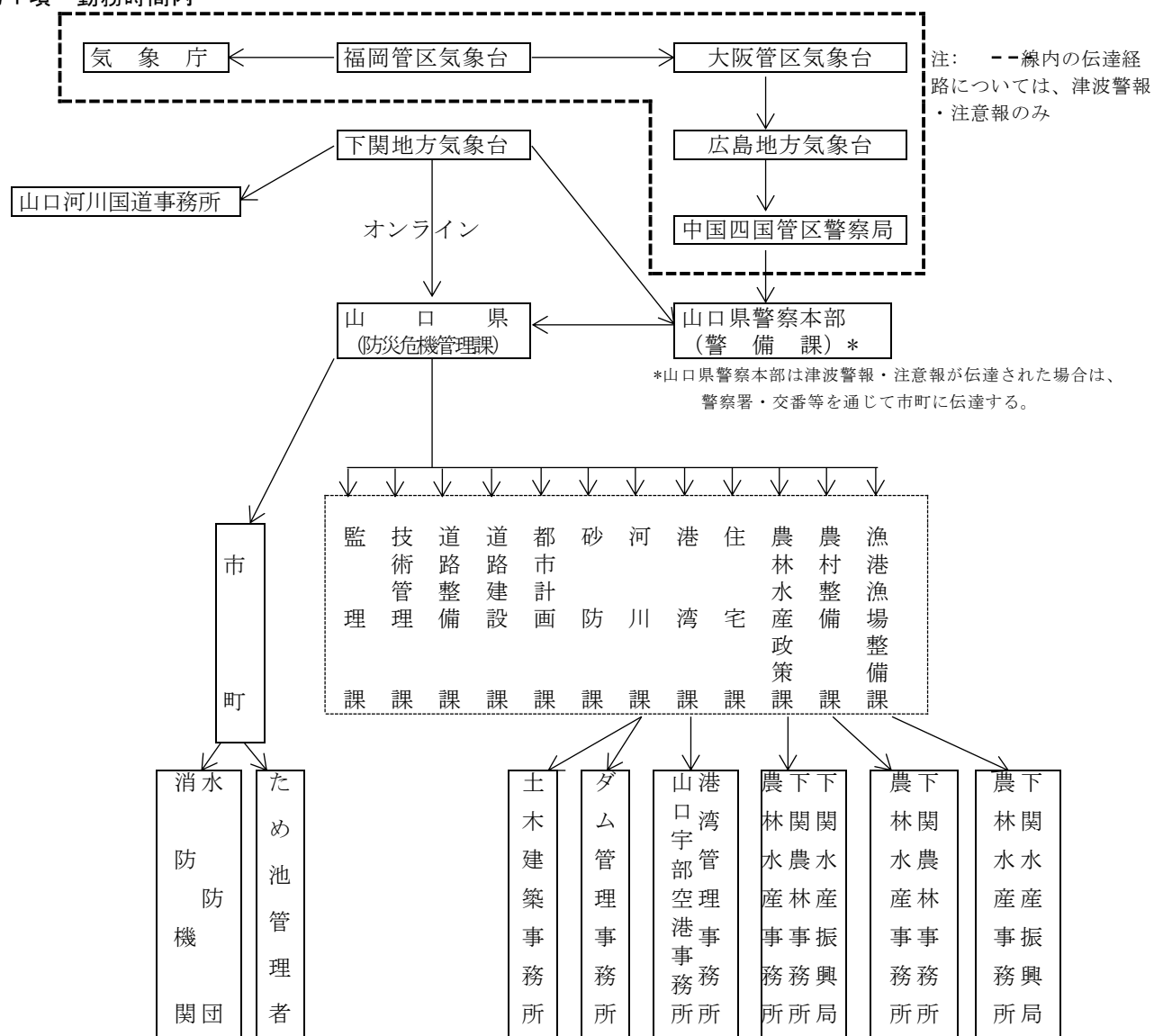
土木建築事務所及びダム管理事務所において、所長の判断により継続配備をする場合は、その旨を河川課・砂防課の配備職員に連絡する。

知事が必要と認めて配備を継続している場合については、河川課又は砂防課の配備職員から解散時期を指示する。

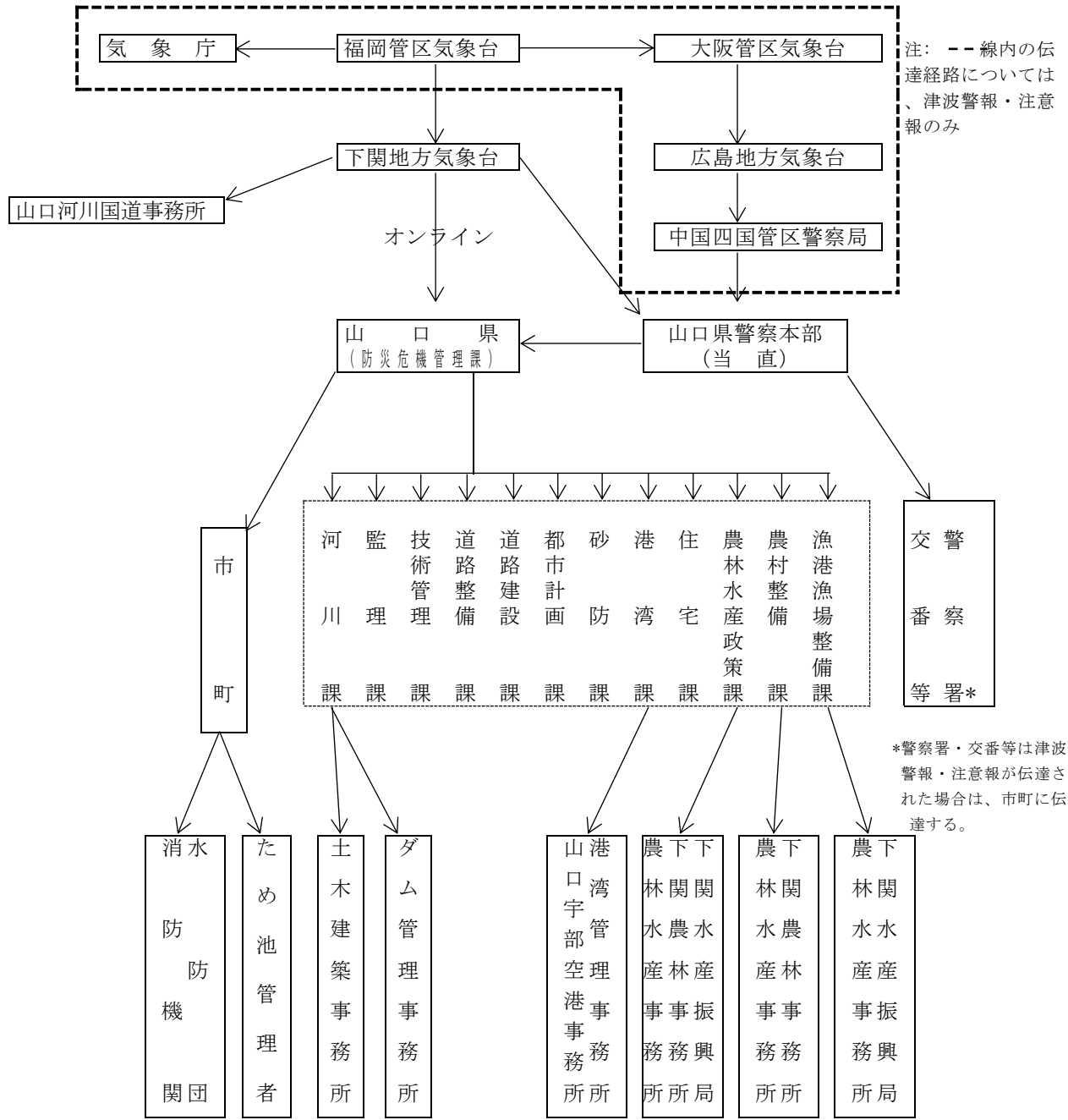
第4節 気象状況等の連絡系統

水防に係りのある気象警報・注意報等の連絡系統は、次のとおりとする。

第 1 項 勤務時間内



第2項 勤務時間外



第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先

各気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先は次の表のとおりとする。

機 関		大雨 注意報	洪水 注意報	大雨 警報	洪水 警報	高潮 警報	大雨 特別 警報	高潮 特別 警報	津波 注意報	津波 警報	大津波 特別 警報
山口県 (県庁)	防 災 危 機 管 理 課 (消 防 保 安 課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	監 理 課			○	○	○	○	○	○	○	○
	技 術 管 理 課			○	○	○	○	○	○	○	○
	道 路 整 備 課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道 路 建 設 課			○	○	○	○	○			○
	都 市 計 画 課			○	○	○	○	○			○
	砂 防 課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	河 川 課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	港 湾 課			○	○	○	○	○	○	○	○
	住 宅 課			○	○	○	○	○			○
	農 林 水 産 政 策 課			○	○	○	○	○	○	○	○
	農 村 整 備 課			○	○	○	○	○	○	○	○
	漁 港 漁 場 整 備 課			※	※	○	○	○	○	○	○
山口県 (出先 機関)	土 木 建 築 事 務 所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ダ ム 管 理 事 務 所	○	○	○	○		○				
	港 湾 管 理 事 務 所			○	○	○	○	○	○	○	○
	山 口 宇 部 空 港 事 務 所			※	※	○	※	○	○	○	○
	農 林 水 産 事 務 所			○	○	○	○	○	○	○	○
	下 関 農 林 事 務 所										
	農 林 水 産 事 務 所 下 関 水 産 振 興 局			※	※	○	○	○	○	○	○
	水 防 管 理 団 体 (市 町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
た め 池 管 理 者				○	○		○				

※は主管部長が必要に応じ配備を命ずる。

第5節 水位、雨量等の連絡系統

第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡

1 雨量、水位、ダム諸量の把握

各土木建築事務所は、土木防災情報システムにより雨量、水位の情報を集め、必要に応じて市町へ通報する。

河川課は、水位、雨量の状況についてとりまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関その他の関係機関へ連絡する。

また、貯水位、貯水容量、流入量、ゲート放流量、総放流量その他のダムの状況に関する諸量を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて、報道機関その他の関係機関へ連絡する。

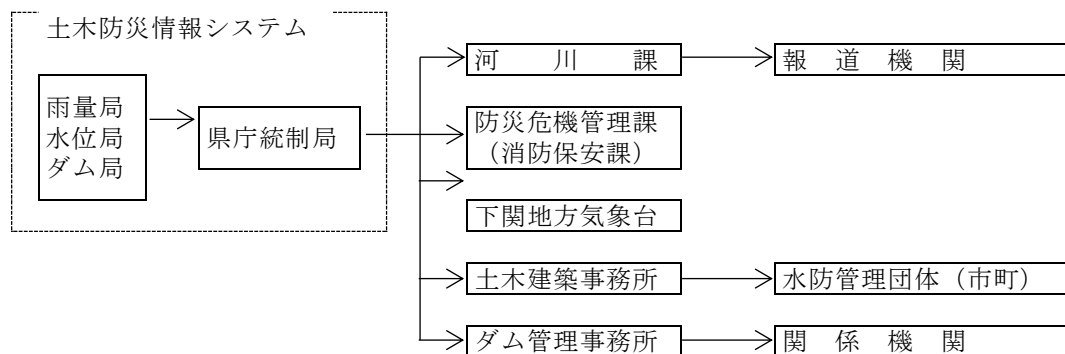
◇参照 水位観測所一覧表 付表7
雨量観測所一覧表 付表8

2 土木防災情報システムによる情報の提供

土木防災情報システムを通じて、雨量、水位の情報を市町、関係機関、報道機関及び県民に提供するものとする。

3 雨量、水位の連絡系統

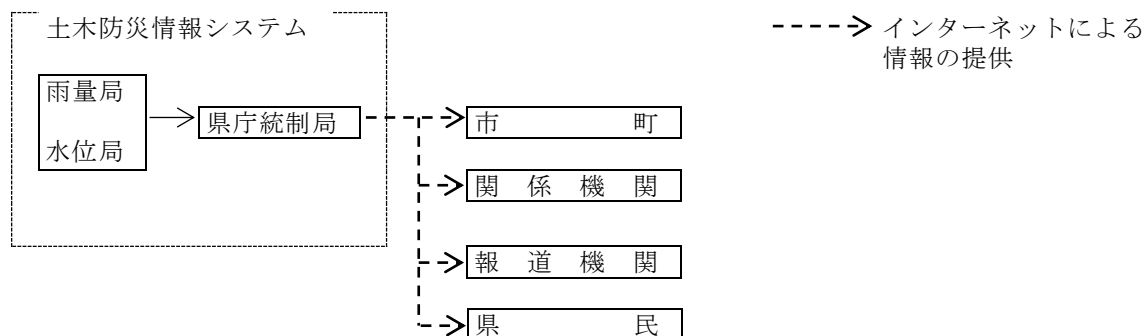
雨量、水位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



佐波川ダム管理事務所 → 国土交通省山口河川国道事務所
 小瀬川ダム管理事務所 → 国土交通省太田川河川事務所小瀬川出張所
 厚東川ダム管理事務所 → 企業局厚東川工業用水道事務所
 菅野・平瀬ダム統合管理事務所 → 企業局東部発電事務所
 木屋川ダム管理事務所 → 企業局西部利水事務所
 阿武川ダム管理事務所 → 中国電力佐々並川ダム
 阿武川ダム管理事務所 → 中国電力生雲ダム

4 雨量、水位の情報連絡系統

雨量、水位の情報連絡系統は次の図のとおりとする。



第2項 潮位の情報収集及び連絡

1 潮位の観測及び通報

高潮警報の発表に伴い配備した場合、又は台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により配備した場合にあっては、土木建築事務所及び港湾管理事務所は、高潮防災情報システムにより潮位の情報を集め、必要に応じて市町へ通報する。

港湾課は、潮位の状況を取りまとめ、関係機関からの照会に応えとともに、必要に応じて報道機関へ連絡する。

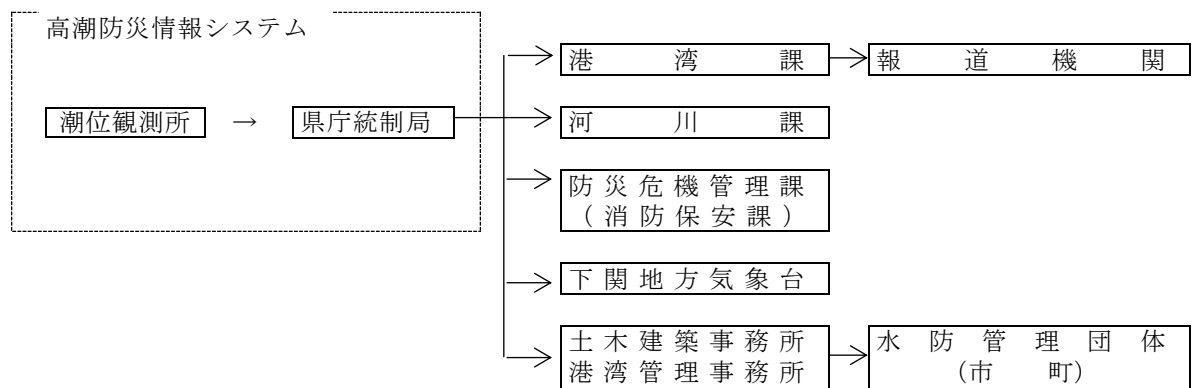
2 高潮防災情報システムによる情報の提供

高潮防災情報システムを通じて、潮位、風向、風速の情報を市町、関係機関、報道機関及び県民に提供するものとする。

◇参照 潮位観測所一覧表 付表9
 風速計一覧表 付表11

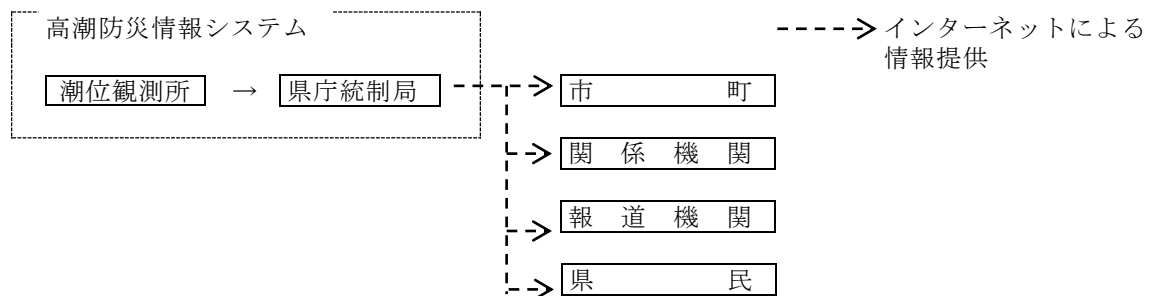
3 潮位の連絡系統

潮位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



4 潮位の情報連絡系統

潮位の情報連絡系統は、次の図のとおりとする。



第6節 水防用備蓄器具、資材の整備、確保

第1項 土木建築事務所の水防用備蓄器具、資材

1 備蓄器具、資材の使用

土木建築事務所の水防用備蓄器具及び資材は付表2のとおりであり、その使用については関係水防管理者の要請により、土木建築事務所長が決定するものとする。

◇参照 水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表 付表2

2 備蓄器具、資材の補充

備蓄資材を使用し、又は器具を破損したときは、早急に補充し、又は修理し、緊急水防時に支障のないように留意するものとする。

3 備蓄器具、資材の応援

土木建築事務所長は、緊急水防を要する他の土木建築事務所から器具、資材の応援を求められたときは、当該土木建築事務所長と水防緊急度について協議し、その必要を認めたときは、器具及び資材の応援流用を行うものとする。

第2項 指定水防管理団体の水防用備蓄器具、資材の基準

指定水防管理団体（市町）は、おおむね水防警報区域及び重要水防箇所内の堤防の延長およそ2キロメートルについて1箇所の水防倉庫又は資材備蓄場を設け、次の器具資材を準備しておくものとする。

品名	数量	品名	数量
くわ	20丁	杭（長さ5m）	20本
つるはし	5丁	杭（長さ3m）	40本
掛矢	5個	杭（長さ2m）	80本
鋸	20本	ロープ	550kg
おの	5個	ブルーシート	200枚
スコップ	35丁	鎌	100挺
ハンマー	7個	11番鉄線	50kg
ペンチ	5個	14番鉄線	30kg
土のう袋	2,200俵	照明用具	若干

第3項 ため池管理者の水防資材・器具の整備

ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて所要の資材・器具を備蓄しなければならない。

第4項 民間水防用資器材の確認

出水期において土木建築事務所長及び水防管理者は、あらかじめその区域内において水防用資器材を保有する商社、店舗等の所在、保有状況等を調査把握し、緊急時における水防作業が円滑に実施できるよう留意するものとする。

第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知

第1項 水位の通報及び公表（法第12条）

- 1 水防団待機水位（通報水位）（法第12条第1項）
水防管理者、国又は都道府県は、水防団待機水位（通報水位）を超えるときはその水位の状況を関係者に通報する。
*水防団待機水位（通報水位）は、水防団の出動準備の目安となる水位
- 2 氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条第2項）
国又は都道府県は、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を公表する。
*氾濫注意水位（警戒水位）は、水防団の出動の目安となる水位
- 3 水位の通報方法
 - (1) 国の機関が行う通報
岩国土木建築事務所長は、小瀬川について、国土交通省太田川河川事務所から洪水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を県庁河川課、岩国市危機管理課及び和木町水防本部に通報する。
防府土木建築事務所長は、佐波川について、国土交通省山口河川国道事務所から洪水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を県庁河川課、防府市水防本部、山口市水防本部、山口市徳地総合支所水防本部、防府警察署及び山口警察署へ通報する。
 - (2) 都道府県が行う通報及び公表
水位の連絡系統については、第5節水位、雨量等の連絡系統「3雨量、水位の連絡系統」及び「4雨量、水位の情報連絡系統」による。なお、報道機関への通知は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したときに必要に応じて行うものとなる。
- 4 欠測時等の措置
国又は県は、自らが管理する観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、必要に応じその状況を関係機関等に速やかに周知する。
欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関に周知する。

第2項 洪水予報（法第10条、第11条）

1 洪水予報の内容

国土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれ指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、 氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、または避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき
氾濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、 または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 （洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国土交通大臣が指定した河川のみ）
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき

2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報（法第10条第2項）

(1) 洪水予報を行う河川名、実施区間

水系名	河川名	実施区間	基準地点
小瀬川水系	小瀬川	左岸 広島県大竹市小方町小方字安条山650番の1 地先から海まで 右岸 山口県岩国市小瀬字深瀬3354番地先から海まで	小川津 両国橋
佐波川水系	佐波川	左岸 山口市徳地堀字土井の内2356の1地先から海まで 右岸 山口市徳地堀字北野835地先から海まで	堀 漆尾 新橋

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団待機 水位（m）	氾濫注意 水位（m）	避難判断 水位（m）	氾濫危険 水位（m）
小瀬川	小川津	岩国市小瀬字小川津	2.60	4.00	5.70	6.20
	両国橋	岩国市小瀬字墨屋堂	2.80	3.90	4.40	4.90
佐波川	新橋	防府市新橋町	2.70	3.40	4.20	4.60
	漆尾	山口市徳地伊賀地上沖の原	2.30	3.40	3.60	4.00
	堀	山口市徳地堀	2.00	3.00	3.90	4.30

(3) 洪水予報の担当官署

河川名	担当官署
小瀬川	太田川河川事務所 広島地方气象台、下関地方气象台
佐波川	山口河川国道事務所 下関地方气象台

(4) 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は、付表20のとおり定める。

◇参照 洪水予報の発表形式イメージ 付表20

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、付表21（佐波川洪水予報実施要領 付表2、付図2）、付表22（小瀬川水系洪水予報実施要領 付表2、付図2）のとおり定める。

◇参照 佐波川洪水予報実施要領 付表21

小瀬川水系洪水予報実施要領 付表22

(6) 情報システム障害時の措置

山口河川国道事務所と下関地方气象台の資料の交換については、FAX又は電話等により必要に応じ、適宜通報する。

また、障害時の部外機関への伝達については、佐波川は山口河川国道事務所及び下関地方气象台、小瀬川は太田川河川事務所及び下関地方气象台のそれぞれが定める方法により確実に行う。

（注）情報システム：山口河川国道事務所と下関地方气象台間にオンラインで接続された情報処理システムのこと。

3 都道府県と気象庁が共同で行う洪水予報（法第 11 条）

(1) 予報実施区域及び基準地点

水系名	河川名	実施区域	基準地点
錦川水系	錦川	岩国市美川町足谷川の合流点から 岩国市生見川の合流点まで	南桑
	錦川	左岸 岩国市下字井応木13番6地先から河口まで 右岸 岩国市行波字貞清278番2地先から河口まで	臥龍橋
	門前川	岩国市錦川からの分派点から河口まで	
樫野川水系	樫野川	山口市杖坂川の合流点から河口まで	鰐石 朝田
	仁保川	左岸 山口市仁保下郷字長田1554番2地先から樫野川への合流点まで 右岸 山口市仁保下郷字名字河内2008番3地先から樫野川への合流点まで	御堀橋
厚東川水系	厚東川	宇部市厚東川ダムから河口まで	持世寺
島田川水系	島田川	左岸 周南市大字小松原字筏場7番4地先から河口まで 右岸 周南市大字小松原字城山810番2地先から河口まで	島田

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)
錦川	南桑	岩国市美川町南桑字滝の上3452番1	3.50	4.70	6.00	6.60
	臥龍橋	岩国市錦見3203番地	3.50	4.20	4.80	5.30
樫野川	鰐石	山口市惣太夫町261-2	1.20	2.00	2.10	2.60
	朝田	山口市朝田2726地先	3.10	3.80	5.00	6.10
仁保川	御堀橋	山口市大内御堀字下千坊4714-7	2.00	2.20	2.40	2.60
厚東川	持世寺	宇部市大字吉見字中野瀬	3.80	5.00	5.10	5.50
島田川	島田	光市三井8丁目	2.40	3.00	3.40	4.40

(3) 洪水予報の担当官署

河川名	担当官署
錦川	岩国土木建築事務所
門前川	下関地方气象台
樫野川	防府土木建築事務所
仁保川	下関地方气象台
厚東川	宇部土木建築事務所 下関地方气象台
島田川	周南土木建築事務所 下関地方气象台

(4) 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は、付表 20 のとおり定める。

◇参照 洪水予報の発表イメージ 付表 20

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、付表 23（錦川水系錦川及び門前川の洪水予報実施要領 付表 2、付図 2）、付表 24（樫野川水系樫野川及び仁保川の洪水予報実施要領 付表 2、付図 2）、付表 25（厚東川水系厚東川の洪水予報実施要領 付表 2、付図 2）、付表 26（島田川水系島田川の洪水予報実施要領 付表 2、付図 2）のとおり定める。

(6) 洪水予報の伝達方法

土木建築事務所長は、洪水予報を発するときは、洪水予報用紙をメールで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し伝達するものとする。

◇参照 洪水予報の発表イメージ 付表 20

(7) 情報システム障害時の措置

土木建築事務所と下関地方气象台の資料及び予報文案の交換については、FAX 又は電話等により必要に応じ、適宜通報する。

また、障害時の部外機関への伝達については、土木建築事務所及び下関地方气象台のそれぞれが定める方法により確実に行う。

（注）情報システム：山口県と下関地方气象台間にオンラインで接続された情報処理システムのこと。

第 3 項 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知（法第 13 条）

1 水位情報の内容

国土交通省又は都道府県知事は、それぞれ指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位

(洪水特別警戒水位)を定め、河川の水位がこれに達したときは関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

2 国の機関が行う水位情報の通知(法第13条第1項)

国が指定する河川について氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定め、河川の水位がこれに達したときは都道府県に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知される。

なお、山口県における国管理河川(小瀬川及び佐波川)については、すでに洪水予報河川として指定されていることから、水位周知河川としての指定は行われない。

3 都道府県が行う水位情報の通知(法第13条第2項)

都道府県が指定する河川について、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定め、河川の水位がこれに達したときは関係市町の長に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知される。

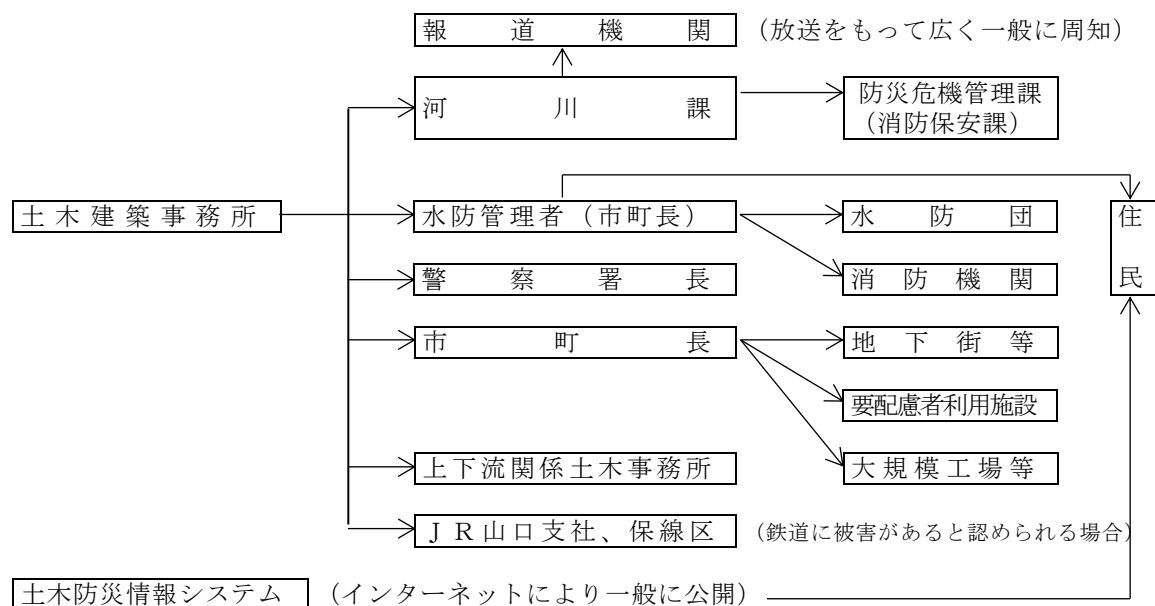
(1) 水位周知河川

知事が水防警報を発する河川として指定された河川から洪水予報を行う河川を除いたものを氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定める河川(水位周知河川)とする。

◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川・海岸及び洪水予報河川区域 付表5

(2) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報の伝達

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおりとする。



(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報の伝達方法

土木建築事務所長は、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を通知するときは、水位周知用紙をメールで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線(地上系、衛星系)などを利用し、伝達するものとする。

◇参照 水位周知用紙 付表6-2

第8節 水防警報

水防警報(法第2条、第16条)

国土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれ指定した河川、湖沼、海岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防警報を発表する。

1 国土交通大臣が発する水防警報(法第16条第1項、第2項)

防府土木建築事務所長は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から佐波川について、岩国土木建築事務所長は、太田川河川事務所長から小瀬川について、それぞれ水防警報を発した旨通知を受けたとき、直ちにその旨を関係水防管理者及び県庁河川課その他水防関係機関に通報するものとする。

◇参照 国土交通大臣が水防警報を発する指定河川及び区域 付表3
水防警報用紙(国) 付表4

2 知事が発する水防警報(法第16条第1項、第3項)

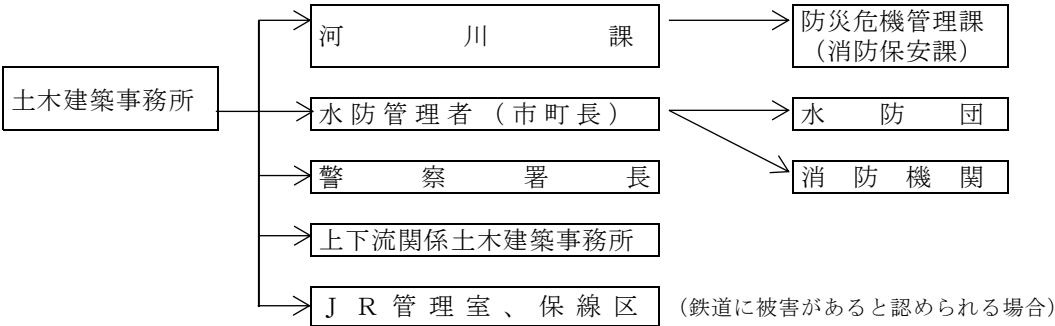
知事は、河川については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価し、海岸については、高潮災害の想定される海岸について指定することとする。

知事が発する水防警報は、土木建築事務所長(岩国港湾管理事務所、周南港湾管理事務所及び宇部港

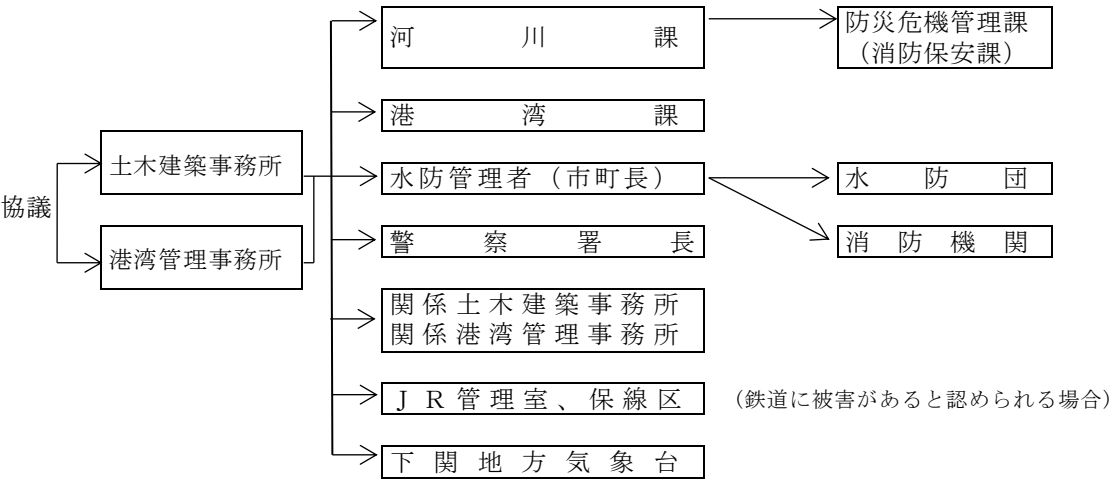
湾管理事務所が管理する海岸が含まれる場合については、土木建築事務所長と港湾管理事務所長が協議の上連名で）が発するものとし、下表により関係機関に通報するとともに直ちに警報の内容を河川課に報告するものとする。

◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川・海岸及び洪水予報河川区域 付表 5
水防警報用紙（県） 付表 6－1

(1) 指定河川に水防警報を発した場合の連絡系統図



(2) 指定海岸に水防警報を発した場合の連絡系統図



(3) 水防警報の伝達方法

土木建築事務所長又は港湾管理事務所長は、水防警報を発するときは、水防警報用紙をメールで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

(4) 水防警報の種類、内容及び発表時期（知事が発する水防警報）

河川については、次の水防警報を発する。

種類	内 容	発 令 時 期
待機	水防要員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。	気象、河川状況等からみて必要と認められるとき。 特別な事情のない限り、発表しない。
準備	① 水防資器材の点検、整備。 ② 陸閘の操作 ③ 逆流防止水門、ため池等の水門の開閉準備。 ④ 河川、その他危険区域の監視。 ⑤ 水防要員の配備計画等のための水防準備を通知するもの。	河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇し氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあり出動の必要が予測されるとき。
出動	① 水防要員の警戒配置。 ② 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	① 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき。 ② 危険箇所等を発見し、災害が起こることが予想されるとき。
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により、危険箇所について必要事項を指摘するもの。	① 河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき ② 災害の起こるおそれがあるとき。

解除	水防活動の終了を通知するもの。	① 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められたとき。 ② 危険箇所等において災害が起こる可能性がなくなったとき。
----	-----------------	---

海岸については、次の水防警報を発する。

種類	内 容	発 令 時 期
準備	① 陸閘の操作。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民への警戒呼びかけ。	気象状況等により高潮等の危険が予想される時。 高潮警報の発表に伴い配備した直後、台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により配備した直後、又は高潮発生が予想される１２時間程度前に発表する。
出動	① 水防要員の警戒配置。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民の避難誘導。 ⑤ 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	高潮等による被害が予想される時。 高潮発生が予想される４時間程度前までに発表する。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。

- (5) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）（法第 12 条）

水防警報等の発表の指標として、水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）を付表 7（水位観測所一覧表）のとおり定める。

- (6) 水防警報の発表形式

（例）水防警報第〇号 山口県〇〇土木建築事務所発表

「〇〇水位局では、水防団待機水位（通報水位）を超過しました。水防機関は、いつでも出動できるように準備をしてください。」

◇参照 水防警報用紙（県） 付表 6－1

- (7) 水防活動の状況把握

土木建築事務所長は、水防警報を発している間、水防管理者等の水防活動の状況を十分把握しておくものとする。また、国土交通大臣が水防警報を発した場合にあっては、適宜、山口河川国道事務所又は太田川河川事務所に水防管理者等の水防活動の状況を報告するものとする。

第 9 節 水防活動

第 1 項 安全確保

水防活動は原則として複数人で行うものとし、洪水、津波又は高潮いずれにおいても、水防団又は消防機関自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等により、水防団又は消防機関自身の安全を確保しなければならない。

津波浸水想定のある区域内にある水防団又は消防機関は、気象庁が発表する津波警戒等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先するものとする。

第 2 項 重要水防箇所

この計画で定める重要水防箇所は、付表 16 のとおりである。

◇参照 重要水防箇所及び予定避難場所 付表 16
重要水防箇所評定基準（案） 付表 17

第 3 項 ダム、排水ポンプ場、水門等の操作

1 点検、整備

ダム、排水ポンプ場、水門の管理者は、日常の維持管理に万全を期するとともに、特に増水（出水）期には、点検、整備を厳重にし、非常時の操作に支障がないよう留意するものとする。

2 ダムによる洪水調節

ダムによる洪水調節は、それぞれのダムごとに定められている操作規則によって行う。

3 防潮水門・排水ポンプ場の運転

防潮水門及び排水ポンプ場については、それぞれの施設ごとに定められている操作規則に基づき、防潮水門を閉鎖し、排水ポンプ場の運転を行う。

このほか、津波注意報・津波警報が発表された場合には、防潮水門を閉鎖し、必要に応じて排水ポンプ場の運転を行う。

ただし、津波による越流等のおそれがある場合には、操作員の安全確保を優先し、操作を行わないこととする。

4 水門、陸閘の操作

ア 逆流防止のために設けられた水門のうち、操作を要するものについては、それぞれの操作規則に基づき操作を行う。河川や海岸に設けられている陸閘については、洪水時又は高潮時で水位が上昇することが見込まれる場合に、あらかじめ閉鎖するものとする。

イ 陸閘の閉鎖時期は、洪水対策の場合は河川の水位が操作規則に定める水位に達し、なお、水位上昇が予測され災害の生ずるおそれがあるとき、高潮対策の場合は台風等により災害の生ずるおそれがあるときに閉鎖することを原則とする。

ウ 津波対策の場合は、陸閘の閉鎖よりも堤外海浜地へ出ている人の避難誘導を優先することとする。

エ 津波注意報・津波警報が発表された場合には、津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、操作員の安全が確保できる場合に限り、水門、陸閘を閉鎖するものとする。

5 河川公園利用者への周知・誘導・退去指導

河川公園の管理者又は管理受託者は、平素から看板を設置するなどして、河川公園の利用者に対し、河川公園が浸水する可能性が大きくなったときは、河道内から退去するよう注意を促すものとする。

6 貯水池等の監視

ア ため池管理者は、あらかじめ個々のため池について水防団待機水位（通報水位）を定めておくこと。

イ ため池管理者は、異常洪水による貯水状況、老朽危険箇所、漏水等に注意し、必要に応じてため池の警戒操作にあたるとともに水防管理者と協議して、土のう積み、余水吐切開、ポンプによる排水その他必要な措置をとるものとする。

ウ 水防管理者は、必要な措置の状況等を農林水産事務所又は農林事務所長に通報するものとする。

第4項 水防措置

1 通常警戒

水防管理者は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに土木建築事務所長に通報し必要な措置を求めるものとする。

2 非常警戒

水防管理者は、水防警報が発せられた後、水防警報が発せられた河川はもとより付表3及び5（水防警報区域）並びに付表16（重要水防箇所）に掲げる区域の監視、警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに土木建築事務所長に通報するものとする。

3 警戒区域の設定（法第21条）

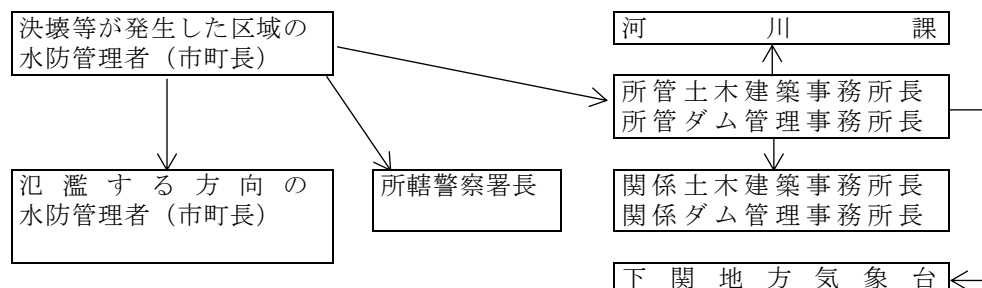
水防管理者は、水防上緊急の必要がある場合においては、水防作業等の円滑を図るため、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができるものとする。

4 警察官の派遣要請（法第22条）

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

5 決壊・漏水等の通報（法第25条）

水防管理者は、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、直ちに次の図により関係者に通報するものとする。



6 決壊等後の措置（法第26条）

堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

1 出動

①出動を要する水防警報が発せられたとき。

②洪水予報が発せられたとき。

③河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測される
とき。

④堤防の異常を発見したとき。

⑤風速、風向、潮の干満等の状況により高潮による被害が予想されるとき。

⑥津波による被害が予想されるとき。

2 水防作業

その際、水防団又は消防機関は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間等を考慮して、水防団又は消防機関が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

◇参照 水防工法 付表 18

1 緊急通行

2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

1 河川管理者の協力

①水防管理団体に対する河川に関する情報の提供

②関係者に対する決壊・漏水等の通報（洪水予報による伝達に代えることができる。）

-19-

- ③水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ⑤水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- 2 水防管理団体相互の応援、協力
水防管理団体が他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲で、作業員及び必要な資材器具を応援しなければならない。したがって隣接水防管理者は、あらかじめ協議して応援要領を定め、非常の際、水防活動が円滑迅速に行われるよう努めなければならない。
- 3 広島県との協力
小瀬川沿いの山口、広島両県の関係者は、水防について対岸の水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で作業員及び資材を応援する。

第8項 立退きの指示

- 1 避難
避難のための具体的な措置は、第3編第5章「避難計画」に定めるところによる。
◇参照 重要水防箇所及び予定避難場所 付表16
- 2 立退きの指示（法第29条）
洪水、津波、高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くことを指示するものとする。

第9項 輸送

- 1 県の設備による輸送
水防上必要がある場合、土木建築事務所長は、付表2（水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表）に掲げる車両等を使用し、水防管理団体の応援にあたるものとする。
- 2 他の機関の設備による輸送
水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、第3編第8章「緊急輸送計画」に定めるところによる。

第10項 水防体制の解除

水防警戒の必要がなくなり、水防体制を解除した場合は、水防管理者はその旨を一般に周知させるとともに、土木建築事務所長を通して県庁河川課に報告するものとする。

第11項 水防てん末報告

- 1 水防管理団体の報告
水防管理団体が水防活動を行ったときは、付表19に示す様式により、水防活動終了後5日以内に所轄の土木建築事務所を経由して、河川課経由で知事に報告するものとする。知事は当該水防管理団体からの報告に基づいて中国地方整備局に報告するものとする。
- 2 土木建築事務所の報告
土木建築事務所が水防活動を行ったときは、水防管理団体の報告書に準じて作成し、水防活動終了後10日以内に河川課経由で知事に報告するものとする。

◇参照 水防活動状況報告書 付表19

第10節 公用負担

水防法に定める公用負担については、次によるものとする。

第1項 物的公用負担（法第28条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のための緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができるものとする。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他資材の使用、収用
- ③ 車両、その他運搬用機器の使用

- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

第2項 人的公用負担（法第24条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができるものとする。

第3項 損失補償及び損害補償（法第28条、45条）

物的公用負担により損失を受けた者又は人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、法第28条及び第45条に規定するところによるものとする。

第11節 水防標識・水防信号・身分証票

第1項 水防標識（法第18条）

水防のため出動する優先通行車両の標識は次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第2条）



- ① 標識の大きさは、縦15センチメートル、横21センチメートルとする。
- ② 標識の材質は、紙製又はプラスチック製とする。
- ③ 地色は白色とし、記号は赤色とし、文字は黒色とする。

第2項 水防信号（法20条）

知事の定める水防に用いる信号は次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第3条）

発信の方法		警鐘による場合	サイレンによる場合		
種類					
警戒信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 ○ー 約15秒 休止	約15秒 休止 約5秒 ○ー	約5秒 ○ー
出動信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○ー○ー○休止 ○ー○ー○休止 ○ー○ー○	約15秒 ○ー 約5秒 休止	約5秒 休止 約15秒 ○ー	約15秒 ○ー
総出動信号	必要と認める区域内の居住者で水防活動ができる者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○ー○ー○ー○休止 ○ー○ー○ー○休止 ○ー○ー○ー○	約30秒 ○ー	約5秒 休止	約30秒 ○ー
避難信号	必要と認める区域内の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 ○ー	約5秒 休止	約1分 ○ー

- ① 信号は、適宜の時間継続すること。
- ② 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。
- ③ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

第3項 身分証票（法第49条）

水防計画を作成するため必要な土地に立入る場合に携帯提示する身分証票は次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第4条）

（表）

第号 水 防 公 務 証 所 属 職氏名 上記の者は、水防法（昭和24年法律第193号）第49条第1項の規定により立入りをする者であることを証明します。 年 月 日発行 山口県知事 印

（裏）

水 防 法 抜 粋
（資料の提出及び立入り）
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第12節 水防訓練

指定水防管理団体の水防訓練（法第32条の2）

指定水防管理団体は、法第32条の2に定めるところにより、毎年1回以上訓練を実施し、水防技術の向上を図るとともに、水防組織の整備点検を行うものとする。

この水防訓練は、県及び市町地域防災計画に定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えないものとする。

第13節 水防協力団体

第1項 水防協力団体の指定、監督及び情報提供（法第36条、39条、40条）

水防管理者は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。また、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため、水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第2項 水防協力団体の業務（法第37条）

水防協力団体は次の業務を行う。

- 1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供

- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

●付表

付表 1	水防管理団体一覧表 -----	24
付表 2	水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表 -----	25
付表 3	国土交通大臣が水防警報を発する指定河川及び区域 -----	37
付表 4	水防警報用紙（国土交通省） -----	38
付表 5	知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川・海岸及び 洪水予報河川区域 -----	42
付表 6	水防警報用紙(6-1)・水位周知用紙(6-2) -----	46
付表 7	水位観測所一覧表 -----	55
付表 8	雨量観測所一覧表 -----	67
付表 9	潮位観測所一覧表 -----	76
付表10	各港潮位表 -----	77
付表11	風速計一覧表 -----	78
付表12	主要ダム一覧表 -----	79
付表13	排水ポンプ場等一覧表 -----	89
付表14	河川公園一覧表 -----	93
付表15	河川プール一覧表 -----	103
付表16	重要水防箇所及び予定避難場所 国土交通省直轄区間 -----	105
	県管理区間 -----	125
	海岸関係 -----	165
	危険ため池 -----	177
付表17	重要水防箇所評定基準（案） -----	185

付表18	水防工法 -----	187
付表19	水防活動状況報告書 -----	190
付表20	洪水予報の発表形式イメージ -----	192
付表21	佐波川洪水予報実施要領 -----	194
付表22	小瀬川水系洪水予報実施要領 -----	211
付表23	錦川水系錦川及び門前川の洪水予報実施要領 -----	226
付表24	樫野川水系樫野川及び仁保川の洪水予報実施要領 -----	235
付表25	厚東川水系厚東川の洪水予報実施要領 -----	245
付表26	島田川水系島田川の洪水予報実施要領 -----	254
付表27	洪水予報の基準水位と発表時間 -----	264
付表28	洪水浸水想定区域一覧表 -----	265
付表29	高潮浸水想定区域一覧表 -----	281

付表 1 水防管理団体一覧表

区分	水防管理団体名	電話番号	水 防 (消防) 団員数	消 防 署 の有無	県防災 行政無線 (固定局)	市町行政無線			消防無線		水防 倉庫 数
						基 地 又 は 固 定 局	移 動	同報無線	基 地 又 は 固 定 局	移 動	
指定	周 防 大 島 町	0820-74-1000	850	有	1	5	72	116	4	20	7
指定	岩 国 市	0827-29-5119	1,297	有	1	69	19	245	8	114	34
指定	和 木 町	0827-52-2136	58	有	1	1	20	25			4
指定	柳 井 市	0820-22-2111	406	有	1	2	40	49	8	70	10
指定	上 関 町	0820-62-0311	170	有	1	1		22	0	0	2
指定	田 布 施 町	0820-52-2111	171	有	1	1		40		36	8
指定	平 生 町	0820-56-7111	150	無	1	3		30			2
指定	周 南 市	0834-22-8561	866	有	1	64	1	63	13	538	28
指定	下 松 市	0833-45-1700	321	有	1	2	3	31	9	60	3
指定	光 市	0833-72-1400	486	有	1	1		77	10	113	8
指定	防 府 市	0835-23-2111	355	有	1	2	33	60	4	154	11
指定	山 口 市	083-922-4111	1,021	有	1	1	151	205	9	174	22
指定	宇 部 市	0836-31-4111	544	有	1	3	95	20	2	209	10
指定	山 陽 小 野 田 市	0836-82-1111	368	有	1	3	40	14	3	27	6
指定	美 祢 市	0837-52-1110	771	有	1	0	0		3	50	5
指定	下 関 市	083-231-1111	1,613	有	1	6	140		7	174	23
指定	長 門 市	0837-22-2111	901	有	1	21	52	52	5	39	4
指定	萩 市	0838-25-3131	965	有	1	69	89	4,688	13	70	37
指定	阿 武 町	08388-2-3110	126	有	1	1	32	1,255			9
計			11,439		19	255	787	6,992	98	1,848	233

付表２ 水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表

土木建築事務所（支所）名 及び水防管理 団体名	区分 倉庫の位置	輸 送 設 備				備 蓄					
		乗 用 車 （ 台 ）	四 輪 駆 動 車 （ 台 ）	ト ラ ッ ク		ス コ ッ プ	つ る は し	く わ	お の	掛 矢	か ま
				大	小						
岩 国 土 木	岩国市三笠町	7	2			39	20	9	14	9	10
玖 珂 分 室	事務所倉庫（車庫）	2	2			24	4	3	3	2	10
太 田 川 河 川	小瀬川出張所	2	1			15	1	1		4	2
岩 国 市	市役所	27	1	1	2	22		6			
岩 国 市	消防団本部	1	1		1	14				4	2
岩 国 市	小瀬					13	5	2		5	4
岩 国 市	平田					10	3	2	1	1	3
岩 国 市	藤生					5	2	2	1	1	
岩 国 市	海土路					10	4	2	2	2	16
岩 国 市	北河内					10	11	2	1	3	4
岩 国 市	青木					10	2	2	1	3	1
岩 国 市	通津					14	4	2		2	4
岩 国 市	川下					34	24	10	7	13	4
岩 国 市	黒島					5			3	3	5
岩 国 市	端島					9	2	2	3	2	3
岩 国 市	柱島					7	2	6	1	4	3
岩 国 市	師木野					12	2	1		4	4
岩 国 市	御庄					10	2	6	2	2	10
岩 国 市	錦見 1					9	5		3		3
岩 国 市	錦見 2					30	5	5	3	1	4
岩 国 市	川西					3		1	1	4	
岩 国 市	横山					8	3	6	4	13	6
岩 国 市	藤河					3	3		1	3	3
岩 国 市	南河内					5	12	2	2	3	5
岩 国 市	門前					8	1	2	1	3	5
岩 国 市	本郷支所	2	2		1	9	3	4	1	3	9
岩 国 市	美川支所	1			1	80	1	39			24
岩 国 市	錦総合支所	4	1			18	2	33		5	
岩 国 市	美和町洪前	1			1	26	10	10	10	15	30
岩 国 市	由宇総合支所	1			3	62	10		9	16	1
岩 国 市	周東総合支所	2			2	30	7	5	6	8	40
岩 国 市	周東町新宮					12				11	12
岩 国 市	周東町上市中					12			1	2	1
岩 国 市	周東町須通					13	1		1	5	2
岩 国 市	周東町郷上					5				4	5
岩 国 市	周東町落合									9	
岩 国 市	玖珂支所	3	1		1	30	3	5	5	3	52
岩 国 市	計	42	6	1	12	548	129	157	70	157	265
和 木 町	役場車庫	1	1	1	1	12	3			2	5
和 木 町	消防団本部車庫			1		4	4	4	2	2	40
和 木 町	消防団第 2 分団車庫				1	9	4	1	1	2	7
和 木 町	消防団第 3 分団車庫				1	18	4	1	2	3	20
和 木 町	計	1	1	2	3	43	15	6	5	9	72
水防管理団体計		43	7	3	15	591	144	163	75	166	337
岩国土木建築事務所管内計		54	12	3	15	669	169	176	92	181	359
柳 井 土 木	事務所倉庫（車庫）	13	2			12	8	4		2	6
大 島 分 室	大島庁舎倉庫		3			37	15	9	2	3	11
周 防 大 島 町	消防団大島支部第 6 分団機庫					9	3	5	3	5	5
周 防 大 島 町	消防団大島支部第 9 分団機庫					9	5	8	6	3	9
周 防 大 島 町	大島庁舎	1			1	8	3	4	2	2	5
周 防 大 島 町	橘庁舎	1			1	30	3		2	2	7

器 具					備 蓄 資 材							備 考	
ペンチ	のこ	じょれん	ハンマー	照明器具	ロープ（本）	杭（本）			鉄線（本）		土のう袋（枚）		ブルーシート（枚）
						5 m	3 m	2 m	11番	14番			
9	8	25	15		12			18			1,000	110	オイルフェンス 8m オイルマット 2,200
4	5	20	2	1	26			80	2		1,300	96	
3	5	2	8	3	7			170			13,880	107	杭は2m未満も含む
			16	8	8						28,700	224	
		5	4	2	11			10			1,000	20	
2	1	2	1					100			1,800	6	
1	1	2		8				63		3	160		
1	2	2						20			500	4	
		1		2				70	1	2	1,200	3	
1	2	2						50		2	1,200	9	
1	1	2	3		5			46	1	1	1,000	7	
2	2	2						48	2	2	1,500	6	
	14	50	35			200		120		7	10,790	130	
	3	2									200		
	1	2									300		
	1	2								2			
1	2	2						30	1	2	220	4	
1	3	4						50		4	600	11	
	1	3									4,000		
2		2						80	1	2	2,000	1	
	1	2			1						400	1	
2	2	2	2	18					2		1,600		
	1	2	1	5	3			34		4	800	2	
1	1	2						59	1	2	300	4	
2	1	2	1		2			43	2		1,000	5	
	1		1	2							300	7	
	12			3	3						1,000	10	
		21		2							800	12	
11	6		5	2	40				40		1,000	19	
		4	6	10	2			100	280		800	6	
2	5	6	4	4				115			6,245	122	
			2	1							100		
			1								100		
			3								100		
											100		
							210	50			100		
5	7		4	3	3			100	200		580	6	
35	71	126	89	70	78	200	210	1,188	531	33	70,495	619	
5	4												鉄線 200 オイルマット 20
	3		2	4	2		20	18	1	1	500	60	一輪車 5 消防車 1
	6		2	4				40	1		250		鉋 5 消防車 1
	6		2	4	4						300		鉋 5 消防車 1
5	19	0	6	12	6	0	20	58	2	1	1,050	60	
40	90	126	95	82	84	200	230	1,246	533	34	71,545	679	
56	108	173	120	86	129	200	230	1,514	535	34	87,725	992	
2	4	11	2					201			2,800	60	
3	3	10	4		30			30	1	3	2,400	150	杭(1m) 400本
1	3	6	2		3		6		3		1,000		
4	6	9	15		6		13		3		1,000		
1	3	9	4	2	2		6		3		4,000	30	
10	2		2	2	10		40				5,000	100	

土木建築事務所（支所）名 及び水防管理 団体名	区分 倉庫の位置	輸 送 設 備				備 蓄					
		乗 用 車 （ 台 ）	四 輪 駆 動 車 （ 台 ）	ト ラ ッ ク		ス コ ッ プ	つ る は し	く わ	お の	掛 矢	か ま
				大	小						
周 防 大 島 町	久賀庁舎	1			1	5	3	3	5	1	15
周 防 大 島 町	東和庁舎	1			1	17	7	13	12	6	10
周 防 大 島 町	油田出張所					5		2	2		
周 防 大 島 町	計	4	0	0	4	83	24	35	32	19	51
柳 井 市	市役所	19	4		10	19	8	3		4	5
柳 井 市	新庄	1				23	3	1	1	2	10
柳 井 市	余田	1				4	1	1	1	1	4
柳 井 市	日積	1				18	1	2		1	4
柳 井 市	伊陸	1				16	1	2	2	2	3
柳 井 市	阿月	1				5	2	2	1	2	4
柳 井 市	伊保庄		1			6	2	2	1	3	4
柳 井 市	平郡東	1				6	3	2	4	2	
柳 井 市	平郡西	1				12	2	12	1	4	3
柳 井 市	大島	1			1	15	19	10	6	11	13
柳 井 市	計	27	5	0	11	124	42	37	17	32	50
田 布 施 町	麻里府					5				1	4
田 布 施 町	馬島					3				2	3
田 布 施 町	役場	19		1	3	21	1	4		6	21
田 布 施 町	計	19	0	1	3	29	1	4	0	9	28
平 生 町	役場	26	2	1	8	42	5	5		3	20
平 生 町	佐賀	1				2	1	2			4
平 生 町	計	27	2	1	8	44	6	7	0	3	24
上 関 町	上関町消防団本部機庫	9	1		3	35	5	20	5	2	50
上 関 町	白井田倉庫		1			3					15
上 関 町	計	9	2	0	3	38	5	20	5	2	65
水防管理団体計		86	9	2	29	318	78	103	54	65	218
柳井土木建築事務所管内計		99	14	2	29	367	101	116	56	70	235
周 南 土 木	総合庁舎倉庫	12	3			20	5	4		2	11
周 南 市	市役所	66	22	2	10	53	23		16	10	52
周 南 市	久米支所		1			9	1	4		1	4
周 南 市	菊川支所		1		1	5	3	1	2	2	6
周 南 市	戸田支所					9	2	4		2	3
周 南 市	夜市支所		1			12	5	5		1	1
周 南 市	湯野支所		1			4	1	5		1	2
周 南 市	向道支所		1			1	1	2	1	1	5
周 南 市	長穂支所		1			1					
周 南 市	須々万支所		1		1	24	4	2		1	3
周 南 市	中須支所		1			3	1	3		1	3
周 南 市	須金支所		2			5	1	3		2	
周 南 市	大津島支所		1		1	4		2		2	
周 南 市	鼓南支所		1			5	3	3		3	
周 南 市	櫛浜支所		1		1	6	3			2	3
周 南 市	和田支所		1			2	4	2		1	
周 南 市	八代支所				1			1		1	1
周 南 市	新南陽総合支所	5			1	17	1	4	10	1	47
周 南 市	兼清					15	2			2	5
周 南 市	安田					10	3	2	1	2	9
周 南 市	熊毛総合支所	5	4	1	3	10		1	1	1	8
周 南 市	鹿野総合支所		9	1	2	20	5		2	4	10
周 南 市	消防本部	1									
周 南 市	中央消防署					24	4	22	4	4	41
周 南 市	東消防署					38	3	21	4	4	23
周 南 市	西消防署			1		11		5			20
周 南 市	西部出張所					4	1	3		1	3
周 南 市	北消防署		1		1	6		2		1	8
周 南 市	北部出張所	1				7	1	3			2
周 南 市	計	78	50	5	22	305	72	100	41	51	259
下 松 市	市役所（庁舎内）	55	6	2	4	30	4	10	5	6	100
下 松 市	米川水防倉庫	1			1	8	2	6	1	2	4

器 具					備 蓄 資 材							備考	
ペンチ	のこ	じょれん	ハンマー	照明器具	ロープ（本）	杭（本）			鉄線（本）		土のう袋（枚）		ブルーシート（枚）
						5 m	3 m	2 m	11番	14番			
3	2	3	2	1	75			30			5,000		
5	2		2	6	24			50	5	5	5,000	20	
2	2				20						2,000		
26	20	27	27	11	140	0	65	80	14	5	23,000	150	
4		5	2								2,720	71	
2	4	2	4	1	1			36	1	1	1,650	65	
1	4	7	1		9		10	10			240	30	
	4	3	1		7			10	2	3	570	61	
1	6	2	2		5			20		2	53	40	
2	2	2	2					20	1	1	400	55	
1	2	2	1	1	1			36	1	1	685	83	
1	9	2	1	1	4			13		2	200	100	
1	1	2	2		8			28			600	35	
7	10	10	9		9					3	1,375	233	杭(1m) 63本
20	42	37	25	3	44	0	10	173	5	13	8,493	773	
	1			1									
	1			2									
	9	3	4	2	2						400	187	
0	11	3	4	5	2	0	0	0	0	0	400	187	
4	10	8	7	6	3						2,100	100	
2	4	2	1								100		
6	14	10	8	6	3	0	0	0	0	0	2,200	100	
5	20	5	7	3	50	10	100	80	50	30	3,000	50	
				4							110	1	
5	20	5	7	7	50	10	100	80	50	30	3,110	51	
57	107	82	71	32	239	10	175	333	69	48	37,203	1,261	
62	114	103	77	32	269	10	175	564	70	51	42,403	1,471	
2	1	2	1		15			50		20	1,100	96	
2	25			11	10			75		48	6,200	125	
			1								100	10	
2	2		1	4	1			2		1	184	6	
	3				1						400	40	
1	3		1	1	2						400	17	
1	3	3			2						800	48	
1	4	1	1	1	1					1	400	14	
					10						400	80	
	3				4			15			150	12	
1	2				2						500	16	
1	4		1	1	2			15			400	10	
1		2	1								200	15	
											450	15	
	2			1							1,400	5	
	6	2	2	2	1						0	20	
1	1		1								40	10	
		2	4	15	1						850	150	
2	1	2	1				50				600	10	積載車 1
2	4		2	2	3		50	10	2		1,000	5	積載車 1
1	4		1	11	2						3,000	320	積載車 1
2	5	5	1	1	1						300	100	除雪車 3
											110	35	マイクロバス 1
1	3		1					12			340	21	
	6	3	4	7	5						133	28	
					2						660	8	
		1	1								721	7	
2	1	2	1	1	2						822	11	
				1							622	10	
21	82	23	25	59	52	0	100	129	2	50	21,182	1,148	
3	15		6	3	25			35	2	1	2,000	30	マイクロバス 1 チェンソー 1
1	7		1		20						50		

土木建築事務所（支所）名 及び水防管理 団体名	区分 倉庫の位置	輸 送 設 備				備 蓄					
		乗 用 車 （ 台 ）	四 輪 駆 動 車 （ 台 ）	ト ラ ッ ク		ス コ ッ プ	つ る は し	く わ	お の	掛 矢	か ま
				大	小						
下 松 市	下松市消防署	5		1	1	28	2	9	4	2	82
下 松 市	計	61	6	3	6	66	8	25	10	10	186
光 市	市役所	37	1	3	3	63	12	31	18	11	90
光 市	周防出張所				1	3	1	1	1	2	4
光 市	三島出張所				1	3	1	1	1	2	4
光 市	浅江出張所				1	3	1	1	2	2	5
光 市	光井コミュニティセンター				1	3	1	1	1	1	2
光 市	室積出張所				1	3	1	1	1	1	4
光 市	大和支所		1			3	1	1	1	1	2
光 市	島田コミュニティセンター				1	3	1	1	1	1	4
光 市	計	37	2	3	9	84	19	38	26	21	115
水防管理団体計		176	58	11	37	455	99	163	77	82	560
周南土木建築事務所管内計		188	61	11	37	475	104	167	77	84	571
防 府 土 木	駅南町13-40	19	3			58	8	4	2	3	21
山口河川国道 事 務 所	佐波川出張所	2	1			59	2		4	23	4
山口河川国道 事 務 所	中山新倉庫										
山口河川国道 事 務 所	中山旧倉庫					47	5			12	2
山口河川国道 事 務 所	島地川ダム管理支所	1	2			31				18	
山口河川国道 事 務 所	計	3	3	0	0	137	7	0	4	53	6
防 府 市	寿町(鉄道高架下)					107	15	10	23	25	88
防 府 市	牟礼出張所					10	3	5	2	3	
防 府 市	右田出張所					10	4	3	2	3	
防 府 市	大道出張所					10	10	5	5	4	5
防 府 市	西浦出張所					12	4	2	1	3	
防 府 市	中関出張所					10	3	3	3	3	
防 府 市	富海出張所					10	1	5	3	3	
防 府 市	向島出張所					10	3	3	1	5	
防 府 市	小野出張所					10	3	2	1	3	
防 府 市	真尾水防倉庫					10	4	2	2	6	10
防 府 市	野島出張所					5	1	1	2	3	
防 府 市	計	0	0	0	0	204	51	41	45	61	103
水防管理団体計		0	0	0	0	204	51	41	45	61	103
防府土木建築事務所管内計		22	6	0	0	399	66	45	51	117	130
防 府 土 木 (山口支所)	事務所倉庫	4	2			12	2			2	
阿 東 分 室	阿東分室倉庫	1	2			3	10	2	1	2	4
山 口 市	大殿支部					11	3		4	5	2
山 口 市	白石支部					7	3			4	
山 口 市	湯田支部					12	3		8	7	3
山 口 市	仁保支部					22	3	8	4	7	7
山 口 市	小鯖支部	2				11	4	4	6	5	1
山 口 市	大内支部					5	1	2	4	5	
山 口 市	宮野支部					10	3	5	4	9	4
山 口 市	陶支部					10	3	6	4	6	3
山 口 市	吉敷支部	1				15	4	12	4	2	14
山 口 市	平川支部	1				11	3	6	4	5	3
山 口 市	大歳支部					11	3	5	4	4	2
山 口 市	鑄銭司支部					12	4	5	8	2	5
山 口 市	名田島支部					12	4	6	4	5	3
山 口 市	秋穂二島支部					5		1	1	1	3
山 口 市	嘉川支部					14	4	4	4	3	3

器 具					備 蓄 資 材							備 考	
ペンチ	のこ	じょれん	ハンマー	照明器具	ロープ（本）	杭（本）			鉄線（本）		土のう袋（枚）		ブルーシート（枚）
						5 m	3 m	2 m	11番	14番			
2	19		2	2	3						600	2	
6	41	0	9	5	48	0	0	35	2	1	2,650	32	
5	20	5	6	5	30			128			3,000	50	
1	2		7	2							450	7	
3	2			2	2						400	5	
1	2		1	2	2						600	15	
1	2		1	2							400	4	
1	1		1	2	2						200	6	
1	1		1	2	2						200	4	
1	1			2							270	5	
14	31	5	17	19	38	0	0	128	0	0	5,520	96	
41	154	28	51	83	138	0	100	292	4	51	29,352	1,276	
43	155	30	52	83	153	0	100	342	4	71	30,452	1,372	
5	3	10	3	1	52			300	5	2	2,600	66	
	5		21		24			767	50		4,550	91	排水ポンプ車 1 照明車 1
					26			114					
10	4		13	5	24			106	100		4,600	20	
			10	3	3			66			4,200	67	
10	9	0	44	8	77	0	0	1,053	150	0	13,350	178	
15	40		27					2,000		11	11,000	180	
	3		4					171			1,850	12	
	1		2					150			2,350	13	
5	9		10					100			2,200	10	
	5		2					163		1	1,650	12	
	1		4					134		1	2,000		
	1		3					140		2	2,560	7	
	4		3					104			1,900	2	
	4		4					219			2,050	11	
5	5		3					114			1,850		
								100			3,000	1	
25	73	0	62	0	0	0	0	3,395	0	15	32,410	248	
25	73	0	62	0	0	0	0	3,395	0	15	32,410	248	
40	85	10	109	9	129	0	0	4,748	155	17	48,360	492	
			1								1,500	42	
3	2	4	1	1	25			60			1,400	25	
3	4	5	2	3	15			400		2	900	5	
		5		9	11			400		2	1,100	44	
4		5	2	1	15			400		2	1,600	8	
2	4	2	3	4	15			400	3		1,000	5	
1	2	10	2	8	15			400		2	700	4	
3	4		3	4	15			400		2	1,000	8	
3	6		3	17	7			400	2		730	18	
4	4		2	6	15			400		2	1,000	3	
4	4		2	6	15			400		2	580	5	
4	4		3	6	19			400		2	525	5	
4	5		3	5	20			400		2	670	5	
6	5	1	4	6	15			400		4	550	7	
6	5		8	6	14			400		2	400	5	
2	1	1	2	3	10			60			200	2	
5	7	2	6	6	15			200	3	2	150	5	

土木建築事務所（支所）名 及び水防管理 団体名	区分 倉庫の位置	輸 送 設 備				備 蓄					
		乗 用 車 （ 台 ）	四 輪 駆 動 車 （ 台 ）	ト ラ ッ ク		ス コ ッ プ	つ る は し	く わ	お の	掛 矢	か ま
				大	小						
山 口 市	佐山支部					18	4	5	5	5	3
山 口 市	小郡総合支所	12	1			8	3	8	1	2	5
山 口 市	秋穂総合支所	4	1		1	11	2		1	3	
山 口 市	阿知須総合支所	5			1	11	2	2	7	5	4
山 口 市	徳地総合支所	7	4		5	31	5		6	3	2
山 口 市	徳地野谷倉庫					10				15	
山 口 市	阿東総合支所	2	5		8	12	2	2	1	3	10
山 口 市	計	34	11		15	269	63	81	84	106	77
水防管理団体計		34	11		15	269	63	81	84	106	77
防府土木建築事務所山口支所管内計		39	15		15	284	75	83	85	110	81
宇 部 土 木	琴芝町1丁目	15	2			30	8	5	4	4	10
宇 部 市	本部倉庫（昭和町）	1		2	4	30	5	5	20	12	17
宇 部 市	厚南市民センター	1				30	5	4	5	5	4
宇 部 市	藤山中学校					8	4	2	1	2	4
宇 部 市	西岐波市民センター	1				30	5	3	4	5	4
宇 部 市	厚東市民センター	1				32	5	4	5	5	4
宇 部 市	二俣瀬市民センター	1				32	4	4	4	5	5
宇 部 市	東岐波市民センター	2				25	5	5	2	3	2
宇 部 市	原市民センター	1				20	1	1	1	2	1
宇 部 市	小野市民センター	1				43	5	4	5	5	4
宇 部 市	北部総合支所	1	1	1	1	25	5	2	1	3	8
宇 部 市	計	10	1	3	5	275	44	34	48	47	53
山陽小野田市	市役所	69	1		2	22	6	14	5	5	3
山陽小野田市	厚狭地区複合施設	8				12	3	4	1	3	5
山陽小野田市	埴生支所	1				5	1		1	2	3
山陽小野田市	小野田消防署	3			1	23	6		4	8	4
山陽小野田市	厚陽分団庫	1				10	5		1	2	12
山陽小野田市	下津倉庫										
山陽小野田市	計	82	1	0	3	72	21	18	12	20	27
水防管理団体計		92	2	3	8	347	65	52	60	67	80
宇部土木建築事務所管内計		107	4	3	8	377	73	57	64	71	90
宇 部 土 木 （美祿支所）	事務所倉庫	6	4			27	20	27	16	4	36
美 祿 市	市役所	12	5		2	10	10			10	20
美 祿 市	消防本部					45	5	15		3	30
美 祿 市	消防団					332		54			
美 祿 市	秋芳総合支所	7	2		2	5		5			2
美 祿 市	美東総合支所	4			2	5		5			2
美 祿 市	計	23	7	0	6	397	15	79	0	13	54
水防管理団体計		23	7	0	6	397	15	79	0	13	54
宇部土木建築事務所（美祿支所）管内計		29	11	0	6	424	35	106	16	17	90
下 関 土 木	総合庁舎	13	3			8	11	16	1	1	11
豊 田 分 室	事務所車庫・倉庫	1	2			17				1	2
下 関 市	市役所	17	1	1							
下 関 市	西消防署					10	2	1		2	14
下 関 市	吉田倉庫（吉田分団第1部消防機庫）					7	2	1		1	5
下 関 市	王喜倉庫（王喜分団第1・4部消防機庫）					10	2	1		2	
下 関 市	東消防署小月出張所					15	3	1		2	19
下 関 市	清末倉庫（清末分団第1部消防機庫）					10	2	1		2	5
下 関 市	王司倉庫					10	1	1		2	6
下 関 市	内日倉庫					10	2	1		2	4
下 関 市	北消防署勝山出張所					10	1	1		1	5
下 関 市	川中倉庫（川中分団第4部消防機庫）					11		2		2	5
下 関 市	安岡倉庫					8	2	1		2	5
下 関 市	吉見倉庫					24	2	1		1	2
下 関 市	東消防署本署					13	3			3	26
下 関 市	中央消防署					26	2			6	24
下 関 市	北消防署本署					16	5	1		3	25

器 具					備 蓄 資 材							備 考	
ペンチ	の こ	じょ れん	ハン マー	照 明 器 具	ロー プ （ 本 ）	杭 （ 本 ）			鉄 線 （ 本 ）		土 の う 袋 （ 枚 ）		ブル ー シー ト （ 枚 ）
						5 m	3 m	2 m	11番	14番			
4	5		4	7	15			400		2	1,000	5	
1	3		1	18				110			1,000	1	
1	2		2	2	2			200		200	1,500	18	
3	10		6	5	23			450		205	2,500	24	
6	9		4	6	12			200	4	2	490	97	
				8	3			250			400	20	
5	5	3	2	3	10			30	2		2,000	30	
71	89	34	64	139	281			7,100	14	435	19,995	324	
71	89	34	64	139	281	0	0	7,100	14	435	19,995	324	
74	91	38	66	140	306			7,160	14	435	22,895	391	
2	5	5	2	2	30			200			4,000	98	
3	9	3	11		5		60		10	10	8,000	36	
2	3	3	1		5		86		10	10	1,000	5	
1	3	1	1		3		36				700		
2	3	3	2		3		150		3	10	1,100	5	
1	3	3	3		6		150		10	10	2,000	3	
1	6	2	3		1		185		10	10	1,570	3	
1	2	3	1		3		25		10	10	850	3	
1	1	1	1		3		30		5	5	800	2	
2	7	2	1	3	5		200		10	10	1,000	3	
2	3	2	2		3		150		10	10	1,300	6	
16	40	23	26	3	37	0	1,072	0	78	85	18,320	66	
4	2		1	4	4						198	28	
1	2		1	11	20		400				4,000	120	
1	1			3	10						1,000	40	
2	11		5		3			100			1,000	20	
1	3		1		3			13			1,000	10	
					2			35			2,000	40	
9	19	0	8	18	42	0	400	148	0	0	9,198	258	
25	59	23	34	21	79	0	1,472	148	78	85	27,518	324	
27	64	28	36	23	109	0	1,472	348	78	85	31,518	422	
13	7	4	6	9	53			400		3	7,800	80	
	10										3,400	20	
4	15		3	4	5			80		100	1,850	30	
	25			71	100						600	60	
	2										700		
	2										900		
4	54	0	3	75	105	0	0	80	0	100	7,450	110	
4	54	0	3	75	105	0	0	80	0	100	7,450	110	
17	61	4	9	84	158	0	0	480	0	103	15,250	190	
1	5	7	1		50						5,400	120	
3	3	3	6					45	80		300	25	
	4										800	20	てみ 8
	1							23			130	47	てみ 4
	1										130	44	てみ 2
	5										470	25	てみ 5
	2							34			200	23	てみ 2
	1							16			500	40	てみ 4
	1							20			605	45	てみ 2
	4										850	30	てみ 6
	1										500	50	てみ 4
	1							21			200	25	てみ 3
											1,200	60	てみ 4
	5							7			1,000	35	てみ 13
	5										300	50	てみ 10
	8							37			800	25	てみ 3

土木建築事務所（支所）名 及び水防管理 団体名	区分 倉庫の位置	輸 送 設 備				備 蓄					
		乗 用 車 （ 台 ）	四 輪 駆 動 車 （ 台 ）	ト ラ ッ ク		ス コ ッ プ	つ る は し	く わ	お の	掛 矢	か ま
				大	小						
下 関 市	総合防災資材倉庫					71	2			7	
下 関 市	消防局				1						
下 関 市	豊浦総合支所	1				7	1	1			6
下 関 市	菊川総合支所	3		1	1	7	1	9		5	8
下 関 市	豊田総合支所	3			4	61	13	4		9	23
下 関 市	豊北総合支所	4			1	23	5	3		12	3
下 関 市	滝部倉庫					11				3	11
下 関 市	豊北町神田第一分団消防機庫倉庫					14	4	21		9	
下 関 市	計	28	1	2	7	374	55	51	0	76	196
水防管理団体計		28	1	2	7	374	55	51	0	76	196
下関土木建築事務所管内計		42	6	2	7	399	66	67	1	78	209
長 門 土 木	事務所倉庫	8				5	5	2	1	1	6
長 門 市	市役所	10	1		2	22	4	21		4	4
長 門 市	日置支所		2		3	17	2	3			2
長 門 市	三隅支所	3	1	2	1	15	7	12	3	4	2
長 門 市	油谷支所	4	1		2	25	6			5	3
長 門 市	計	17	5	2	8	79	19	36	3	13	11
水防管理団体計		17	5	2	8	79	19	36	3	13	11
長門土木建築事務所管内計		25	5	2	8	84	24	38	4	14	17
萩 土 木	萩港務所倉庫	7	2			21	26	1		19	8
萩 市	江向（萩市役所本庁）	50	8	3	3	97	1		1	2	2
萩 市	江向（萩市消防署）	1			1	49	8	26	5	15	49
萩 市	江向（明倫第1分団器庫）				1	1					
萩 市	南片河町（明倫第2分団器庫）				1	2					1
萩 市	古萩町（明倫第3分団器庫）				1	1					
萩 市	無田ヶ原（椿東第1分団器庫）				1	5		1			2
萩 市	前小畑1区（椿東第2分団器庫）				1	3		9	1		4
萩 市	新川（新川分団器庫）				1	3					
萩 市	越ヶ浜（越ヶ浜分団器庫）				1	6					3
萩 市	沖原（沖原公会堂）										
萩 市	大屋（大屋消防組器庫）										
萩 市	金谷（椿分団器庫）				1	4		7			5
萩 市	玉江浦（山田第1分団器庫）				1	4			1		
萩 市	玉江1区（山田第2分団器庫）				1	4		4			
萩 市	木間（木間分団器庫）				1	7		2			3
萩 市	三見市（三見第1分団器庫）				1	7		4			
萩 市	三見蔵本（三見第2分団器庫）				1	6		5	1		6
萩 市	三見浦（三見第3分団器庫）				1	10		10			7
萩 市	三見明石（三見第3分団明石器庫）				1	1					
萩 市	大井庄屋（大井第1分団器庫）				1	11		8	1	2	
萩 市	大井馬場（大井第2分団器庫）				1	10		9	1		8
萩 市	大井本郷（大井本郷公会堂）										
萩 市	大島（大島分団器庫）				4	12				5	
萩 市	相島（相島分団器庫）				1	8				1	
萩 市	見島（見島分団器庫）				4	13					
萩 市	灰福（川上方面団拠点施設）	2	3	1	1	19	2	1	14	3	8
萩 市	立野（川上第1分団器庫）				1	5	2		3	1	
萩 市	堂河内（川上第2分団器庫）				1	7	2		6	2	
萩 市	下田万（田万川総合事務所）	5	1	1	2	20	2	5		2	10
萩 市	中小川（小川支所）	1				10	1	2		1	5
萩 市	吉部上（むつみ総合事務所）	5	1		1	16	4	5	1	4	2
萩 市	須佐	7	2	2		10	15		5	3	10
萩 市	弥富	1			1	15	4	7			
萩 市	佐々並市（消防団拠点施設）		2		1	5	2	2		1	5
萩 市	明木上市（消防団拠点施設）	1	6	1	1	5		3		1	5
萩 市	福井下（福栄総合事務所）	3			2	10	1	5		3	10

器 具					備 蓄 資 材							備 考	
ペンチ	のこ	じょれん	ハンマー	照明器具	ロープ（本）	杭（本）			鉄線（本）		土のう袋（枚）		ブルーシート（枚）
						5 m	3 m	2 m	11番	14番			
											5,000	200	
				10							15,550	190	
	3										1,920	63	
	2							9			3,770	115	
	2		14								3,390	272	てみ 3
	4										1,900	42	てみ 20
					10						1,400	18	
		10									1,400	70	
0	50	10	14	10	10	0	0	167	0	0	42,015	1,489	
0	50	10	14	10	10	0	0	167	0	0	42,015	1,489	
4	58	20	21	10	60	0	0	212	80	0	47,715	1,634	
1	2	3	1		7			50	80		10,000	100	
	5				1			40			900	133	てみ 17
3	3	3	3		5						500	44	てみ 4
4	5	7	3	1	5						1,000	15	てみ 20
1			1		6			140			700	48	てみ 0
8	13	10	7	1	17	0	0	180	0	0	3,100	240	てみ 41
8	13	10	7	1	17	0	0	180	0	0	3,100	240	てみ 41
9	15	13	8	1	24	0	0	230	80	0	13,100	340	てみ 41
	12	33			58			133			13,500	214	てみ 20
1	3	6	1		5			2			6,200	33	
1	7	6	3	13	3			429	1		500	25	杭内訳（鉄295本、木134本）、ボルトナット6チェーンソー 4
					2								消防車1
													消防車1
				1									消防車1
													消防車1
				1									消防車1
	1		3	1							100		消防車1
											100		
											200		
				2									消防車1
													消防車1
											200		消防車1
				3							240		積載車1
				2	2						427	2	積載車1
				2	4						150		積載車1
					1						150		消防車1
											0		軽積載車1
					2						200	3	積載車1
	3		1								300		消防車1
											100		
				5	0								軽積載車4
				5									軽積載車1
				5	3						400		軽積載車4
1	4		2	2	8						450	10	消防車1
	2										50		積載車1
	2										100		積載車1
2	6			1	3						200	5	
2	2				3						100		積載車1
3	2	4	2	5	4				2		300	10	積載車1
3	3			5							800	5	
1			1	1					1		290	1	
2	5	1	1	1	5						200	7	消防車1 積載車1
2	2	1	1	1	2						200	3	消防車1
2	3	5		2	6						200	10	消防車1

土木建築事務所（支所）名 及び水防管理 団体名	区分 倉庫の位置	輸 送 設 備				備 蓄					
		乗 用 車 （ 台 ）	四 輪 駆 動 車 （ 台 ）	ト ラ ッ ク		ス コ ッ プ	つ る は し	く わ	お の	掛 矢	か ま
				大	小						
萩 市	紫福（柴福支所）				1	2				1	
萩 市	計	76	23	8	42	388	44	115	40	47	145
阿 武 町	役場本庁舎	10	5	1	3	3	2	3		2	2
阿 武 町	奈古中央消防器庫				2	14		6		2	15
阿 武 町	奈古浦消防器庫				1	14		6		2	15
阿 武 町	奈古第3分団消防器庫				1	8		4		2	9
阿 武 町	寺東水防倉庫					20		10			
阿 武 町	西水防倉庫										
阿 武 町	浜水防倉庫										
阿 武 町	宇久水防倉庫										
阿 武 町	役場福賀支所	1				2	2	2			2
阿 武 町	福賀中央消防器庫				2	22		10		2	24
阿 武 町	宇生賀水防倉庫										
阿 武 町	栃原水防倉庫										
阿 武 町	役場宇田郷支所	1				2	2	2			2
阿 武 町	宇田中央消防器庫				3	14		6		2	15
阿 武 町	今浦水防倉庫										
阿 武 町	元浦水防倉庫										
阿 武 町	惣郷水防倉庫										
阿 武 町	計	12	5	1	12	99	6	49	0	12	84
水防管理団体計		88	28	9	54	487	50	164	40	59	229
萩土木建築事務所管内計		95	30	9	54	508	76	165	40	78	237
水防管理団体合計		587	128	32	179	3,521	639	933	438	708	1,865
土木建築事務所合計		108	32	0	0	313	142	86	44	55	146
国土交通省合計		5	4	0	0	152	8	1	4	57	8
総計		700	164	32	179	3,986	789	1,020	486	820	2,019

器 具					備 蓄 資 材							備 考	
ペンチ	のこ	じょれん	ハンマー	照明器具	ロープ（本）	杭（本）			鉄線（本）		土のう袋（枚）		ブルーシート（枚）
						5 m	3 m	2 m	11番	14番			
					1						20	10	消防車2
20	45	23	15	58	54	0	0	431	4	0	12,177	124	
5	5	1	2	4	10				10	10	1,000	10	マイクロバス1 チェンソー2
			2	3	5								消防車1 積載車1
			2		5								消防車1
			2		5								積載車1
											400		
											100		
								10			400	10	
											300		
2	2		2		10				10	10		5	
			2		5								消防車1 積載車1
											200		
											200		
2	2		2		10				10	10		5	
			2		5								消防車1 積載車2
											200		
											100		
											200		
9	9	1	16	7	55	0	0	10	30	30	3,100	30	
29	54	24	31	65	109	0	0	441	34	30	15,277	154	
29	66	57	31	65	167	0	0	574	34	30	28,777	368	
300	743	337	432	508	1,062	210	1,977	13,382	732	798	285,865	6,105	
48	60	137	45	14	358	0	0	1,567	168	28	55,100	1,282	
13	14	2	52	11	84	0	0	1,223	150	0	27,230	285	
361	817	476	529	533	1,504	210	1,977	16,172	1,050	826	368,195	7,672	

付表 3 水防警報区域

1 国土交通大臣が水防警報を発する指定河川及び区域

水系名	河川名	水防警報担当者	水防管理団体名	延長・m	区 域
佐波川	佐波川	国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道 事務所長	山 口 市 防 府 市	27,870	左岸 山口市徳地堀字土井の内 2356 番の 1 地先から海ま で 右岸 山口市徳地堀字北野 835 番 地先から海まで
小瀬川	小瀬川	国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所長	岩 国 市 和 木 町	13,400	左岸 広島県大竹市小方町字安 条山 650 番の 1 地先から海 まで 右岸 岩国市大字小瀬字深瀬 3354 番地先から海まで

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
佐波川	新橋水位観測所	第 1 号

令和 年 月 日 時 分

国土交通省 山口河川国道事務所発表

【現 況】

佐波川の新橋水位観測所（防府市）の水位は、 日 時 分現在 m です。

【発 表】

水防機関は待機してください。

(参考)

佐波川 新橋水位観測所（防府市）

（受け持ち区間は 佐波川左岸：佐波川 10.5km 金波地先から海まで、右岸：佐波川 10.5km 金波地先から海まで）

問い合わせ先

国土交通省 山口河川国道事務所 河川管理課 電話：0835-22-1890 (内線)

(参考)

新橋【山口県防府市】

計画高水位 : 5.50m
 氾濫危険水位 : 4.60m
 避難判断水位 : 4.20m
 氾濫注意水位 : 3.40m
 水防団待機水位 : 2.70m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	

正規

水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
佐波川	漆尾水位観測所	第2号

令和 年 月 日 時 分

国土交通省 山口河川国道事務所発表

【現 況】

佐波川の漆尾水位観測所（山口市）の水位は、 日 時 分現在 m です。

【発 表】

水防機関は出動してください。

(参考)

佐波川 漆尾水位観測所（山口市）

（受け持ち区間は 佐波川左岸：島地川合流点から佐波川 10.5km 金波地先まで、右岸：島地川合流点から佐波川 10.5km 金波地先まで）

問い合わせ先

国土交通省 山口河川国道事務所 河川管理課 電話：0835-22-1890 (内線)

(参考)

漆尾【山口県山口市】

計画高水位	：	5.50m
氾濫危険水位	：	4.00m
避難判断水位	：	3.60m
氾濫注意水位	：	3.40m
水防団待機水位	：	2.30m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	

水防警報（待機）

令和 00 年 00 月 00 日 00 時 00 分
国土交通省 太田川河川事務所発表

（第 1 号）

（見出し）

お ぜ が わ りょうごくばし
小瀬川の両国橋基準観測所 水防機関待機

（現況）

お ぜ が わ りょうごくばし いわくにし
小瀬川の両国橋基準観測所（岩国市）の水位は、00日 00時 00分 現在 0.00m です。

（発表）

水防機関は待機してください。

（水防警報発表状況）

太田川河川事務所水防警報発表状況									
新着・更新	新着・更新								
	基準観測所	三篠橋	江波	新川橋	中深川	土居	加計	飯室	中野
	対象河川	旧太田川	旧太田川	根谷川	三篠川	太田川	太田川	太田川	太田川
	水防警報発表状況								
新着	広島市					-			
新着	山県郡安芸太田町	-	-	-	-				-

太田川河川事務所水防警報発表状況					
新着・更新	新着・更新				新着
	基準観測所	矢口第 1	祇園大橋	小川津	両国橋
	対象河川	太田川	太田川	小瀬川	小瀬川
	水防警報発表状況				待機
新着	広島市			-	-
新着	大竹市	-	-		待機
新着	岩国市	-	-		待機
新着	玖珂郡和木町	-	-	-	待機

（参考）

両国橋 両国橋基準観測所（岩国市）

（受け持ち区間は 小瀬川左岸：前瀬橋から海まで、右岸：前瀬橋から海まで）

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2233300041
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frrl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=87
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.195555600&y=34.210833300&z=13
------	---



川の防災情報
水防警報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先 国土交通省 太田川河川事務所 流域治水課 電話：082-222-9245
--

付表5 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川・海岸及び洪水予報河川区域

(1) 河川関係

水系名	河川名	水防警報担当者	管理団体名	延長(m)	区 域	水位周知河川	洪水予報河川
錦川	錦川	岩国土木建築事務所長	岩国市	1,700	広瀬橋～広瀬新橋まで	○	
錦川	錦川	岩国土木建築事務所長	岩国市	10,300	宇佐川合流点～渡里橋下流500mまで	○	
錦川	錦川	岩国土木建築事務所長	岩国市	5,000	足谷川合流点～生見川合流点まで		○
錦川	錦川	岩国土木建築事務所長	岩国市	21,000	行波橋～河口まで		○
錦川	門前川	岩国土木建築事務所長	岩国市	4,680	錦川分派点～河口まで		○
錦川	生見川	岩国土木建築事務所長	岩国市	6,100	二反田橋～鮎谷橋まで	○	
錦川	本郷川	岩国土木建築事務所長	岩国市	8,600	本郷橋～美郷橋下流80mまで	○	
錦川	本郷川	岩国土木建築事務所長	岩国市	2,800	尾崎橋～錦川合流点まで	○	
錦川	宇佐川	岩国土木建築事務所長	岩国市	13,400	上須川橋～錦川合流点まで	○	
平田川	平田川	岩国土木建築事務所長	岩国市	3,700	二級河川上流端～河口まで	○	
由宇川	由宇川	岩国土木建築事務所長	岩国市	7,300	柳井市境～河口まで	○	
島田川	島田川	岩国土木建築事務所長	岩国市	15,200	岩国市周東町祖生末元橋～差川橋まで	○	
島田川	東川	岩国土木建築事務所長	岩国市	5,100	風止橋下流430m～島田川合流点まで	○	
屋代川	屋代川	柳井土木建築事務所長	周防大島町	4,400	屋代ダム～河口まで	○	
三蒲川	三蒲川	柳井土木建築事務所長	周防大島町	1,100	河鶴橋上流210m～河口まで	○	
宮崎川	宮崎川	柳井土木建築事務所長	周防大島町	1,600	横田下橋～河口まで	○	
宮川	宮川	柳井土木建築事務所長	周防大島町	1,000	二級河川上流端～河口まで	○	
土穂石川	土穂石川	柳井土木建築事務所長	柳井市	5,700	二級河川上流端～河口まで	○	
柳井川	柳井川	柳井土木建築事務所長	柳井市	5,800	石井ダム～河口まで	○	
田布施川	田布施川	柳井土木建築事務所長	田布施町/平生町/柳井市	7,800	光市境～河口まで	○	
田布施川	灸川	柳井土木建築事務所長	柳井市/田布施町/平生町	5,300	二級河川上流端～田布施川合流点まで	○	
大内川	大内川	柳井土木建築事務所長	平生町	3,000	二級河川上流端～河口まで	○	
錦川	錦川	周南土木建築事務所長	周南市	12,400	大平橋下流650m～二俣橋まで	○	
錦川	錦川	周南土木建築事務所長	周南市	1,800	向道ダム～小原水位局まで	○	
錦川	渋川	周南土木建築事務所長	周南市	6,200	中国自動車道橋梁～錦川合流点まで	○	
西光寺川	西光寺川	周南土木建築事務所長	周南市	3,650	二級河川上流端～河口まで	○	
島田川	島田川	周南土木建築事務所長	周南市/光市	15,500	椎ノ木川合流点上流300m～河口まで		○
切戸川	切戸川	周南土木建築事務所長	下松市	6,100	切山川合流点～河口まで	○	
平田川	平田川	周南土木建築事務所長	下松市	3,600	花岡橋上流100m～河口まで	○	
末武川	末武川	周南土木建築事務所長	下松市	1,300	米川小学校～中瀬橋まで	○	
末武川	末武川	周南土木建築事務所長	下松市/周南市	5,400	山陽自動車道橋梁～河口まで	○	
富田川	富田川	周南土木建築事務所長	周南市	7,900	川上ダム～河口まで	○	
夜市川	夜市川	周南土木建築事務所長	周南市	8,800	柳橋上流800m～河口まで	○	
佐波川	島地川	周南土木建築事務所長	周南市	3,500	夏切橋上流200m～山口市境まで	○	
柳川	柳川	防府土木建築事務所長	防府市	2,800	二級河川上流端～河口まで	○	
馬刀川	馬刀川	防府土木建築事務所長	防府市	2,100	切石橋～河口まで	○	
南若川	南若川	防府土木建築事務所長	山口市	7,400	大蔵橋～河口まで	○	
井関川	井関川	防府土木建築事務所長	山口市	6,200	新道下橋～河口まで	○	

水系名	河川名	水防警報担当者	管理団体名	延長(m)	区 域	水位周知 河川	洪水予報 河川
幸之江川	今津川	防府土木建築事務所長	山口市	2,500	国道2号橋～幸之江川合流点まで	○	
佐波川	島地川	防府土木建築事務所長	山口市	7,700	周南市境～徳地下畑まで	○	
佐波川	島地川	防府土木建築事務所長	山口市	2,500	徳地伏野上～佐波川合流点まで	○	
榎野川	榎野川	防府土木建築事務所長	山口市	22,400	杖坂川合流点～河口まで		○
榎野川	仁保川	防府土木建築事務所長	山口市	5,500	深野橋～榎野川合流点まで		○
榎野川	一の坂川	防府土木建築事務所長	山口市	4,800	一の坂ダム～榎野川合流点まで	○	
榎野川	吉敷川	防府土木建築事務所長	山口市	6,260	二級河川上流端～榎野川合流点まで	○	
榎野川	前田川	防府土木建築事務所長	山口市	2,685	二級河川上流端～錦川合流点まで	○	
榎野川	九田川	防府土木建築事務所長	山口市	6,800	二級河川上流端～榎野川合流点まで	○	
阿武川	阿武川	防府土木建築事務所長	山口市	21,100	福谷川合流点～篠目川合流点まで	○	
阿武川	蔵目喜川	萩土木建築事務所長	萩市	5,100	御舟子川合流点～影畑まで	○	
阿武川	蔵目喜川	萩土木建築事務所長	萩市	1,900	鈴倉橋～萩市境まで	○	
阿武川	蔵目喜川	防府土木建築事務所長	山口市	3,100	大山橋～白井谷川合流点まで	○	
阿武川	生雲川	防府土木建築事務所長	山口市	13,000	二級河川上流端～柳瀬橋下流200mまで	○	
厚東川	厚東川	宇部土木建築事務所長	宇部市	18,500	厚東川ダム～河口まで		○
厚東川	中川	宇部土木建築事務所長	宇部市	4,300	二級河川上流端～梅田川合流点まで	○	
真締川	真締川	宇部土木建築事務所長	宇部市	6,500	市道高嶺中山線～河口まで	○	
有帆川	有帆川	宇部土木建築事務所長	宇部市/山陽小野田市	16,000	伊佐地橋上流400m～河口まで	○	
厚狭川	厚狭川	宇部土木建築事務所長	山陽小野田市	11,900	随光川合流点～河口まで	○	
厚東川	厚東川	宇部土木建築事務所長	美祢市	17,900	半田橋～山口秋吉台公園自動車道線下郷駐輪場まで	○	
厚東川	大田川	宇部土木建築事務所長	美祢市	11,800	桂坂川合流点～瀬々川橋まで	○	
厚狭川	厚狭川	宇部土木建築事務所長	美祢市	7,600	重安橋上流120m～J R南大嶺駅まで	○	
厚狭川	厚狭川	宇部土木建築事務所長	美祢市	9,600	祖母ヶ河内橋～山陽小野田市境まで	○	
木屋川	木屋川	下関土木建築事務所長	下関市	27,200	木屋川ダム～河口まで	○	
神田川	神田川	下関土木建築事務所長	下関市	7,500	市道阿内1号橋～河口まで	○	
武久川	武久川	下関土木建築事務所長	下関市	3,700	二級河川上流端～河口まで	○	
綾羅木川	綾羅木川	下関土木建築事務所長	下関市	4,300	石原橋～河口まで	○	
友田川	友田川	下関土木建築事務所長	下関市	2,400	県道安生橋～河口まで	○	
川棚川	川棚川	下関土木建築事務所長	下関市	4,580	上畔大橋上流850m～河口まで	○	
木屋川	田部川	下関土木建築事務所長	下関市	7,800	旧下関市境～木屋川合流点まで	○	
栗野川	栗野川	下関土木建築事務所長	下関市	19,200	奎路子川上流1.3km～河口まで	○	
木屋川	木屋川	長門土木建築事務所長	長門市	5,900	俵山温泉～下関市豊田境まで	○	
泉川	泉川	長門土木建築事務所長	長門市	2,000	岡～河口まで	○	
掛淵川	掛淵川	長門土木建築事務所長	長門市	9,500	長門市畑～河口まで	○	
掛淵川	大坊川	長門土木建築事務所長	長門市	2,000	二ノ瀬橋～掛淵川合流点まで	○	
深川川	深川川	長門土木建築事務所長	長門市	7,400	四ノ瀬橋～河口まで	○	
三隅川	三隅川	長門土木建築事務所長	長門市	12,200	大里川合流点～河口まで	○	
阿武川	阿武川	萩土木建築事務所長	萩市	18,000	阿武川ダム～河口まで	○	
阿武川	橋本川	萩土木建築事務所長	萩市	5,000	阿武川分流点～河口まで	○	
阿武川	明木川	萩土木建築事務所長	萩市	9,400	金焼瀬～阿武川合流点まで	○	

水系名	河川名	水防警報担当者	管理団体名	延長(m)	区 域	水位周知 河川	洪水予報 河川
大井川	大井川	萩土木建築事務所長	萩市	5,400	茶屋ヶ原橋下流400m～西見橋上流500mまで	○	
大井川	大井川	萩土木建築事務所長	萩市	4,200	萩市大井迫田～河口まで	○	
須佐川	須佐川	萩土木建築事務所長	萩市	1,600	蛸橋～河口まで	○	
田万川	田万川	萩土木建築事務所長	萩市	2,100	城ヶ谷～及谷川合流点まで	○	
田万川	田万川	萩土木建築事務所長	萩市	14,300	田添橋～河口まで	○	
阿武川	玉江川	萩土木建築事務所長	萩市	4,100	二級河川上流端～橋本川合流点まで	○	
田万川	原中川	萩土木建築事務所長	萩市	4,600	二級河川上流端～田万川合流点まで	○	
郷川	郷川	萩土木建築事務所長	阿武町	9,600	二級河川上流端～河口まで	○	
計	86箇所			638,655			

(2) 海岸関係

知事が水防警報を発する海岸

海岸名	水防警報担当者	管 理 団 体 名	延 長 (m)	備考
山口北沿岸萩市地先海岸	萩土木建築事務所長	萩市	151,377	
山口北沿岸阿武町地先海岸	萩土木建築事務所長	阿武町	33,973	
山口北沿岸長門市地先海岸	長門土木建築事務所長	長門市	141,160	
山口北沿岸下関市地先海岸	下関土木建築事務所長	下関市	103,477	
山口南沿岸下関市地先海岸	下関土木建築事務所長	下関市	123,094	
山口南沿岸山陽小野田市地先海岸	宇部土木建築事務所長 宇部港湾管理事務所長	山陽小野田市	48,396	
山口南沿岸宇部市地先海岸	宇部土木建築事務所長 宇部港湾管理事務所長	宇部市	59,597	
山口南沿岸山口市地先海岸	防府土木建築事務所長	山口市	68,439	
山口南沿岸防府市地先海岸	防府土木建築事務所長	防府市	81,771	
山口南沿岸周南市地先海岸	周南土木建築事務所長 周南港湾管理事務所長	周南市	135,578	
山口南沿岸下松市地先海岸	周南土木建築事務所長 周南港湾管理事務所長	下松市	57,962	
山口南沿岸光市地先海岸	周南土木建築事務所長 周南港湾管理事務所長	光市	41,688	
山口南沿岸田布施町地先海岸	柳井土木建築事務所長	田布施町	16,803	
山口南沿岸平生町地先海岸	柳井土木建築事務所長	平生町	24,374	
山口南沿岸上関町地先海岸	柳井土木建築事務所長	上関町	89,272	
山口南沿岸柳井市地先海岸	柳井土木建築事務所長	柳井市	67,799	
山口南沿岸周防大島町地先海岸	柳井土木建築事務所長	周防大島町	182,332	
山口南沿岸岩国市地先海岸	岩国土木建築事務所長 岩国港湾管理事務所長	岩国市	74,634	
山口南沿岸和木町地先海岸	岩国土木建築事務所長 岩国港湾管理事務所長	和木町	2,292	
計		19箇所	1,504,018	

水位周知海岸

海岸名	区域	延長 (m)
山口北沿岸	島根県界～下関市豊浦町南境界まで	429,987
山口南沿岸	下関市豊浦町南境界～広島県界まで	1,074,031

付表6-1 水防警報用紙(県)

河川・待機

様式 1

水 防 警 報 (第 号)

山口県 月 日 時 分
土木(建築)事務所 発表

河 川 名 : 川水系 川

雨量実況

雨量観測所名	観測日時	時間雨量	累加雨量
	日 時	mm	mm

水位実況

水位観測所名	観測日時	水位 (A)	水防団待機水位 (通報水位) (B)	氾濫注意水位 (警戒水位) (C)	避難判断水位 (D)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (E)	(A) / (E)
	日 時 分	m	m	m	m	m	%

1	水防機関は、すぐ活動できるように待機してください。
2	
3	
4	

		氏名
通知元	土木建築事務所	
通知先	市 町	
	警察署	
報告先	河川課	

水 防 警 報 (第

号)

山口県 月 日 時 分
土木 (建築) 事務所 発表

河 川 名 : 川水系 川

雨量実況

雨量観測所名	観測日時	時間雨量	累加雨量
	日 時	mm	mm

水位実況

水位観測所名	観測日時	水位 (A)	水防団待機水位 (通報水位) (B)	氾濫注意水位 (警戒水位) (C)	避難判断水位 (D)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (E)	(A) / (E)
	日 時 分	m	m	m	m	m	%

1	() では、水防団待機水位 (通報水位) を超過しました。 水防機関は、いつでも出動できるように準備してください。
2	
3	
4	

		氏名
通知元	土木建築事務所	日 時 分通知
通知先	市 町	日 時 分通知
	警察署	日 時 分通知
報告先	河川課	日 時 分報告

河川・出動
様式 3

水 防 警 報 (第

号)

山口県 月 日 時 分
土木 (建築) 事務所 発表

河 川 名 : 川水系 川

雨量実況

雨量観測所名	観測日時	時間雨量	累加雨量
	日 時	mm	mm

水位実況

水位観測所名	観測日時	水位 (A)	水防団待機水位 (通報水位) (B)	氾濫注意水位 (警戒水位) (C)	避難判断水位 (D)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (E)	(A) / (E)
	日 時 分	m	m	m	m	m	%

1	() では、氾濫注意水位 (警戒水位) を超過しました。 水防機関は出動し、水防活動を実施してください。
2	
3	
4	

		氏名
通知元	土木建築事務所	日 時 分通知
通知先	市 町	日 時 分通知
	警察署	日 時 分通知
報告先	河川課	日 時 分報告

河川・指示
様式 4

水 防 警 報 (第 号)

山口県 月 日 時 分
土木（建築）事務所 発表

河 川 名： 川水系 川

雨量実況

雨量観測所名	観測日時	時間雨量	累加雨量
	日 時	mm	mm

水位実況

水位観測所名	観測日時	水位 (A)	水防団待機水位 (通報水位) (B)	氾濫注意水位 (警戒水位) (C)	避難判断水位 (D)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (E)	(A) / (E)
	日 時 分	m	m	m	m	m	%

1	() では、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を超過しました。 水防機関は出動人員を増加する等して、水防活動を強化してください。
2	
3	
4	

		氏名
通知元	土木建築事務所	日 時 分通知
通知先	市 町	日 時 分通知
	警察署	日 時 分通知
報告先	河川課	日 時 分報告

水 防 警 報 (第 号)

山口県 月 日 時 分
土木 (建築) 事務所 発表

河 川 名 : 川水系 川

雨量実況

雨量観測所名	観測日時	時間雨量	累加雨量
	日 時	mm	mm

水位実況

水位観測所名	観測日時	水位 (A)	水防団待機水位 (通報水位) (B)	氾濫注意水位 (警戒水位) (C)	避難判断水位 (D)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (E)	(A) / (E)
	日 時 分	m	m	m	m	m	%

1	() の水位は () 日 () 時 () 分に、氾濫注意水位 (警戒水位) より低くなり、今後も水位の低下が見込まれます。 洪水による危険は去ったものと思われず。 () の水防警報を解除します。
2	() の水位は () 日 () 時 () 分に、水防団待機水位 (通報水位) より低くなりました。 洪水による危険は去ったものと思われず。 () の水防警報を解除します。
3	洪水による危険は去ったものと思われず。 () の水防警報を解除します。
4	

			氏名
通知元	土木建築事務所	日 時 分通知	
通知先	市 町	日 時 分通知	
	警察署	日 時 分通知	
報告先	河川課	日 時 分報告	

水 防 警 報 (第 号)

山口県 月 日 時 分
土木(建築)事務所
港湾管理事務所 発

表
台風 号 日 時現在

$$\begin{array}{l}
 1,010 - \begin{array}{|c|} \hline \text{中心気圧} \\ \hline \end{array} \text{hPa} = \begin{array}{|c|} \hline \text{気圧による偏差} \\ \hline \end{array} \text{cm} \\
 \\
 \begin{array}{|c|} \hline \text{最大風速} \\ \hline \end{array} (\text{m/s})^2 \times 0.15 = \begin{array}{|c|} \hline \text{風による偏差} \\ \hline \end{array} \text{cm} \\
 \\
 \parallel \\
 \begin{array}{|c|} \hline \text{予想最大潮位偏差} \\ \hline \end{array} \text{cm}
 \end{array}$$

1	山口県は、台風 () 号の予想進路上にあり、これから風雨が強まることが予想さ
2	台風の接近に伴い、高潮の被害が予想されます。
3	() 港の満潮時刻は() 時() 分、潮位(平常時)はT. P. () m です。 予想される潮位偏差と合わせて、T. P. () m 程度に達するおそれがあります。
4	台風の影響と満潮が重なり、潮位がさらに上昇するおそれがあります。
5	台風の影響が夜間となり、円滑に避難することが困難な時間帯となります。
6	河川・海岸に設置されている陸閘をあらかじめ閉鎖してください。
7	特に危険な箇所については、土のう積みなどの応急措置をとってください。
8	防潮水門及び排水ポンプ場の稼働準備をし、試運転などを行ってください。
9	操作規則に従い、防潮水門を閉鎖してください。
10	水防機関は、今後の状況によりいつでも出動できるよう準備してください。
11	あらかじめ、住民に対して避難経路を周知する等の対策をとってください。
12	

	通知先	日時	氏名
通知元	土木建築事務所	日 時 分通知	
	港湾管理事務所		
通知先	市 町	日 時 分通知	
	河川課	日 時 分通知	
	港湾課	日 時 分通知	
	警察署	日 時 分通知	

水 防 警 報 (第 号)

山口県 月 日 時 分
土木(建築)事務所
港湾管理事務所 発

表
台風 号 日 時現在

$$\begin{array}{lcl}
 1,010 - \begin{array}{|c|} \hline \text{中心気圧} \\ \hline \end{array} \text{hPa} & = & \begin{array}{|c|} \hline \text{気圧による偏差} \\ \hline \end{array} \text{cm} \\
 & & + \\
 & & \begin{array}{|c|} \hline \text{風による偏差} \\ \hline \end{array} \text{cm} \\
 (\begin{array}{|c|} \hline \text{最大風速} \\ \hline \end{array} \text{m/s})^2 \times 0.15 = & & \begin{array}{|c|} \hline \text{風による偏差} \\ \hline \end{array} \text{cm} \\
 & & \parallel \\
 & & \begin{array}{|c|} \hline \text{予想最大潮位偏差} \\ \hline \end{array} \text{cm}
 \end{array}$$

1	山口県は、台風 () 号の予想進路上にあり、これから風雨が強まることが予想さ
2	台風の接近に伴い、高潮の被害が予想されます。
3	() 港の満潮時刻は () 時 () 分、潮位(平常時)はT.P. () m です。 予想される潮位偏差と合わせて、T.P. () m 程度に達するおそれがあります。
4	台風の接近と満潮が重なり、潮位がさらに上昇するおそれがあります。
5	台風の接近が夜間となり、円滑に避難することが困難な時間帯となります。
6	河川・海岸に設置されている陸閘・水門の閉鎖が完了していることを確認してください。
7	特に危険な箇所については、土のう積みなどの応急措置をとってください。
8	操作規則に従い、防潮水門を閉鎖してください。
9	操作規則に従い、排水ポンプ場の運転を開始してください。
10	水防機関は出動し、警戒及び避難誘導等の活動を行ってください。
11	地域の特性に応じ、適時に住民を避難させるよう配慮してください。
12	

	通知先	日時	氏名
通知元	土木建築事務所	日 時 分通知	
	港湾管理事務所		
通知先	市 町	日 時 分通知	
	河川課	日 時 分通知	
	港湾課	日 時 分通知	
	警察署	日 時 分通知	

高潮・解除
様式 8

水 防 警 報 (第 号)

月 日 時 分
山口県 土木(建築)事務所
港湾管理事務所 発

表

1	高潮による危険は一応去ったものと認められます。
2	() の水防警報を解除します。
3	ただし、被害のあったところは応急作業を続けてください。
4	ただし、今後も大雨による河川の増水のおそれがありますので、気象状況の変化に十分注意してください。
5	

	通知先	日時	氏名
通知元	土木建築事務所	日 時 分通知	
	港湾管理事務所		
通知先	市 町	日 時 分通知	
	河川課	日 時 分通知	
	港湾課	日 時 分通知	
	警察署	日 時 分通知	

水位周知用紙

様式 1

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報

山口県 月 日 時 分
土木建築事務所 発表

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、住民の避難等の目安になる水位ですので、関係住民に対して水位情報の提供を行って下さい。

河 川 名： 川水系 川

雨量実況

雨量観測所名	観測日時	時間雨量	累加雨量
	日 時	mm	mm

水位実況

水位観測所名	観測日時	水位(A)	水防団待機水位 (通報水位)(B)	氾濫注意水位 (警戒水位)(C)	避難判断水位 (D)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)(E)	(A)/(E)
	日 時	m	m	m	m	m	%

1	()では()日()時()分に、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を超過しました。 避難指示等の発令を検討してください。
2	
3	
4	

			氏名
通知元	土木建築事務所	日 時 分通知	
通知先	市 町	日 時 分通知	
	警察署	日 時 分通知	
報告先	河川課	日 時 分報告	

付表 7 水位観測所一覧表

知事が水防警報を発表する河川(水位周知河川)

番号	水系名	河川名	キロ程	観測所名	所管	管内	位置
1	錦川	錦川	39.2	宮ノ串水位局	山口県	岩国	岩国市美川町四馬神1046番1
2	錦川	錦川	42.7	出合水位局	山口県	岩国	岩国市錦町府谷
3	錦川	錦川	45.5	広瀬水位局	山口県	岩国	岩国市錦町広瀬
4	錦川	生見川	8.6	鮎谷雨量水位局	山口県	岩国	岩国市美和町鮎谷
5	錦川	本郷川	11.5	本郷橋水位局	山口県	岩国	岩国市本郷町大字本郷2106-1
6	錦川	本郷川	19.6	小壁水位局	山口県	岩国	岩国市美川町小川字小壁
7	錦川	宇佐川	2.0	出市水位局	山口県	岩国	岩国市錦町府谷十王151地先
8	錦川	宇佐川	8.9	乙女峡水位局	山口県	岩国	岩国市錦町深川字小山東
9	平田川	平田川	1.2	南岩国雨量水位局	山口県	岩国	岩国市南岩国3-3地先
10	由宇川	由宇川	1.0	平和橋雨量水位局	山口県	岩国	岩国市由宇町柏原5633-1
11	島田川	島田川	17.0	筏場水位局	山口県	岩国	岩国市周東町差川
12	島田川	島田川	20.0	米川水位局	山口県	岩国	岩国市周東町大字西長野字沖原592地先
13	島田川	東川	1.6	川上水位局	山口県	岩国	岩国市周東町大字下久原字松崎484-1地先
14	屋代川	屋代川	1.5	屋代橋水位局	山口県	柳井	周防大島町大字西屋代2572-7
15	三蒲川	三蒲川	0.5	三蒲水位局	山口県	柳井	周防大島町大字西三蒲字山下1683-5
16	宮崎川	宮崎川	0.4	宮崎川雨量水位局	山口県	柳井	周防大島町大字久賀字鳥井本1111-1
17	宮川	宮川	0.1	宮川水位局	山口県	柳井	周防大島町大字西安下庄後宮2648-3
18	土穂石川	土穂石川	3.0	新庄水位局	山口県	柳井	柳井市新庄
19	柳井川	柳井川	2.0	柳商橋雨量水位局	山口県	柳井	柳井市柳井字尾尻3800-4
20	柳井川	柳井川	3.5	落合水位局	山口県	柳井	柳井市柳井落合
21	大内川	大内川	2.0	大内川水位局	山口県	柳井	平生町大字平生村字平堤137-5
22	田布施川	田布施川	2.2	下田布施水位局	山口県	柳井	田布施町大字下田布施3590
23	田布施川	灸川	3.0	灸川橋水位局	山口県	柳井	田布施町大字大波野字砂田343-3
24	錦川	錦川	81.0	小原水位局	山口県	周南	周南市大字長穂字小原
25	錦川	錦川	90.3	小泉雨量水位局	山口県	周南	周南市大字鹿野下一丁目
26	錦川	錦川	94.0	田原橋雨量水位局	山口県	周南	周南市大字鹿野下字秘尻敷1299-2地先
27	錦川	錦川	96.0	柏原水位局	山口県	周南	周南市大字鹿野中柏原
28	錦川	渋川	2.0	城平雨量水位局	山口県	周南	周南市大字鹿野上堤
29	切戸川	切戸川	1.2	桜大橋水位局	山口県	周南	下松市東柳1丁目29番2号
30	平田川	平田川	1.0	平田雨量水位局	山口県	周南	下松市大字末武下718
31	末武川	末武川	3.5	末武水位局	山口県	周南	下松市末武中

水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	堤防高		水防警報との関連		番号
				左岸	右岸	対応する水防警報発令区間	対象市町	
3.5	5.1	—	6.4	10.8	10.3	新川向橋下流250m～渡里橋下流500mまで	岩国市	1
3.7	4.8	—	4.9	11.5	14.1	宇佐川合流点～新川向橋下流250mまで	岩国市	2
2.5	3.7	—	5.6	6.8	6.0	広瀬橋～広瀬新橋まで	岩国市	3
1.8	2.5	—	2.6	7.6	6.0	二反田橋～鮎谷橋まで	岩国市	4
1.5	2.6	—	3.6	5.4	4.4	本郷橋～美郷橋下流80mまで	岩国市	5
2.5	3.4	—	3.5	6.1	6.5	尾崎橋～錦川合流点まで	岩国市	6
1.7	2.5	—	2.6	9.6	6.1	細共橋下流800m～錦川合流点まで	岩国市	7
1.3	2.1	—	3.0	6.3	—	上須川橋～細共橋下流800mまで	岩国市	8
1.7	2.0	—	2.3	4.6	4.4	二級河川上流端～河口まで	岩国市	9
1.7	2.2	—	2.8	4.5	3.8	柳井市境～河口まで	岩国市	10
1.9	2.9	—	3.4	9.4	6.6	東川合流点～差川橋まで	岩国市	11
1.9	2.9	—	3.0	7.8	6.4	東川合流点～差川橋まで	岩国市	12
0.9	1.2	—	1.3	4.2	4.3	風止橋下流430m～島田川合流点まで	岩国市	13
1.0	1.6	—	2.2	4.2	4.3	屋代ダム～河口まで	周防大島町	14
1.4	1.8	—	2.7	3	2.8	河鶴橋上流210m～河口まで	周防大島町	15
1.3	2.0	—	2.9	3.2	3.2	横田下橋～河口まで	周防大島町	16
0.9	1.4	—	2.0	2.5	2.4	二級河川上流端～河口まで	周防大島町	17
1.7	1.8	—	1.9	2.2	2.3	二級河川上流端～河口まで	柳井市	18
1.8	2.5	—	2.6	3.7	2.7	井向川合流点～河口まで	柳井市	19
1.3	2.0	—	3.3	3.4	3.9	石井ダム～井向川合流点まで	柳井市	20
0.8	1.1	—	1.9	2.6	2.5	二級河川上流端～河口まで	平生町	21
2.2	2.7	—	4.2	6.5	6.1	光市境～河口まで	田布施町、平生町、柳井市	22
0.8	1.0	—	1.1	3.0	3.1	二級河川上流端～田布施川合流点まで	柳井市、田布施町、平生町	23
5.1	6.5	—	8.6	9.2	11.0	向道ダム～小原水位局まで	周南市	24
2.8	4.2	—	5.3	8.8	6.6	坂根川合流点～二俣橋まで	周南市	25
2.3	3.3	—	5.3	9.1	6.4	渋川合流点～坂根川合流点まで	周南市	26
1.9	2.9	—	4.0	5.5	6.2	大平橋下流650m～渋川合流点まで	周南市	27
1.5	2.3	—	2.8	4.5	6.4	中国自動車道橋梁～錦川合流点まで	周南市	28
1.1	1.4	—	1.5	3.3	3.9	切山川合流点～河口まで	下松市	29
0.8	1.1	—	1.2	2.4	2.3	花岡橋上流100m～河口まで	下松市	30
1.0	1.6	—	1.8	4.3	4.7	山陽自動車道橋梁～河口まで	下松市、周南市	31

番号	水系名	河川名	キ口程	観測所名	所管	管内	位置
32	末武川	末武川	14.0	温見雨量水位局	山口県	周南	下松市温見
33	富田川	富田川	2.5	音羽雨量水位局	山口県	周南	周南市大字富田字橋本615
34	富田川	富田川	5.2	川本水位局	山口県	周南	周南市大字上村字平山
35	夜市川	夜市川	6.0	下佐畑橋水位局	山口県	周南	周南市大字戸田字下佐畑東4667地先
36	夜市川	夜市川	2.1	夜市水位局	山口県	周南	周南市羽島2丁目1759-2
37	西光寺川	西光寺川	1.0	西光寺川水位局	山口県	周南	周南市大字櫛ヶ浜字塩田379-1
38	佐波川	島地川	14.0	和田水位局	国土交通省	周南	周南市大字埴字四熊出1435
39	馬刀川	馬刀川	2.1	馬刀川水位局	山口県	防府	防府市敷山町1-1
40	柳川	柳川	1.5	柳川水位局	山口県	防府	防府市大字江泊1804-4地先
41	佐波川	島地川	7.0	島地水位局	山口県	防府(山口)	山口市徳地字大畠121-2
42	南若川	南若川	4.3	四辻水位局	山口県	防府(山口)	山口市鑄銭司字大村5901-3地先
43	榎野川	一の坂川	3.5	木町水位局	山口県	防府(山口)	山口市水の上町
44	幸之江川	今津川	1.3	上常盤橋水位局	山口県	防府(山口)	山口市江碕字城下金万4496-1地先
45	井関川	井関川	3.4	井関橋水位局	山口県	防府(山口)	山口市阿知須字小笹6453-2地先
46	阿武川	阿武川	39.7	三谷雨量水位局	山口県	防府(山口)	山口市阿東生雲東分
47	阿武川	阿武川	46.2	用路雨量水位局	山口県	防府(山口)	山口市阿東地福上1225-5
48	阿武川	阿武川	52.0	朝早橋雨量水位局	山口県	防府(山口)	山口市阿東徳佐下1286番地1
49	阿武川	蔵目喜川	4.5	蔵目喜水位局	山口県	防府(山口)	山口市阿東蔵目喜
50	阿武川	生雲川	7.0	下地雨量水位局	山口県	防府(山口)	山口市阿東生雲中1662-3
51	厚東川	中川	3.5	中川水位局	山口県	宇部	宇部市大字中野開作70-2
52	真締川	真締川	6.5	土田橋水位局	山口県	宇部	宇部市大字上宇部字下土田
53	有帆川	有帆川	4.0	有帆新橋水位局	山口県	宇部	山陽小野田市大字有帆字砂河原762番地3
54	有帆川	有帆川	7.0	沖田水位局	山口県	宇部	宇部市大字船木字地京田
55	有帆川	有帆川	13.5	土井水位局	山口県	宇部	宇部市大字西万倉字不動
56	厚狭川	厚狭川	7.0	厚狭大橋水位局	山口県	宇部	山陽小野田市大字郡字加藤168番地1
57	厚東川	厚東川	38.5	岩永雨量水位局	山口県	宇部(美祢)	美祢市秋芳町中下郷字山川
58	厚東川	厚東川	49.5	信高橋水位局	山口県	宇部(美祢)	美祢市秋芳町嘉万字秀折台1512-48
59	厚東川	大田川	14.6	綾木雨量水位局	山口県	宇部(美祢)	美祢市美東町綾木字五味ヶ原
60	厚狭川	厚狭川	27.7	美祢大橋雨量水位局	山口県	宇部(美祢)	美祢市大嶺町東分362番地1
61	木屋川	木屋川	4.6	吉田大橋水位局	山口県	下関	下関市大字吉田1251番地1
62	神田川	神田川	1.3	神田橋水位局	山口県	下関	下関市清末千房二丁目55番地1地先
63	武久川	武久川	2.0	武久水位局	山口県	下関	下関市幡生宮の下町1009-2地先

水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	堤防高		水防警報との関連		番号
				左岸	右岸	対応する水防警報発令区間	対象市町	
1.5	2.0	—	2.8	3.2	3.3	米川小学校～中瀬橋まで	下松市	32
1.5	2.3	—	3.8	4.3	4.6	神代川合流点～河口まで	周南市	33
1.5	1.7	—	2.3	3.2	2.6	川上ダム～神代川合流点まで	周南市	34
1.3	1.9	—	2.0	3.8	3.0	柳橋上流800m～JR山陽本線橋梁まで	周南市	35
1.5	1.8	—	2.0	4.5	4.9	JR山陽本線橋梁～河口まで	周南市	36
0.9	1.5	—	1.6	2.6	2.7	二級河川上流端～河口まで	周南市	37
3.3	3.4	—	4.7	6.2	5.2	夏切橋上流200m～市境まで	周南市	38
0.5	0.9	—	1.0	2.0	1.9	切石橋～河口まで	防府市	39
1.1	1.7	—	1.8	4.5	4.0	二級河川上流端～河口まで	防府市	40
1.6	2.6	—	2.9	5.5	5.4	市境～下畑まで、伏野上～佐波川合流点まで	山口市	41
1.2	1.7	—	2.0	7.7	7.8	大蔵橋～河口まで	山口市	42
1.5	2.3	—	3.4	5.3	4.2	一の坂ダム～榎野川合流点まで	山口市	43
1.0	1.4	—	1.9	4.8	4.8	国道2号橋～幸之江川合流点まで	山口市	44
1.6	2.0	—	2.4	3.2	3.2	新道下橋～河口まで	山口市	45
2.3	3.4	—	4.6	5.3	5.7	荒瀬堰～篠目川合流点まで	山口市	46
1.5	2.5	—	4.1	5.1	6.1	鍋倉橋下流500m～荒瀬堰まで	山口市	47
1.3	2.0	—	2.7	4.4	3.9	福谷川合流点～鍋倉橋下流500mまで	山口市	48
1.8	2.8	—	3.7	4.6	4.9	大山橋～白井谷川合流点まで	山口市	49
2.0	2.8	—	4.0	5.9	5.9	二級河川上流端～柳瀬橋下流200mまで	山口市	50
1.4	1.9	—	2.6	3.6	3.2	二級河川上流端～梅田川合流点まで	宇部市	51
1.0	1.5	—	2.0	3.2	3.3	市道高嶺中山線～河口まで	宇部市	52
1.7	2.8	—	5.0	6.5	6.6	霜田橋下流20m～河口まで	山陽小野田市	53
1.2	2.0	—	2.9	3.4	4.1	宗方堰～霜田橋下流20mまで	宇部市	54
1.5	2.1	—	3.4	4.2	4.3	県道伊佐地橋上流400m～宗方堰まで	宇部市	55
1.8	3.1	—	4.5	6.8	6.7	随行川合流点～河口まで	山陽小野田市	56
1.7	2.2	—	3.6	5.7	4.6	平野橋～四斗田橋下流650mまで	美祢市	57
1.0	1.5	—	1.6	4.9	4.8	今山川合流点～平野橋まで	美祢市	58
1.6	2.6	—	3.3	5.3	5.4	桂坂川合流点～瀬々川橋まで	美祢市	59
2.0	3.0	—	4.6	5.0	5.0	重安橋下流120m～JR南大嶺駅まで	美祢市	60
2.9	3.3	—	4.7	8.2	8.6	旧菊川町境～河口まで	下関市	61
1.5	2.2	—	3.3	4.1	4.1	市道阿内一号橋～河口まで	下関市	62
0.9	1.4	—	1.7	3.2	3.3	二級河川上流端～河口まで	下関市	63

番号	水系名	河川名	キ口程	観測所名	所管	管内	位置
64	綾羅木川	綾羅木川	3.0	観月橋水位局	山口県	下 関	下関市大字綾羅木44番地3
65	川棚川	川棚川	1.5	葉中橋雨量水位局	山口県	下 関	下関市豊浦町大字川棚 6314番地先
66	友田川	友田川	2.3	友田水位局	山口県	下 関	下関市大字蒲生野字坂本 362-2
67	木屋川	木屋川	8.2	上大野水位局	山口県	下 関	下関市菊川町上大野
68	木屋川	木屋川	18.0	石町水位局	山口県	下 関	下関市豊田町石町
69	木屋川	木屋川	22.5	長正司水位局	山口県	下 関	下関市豊田町大字殿敷 1950
70	木屋川	田部川	0.5	田部雨量水位局	山口県	下 関	下関市菊川町大字田部字 川原704番地4地先
71	栗野川	栗野川	6.0	宮迫雨量水位局	山口県	下 関	下関市豊北町大字栗野字 懸口2480番地1
72	栗野川	栗野川	14.0	田耕水位局	山口県	下 関	下関市豊北町大字田耕字 岩鼻4244番地の1地先
73	木屋川	木屋川	36.6	大羽山雨量水位局	山口県	長 門	長門市俵山字大羽山沖 3940-9地先
74	泉川	泉川	0.5	泉川水位局	山口県	長 門	長門市油谷伊上字五反田 1823-2地先
75	掛淵川	掛淵川	3.4	芝崎水位局	山口県	長 門	長門市油谷久富字神田 1110-6地先
76	掛淵川	掛淵川	6.9	日置雨量水位局	山口県	長 門	長門市日置上字南寄延 6144-2地先
77	掛淵川	大坊川	0.6	大坊橋水位局	山口県	長 門	長門市油谷河原字大防 1207-1地先
78	深川川	深川川	1.0	深川雨量水位局	山口県	長 門	長門市西深川字下川原 3158地先
79	深川川	深川川	5.9	湯本雨量水位局	山口県	長 門	長門市深川湯本字湯端 2290-3地先
80	三隅川	三隅川	2.8	三隅雨量水位局	山口県	長 門	長門市三隅下字古屋敷 529-1地先
81	阿武川	蔵目喜川	12.0	鈴倉雨量水位局	山口県	萩	萩市大字吉部上字奥野 1129-1
82	阿武川	阿武川 橋本川	5.8	中津江水位局	山口県	萩	萩市大字椿東字上津江
83	阿武川	明木川	2.0	明木水位局	山口県	萩	萩市川上字津165番地
84	阿武川	明木川	5.0	明木橋水位局	山口県	萩	萩市大字明木3453-1
85	大井川	大井川	1.5	坂本水位局	山口県	萩	萩市大井1126
86	大井川	大井川	11.3	茶屋ヶ原水位局	山口県	萩	萩市大字紫福字五反田 5952-1地先
87	須佐川	須佐川	0.5	龍背橋水位局	山口県	萩	萩市大字須佐4186
88	田万川	田万川	3.0	椿橋雨量水位局	山口県	萩	萩市大字上田万カヲ859-7
89	田万川	田万川	8.5	岡平水位局	山口県	萩	萩市大字下小川字松原上 295-1
90	田万川	田万川	22.2	新市橋水位局	山口県	萩	萩市大字弥富下阿城1420- 3
91	島田川	島田川	24.5	玖珂入南橋水位局	山口県	岩 国	岩国市玖珂町有延5624-1
92	厚狭川	厚狭川	18.1	東厚保雨量水位局	山口県	宇 部 (美 祢)	美祢市東厚保町川東字和 田ノ沖1795番地1号
93	厚狭川	厚狭川	14.0	西厚保雨量水位局	山口県	宇 部 (美 祢)	美祢市西厚保町本郷字大 村沖216番地先
94	阿武川	玉江川	0.9	玉江川水位局	山口県	萩	萩市大字山田字西奥玉江 4530番地

水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	堤防高		水防警報との関連		番号
				左岸	右岸	対応する水防警報発令区間	対象市町	
3.0	3.5	—	5.8	6.5	6.6	石原橋～河口まで	下関市	64
1.4	2.0	—	2.7	4.4	5.0	上畔大橋上流850m～河口まで	下関市	65
0.7	0.9	—	1.0	2.2	2.9	県道安生橋～河口まで	下関市	66
2.0	3.3	—	4.0	8.1	8.2	湯の原ダム～旧下関市境まで	下関市	67
2.4	3.4	—	5.4	7.0	6.5	手洗堰～湯の原ダムまで	下関市	68
2.0	3.2	—	4.5	5.4	5.6	木屋川ダム～手洗堰まで	下関市	69
2.0	2.9	—	3.0	5.8	5.7	旧下関市境～木屋川合流点まで	下関市	70
1.8	2.6	—	2.7	6.4	6.4	オヶ瀬橋上流600m～河口まで	下関市	71
3.9	5.2	—	8.2	8.6	8.4	柰路子川上流1.3km～オヶ瀬橋上流600mまで	下関市	72
1.9	2.3	—	3.4	3.8	4.2	俵山温泉～下関市豊田町境まで	長門市	73
1.0	1.5	—	2.4	3.4	3.1	岡～河口まで	長門市	74
1.8	2.0	—	2.4	4.7	5.0	黒川合流点下流300m～河口まで	長門市	75
1.5	2.2	—	3.4	4.8	4.8	長門市畑～黒川合流点下流300mまで	長門市	76
2.1	3.0	—	4.4	4.5	6.4	二ノ瀬橋～掛淵川合流点まで	長門市	77
1.4	3.1	—	5.0	7.0	7.0	義隆橋～河口まで	長門市	78
1.2	1.6	—	2.0	3.4	2.9	四ノ瀬橋～義隆橋まで	長門市	79
1.8	2.4	—	2.9	5.4	5.1	大里川合流点～河口まで	長門市	80
1.6	2.3	—	2.5	5.2	3.9	御舟子川合流点～影畑まで、鈴倉橋～萩市境まで	萩市	81
2.4	3.3	—	5.1	6.3	6.6	阿武川ダム～河口まで	萩市	82
2.4	3.3	—	5.1	6.3	6.6	阿武川分流点～河口まで		
1.2	1.9	—	2.0	5.5	8.5	瓜作橋～阿武川合流点まで	萩市	83
1.3	1.7	—	2.1	3.0	3.8	金焼橋～瓜作橋まで	萩市	84
2.4	3.1	—	3.7	6.1	4.6	坂本～河口まで	萩市	85
1.7	2.6	—	4.2	5.2	5.0	西見橋上流500m～茶屋ヶ橋下流300m	萩市	86
1.2	1.7	—	2.0	3.4	3.4	須佐松原～河口まで	萩市	87
1.9	3.0	—	4.6	6.0	5.8	輪の音頭首工～河口まで	萩市	88
2.1	3.0	—	3.2	5.7	6.5	田添橋～輪の音頭首工まで	萩市	89
1.2	1.9	—	2.3	3.2	3.1	城ヶ谷～及谷川合流点まで	萩市	90
1.3	1.5	—	2.1	6.8	7.4	末元橋～東川合流点まで	岩国市	91
2.2	3.7	—	5.1	7.1	5.9	祖母ヶ河内橋～美祢市役所厚保出張所まで	美祢市	92
1.8	3.2	—	4.6	7.6	5.0	美祢市役所厚保出張所～山陽小野田市境まで	美祢市	93
1.4	1.5	—	1.9	2.9	3.0	二級河川上流端～橋本川合流点まで	萩市	94

番号	水系名	河川名	キ口程	観測所名	所管	管 内	位置
95	榎野川	吉敷川	1.5	大歳水位局	山口県	防府(山口)	山口市朝田685番1
96	榎野川	前田川	0.6	前田橋水位局	山口県	防府(山口)	山口市吉敷下東3丁目1-1
97	田万川	原中川	0.8	原中川水位局	山口県	萩	萩市上小川東分616
98	郷川	郷川	2.2	新八幡橋水位局	山口県	萩	阿武郡阿武町奈古1069-1
99	榎野川	九田川	3.7	九田水位局	山口県	防府(山口)	山口市黒川1075番16

水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	堤防高		水防警報との関連		番号
				左岸	右岸	対応する水防警報発令区間	対象市町	
2.1	2.6	—	2.7	6.1	6.1	二級河川上流端～榎野川合流点 まで	山口市	95
1.1	1.5	—	1.6	3.6	3.7	二級河川上流端～錦川合流点ま で	山口市	96
1.8	2.5	—	2.6	4.7	4.7	二級河川上流端～田万川合流点 まで	萩市	97
1.3	1.8	—	1.9	5.0	5.8	二級河川上流端～河口まで	阿武町	98
1.4	2.2	—	2.3	4.7	4.7	二級河川上流端～榎野川合流点 まで	山口市	99

知事が水防警報を発表する河川(洪水予報河川)

番号	水系名	河川名	キロ程	観測所名	所管	管内	位置
100	錦川	錦川 門前川	6.5	臥龍橋水位局	山口県	岩国	岩国市大字錦見3203番地
101	錦川	錦川	17.5	錦橋水位局	山口県	岩国	岩国市大字杭名字船津6番地の2
102	錦川	錦川	31.0	南桑水位局	山口県	岩国	岩国市美川町南桑字滝の上3452番1
103	榎野川	榎野川	5.8	東津橋雨量水位局	山口県	防府(山口)	山口市小郡下郷字東津中2503地先
104	榎野川	榎野川	10.5	朝田水位局	山口県	防府(山口)	山口市朝田
105	榎野川	榎野川	15.5	豊年橋水位局	山口県	防府(山口)	山口市富田原町29-7
106	榎野川	榎野川	17.0	鰐石雨量水位局	山口県	防府(山口)	山口市惣太夫町261-2
107	榎野川	榎野川	22.0	宮野河原水位局	山口県	防府(山口)	山口市宮野上字西尾崎2387-4
108	榎野川	仁保川	1.0	御堀橋水位局	山口県	防府(山口)	山口市大内御堀字下千坊4714-7
109	厚東川	厚東川	7.0	末信橋水位局	山口県	宇部	宇部市大字末信字一の畝町997
110	厚東川	厚東川	9.5	持世寺水位局	山口県	宇部	宇部市大字吉見字中野瀬
111	厚東川	厚東川	14.0	木田橋水位局	山口県	宇部	宇部市大字木田
112	島田川	島田川	4.3	下林雨量水位局	山口県	周南	光市大字島田字下林河川敷内
113	島田川	島田川	6.4	島田水位局	山口県	周南	光市三井8丁目
114	島田川	島田川	11.6	土手水位局	山口県	周南	周南市大字小松原字土手

水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	堤防高		水防警報との関連		番号
				左岸	右岸	対応する水防警報発令区間	対象市町	
3.5	4.2	4.8	5.3	9.1	9.6	行波橋～河口まで	岩国市	100
3.5	4.2	4.8	5.3	9.1	9.6	錦川分派点～河口まで	岩国市	
2.7	3.8	3.9	4.3	9.3	7.5	行波橋～御庄川合流点まで	岩国市	101
3.5	4.7	6.0	6.6	10.6	10.6	足谷川合流点～生見川合流点まで	岩国市	102
4.3	4.9	6.3	7.3	8.1	8.0	四十八瀬川合流点～河口まで	山口市	103
3.1	3.8	5.0	6.1	7.3	7.9	吉敷川合流点～四十八瀬川合流点まで	山口市	104
3.8	4.8	5.4	6.2	7.8	7.3	仁保川合流点～吉敷川合流点まで	山口市	105
1.2	2.0	2.1	2.6	4.4	4.5	杖坂川合流点～仁保川合流点まで	山口市	106
2.1	2.5	2.7	3.2	4.3	4.2	杖坂川合流点～仁保川合流点まで	山口市	107
2.0	2.2	2.4	2.6	8.5	9.5	深野橋～榎野川合流点まで	山口市	108
3.9	4.6	4.7	5.1	5.4	8.8	末信橋～河口まで	宇部市	109
3.8	5.0	5.1	5.5	10.5	10.9	厚東川ダム～河口まで	宇部市	110
3.6	4.7	7.7	8.0	8.8	8.2	厚東川ダム～善和川合流点まで	宇部市	111
2.0	2.6	2.8	3.2	5.9	5.5	三島橋～河口まで	周南市/光市	112
2.4	3.0	3.4	4.4	6.0	6.0	椎の木川合流点上流300m～河口まで	周南市/光市	113
2.7	3.8	3.9	4.0	7.1	8.7	椎の木川合流点上流300m～旭橋まで	周南市/光市	114

その他の河川

番号	水系名	河川名	キロ程	観測所名	所管	管 内	位置
115	小瀬川	小瀬川	12.0	小川津	国土交通省	岩 国	岩国市小瀬字小川津
116	小瀬川	小瀬川	5.7	両国橋	国土交通省	岩 国	岩国市小瀬字墨屋堂
117	小瀬川	小瀬川	0.2	和木	国土交通省	岩 国	和木町和木
118	小瀬川	小瀬川	22.1	下ヶ原	国土交通省	岩 国	広島県大竹市大栗林下ヶ原
119	小瀬川	長谷川	3.5	日宛	国土交通省	岩 国	岩国市美和町大根川
120	小瀬川	小瀬川	9.3	防鹿	国土交通省	岩 国	広島県大竹市小方町防鹿
121	小瀬川	小瀬川	15.2	弥栄ダム(正)	国土交通省	岩 国	広島県大竹市前飯谷
122	小瀬川	小瀬川	15.2	弥栄ダム(副)	国土交通省	岩 国	広島県大竹市前飯谷
123	小瀬川	小瀬川		本郷水位局	山口県、広島県	岩 国	広島県廿日市市大字湯原字本郷
124	小瀬川	小瀬川		岩倉水位局	山口県、広島県	岩 国	広島県廿日市市大字津田
125	小瀬川	小瀬川		釜ヶ原水位局	山口県、広島県	岩 国	岩国市美和町釜ヶ原
126	小瀬川	玖島川		渡ノ瀬ダム	中国電力(株)	岩 国	広島県廿日市市大野川平山
127	錦川	下畑川		瀬林水位局	山口県	岩 国	岩国市美和町瀬林
128	柳井川	黒杭川		横川水位局	山口県	柳 井	柳井市柳井横川
129	錦川	錦川		須金水位局	山口県	周 南	周南市大字金峰
130	佐波川	佐波川	1.7	西ノ浦	国土交通省	防 府	防府市西ノ浦
131	佐波川	佐波川	8.0	新橋	国土交通省	防 府	防府市新橋町1010地先
132	佐波川	佐波川	14.3	真尾	国土交通省	防 府	防府市大字真尾字小池454地先
133	佐波川	佐波川	24.8	漆尾	国土交通省	防 府	山口市徳地伊賀地字沖ノ原564-3地先
134	佐波川	佐波川	26.3	堀	国土交通省	防 府	山口市徳地堀字上清水1943-1地先
135	佐波川	佐波川	32.6	八坂	国土交通省	防 府	山口市徳地八坂字西大蔵1062-2地先
136	佐波川	島地川	0.8	島地	国土交通省	防 府	山口市徳地堀字下田尻1781-1地先
137	佐波川	島地川	26.9	仁保津	国土交通省	周 南	周南市大字巢山字川尻1024地先
138	佐波川	佐波川		才契水位局	山口県	防府(山口)	山口市徳地小古他字上野原310-1
139	佐波川	佐波川		滑川水位局	山口県	防府(山口)	山口市徳地野谷祖父山林1207
140	佐波川	佐波川		本川水位局	山口県	防府(山口)	山口市徳地野谷字向原
141	阿武川	阿武川		湯の瀬水位局	山口県	萩	萩市川上湯の瀬
142	掛淵川	大坊川		坂根水位局	山口県	長 門	長門市油谷河原金定ヶ浴
143	阿武川	佐々並川		佐々並川ダム	中国電力(株)	萩	萩市川上大ぬた
144	大谷川	大谷川		石原橋水位局	山口県	萩	萩市見島大谷
145	真締川	真締川		小串水位局	山口県	宇 部	宇部市西琴芝町1-859
146	真締川	真締川		御手洗橋	山口県	宇 部	宇部市大字中宇部字維新山
147	阿武川	橋本川		橋本川水位局	山口県	萩	萩市大字椿4161
148	幸之江川	今津川		今津川水位局	山口県	防府(山口)	山口市深溝644-2地先

水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	堤防高		水防警報との関連		番号
				左岸	右岸	対応する水防警報発令区間	対象市町	
2.6	4.0	5.7	6.2	8.5	10.8	8.5km～直轄管理区間上流端まで	岩国市、大竹市	115
2.8	3.9	4.4	4.9	7.9	7.9	河口から8.5kmまで	岩国市、和木町、大竹市	116
-	-					-	-	117
-	-					-	-	118
-	-					-	-	119
-	-					-	-	120
-	-					-	-	121
-	-					-	-	122
								123
								124
								125
-	-			-	-			126
-	-			-	-	-	-	127
-	-			-	-	-	-	128
-	-			-	-	-	-	129
-	-					-	-	130
2.7	3.4	4.2	4.6	7.4	6.9	河口から10.5kmまで	防府市	131
-	-					-	-	132
2.3	3.4	3.6	4.0	7.2	5.0	10.5kmから島地川橋まで	防府市、山口市	133
2.0	3.0	3.9	4.3	6.8	7.0	島地川橋から直轄管理区間上流端まで	山口市	134
-	-					-	-	135
-	-					-	-	136
-	-					-	-	137
-	-			-	-	-	-	138
-	-			-	-	-	-	139
-	-			-	-	-	-	140
-	-			-	-	-	-	141
-	-			-	-	-	-	142
-	-			-	-	-	-	143
-	-			-	-	-	-	144
-	-			-	-	-	-	145
-	-			-	-	-	-	146
-	-			-	-	-	-	147
-	-			-	-	-	-	148

付表 8 雨量観測所一覧表

番号	観測所名	管 内	位置	所管	
1	檜原	岩 国	広島県廿日市市玖島4323-1	国土交通省	太田川河川事務所
2	小瀬川ダム	岩 国	広島県廿日市市大字浅原字前中山1030番地の27	山口県、広島県	小瀬川ダム管理事務所
3	栗栖雨量局	岩 国	広島県廿日市市大字栗栖字小浜	山口県、広島県	小瀬川ダム管理事務所
4	中道雨量局	岩 国	広島県廿日市市大字中道	山口県、広島県	小瀬川ダム管理事務所
5	渡ノ瀬ダム	岩 国	広島県廿日市市大野川平山2631-71	中国電力(株)	西部水力センター
6	津田	岩 国	広島県廿日市市津田545	国土交通省	弥栄ダム管理所
7	弥栄ダム	岩 国	広島県大竹市小方町小方813-1	国土交通省	弥栄ダム管理所
8	中道	岩 国	広島県廿日市市中道三島原	国土交通省	弥栄ダム管理所
9	小瀬	岩 国	岩国市小瀬字沖原282-6	国土交通省	太田川河川事務所
10	岩国土木雨量局	岩 国	岩国市三笠町1丁目	山口県	土木防災情報システム
11	南岩国雨量水位局	岩 国	岩国市南岩国町3-3地先	山口県	土木防災情報システム
12	高照寺山雨量局	岩 国	岩国市六呂師字ツカカ山512番地22	山口県	土木防災情報システム
13	松尾峠雨量局	岩 国	岩国市大字多田字西ヶ尾341	山口県	土木防災情報システム
14	寺山雨量局	岩 国	岩国市大字寺山323	山口県	土木防災情報システム
15	柱島雨量局	岩 国	岩国市大字柱島字峠越864	山口県	土木防災情報システム
16	沖市雨量局	岩 国	岩国市御庄1丁目115	山口県	土木防災情報システム
17	平和橋雨量水位局	岩 国	岩国市由宇町柏原5633-1	山口県	土木防災情報システム
18	由宇町	岩 国	岩国市由宇町柏原	岩国市	由宇総合支所
19	錦雨量局	岩 国	岩国市錦町広瀬6748番地の1	山口県	菅野・平瀬ダム統合管理事務所
20	宇佐郷雨量局	岩 国	岩国市錦町宇佐字容谷山1875	山口県	土木防災情報システム
21	瀬戸雨量局	岩 国	岩国市錦町府谷3084	山口県	土木防災情報システム
22	平瀬ダム	岩 国	岩国市錦町広瀬5341番地1	山口県	菅野・平瀬ダム統合管理事務所
23	生見川ダム	岩 国	岩国市美川町南桑字小郷	山口県	生見川ダム管理所
24	日宛	岩 国	岩国市美和町大根川松原	国土交通省	弥栄ダム管理所
25	大田原雨量局	岩 国	岩国市美和町阿賀字丸ヶ山	山口県	生見川ダム管理所

番号	観測所名	管 内	位置	所管	
26	鮎谷雨量水位局	岩 国	岩国市美和町鮎谷	山口県	土木防災情報システム
27	羅漢雨量局	岩 国	岩国市美和町大字秋掛字羅漢山996番地の15	山口県	土木防災情報システム
28	美和	岩 国	岩国市美和町洪前	岩国市	美和総合支所
29	羅漢山	岩 国	岩国市美和町秋掛字羅漢山	下関地方气象台	
30	鹿野	周 南	周南市大字鹿野下字サヤ段	下関地方气象台	
31	広瀬	岩 国	岩国市錦町広瀬	下関地方气象台	
32	岩国	岩 国	岩国市川西	下関地方气象台	
33	玖珂雨量局	岩 国	岩国市玖珂町6262-3	山口県	土木防災情報システム
34	中山川ダム	岩 国	岩国市周東町用田	山口県	中山川ダム管理所
35	三瀬川雨量局	岩 国	岩国市周東町瀬越1781地先	山口県	土木防災情報システム
36	田尻雨量局	岩 国	岩国市周東町大字中山字樋ノ向513番地の15	山口県	土木防災情報システム
37	玖珂	岩 国	岩国市玖珂町	下関地方气象台	
38	御庄川ダム	岩 国	岩国市柱野馬背	山口県	御庄川ダム管理所
39	宮崎川雨量水位局	柳 井	周防大島町大字久賀字鳥井本1111-1	山口県	土木防災情報システム
40	屋代ダム	柳 井	周防大島町大字東屋代1241-2	山口県	屋代ダム管理所
41	和田雨量局	柳 井	周防大島町大字和田字黒本268-1	山口県	土木防災情報システム
42	白木山雨量局	柳 井	周防大島町大字西方字友信838-1	山口県	土木防災情報システム
43	浮島雨量局	柳 井	周防大島町大字浮島字楽ノ江小浦205-1	山口県	土木防災情報システム
44	安下庄	柳 井	周防大島町東安下庄	下関地方气象台	
45	黒杭川ダム雨量局	柳 井	柳井市柳井森ヶ迫	山口県	黒杭川ダム管理所
46	黒杭雨量局	柳 井	柳井市黒杭	山口県	黒杭川ダム管理所
47	柳商橋雨量水位局	柳 井	柳井市柳井字尾尻3880-4	山口県	土木防災情報システム
48	日積雨量局	柳 井	柳井市大字日積字横畠497-1	山口県	土木防災情報システム
49	平郡雨量局	柳 井	柳井市大字平郡字長畠6206	山口県	土木防災情報システム
50	柳井	柳 井	柳井市南浜	下関地方气象台	
51	長島雨量局	柳 井	上関町大字長島字高松1115-5	山口県	土木防災情報システム

番号	観測所名	管 内	位置	所管	
52	八島雨量局	柳 井	上関町大字八島字黒原 566-5	山口県	土木防災情報システム
53	皇座山雨量局	柳 井	上関町大字室津字大見山 271-1	山口県	土木防災情報システム
54	川西雨量局	柳 井	田布施町大字川西字池ヶ 迫616地先	山口県	土木防災情報システム
55	麻郷雨量局	柳 井	田布施町大字麻郷字棚田 2702-4	山口県	土木防災情報システム
56	田布施	柳 井	田布施町大字下田布施 3440-1	田布施町	田布施町役場
57	平生	柳 井	平生町大字平生210の1	平生町	平生町役場
58	周南土木雨量局	周 南	周南市毛利町2丁目38	山口県	土木防災情報システム
59	湯野雨量局	周 南	周南市大字湯野字柿ノ木 埜767-1	山口県	土木防災情報システム
60	米光雨量局	周 南	周南市大字和田字米光27- 4地先	山口県	土木防災情報システム
61	大津島雨量局	周 南	周南市大字大津島字中屋 浦266-2	山口県	土木防災情報システム
62	北山雨量局	周 南	周南市大字須万2091	山口県	土木防災情報システム
63	向道ダム	周 南	周南市大道理字掛260-7	山口県	向道ダム管理事務所
64	菅野ダム	周 南	周南市大字中須北字川平 194番地3	山口県	菅野ダム管理所
65	須々万雨量局	周 南	周南市須々万奥	山口県	菅野ダム管理所
66	四熊雨量局	周 南	周南市四熊中郷	山口県	川上ダム管理事務所
67	瀬戸兼雨量局	周 南	周南市大道理小原	山口県	川上ダム管理事務所
68	川上ダム	周 南	周南市川上	山口県	川上ダム管理事務所
69	温見雨量水位局	周 南	下松市大字温見316-7	山口県	末武川ダム管理所
70	末武川ダム雨量局	周 南	下松市大字瀬戸897	山口県	末武川ダム管理所
71	平田雨量水位局	周 南	下松市美里町四丁目718地 先	山口県	土木防災情報システム
72	笠戸雨量局	周 南	下松市大字笠戸島1496-1	山口県	土木防災情報システム
73	下林雨量局	周 南	光市大字島田字下林河川 敷内	山口県	土木防災情報システム
74	林浄水場	周 南	光市島田	光市	光市水道局
75	中央消防署	周 南	光市光井6-16-1	光市	光地区消防組合
76	音羽雨量水位局	周 南	周南市大字富田林字橋本 615	山口県	土木防災情報システム
77	高瀬	周 南	周南市大字高瀬字青ヶ平 257	国土交通省	山口河川国道事務所

番号	観測所名	管 内	位置	所管	
78	和田	周 南	周南市大字埴字四熊手1435	国土交通省	山口河川国道事務所
79	勝間雨量局	周 南	周南市大字呼坂1195-14	山口県	土木防災情報システム
80	田原橋雨量水位局	周 南	周南市大字鹿野下字秘尻藪1299-2地先	山口県	土木防災情報システム
81	城平雨量水位局	周 南	周南市大字鹿野上堤	山口県	向道ダム管理事務所
82	長野山雨量局	周 南	周南市大字五万堂563の5	山口県	向道ダム管理事務所
83	大潮雨量局	周 南	周南市大字大潮字開作3045	山口県	向道ダム管理事務所
84	小泉雨量水位局	周 南	周南市大字鹿野下小泉	山口県	向道ダム管理事務所
85	石ヶ岳雨量局	周 南	周南市大字巢山字西深山3151	山口県	佐波川ダム管理事務所
86	下松	周 南	下松市西豊井	下関地方气象台	
87	和田	周 南	周南市大字高瀬	下関地方气象台	
88	仁保津	周 南	周南市大字巢山字川尻1204	国土交通省	山口河川国道事務所
89	防府	防 府	防府市国衙一丁目10-20	国土交通省	山口河川国道事務所
90	真尾	防 府	防府市大字真尾字小池454	国土交通省	山口河川国道事務所
91	防府土木雨量局	防 府	防府市駅南町13-40	山口県	土木防災情報システム
92	大平山雨量局	防 府	防府市大字富海字藤兵衛ヶ谷517番5	山口県	土木防災情報システム
93	野島雨量局	防 府	防府市大字野島685-9	山口県	土木防災情報システム
94	堀	防 府 (山 口)	山口市徳地堀上清水1943-1	国土交通省	山口河川国道事務所
95	野谷	防 府 (山 口)	山口市徳地野谷掛平620	国土交通省	山口河川国道事務所
96	三谷	防 府 (山 口)	山口市徳地三谷滑山国有林26る	国土交通省	山口河川国道事務所
97	石ヶ岳	防 府 (山 口)	山口市徳地鯖河内字中谷原674-3	国土交通省	山口河川国道事務所
98	河内山	防 府 (山 口)	山口市徳地柚木字重625-40	国土交通省	山口河川国道事務所
99	佐波川ダム	防 府 (山 口)	山口市徳地野谷字掛の平620番地	山口県	佐波川ダム管理事務所
100	河内山雨量局	防 府 (山 口)	山口市徳地柚木重625-2	山口県	佐波川ダム管理事務所
101	滑山雨量局	防 府 (山 口)	山口市徳地柚木字滑山国有林22	山口県	佐波川ダム管理事務所
102	小古祖雨量局	防 府 (山 口)	山口市徳地小古祖片山867-1	山口県	土木防災情報システム
103	伊賀地雨量局	防 府 (山 口)	山口市徳地伊賀地字下の原745-1	山口県	土木防災情報システム

番号	観測所名	管 内	位置	所管	
104	防府	防 府	防府市大字植松	下関地方気象台	
105	一の坂ダム	防 府 (山 口)	山口市上天花町1番1号	山口県	一の坂ダム管理所
106	六軒茶屋雨量局	防 府 (山 口)	山口市上宇野令六軒茶屋	山口県	一の坂ダム管理所
107	荒谷ダム	防 府 (山 口)	山口市宮野上570-18	山口県	荒谷ダム管理所
108	佐山雨量局	防 府 (山 口)	山口市大字佐山2725	山口県	土木防災情報システム
109	鑄銭司雨量局	防 府 (山 口)	山口市大字鑄銭司住吉原 2470	山口県	土木防災情報システム
110	仁保雨量局	防 府 (山 口)	山口市大字道祖ヶ原1435- 4	山口県	土木防災情報システム
111	鰐石雨量水位局	防 府 (山 口)	山口市惣太夫町261-2	山口県	土木防災情報システム
112	小鯖雨量局	防 府 (山 口)	山口市下小鯖1960-2	山口県	土木防災情報システム
113	秋穂雨量局	防 府 (山 口)	山口市秋穂青江字北簗越 7179-4	山口県	土木防災情報システム
114	東津橋雨量水位局	防 府 (山 口)	山口市小郡下郷字東津中 2503	山口県	土木防災情報システム
115	山口	防 府 (山 口)	山口市前町	下関地方気象台	
116	朝早橋雨量水位局	防 府 (山 口)	山口市阿東徳佐下1286番 地1	山口県	土木防災情報システム
117	下地雨量水位局	防 府 (山 口)	山口市阿東生雲中1662-3	山口県	土木防災情報システム
118	用路雨量水位局	防 府 (山 口)	山口市阿東地福上1225-5	山口県	土木防災情報システム
119	篠目雨量局	防 府 (山 口)	山口市阿東篠目	山口県	阿武川ダム管理事務所
120	正地雨量局	防 府 (山 口)	山口市阿東生雲正地	山口県	阿武川ダム管理事務所
121	徳佐雨量局	防 府 (山 口)	山口市阿東徳佐中3628	山口県	阿武川ダム管理事務所
122	三谷雨量水位局	防 府 (山 口)	山口市阿東三谷	山口県	阿武川ダム管理事務所
123	十種ヶ峰雨量局	防 府 (山 口)	山口市阿東嘉年下字岡の 原東側1502-1	山口県	阿武川ダム管理事務所
124	千石台雨量局	萩	萩市大字吉部上字久みが 久保2577-81	山口県	土木防災情報システム
125	鈴倉雨量水位局	萩	萩市大字吉部上字上奥野 1129-1	山口県	土木防災情報システム
126	吉部雨量局	萩	萩市大字吉部	山口県	阿武川ダム管理事務所
127	篠生	防 府 (山 口)	山口市阿東地福下	下関地方気象台	
128	徳佐	防 府 (山 口)	山口市阿東徳佐中	下関地方気象台	
129	宇部土木雨量局	宇 部	宇部市琴芝町一丁目1-50	山口県	土木防災情報システム

番号	観測所名	管 内	位置	所管	
130	厚東川ダム	宇 部	宇部市大字木田字落畑144番地の4	山口県	厚東川ダム管理事務所
131	宇部市役所	宇 部	宇部市常盤町一丁目7-1	宇部市	宇部市防災危機管理課
132	東岐波市民センター	宇 部	宇部市大字東岐波3829	宇部市	宇部市防災危機管理課
133	西岐波市民センター	宇 部	宇部市床波六丁目5-22	宇部市	宇部市防災危機管理課
134	川上小学校	宇 部	宇部市大字川上字荒野86	宇部市	宇部市防災危機管理課
135	藤山小学校	宇 部	宇部市上条四丁目4-1	宇部市	宇部市防災危機管理課
136	原小学校	宇 部	宇部市大字東須恵字沖赤松4267	宇部市	宇部市防災危機管理課
137	小野市民センター	宇 部	宇部市大字小野8294-4	宇部市	宇部市防災危機管理課
138	西宇部小学校	宇 部	宇部市大字際波字北迫527-1	宇部市	宇部市防災危機管理課
139	二俣瀬小学校	宇 部	宇部市大字車地字市原36	宇部市	宇部市防災危機管理課
140	岬小学校	宇 部	宇部市松山町五丁目8-10	宇部市	宇部市防災危機管理課
141	東部浄化センター	宇 部	宇部市大字沖宇部字沖の山5272-3	宇部市	宇部市下水道施設課
142	西部浄化センター	宇 部	宇部市大字藤曲字沖土手下2449-1	宇部市	宇部市下水道施設課
143	消防本部	宇 部	宇部市港町二丁目3-30	宇部市	宇部山陽小野田消防局
144	稲倉川雨量局	宇 部	山陽小野田市大字厚狭5112-5	山陽小野田市	山陽小野田市総務課
145	山野井雨量局	宇 部	山陽小野田市大字山野井323-1 地先	山陽小野田市	山陽小野田市総務課
146	糸根川雨量局	宇 部	山陽小野田市大字埴生2681-1 地先	山陽小野田市	山陽小野田市総務課
147	有帆川雨量局	宇 部	山陽小野田市新有帆町810番 地先	山陽小野田市	山陽小野田市総務課
148	竜王雨量局	宇 部	山陽小野田市須恵1-2	山口県	土木防災情報システム
149	今富ダム	宇 部	宇部市大字今富字薬師	山口県	今富ダム管理所
150	黒五郎雨量局	宇 部	宇部市大字奥万倉黒五郎	山口県	今富ダム管理所
151	船木雨量局	宇 部	宇部市大字船木365番地1	山口県	土木防災情報システム
152	宮ノ馬場雨量局	宇 部	宇部市大字東吉部字馬場西3330-8	山口県	土木防災情報システム
153	東側雨量局	宇 部	山陽小野田市大字埴生1726-1	山口県	土木防災情報システム
154	真締川ダム雨量局	宇 部	宇部市大字川上字狸原697-78番地	山口県	真締川ダム管理所
155	宇部	宇 部	宇部市沖宇部地先	福岡航空地方気象台	

番号	観測所名	管 内	位置	所管	
156	宇部国道維持出張所	宇 部	宇部市南浜町1-9-18	国土交通省	山口河川国道事務所
157	万光雨量局	宇 部 (美 祢)	美祢市於福町上字叶2504番地	山口県	土木防災情報システム
158	美祢大橋雨量水位局	宇 部 (美 祢)	美祢市大嶺町東分362番地1	山口県	土木防災情報システム
159	秋吉台雨量局	宇 部 (美 祢)	美祢市秋芳町秋吉台字台山1237番地458	山口県	土木防災情報システム
160	半田雨量局	宇 部 (美 祢)	美祢市秋芳町嘉万なぎ藪1692-1	山口県	土木防災情報システム
161	岩永雨量水位局	宇 部 (美 祢)	美祢市秋芳町中下郷字山川	山口県	厚東川ダム管理事務所
162	嘉万雨量局	宇 部 (美 祢)	美祢市秋芳町嘉万字秀折台	山口県	厚東川ダム管理事務所
163	赤郷雨量局	宇 部 (美 祢)	美祢市美東町赤3605番地先	山口県	土木防災情報システム
164	銭屋雨量局	宇 部 (美 祢)	美祢市美東町絵堂字三本松	山口県	厚東川ダム管理事務所
165	綾木雨量水位局	宇 部 (美 祢)	美祢市美東町綾木字五味ヶ原	山口県	厚東川ダム管理事務所
166	東厚保	宇 部 (美 祢)	美祢市東厚保町山中	下関地方气象台	
167	秋吉台	宇 部 (美 祢)	美祢市秋芳町秋吉	下関地方气象台	
168	下関土木雨量局	下 関	下関市貴船町3丁目2-1	山口県	土木防災情報システム
169	小野雨量局	下 関	下関市大字小野字下方294-1	山口県	土木防災情報システム
170	新町雨量局	下 関	下関市吉見里町1丁目9番	山口県	土木防災情報システム
171	湯谷雨量局	下 関	下関市大字吉田北足河内湯谷227-2	山口県	土木防災情報システム
172	葉中橋雨量水位局	下 関	下関市豊浦町大字川棚6314番地先	山口県	土木防災情報システム
173	舟郡ダム	下 関	下関市豊浦町大字川棚字舟郡	下関市	下関市役所豊浦総合支所
174	下関	下 関	下関市竹崎町4-6-1	下関地方气象台	
175	田部雨量水位局	下 関	下関市菊川町大字田部字川原704番4地先	山口県	土木防災情報システム
176	豊田雨量局	下 関	下関市豊田町矢田430-1	山口県	土木防災情報システム
177	鍋堤峠雨量局	下 関	下関市豊田町大字稲見字鍋堤389-1	山口県	土木防災情報システム
178	木屋川ダム	下 関	下関市豊田町大河内	山口県	木屋川ダム管理事務所
179	滝部雨量局	下 関	下関市豊北町大字神田上寺ヶ浴9848番地	山口県	土木防災情報システム
180	宮迫雨量水位局	下 関	下関市豊北町大字栗野字懸口2480番地1	山口県	土木防災情報システム
181	上畑雨量局	下 関	下関市豊北町大字北宇賀字七年小尻420-1	山口県	土木防災情報システム

番号	観測所名	管 内	位置	所管	
182	滝部	下 関	下関市豊北町大字滝部 3140-1	下関市	豊北総合支所
183	豊田	下 関	下関市豊田町大字稲光字 土橋	下関地方气象台	
184	深川雨量水位局	長 門	長門市西深川字下川原 3166-5	山口県	土木防災情報システム
185	湯本雨量水位局	長 門	長門市深川湯本字柳本 966-3	山口県	土木防災情報システム
186	通雨量局	長 門	長門市通1211	山口県	土木防災情報システム
187	長門	長 門	長門市東深川1902-1	長門市	長門市消防本部
188	大羽山雨量水位局	長 門	長門市俵山大羽山	山口県	木屋川ダム管理事務所
189	大峠雨量局	長 門	長門市渋木大峠	山口県	木屋川ダム管理事務所
190	三隅雨量水位局	長 門	長門市三隅中字地主面 3397-1地先	山口県	土木防災情報システム
191	日置雨量水位局	長 門	長門市日置上字南寄延 6144-2	山口県	土木防災情報システム
192	大坊ダム	長 門	長門市油谷河原761-5	山口県	大坊ダム管理所
193	法師山雨量局	長 門	長門市油谷法師	山口県	大坊ダム管理所
194	油谷	長 門	長門市油谷新別名	下関地方气象台	
195	白木雨量局	長 門	長門市油谷向津具上白木	山口県	土木防災情報システム
196	津黄東雨量局	長 門	長門市油谷津黄字津黄上 363-2	山口県	土木防災情報システム
197	川尻西雨量局	長 門	長門市油谷川尻字古屋敷 229-2	山口県	土木防災情報システム
198	湯免ダム	長 門	長門市三隅中小龍324-42	山口県	湯免ダム管理所
199	玉江雨量局	萩	萩市大字山田4310	山口県	土木防災情報システム
200	三見雨量局	萩	萩市三見3501番地2	山口県	土木防災情報システム
201	大島雨量局	萩	萩市大島250番地	山口県	土木防災情報システム
202	相島雨量局	萩	萩市相島9番地	山口県	土木防災情報システム
203	見島ダム	萩	萩市見島大谷591-4	山口県	見島ダム管理所
204	阿武川ダム	萩	萩市川上字なんかけ2344 番地6	山口県	阿武川ダム管理事務所
205	宇田雨量局	萩	阿武町大字宇田字小田部7 番地3	山口県	土木防災情報システム
206	長沢雨量局	萩	阿武町大字福田上字横輪 1106番地2	山口県	土木防災情報システム
207	奈古雨量局	萩	阿武町大字奈古字岡田橋 2879番地1	山口県	土木防災情報システム

番号	観測所名	管 内	位置	所管	
208	千疋雨量局	萩	萩市大字上小川西分土居の内903番地	山口県	土木防災情報システム
209	椿橋雨量水位局	萩	萩市大字上田万カフス859番地7	山口県	土木防災情報システム
210	弥富	萩	萩市大字須佐字弥富	萩市	須佐総合事務所弥富支所
211	西鳳翔雨量局	萩	萩市大字佐々並1944番地の104	山口県	土木防災情報システム
212	根引山雨量局	萩	萩市大字佐々並東落合151-52	山口県	土木防災情報システム
213	旭岳雨量局	萩	萩市大字明木2066-6	山口県	土木防災情報システム
214	佐々並雨量局	萩	萩市大字佐々並市	山口県	阿武川ダム管理事務所
215	明木	萩	萩市大字明木	萩市	旭総合事務所
216	福井下雨量局	萩	萩市大字紫福上杉原2868-50	山口県	土木防災情報システム
217	紫福	萩	萩市大字紫福	萩市	福栄総合事務所紫福支所
218	福井	萩	萩市大字福井下	萩市	福栄総合事務所
219	須佐	萩	萩市須佐字野中	下関地方气象台	
220	萩	萩	萩市大字土原字川島沖田	下関地方气象台	
221	大正川雨量局	宇 部	山陽小野田市厚狭1645番地の3	山口県	土木防災情報システム
222	東厚保雨量水位局	宇 部 (美 祢)	美祢市東厚保町川東字和田ノ沖1795番地1号	山口県	土木防災情報システム
223	西厚保雨量水位局	宇 部 (美 祢)	美祢市西厚保町本郷字大村沖216番地先	山口県	土木防災情報システム
224	豊田前雨量局	宇 部 (美 祢)	美祢市豊田前町麻生下字テクノ10番地42号	山口県	土木防災情報システム
225	貴飯雨量局	下 関	下関市菊川町大字貴飯字橋本1295番地4	山口県	土木防災情報システム
226	一ノ俣雨量局	下 関	下関市豊田町大字一ノ俣1112番地1号	山口県	土木防災情報システム
227	阿内雨量局	下 関	下関市大字阿内字小迫1128番地7号	山口県	土木防災情報システム
228	真長田雨量局	宇 部 (美 祢)	美祢市美東町真名529	山口県	土木防災情報システム
229	椿東雨量局	萩	萩市椿東1094番地地先	山口県	土木防災情報システム
230	消防局	下 関	下関市岬之町17-1	下関市	下関市消防局

付表 9 潮位観測所一覧表

番号	港 湾 名	観測所名	位置	所管名	電話番号
1	久 賀 港	久 賀 観 測 局	周防大島町大字久賀	柳井土木建築事務所	0820-22-0396
2	安 下 庄 港	安下庄観測局	周防大島町大字西安下庄	柳井土木建築事務所	0820-22-0396
3	岩 国 港	岩 国 観 測 局	岩国市新港町4丁目	岩国港湾管理事務所	0827-22-2271
4	柳 井 港	柳 井 観 測 局	柳井市柳井	柳井土木建築事務所	0820-22-0396
5	徳山下松港	光 観 測 局	光市光井2丁目	周南港湾管理事務所	0834-21-1787
6	徳山下松港	徳 山 検 潮 所	周南市那智町	徳 山 海 上 保 安 部	0834-31-0110
7	徳山下松港	徳 山 観 測 局	周南市晴海町	周南港湾管理事務所	0834-21-1787
8	三田尻中関港	中 関 観 測 局	防府市大字浜方	防府土木建築事務所	0835-22-3485
9	宇 部 港	宇部港観測所	宇部市沖の山	国土交通省中国地方整備局 宇部港湾・空港整備事務所	0836-37-6700
10	宇 部 港	宇 部 観 測 局	宇部市港町1丁目	宇部港湾管理事務所	0836-31-3311
11	小 野 田 港	小野田観測局	山陽小野田市大字小野田	宇部港湾管理事務所	0836-31-3311
12	下 関 港	弟子待検潮所	下関市彦島弟子待町2丁目	国 土 交 通 省 港 湾 局	
13	小 串 港	松谷海岸観測所	下関市豊浦町川棚	下関土木建築事務所	083-223-7103
14	下 関 港	木屋川沖潮位局	下関市王喜字津井1丁目	下関土木建築事務所	083-223-7103
15	特 牛 港	特 牛 観 測 局	下関市豊北町大字神田	下関土木建築事務所	083-223-7103
16	須 佐 港	須 佐 検 潮 場	萩市大字須佐字瓦浴	国土交通省国土地理院	0298-64-1111
17	萩	萩 観 測 局	萩市大字椿東	萩 土 木 建 築 事 務 所	0838-22-0043
18	埴 生 港	前場川潮位局	山陽小野田市埴生	宇部土木建築事務所	0836-21-7125

付表 10 各港潮位表

	岩国港	由宇港	久賀港	油良港	白木港	柳井港	小松港
朔望平均満潮面 (HWL)	+1.80	+1.75	+1.48	+1.48	+1.48	+1.53	+1.53
平均水面 (MSL)	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.04	-0.04
東京湾平均海面 (TP)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
朔望平均干潮面 (LWL)	-1.80	-1.75	-1.88	-1.88	-1.88	-1.61	-1.61
基本水準面 (CDL)	-2.01	-1.91	-1.91	-1.91	-1.91	-1.84	-1.84

	大島港	安下庄港	伊保田港	室津港	平生港	徳山港	下松港
朔望平均満潮面 (HWL)	+1.53	+1.44	+1.48	+1.42	+1.42	+1.49	+1.52
平均水面 (MSL)	-0.04	-0.03	-0.01	-0.04	-0.04	-0.06	-0.06
東京湾平均海面 (TP)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
朔望平均干潮面 (LWL)	-1.61	-1.57	-1.88	-1.50	-1.50	-1.61	-1.64
基本水準面 (CDL)	-1.84	-1.83	-1.91	-1.74	-1.74	-1.86	-1.86

	三田尻港	山口港	秋穂港	宇部港	厚狭港	小野田港	下関港
朔望平均満潮面 (HWL)	+1.54	+1.62	+1.61	+1.75	+1.79	+1.78	+1.81
平均水面 (MSL)	-0.06	-0.03	-0.04	-0.01	-0.06	-0.07	-0.01
東京湾平均海面 (TP)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
朔望平均干潮面 (LWL)	-1.66	-1.68	-1.69	-1.95	-2.01	-2.02	-2.04
基本水準面 (CDL)	-1.86	-2.03	-2.04	-2.11	-2.16	-2.17	-2.11

	特牛港	油谷港	仙崎港	萩港
朔望平均満潮面 (HWL)	+0.88	+0.86	+0.85	+0.75
平均水面 (MSL)	+0.11	+0.15	+0.17	+0.13
東京湾平均海面 (TP)	0.00	0.00	0.00	0.00
朔望平均干潮面 (LWL)	-0.62	-0.54	-0.35	-0.35
基本水準面 (CDL)	-0.62	-0.44	-0.35	-0.35

付表 1 1 風速計一覽表

番号	位置	所有者名	電話番号
1	周防大島町東安下庄	下関地方気象台	083-234-4007
2	岩国市川西	下関地方気象台	083-234-4007
3	岩国市錦町広瀬	下関地方気象台	083-234-4007
4	岩国市玖珂町	下関地方気象台	083-234-4007
5	柳井市南浜	下関地方気象台	083-234-4007
6	下松市大字西豊井270-1	下関地方気象台	083-234-4007
7	防府市大字植松	下関地方気象台	083-234-4007
8	山口市阿東徳佐中	下関地方気象台	083-234-4007
9	美祢市秋芳町秋吉	下関地方気象台	083-234-4007
10	下関市豊田町大字稲光字土橋	下関地方気象台	083-234-4007
11	下関市名池町	下関地方気象台	083-234-4007
12	長門市油谷新別名	下関地方気象台	083-234-4007
13	萩市須佐字野中	下関地方気象台	083-234-4007
14	宇部市沖宇部地先	福岡航空地方気象台	092-436-1175
15	山口市前町	下関地方気象台	083-234-4007
16	萩市大字土原字川島沖田	下関地方気象台	083-234-4007
17	周防大島町大字久賀（久賀観測局）	柳井土木建築事務所	0820-22-0396
18	周防大島町大字西安下庄（安下庄観測局）	柳井土木建築事務所	0820-22-0396
19	周防大島町橘町安下庄	周防大島町	0820-77-0182
20	岩国市新港町4丁目（岩国観測局）	岩国港湾管理事務所	0827-22-2271
21	柳井市柳井（柳井観測局）	柳井土木建築事務所	0820-22-0396
22	下松市大字瀬戸高垣	末武川ダム管理所(周南土木建築事務所)	0833-43-9119
23	周南市新宿通五丁目1-3	周南市消防本部	0834-22-8765
24	光市光井2丁目（光観測局）	周南港湾管理事務所	0834-21-1787
25	周南市晴海町（徳山観測局）	周南港湾管理事務所	0834-21-1787
26	防府市大字浜方（中関観測局）	防府土木建築事務所	0835-22-3485
27	防府市大字新田（三田尻観測局）	防府土木建築事務所	0835-22-3485
28	防府市田島	航空自衛隊防府北基地	0835-22-1950
29	防府市大字野島（周防野島灯台）	徳山海上保安部	0834-31-0110
30	山口市（周防大橋）	防府土木建築事務所山口支所	083-922-1070
31	宇部市常盤町一丁目7-1	宇部市防災危機管理課	0836-31-4111
32	宇部市港町二丁目3-30	宇部・山陽小野田消防局	0836-21-6111
33	宇部市港町1丁目（宇部観測局）	宇部港湾管理事務所	0836-31-3311
34	宇部市大字小串（栄川運河橋）	宇部土木建築事務所	0836-21-7125
35	山陽小野田市大字小野田（小野田観測局）	宇部港湾管理事務所	0836-31-3311
36	美祢市秋芳町秋吉	秋吉台科学博物館	0837-62-0640
37	下関市彦島迫町（彦島大橋）	下関土木建築事務所	083-223-7103
38	下関市豊北町（角島大橋）	下関土木建築事務所	083-223-7103
39	下関市豊北町大字神田（特牛観測局）	下関土木建築事務所	083-223-7103
40	長門市坂根	大坊ダム管理所(長門土木建築事務所)	0837-32-0960
41	萩市大字椿東（萩観測局）	萩土木建築事務所	0838-22-0043
42	長門市東深川	山口県環境政策部環境政策課	083-933-3034
43	長門市東深川1902-1	長門市消防本部	0837-22-0119
44	長門市東深川1339-2	長門市役所	0837-22-2111
45	下関市岬之町17-1	下関市消防局	083-233-9112
46	美祢市大嶺町東分11173	美祢市消防本部	0837-52-2177

付表 1 2 主要ダム一覧表

		小瀬川ダム	平瀬ダム	生見川ダム	御庄川ダム
概	水系	小瀬川水系	錦川水系	錦川水系	錦川水系
	河川名	小瀬川	錦川	生見川	御庄川
要	位置	山口県、広島県	岩国市錦町	岩国市美川町南桑	岩国市柱野
	目的	治・工・電	治・上・電	治・工・電	治
	形式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	完成年月日	昭和40年3月	令和6年3月	昭和60年3月	昭和35年3月
ダム・貯水池諸元	集水面積 (km ²)	135.0	336.2	72.4	21.3
	湛水面積 (km ²)	0.90	1.33	1.09	0.09
	堤高 (m)	49.0	73.0	90.0	21.75
	堤頂長 (m)	158.0	300.0	215.0	101.5
	堤体積 (m ³)	96,400	340,000	360,870	18,000
	放流設備	クレストゲート2門	クレスト14門ゲートレス オリフィス1門、コンジット2門	クレスト6門ゲートレス コンジットゲート1門	オリフィス2門ゲートレス クレスト1門ゲートレス
	平常時最高貯水位 (常時満水位) (EL・m)	216.00	128.10	103.00	41.00
	洪水時最高水位 (洪水時満水位) (EL・m)	224.60	158.10	117.00	48.70
	総貯水容量 (千m ³)	11,400	29,500	30,800	399
	有効貯水容量 (千m ³)	9,900	27,500	29,300	357
治水	制限水位 (EL・m)	6/16～9/30 211.50	—	—	—
	洪水調節容量 (千m ³)	8,400	24,300	12,600	357
	計画高水量 (m ³ /S)	990	1,500	810	390
	最大放流量 (m ³ /S)	400	700 (最大流入時)	130	300
発電	発電容量 (千m ³)	—	—	—	—
	最大使用水量 (m ³ /s)	3.00	4.00	3.50	—
	最大出力 (kw)	630	1,100	1800	—
その他利水	利水容量 (千m ³)	3,400	上水 40 不特定 3,160	工水 12,700 不特定 4,000	—
	工業用水 (m ³ /s)	0.450	—	1.480	—
	(m ³ /日)	39,000	—	127,800	—
	上水道用水 (m ³ /s)	—	0.005	—	—
	(m ³ /日)	—	400	—	—
管理区分		土木建築部	土木建築部	土木建築部	土木建築部

		中山川ダム	黒杭川ダム	黒杭川上流ダム	屋代ダム
概	水系	島田川水系	柳井川水系	柳井川水系	屋代川水系
	河川名	中山川	黒杭川	黒杭川	屋代川
要	位置	岩国市周東町用田	柳井市柳井	柳井市柳井	周防大島町東屋代
	目的	治・工・上	治	治	治
	形式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	ロックフィルダム
	完成年月日	平成8年3月	昭和45年3月	平成24年3月	平成3年3月
ダム・貯	集水面積 (km ²)	15.0	10.0	7.7	8.1
	湛水面積 (km ²)	0.57	0.13	0.03	0.16
	堤高 (m)	37.0	35.0	48.0	46.5
	堤頂長 (m)	143.0	172.5	253.0	371.7
	堤体積 (m ³)	44,000	70,000	101,300	847,000
水池・諸元	放流設備	クレスト6門ゲートレス オリフィス1門ゲートレス	クレストゲート2門 コンジゲート1門	クレスト2門ゲートレス クレスト1門ゲートレス	横越流水路式 オリフィス1門ゲートレス
	平常時最高貯水位 (常時満水位) (EL・m)	98.00	36.70	78.70	83.00
	洪水時最高水位 (洪水時満水位) (EL・m)	102.80	43.50	83.00	88.50
	総貯水容量 (千m ³)	7,550	1,550	450	1,550
	有効貯水容量 (千m ³)	7,100	1,450	410	1,300
治水	制限水位 (EL・m)	—	6/16～10/15 25.50	—	—
	洪水調節容量 (千m ³)	2,500	1,450	130	720
	計画高水量 (m ³ /S)	150	128	92	103
	最大放流量 (m ³ /S)	45	40	83	52
発電	発電容量 (千m ³)	—	—	—	—
	最大使用水量 (m ³ /s)	—	—	—	—
	最大出力 (kw)	—	—	—	—
その他利水	上・工水 2,770 利水容量 (千m ³) 不特定 1,830	上・工水 2,770 不特定 1,830	不特定 705	不特定 280	不特定 580
	工業用水 (m ³ /s)	0.176	—	—	—
	(m ³ /日)	15,200	—	—	—
	上水道用水 (m ³ /s)	0.204	—	—	—
	(m ³ /日)	17,600	—	—	—
管理区分		土木建築部	土木建築部	土木建築部	土木建築部

		末武川ダム	菅野ダム	向道ダム	川上ダム
概	水系	末武川水系	錦川水系	錦川水系	富田川水系
	河川名	末武川	錦川	錦川	富田川
要	位置	下松市瀬戸	周南市中須北	周南市大道理	周南市川上
	目的	治・工・上・電	治・工・上・電	治・工・上・電	治・工・上
	形式	ロックフィルダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	完成年月日	平成4年3月	昭和41年3月	昭和16年3月	昭和55年3月
ダム・貯水池諸元	集水面積 (km ²)	44.1	225.2	152.2	22.2
	湛水面積 (km ²)	0.69	3.02	0.85	0.62
	堤高 (m)	89.5	87.0	43.3	63.0
	堤頂長 (m)	275.0	272.0	120.9	187.3
	堤体積 (m ³)	2,723,000	384,000	42,400	162,800
	放流設備	横越流水路式オリフィス1門ゲートレス	クレストゲート3門	クレストゲート4門	クレストゲート3門 コンジットゲート1門
	平常時最高貯水位 (常時満水位) (EL・m)	137.20	270.00	325.00	106.50
	洪水時最高水位 (洪水時満水位) (EL・m)	146.60	270.00	325.00	109.00
	総貯水容量 (千m ³)	19,570	95,000	7,031	13,720
	有効貯水容量 (千m ³)	18,770	91,200	6,863	13,500
治水	制限水位 (EL・m)	—	6/15～9/30 264.00	6/15～9/30 322.50	—
	洪水調節容量 (千m ³)	5,770	17,000	1,890	1,500
	計画高水量 (m ³ /S)	475	1,390	1,112	350
	最大放流量 (m ³ /S)	215	560	875	75
	発電容量 (千m ³)	—	79,000	(中電) 6,863	—
発電	最大使用水量 (m ³ /s)	3.60	21.00	(向道) 2.78 (間上) 2.79 (錦川第1) 4.34	—
	最大出力 (kw)	1,600	14,500	(向道) 500 (間上) 5,600 (錦川第1) 4,000	—
その他利水	上・工水	11,350			
	利水容量 (千m ³)	不特定 1,650	91,200	6,863	12,000
	工業用水 (m ³ /s)	0.109	4.824	1.106	1.210
	(m ³ /日)	9,400	416,800	95,500	104,500
	上水道用水 (m ³ /s)	0.361	0.456	0.2863	0.187
	(m ³ /日)	31,200	39,400	24,700	16,200
管理区分		土木建築部	土木建築部	土木建築部	土木建築部

		佐波川ダム	荒谷ダム	一の坂ダム	厚東川ダム	今富ダム
概要	水系	佐波川水系	樺野川水系	樺野川水系	厚東川水系	有帆川水系
	河川名	佐波川	樺野川	一の坂川	厚東川	今富川
	位置	山口市徳地野谷	山口市宮野上	山口市天花	宇部市木田	宇部市今富
	目的	治・(農)・工・電	治・上	治	治・工(上)・電	治
	形式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	完成年月日	昭和31年3月	昭和63年3月	昭和59年3月	昭和25年3月	昭和54年3月
ダム・貯水池諸元	集水面積 (km ²)	88.4	8.1	6.7	324.0	8.6
	湛水面積 (km ²)	1.16	0.25	0.14	2.49	0.18
	堤高 (m)	53.1	56.0	42.1	38.8	35.5
	堤頂長 (m)	156.0	160.0	143.5	162.0	219.0
	堤体積 (m ³)	100,000	97,300	64,000	62,160	86,500
	放流設備	クレストゲート2門	クレスト10門ゲートレス オリフィス1門ゲートレス	クレスト4門ゲートレス オリフィス1門ゲートレス	クレストゲート8門	クレストゲート2門 オリフィス1門ゲートレス
	平常時最高貯水位 (常時満水位) (EL・m)	186.50	202.30	123.60	39.00	86.40
	洪水時最高水位 (洪水時満水位) (EL・m)	188.00	211.80	131.00	39.20	93.50
	総貯水容量 (千m ³)	24,600	5,200	1,485	23,788	1,700
	有効貯水容量 (千m ³)	21,400	4,950	1,285	23,042	1,400
治水	制限水位 (EL・m)	6/1～6/15 185.0 6/16～9/15 181.0 9/16～10/31 185.0	—	—	6/15～7/15 37.00 7/16～9/15 38.00 予備放流36.00	—
	洪水調節容量 (千m ³)	8,100	2,100	785	7,076	940
	計画高水量 (m ³ /S)	800	110	128	1,650	132
	最大放流量 (m ³ /S)	150	28	37	1,450	41
発電	発電容量 (千m ³)	15,000	—	—	(興産)17,331	—
	最大使用水量 (m ³ /s)	8.00	—	—	(企業局)4.43 (興産)19.30	—
	最大出力 (kw)	3,500	—	—	(企業局)610 (興産)3,500	—
その他利水	利水容量 (千m ³)	19,400	上水 1,920 不特定 930	不特定 500	22,541	不特定 460
	工業用水 (m ³ /s)	1.265	—	—	3.305	—
	(m ³ /日)	109,300	—	—	285,500	—
	上水道用水 (m ³ /s)	—	1.050	—	0.976	—
	(m ³ /日)	—	90,000	—	84,400	—
管理区分		土木建築部	土木建築部	土木建築部	土木建築部	土木建築部

		木屋川ダム	大坊ダム	阿武川ダム	見島ダム
概	水系	木屋川水系	掛淵川水系	阿武川水系	大谷川水系
	河川名	木屋川	大坊川	阿武川	大谷川
要	位置	下関市豊田町大河内	長門市油谷悪渡瀬	萩市川上	萩市見島
	目的	治・工(上)・電	治	治・電	治・上
	形式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力アーチ式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	完成年月日	昭和30年3月	昭和49年3月	昭和50年3月	平成14年3月
ダム・貯水池諸元	集水面積 (km ²)	84.1	15.0	523.0	0.42
	湛水面積 (km ²)	1.61	0.29	4.20	0.02
	堤高 (m)	41.0	43.5	95.0	31.0
	堤頂長 (m)	174.3	115.0	286.0	300.0
	堤体積 (m ³)	84,500	49,200	426,500	66,000
	放流設備	クレストゲート3門	クレストゲート2門 コンジゲート1門	クレストゲート4門 コンジゲート3門	クレスト2門ゲートレス オリフィス1門ゲートレス
	平常時最高貯水位 (常時満水位) (EL・m)	96.50	64.30	95.00	23.30
	洪水時最高水位 (洪水時満水位) (EL・m)	97.50	77.00	97.50	25.50
	総貯水容量 (千m ³)	21,750	3,860	153,500	125
	有効貯水容量 (千m ³)	21,080	3,410	131,500	119
治水	制限水位 (EL・m)	6/15～9/15 95.15 予備放流 91.30	—	6/16～9/30 79.50	—
	洪水調節容量 (千m ³)	9,000	2,650	65,000	40
	計画高水量 (m ³ /S)	705	316	2,900	7
	最大放流量 (m ³ /S)	182	46	1,000	4
発電	発電容量 (千m ³)	12,820	—	113,000	—
	最大使用水量 (m ³ /s)	7.00	—	30.00	—
	最大出力 (kw)	1,850	—	19,500	—
その他利水	利水容量 (千m ³)	工・上水 16,070 不特定 3,370	不特定 760	不特定 8,500	上水 23 不特定 56
	工業用水 (m ³ /s)	0.980	—	—	—
	(m ³ /日)	84,600	—	—	—
	上水道用水 (m ³ /s)	1.250	—	—	0.0023
	(m ³ /日)	108,000	—	—	200
管理区分		土木建築部	土木建築部	土木建築部	土木建築部

		湯免ダム	真締川ダム	弥栄ダム	島地川ダム
概	水系	三隅川水系	真締川水系	小瀬川水系	佐波川水系
	河川名	辻並川	真締川	小瀬川	島地川
要	位置	長門市三隅中	宇部市大字川上	山口県、広島県	周南市高瀬
	目的	治・上	治	治・工・上・電	治・工・上
	形式	重力式コンクリートダム	アースフィルダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	完成年月日	平成19年3月	平成21年3月	平成3年3月	昭和56年3月
ダム	集水面積 (km ²)	1.93	2.41	301.0	32.0
	湛水面積 (km ²)	0.05	0.13	3.60	0.80
・	堤高 (m)	46.0	本川21.9、支川20.5	120.0	89.0
	堤頂長 (m)	200.0	本川209.5、支川145.0	540.0	240.0
貯	堤体積 (m ³)	102,000	本川152,000、支川89,000	1,600,000	317,000
水	放流設備	クレスト2門ゲートレス オリフィス1門ゲートレス	クレスト2門ゲートレス オリフィス1門ゲートレス	クレストゲート4門 コンジットゲート3門	クレスト4門ゲートレス オリフィス1門ゲートレス
	平常時最高貯水位 (常時満水位) (EL・m)	98.30	61.60	106.00	286.50
諸	洪水時最高水位 (洪水時満水位) (EL・m)	103.00	65.50	128.00	297.10
	総貯水容量 (千m ³)	740	842	112,000	20,600
元	有効貯水容量 (千m ³)	690	760	106,000	19,600
治	制限水位 (EL・m)	—	—	—	—
	洪水調節容量 (千m ³)	210	460	58,000	7,200
水	計画高水量 (m ³ /S)	22	35	2,600	370
	最大放流量 (m ³ /S)	11	7	900	110
発	発電容量 (千m ³)	—	—	—	—
	最大使用水量 (m ³ /s)	—	—	10.00	—
電	最大出力 (kw)	—	—	7,000	—
その他 利水	利水容量 (千m ³)	上水 31 不特定 449	不特定 300	都市用 32,500 不特定 15,500	都市用 11,400 不特定 1,000
	工業用水 (m ³ /s)	—	—	0.816	1.528
	(m ³ /日)	—	—	70,500	132,000
	上水道用水 (m ³ /s)	0.008	—	1.279	0.695
	(m ³ /日)	650	—	110,500	60,000
管理区分		土木建築部	土木建築部	国土交通省	国土交通省

		温見ダム	歌野川ダム	山の口ダム	石井ダム
概要	水系	末武川水系	木屋川水系	大井川水系	柳井川水系
	河川名	末武川	歌野川	山の口川	柳井川
	位置	下松市温見	下関市菊川町上岡枝	萩市紫福	柳井市上馬皿
	目的	農・工・上	治・農・上(営農)	農・上(営農)	農・上
	形式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	ロックフィルダム
	完成年月日	昭和36年3月	昭和57年3月	平成4年3月	平成5年3月
ダム・貯水池諸元	集水面積 (km ²)	17.6	6.1	2.1	3.2
	湛水面積 (km ²)	0.32	0.16	0.07	0.12
	堤高 (m)	36.0	44.0	40.2	36.3
	堤頂長 (m)	135.0	162.0	103.0	176.3
	堤体積 (m ³)	53,400	72,600	42,000	253,000
	放流設備	ゲート2門	クリスト2門ゲートレス コンジット1門ゲートレス	クリスト2門ゲートレス	横越流水路式
	平常時最高貯水位 (常時満水位) (EL・m)	272.00	101.20	260.00	56.80
	洪水時最高水位 (洪水時満水位) (EL・m)	—	112.00	261.70	58.00
	総貯水容量 (千m ³)	4,520	1,614	690	1,160
	有効貯水容量 (千m ³)	4,393	1,516	583	1,139
治水	制限水位 (EL・m)	—	—	—	—
	洪水調節容量 (千m ³)	—	736	—	—
	計画高水量 (m ³ /S)	—	62	—	—
	最大放流量 (m ³ /S)	—	20	—	—
発電	発電容量 (千m ³)	—	—	—	—
	最大使用水量 (m ³ /s)	—	—	—	—
	最大出力 (kw)	—	—	—	—
その他利水	利水容量 (千m ³)	4,393	かんがい 780	かんがい 428 上水 155	かんがい 953 上水 186
	工業用水 (m ³ /s)	0.521	—	—	—
	(m ³ /日)	45,000	—	—	—
	上水道用水 (m ³ /s)	0.460	0.004	0.012	0.028
	(m ³ /日)	39,700	—	—	2,400
管理区分		農林水産部 (下松市)	農林水産部 (下関市)	農林水産部 (萩市)	農林水産部 (柳井市)

		内日ダム	畑ダム	有宗ダム	狩音ダム	舟郡ダム
概	水系	木屋川水系	掛淵川水系	掛淵川水系	掛淵川水系	川棚川水系
	河川名	山瀬川	掛淵川	久富川	狩音川	江良川
要	位置	下関市内日	長門市日置中	長門市油谷久富	長門市日置中	下関市豊浦町川棚
	目的	農	農	農	農	農
	形式	ロックフィルダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	ロックフィルダム
	完成年月日	平成3年3月	昭和47年3月	平成3年3月	平成8年3月	平成14年3月
ダム・貯水池諸元	集水面積 (km ²)	3.2	6.2	6.3	2.1	0.88
	湛水面積 (km ²)	0.12	0.09	0.08	0.07	0.07
	堤高 (m)	41.2	21.0	28.7	37.1	28.0
	堤頂長 (m)	229.0	140.0	121.5	185.5	221.0
	堤体積 (m ³)	500,000	23,300	29,200	65,300	246,000
	放流設備	横越流水路式	クレスト1門ゲートレス	クレスト2門ゲートレス	クレスト3門ゲートレス	横越流水路式
	平常時最高貯水位 (常時満水位) (EL・m)	158.20	115.70	70.00	129.40	73.50
	洪水時最高水位 (洪水時満水位) (EL・m)	159.40	117.70	72.50	130.60	74.20
	総貯水容量 (千m ³)	1,260	531	564	838	540
	有効貯水容量 (千m ³)	1,123	499	439	796	522
治水	制限水位 (EL・m)	—	—	—	—	—
	洪水調節容量 (千m ³)	—	—	—	—	—
	計画高水量 (m ³ /S)	—	—	—	—	—
	最大放流量 (m ³ /S)	—	—	—	—	—
発電	発電容量 (千m ³)	—	—	—	—	—
	最大使用水量 (m ³ /s)	—	—	—	—	—
	最大出力 (kw)	—	—	—	—	—
その他利水	利水容量 (千m ³)	1,123	499	439	796	522
	工業用水 (m ³ /s)	—	—	—	—	—
	(m ³ /日)	—	—	—	—	—
	上水道用水 (m ³ /s)	—	—	—	—	—
	(m ³ /日)	—	—	—	—	—
管理区分		農林水産部 (下関土地改良区)	農林水産部 (長門市)	農林水産部 (長門市)	農林水産部 (長門市)	農林水産部 (下関市)

		阿惣ダム	水越ダム	宇部丸山ダム	美祢ダム	湯の原ダム
概要	水系	掛淵川水系	錦川水系	厚東川水系	厚狭川水系	木屋川水系
	河川名	阿惣川	錦川	薬師川	日永川	木屋川
	位置	長門市油谷河原	周南市金峰	宇部市瓜生野	美祢市大嶺	下関市菊川町西中山
	目的	農・上(営農)	逆調整池・電	工・上	工	工・上
	形式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	完成年月日	平成16年3月	昭和41年3月	昭和54年3月	昭和56年12月	平成3年3月
ダム・貯水池諸元	集水面積 (km ²)	2.90	直接 238.0 間接 32.0	2.0	0.75	185.7
	湛水面積 (km ²)	0.10	0.14	0.45	0.23	0.62
	堤高 (m)	44.2	18.8	32.0	32.0	18.5
	堤頂長 (m)	134.0	81.7	211.44	160.5	212.95
	堤体積 (m ³)	65,000	9,800	69,000	46,500	79,000
	放流設備	クレスト1門ゲートレス	クレストゲート3門	クレスト3門ゲートレス	クレスト2門ゲートレス	クレストゲート5門
	平常時最高貯水位 (常時満水位) (EL・m)	80.00	187.00	39.00	109.00	25.50
	洪水時最高水位 (洪水時満水位) (EL・m)	82.50	—	39.30	110.10	—
	総貯水容量 (千m ³)	1,320	796	4,500	1,890	2,930
	有効貯水容量 (千m ³)	1,260	400	4,000	1,860	2,050
治水	制限水位 (EL・m)	—	—	—	—	—
	洪水調節容量 (千m ³)	—	—	—	—	—
	計画高水量 (m ³ /S)	—	—	—	—	—
	最大放流量 (m ³ /S)	—	—	—	—	—
発電	発電容量 (千m ³)	—	400	—	—	—
	最大使用水量 (m ³ /s)	0.34	(徳山) 6.00 (水越) 12.00	0.941	—	—
	最大出力 (kw)	49	(徳山) 6,500 (水越) 1,300	130	—	—
その他利水	利水容量 (千m ³)	1,260	—	4,000	1,860	2,050
	工業用水 (m ³ /s)	—	—	0.741	0.650	0.085
	(m ³ /日)	—	—	64,000	56,200	7,300
	上水道用水 (m ³ /s)	0.006	—	0.200	—	0.375
	(m ³ /日)	—	—	17,300	—	32,400
管理区分		農林水産部 (長門市)	企業局	企業局	企業局	企業局

		生雲ダム	佐々並川ダム
概要	水系	阿武川水系	阿武川水系
	河川名	生雲川	佐々並川
	位置	山口市阿東生雲中	萩市川上大ぬた
	目的	電	電
	形式	重力式コンクリートダム	アーチ式コンクリートダム
	完成年月日	昭和28年12月	昭和34年5月
ダム・貯水池諸元	集水面積 (km ²)	直接 45.75 間接 166.30	91.45
	湛水面積 (km ²)	0.07	0.962
	堤高 (m)	17.5	67.4
	堤頂長 (m)	66.0	127.3
	堤体積 (m ³)	7,100	30,900
	放流設備	クレスト(ローラー)ゲート2門	自然越流型
	平常時最高貯水位 (常時満水位) (EL・m)	230.00	192.00
	洪水時最高水位 (洪水時満水位) (EL・m)	—	—
	総貯水容量 (千m ³)	346	20,100
	有効貯水容量 (千m ³)	165	16,000
治水	制限水位 (EL・m)	—	—
	洪水調節容量 (千m ³)	—	—
	計画高水量 (m ³ /S)	—	—
	最大放流量 (m ³ /S)	—	—
発電	発電容量 (千m ³)	(中電) 165	(中電) 16,000
	最大使用水量 (m ³ /s)	7.60	10.00
	最大出力 (kw)	7,500	14,200
その他利水	利水容量 (千m ³)	—	—
	工業用水 (m ³ /s)	—	—
	(m ³ /日)	—	—
	上水道用水 (m ³ /s)	—	—
	(m ³ /日)	—	—
管理区分		中国電力(株)	中国電力(株)

付表 1 3 排水ポンプ場等一覧表

番号	土木	水系名	内水側河川名	排水先	排水ポンプ場名称	水門名称	位置
1	岩国	麻里布川水系	麻里布川	海	麻里布川排水機場	麻里布川防潮水門	岩国市新港町
2	柳井	土穂石川水系	土穂石川	海	土穂石川排水機場	土穂石川防潮水門	柳井市南浜
3	柳井	柳井川水系	柳井川	海	柳井川排水機場	柳井川防潮水門	柳井市北浜
4	柳井	田布施川水系	灸川	田布施川	灸川排水機場	灸川防潮水門	田布施町下田布施向川
5	柳井	大内川水系	大内川	海	大内川排水機場	大内川防潮水門	平生町三枚浜
6	柳井	大内川水系	熊川	海		熊川防潮水門	
7	柳井	(平生海岸)	和田川	海	平生海岸排水機場(海岸)	平生海岸防潮水門	平生町曾根三の升亀山
8	柳井	(平生海岸)	中川	海	中川排水機場(海岸)	中川防潮水門	平生町平生町長浜
9	周南	玉鶴川水系	玉鶴川	海	玉鶴川排水機場	玉鶴川防潮水門	下松市末武下西市沖
10	周南	平田川水系	平田川	海	平田川排水機場	平田川防潮水門	下松市末武下西市沖
11	周南	西の河原川水系	西の河原川	海	西の河原川排水機場	西の河原川防潮水門	光市浅江7丁目
12	防府 (山口)	井関川水系	井関川	海	井関川排水機場	井関川防潮水門	山口市阿知須
13	宇部	植松川水系	植松川	海	植松川排水機場	植松川防潮水門	宇部市大字東岐波
14	宇部	厚東川水系	梅田川	海	梅田川排水機場	梅田川防潮水門	宇部市大字東須恵
15	宇部	厚東川水系	中川	厚東川	中川排水機場	小島樋門	宇部市大字妻崎開作
16	宇部	厚東川水系	持世寺川	厚東川	持世寺排水機場		宇部市大字吉見
17	宇部	有帆川水系	柳川	有帆川	有帆川排水機場	有帆川防潮樋門	山陽小野田市大字有帆
18	宇部	有帆川水系	梅田川	有帆川	梅田排水機場		山陽小野田市大字有帆
19	宇部	有帆川水系	鈍々川	有帆川	船木排水機場	船木排水樋門	宇部市大字船木
20	宇部	厚狭川水系	狭間川	厚狭川	東下津排水機場		山陽小野田市大字郡
21	宇部	厚狭川水系	大正川	厚狭川	大正川排水機場	大正川水門	山陽小野田市大字郡
22	宇部	有帆川水系	日の出川	有帆川	下木屋排水機場	日の出樋門	山陽小野田市東高泊
23	宇部	真締川水系	中尾川	真締川	川添排水機場		宇部市川添3丁目
24	宇部	沢波川水系	沢波川	海	沢波川排水機場	沢波川防潮水門	宇部市床波6丁目
25	下関	木屋川水系	貞恒川	木屋川		貞恒川水門	下関市吉田

計画外水位	許容湛水位	水門閉鎖水位	運転開始内水位	委託先	委託契約年月日	備考	番号
T. P. +3. 70m	T. P. +1. 00m	T. P. +0. 75m	T. P. +0. 75m	岩国市	平成02年04月01日	周防高潮	1
T. P. +3. 95m	T. P. +2. 4m	T. P. +0. 2m	T. P. +0. 8m	柳井市	昭和60年04月01日	周防高潮	2
T. P. +3. 95m	T. P. +2. 3m	T. P. -1. 07m	T. P. -1. 07m	柳井市	平成17年04月01日	周防高潮	3
T. P. +3. 9m	T. P. +1. 9m	T. P. +1. 55m	T. P. +1. 55m	田布施町	平成18年04月01日	周防高潮	4
T. P. +3. 4m	T. P. +1. 5m	T. P. +1. 1m	T. P. +0. 9m	平生町	昭和62年04月01日	周防高潮	5
T. P. +3. 4m	T. P. +0. 5m	T. P. +0. 5m	T. P. +0. 9m				6
T. P. +3. 4m	T. P. +1. 2m	T. P. +0. 3m	T. P. +0. 5m	平生町	昭和56年04月01日	海岸高潮	7
T. P. +3. 4m	T. P. +0. 5m	T. P. +0. 5m	T. P. +0. 5m	平生町	昭和62年04月01日	海岸高潮	8
T. P. +3. 90m				下松市	昭和56年03月30日	周防高潮	9
T. P. +3. 90m	T. P. +1. 50m		T. P. +1. 50m	下松市	平成06年06月01日	周防高潮	10
T. P. +3. 60m	T. P. +3. 10m	T. P. +2. 0m	T. P. +2. 0m	光市	平成15年04月01日	周防高潮	11
T. P. +3. 65m	T. P. +2. 05m	T. P. +1. 46m	T. P. +1. 46m	山口市	平成10年12月01日	周防高潮	12
T. P. +3. 50m		T. P. +1. 70m		宇部市	昭和50年09月03日	周防高潮	13
T. P. +3. 5m	T. P. +1. 05m	T. P. +1. 05m	T. P. +1. 2m	宇部市	昭和56年05月01日	周防高潮	14
T. P. +3. 5m	T. P. +1. 45m	T. P. -0. 5m	T. P. +0. 0m	宇部市	平成07年04月01日	中小	15
T. P. +10. 8m	T. P. +8. 3m	T. P. +7. 20m	T. P. +7. 5m	宇部市	平成09年04月01日	救急内水	16
T. P. +3. 877m	T. P. +2. 07m	T. P. +0. 52m	T. P. +1. 67m	山陽小野田市	昭和56年04月01日	(当初農林事業)	17
T. P. +5. 9m	T. P. +5. 3m	T. P. +4. 3m	T. P. +4. 3m	山陽小野田市	平成05年04月01日	救急内水	18
T. P. +20. 2m	T. P. +18. 0m	T. P. +18. 0m	T. P. +18. 0m	宇部市	平成04年04月01日	救急内水	19
T. P. +5. 8m	T. P. +4. 2m	T. P. +3. 3m	T. P. +3. 3m	山陽小野田市	平成07年04月01日	救急内水	20
T. P. +5. 8m	T. P. +5. 0m	T. P. +2. 1m	T. P. +2. 7m	山陽小野田市	平成12年04月01日	中小	21
T. P. +3. 4m	T. P. +1. 1m	T. P. +0. 25m	T. P. +0. 25m	山陽小野田市	平成13年04月01日	救急内水	22
			T. P. +4. 2m	宇部市	平成13年10月01日	救急内水	23
T. P. +3. 85m	T. P. +2. 20m	T. P. +1. 30m	T. P. +1. 80m	宇部市	平成23年01月04日	周防高潮	24
	T. P. +5. 21m	T. P. +4. 51m				中小	25

港湾関係

番号	港湾	水系名	内水側河川名	排水先	排水ポンプ場名称	水門名称	位置
26	岩国	和木新港地区海岸	港川	海	港川排水機場	港川排水機場水門	岩国市新港町4丁目
27	岩国	由宇地区海岸		海	藤屋開作排水機場	港町 (A)、 (B) 排水門	岩国市由宇町港町
28	岩国	由宇地区海岸		海	港町排水機場	港町 (C) 排水 門、港町排水機 場水門	岩国市由宇町港町
29	岩国	由宇地区海岸		海	南沖排水機場	干拓 (A) 排水 門、南沖排水機 場水門	岩国市由宇町南沖
30	岩国	由宇地区海岸		海	有家排水機場	有家排水機場水 門、有家排水水門	岩国市由宇町有家
31	岩国	唐樋地区海岸		海	堀田開作排水機場	堀田排水門、 唐樋排水門	岩国市由宇町堀田
32	柳井	小松地区海岸		海	小松排水機場		周防大島町小松
33	柳井	小松開作地区海岸		海	小松開作排水機場		周防大島町小松開作
34	周南	櫛ヶ浜地区海岸		海	坂田排水機場	坂田排水水門	周南市大字 栗屋坂田989-17
35	周南	徳山地区海岸		海	堀川排水機場	堀川排水水門	周南市大字 櫛ヶ浜字下塩田
36	周南	徳山地区海岸		海	江口開作排水機場	江口開作排水水 門	周南市大字 徳山江口開作8253-11
37	周南	徳山地区海岸		海	栗屋排水機場	栗屋排水水門	周南市大字 栗屋双葉開作1038-4
38	周南	富田地区海岸		海	平野沖開作排水機場	平野沖開作排水 水門	周南市大字 港町4401-13
39	周南	富田地区海岸		海	小川屋開作排水機場	小川屋開作排水 水門	周南市大字 浜田1丁目4445-10
40	周南	富田地区海岸	浜田川	海	浜田排水機場	浜田川排水水門	周南市大字 浜田1丁目4460-16
41	周南	富田地区海岸		海	道源開作排水機場	道源開作排水水 門	周南市道源開作 4485-480
42	周南	下松地区海岸	竹屋川	海	平田排水機場	平田排水水門	下松市大字西豊井平田
43	周南	下松地区海岸		海	黒磯排水機場	黒磯排水水門	下松市大字東豊井黒磯
44	周南	浅江地区海岸	枝虫川	海	枝虫川及び鳶の子 川排水機場	枝虫川樋門	光市虹ヶ浜3丁目
45	周南	浅江地区海岸	鳶の子川	海		鳶の子川樋門	
46	防府	三田尻地区海岸	勘場川	海	前町排水機場	勘場川 第1・2樋門	防府市牟礼江泊開作
47	防府	三田尻地区海岸	馬刀川、古川、 堂面川	海	岸津排水機場		防府市牟礼幾度開作
48	防府	三田尻地区海岸		海	勝間ポンプ場	防潮水門	防府市鐘紡町338番2
49	宇部	中地区その2地区	玉川	海	玉川排水機場		宇部市大字藤曲
50	宇部	小野田港地区海岸		海	北竜王排水機場		山陽小野田市北竜王町

計画外水位	許容湛水位	水門閉鎖水位	運転開始内水位	委託先	委託契約年月日	備考	番号
TP+3.70m	TP+1.90m	TP+1.50m	TP+1.50m	岩国市	昭和61年4月1日	海岸高潮	26
TP+3.70m	TP+1.00m	TP-0.20m	TP-0.20m	岩国市	昭和51年4月1日	海岸高潮	27
TP+3.70m	TP+1.00m	TP-0.15m	TP-0.15m	岩国市	昭和55年4月1日	海岸高潮	28
TP+3.70m	TP+1.00m	TP+2.00m	TP+2.00m	岩国市	平成元年4月1日	海岸高潮	29
TP+3.70m	TP+1.78m	TP+0.70m	TP+0.90m	岩国市	平成17年7月16日	海岸高潮	30
TP+3.70m	TP+1.00m	TP+2.00m	TP+2.00m	岩国市	昭和54年4月1日	海岸高潮	31
TP+3.70m	TP+1.70m	TP+1.40m	TP+1.50m	周防大島町	昭和63年4月1日	海岸高潮	32
TP+3.70m	TP+2.00m	TP+1.70m	TP+1.80m	周防大島町	平成10年4月1日	海岸高潮	33
CDL+5.50m	CDL+3.20m	常時開フラップG	自CDL+2.70m	周南市	昭和59年4月1日	海岸高潮	34
CDL+5.70m	CDL+4.20m	CDL+3.70m	自CDL+3.70m	周南市	平成17年4月1日	海岸高潮	35
CDL+5.70m	CDL+2.50m	常時開フラップG	自CDL+1.50m	周南市	平成元年4月1日	海岸高潮	36
CDL+5.50m	CDL+2.80m	常時閉 干潮2h前開	自CDL+1.80m	周南市	昭和50年4月1日	海岸高潮	37
CDL+5.50m	CDL+3.50m	常時開フラップG	自CDL+2.80m	周南市	昭和58年4月1日	海岸高潮	38
CDL+5.50m	CDL+2.50m	CDL+1.45m	自CDL+1.45m	周南市	昭和56年4月1日	海岸高潮	39
CDL+5.50m	CDL+3.80m	CDL+3.00m	CDL+3.00m	周南市	昭和47年4月1日	海岸高潮	40
CDL+5.50m	CDL+1.96m	常時開フラップG	自CDL+1.18m	周南市	平成5年4月1日	海岸高潮	41
CDL+5.50m	CDL+3.50m	満潮3h前閉 干潮4h前開	CDL+2.00m	下松市	昭和51年4月1日	海岸高潮	42
CDL+5.50m	CDL+3.00m	満潮3h前閉 干潮4h前開	CDL+2.00m	下松市	昭和54年4月1日	海岸高潮	43
CDL+5.20m	CDL+4.75m	CDL+4.00m	自CDL+4.20m	光市	平成18年4月1日	海岸高潮	44
CDL+5.20m	CDL+5.05m	CDL+4.45m	自CDL+4.55m	光市	平成18年4月1日	海岸高潮	45
CDL+5.60m	CDL+2.80m	CDL+2.00m	CDL+2.00m	防府市	昭和60年10月22日	海岸高潮	46
CDL+5.60m	CDL+3.09m		CDL+2.00m	防府市	平成7年4月1日	海岸高潮	47
CDL+5.88m	CDL+4.30m	CDL+4.30m	CDL+3.40m	防府市	平成28年8月8日	海岸高潮	48
D. L. +5.70m	D. L. +2.20m	D. L. +2.00m	D. L. +2.00m	宇部市	昭和49年4月1日	海岸高潮	49
D. L. +5.40m	D. L. +1.50m	D. L. +2.00m	D. L. +2.00m	山陽小野田市	昭和55年4月1日	海岸高潮	50

付表 1 4 河川公園一覧表

番号	土木	水系名	河川名	名称	位置	キロ程	左右岸別
1	岩国	錦川水系	錦川	錦見河川敷運動広場	岩国市錦見	5.7	左岸
2	岩国	錦川水系	錦川	錦川河川公園	岩国市横山	7.8	右岸
3	岩国	錦川水系	錦川	天尾河川敷運動広場	岩国市天尾		左岸
4	岩国	錦川水系	錦川	川西河川敷運動広場	岩国市川西		右岸
5	岩国	錦川水系	錦川	細利河川敷運動広場	岩国市角	17.8	右岸
6	岩国	錦川水系	錦川	行波河川敷運動公園	岩国市行波	20.8	右岸
7	岩国	錦川水系	御庄川		岩国市御庄		
8	岩国	錦川水系	多田川	多田川河川公園	岩国市多田		
9	岩国	錦川水系	宇佐川	雙津峡河川公園	岩国市錦町深川		左岸
10	岩国	由宇川水系	由宇川	由宇川河川公園	岩国市由宇町西区		右岸
11	岩国	通津川水系	通津川	通津川河川公園	岩国市通津		左岸
12	岩国	錦川水系	錦川	角河川敷運動公園	岩国市角	18.4	右岸
13	岩国	錦川水系	錦川	川尻河川敷運動公園	岩国市天尾		左岸
14	岩国	錦川水系	錦川	今津河川敷運動公園	岩国市山手町	4.3	左岸
15	岩国	錦川水系	門前川	楠河川敷運動公園	岩国市楠町	1.7	左岸
16	岩国	島田川水系	島田川	島田川桜づつみ公園	岩国市周東町・岩国市玖珂町	24.3	右岸
17	柳井	大内川水系	熊川	熊川河川公園	平生町土手町		左岸
18	柳井	柳井川水系	柳井川	柳井川河川公園	柳井市柳井津	1.00	左岸
19	柳井	田布施川水系	田布施川	田布施川河川公園	田布施町下田布施		右岸
20	柳井	田布施川水系	田布施川	田布施川河川公園	田布施町下田布施		右岸
21	周南	錦川水系	錦川	向道河川公園	周南市向道、二俣下	90.0	右岸
22	周南	錦川水系	渋川	温見河川公園	周南市鹿野上大井手、温見	100.0	両岸
23	周南	錦川水系	阿田川	阿田川河川公園	周南市阿田川		
24	周南	光井川水系	光井川	光井川ポケットパーク	光市光井	0.5	両岸
25	周南	島田川水系	島田川	島田川河川公園	光市島田2丁目	1.5	左岸
26	周南	島田川水系	島田川	島田川河川公園	光市島田	2.5	左岸

完成年度	事業区分	面積	管理委託先	管理委託日	概要	番号
S50	河道整備	25905㎡			運動広場、便所	1
H9	地方特定	11,493㎡	岩国市	H9.4.1	運動広場、植栽、遊歩道、便所	2
S51	単県	1,500㎡			運動広場	3
S56	河道整備	12,287㎡	岩国市	S58.1.23	運動広場	4
S53	単市	3,500㎡			運動広場	5
S50	改修補助	2,775㎡			運動広場	6
S51	河道整備	22,006㎡				7
	地方特定		岩国市	S55.7.1		8
H7	地方特定	600㎡				9
H5	地方特定	4,223㎡	岩国市	H6.12.13	植採、四阿、便所	10
S54	単県	1,586㎡		S55.7.1	運動広場	11
S53	単市	2385㎡			運動広場	12
S59	単市	2047㎡			運動広場	13
		3446㎡			運動広場	14
S59	単市	2467㎡			運動広場	15
	地方特定	22,800㎡			運動広場、遊歩道、花壇、便所、四阿、植栽	16
H7	地方特定	600㎡	平生町	H11.10.1	花壇、ベンチ	17
H18	地方特定	5000㎡	柳井市	H19.4.1	遊歩道、便所、四阿、照明、ベンチ	18
H13	地方特定	10,814㎡	田布施町	H14.4.17	緩傾斜護岸、水路、ベンチ、照明、遊歩道	19
H18	地方特定	3300㎡	田布施町	H18.10.31	遊歩道、多目的コンクリートボルド、歌碑	20
S48	ダム関連	13,599㎡	周南市	S49.3.1	遊魚池2,901㎡、運動場5,600㎡	21
H6	地方特定	12,090㎡	周南市	H7.4.1	左岸3,920㎡、右岸8,170㎡	22
H4	地方特定	1,000㎡				23
H7	地方特定	1,500㎡	光市	H9.4.1		24
S45	単県	4,000㎡	光市	S45.12.20	遊歩道344.5m、砂場24㎡、花壇200m、芝生3,702㎡	25
H4	地方特定	2,000㎡				26

番号	土木	水系名	河川名	名称	位置	キロ程	左右岸別
27	周南	島田川水系	島田川	島田川河川公園	光市立野		右岸
28	周南	島田川水系	島田川	島田川河川公園	光市小周防	10.0	左岸
29	周南	島田川水系	島田川	島田川河川公園	周南市小松原	13.0	左岸
30	周南	島田川水系	石光川	石光川親水公園	周南市樋口		左岸
31	周南	島田川水系	東繕寺川	東繕寺川河川公園	周南市三丘	12.5	両岸
32	周南	切戸川水系	切戸川	切戸川都市河川公園	下松市西豊井	1.5	右岸
33	周南	末武川水系	末武川	末武川河川公園	下松市末武中	2.0	右岸
34	周南	末武川水系	末武川	滝ノ口河川公園	下松市下谷滝ノ口		右岸
35	周南	富田川水系	富田川	富田川河川公園	周南市富田	2.0	左岸
36	周南	夜市川水系	夜市川	夜市川河川公園	周南市湯野	9.0	左岸
37	周南	島田川水系	島田川	島田川三島河川公園	光市三井		両岸
38	周南	夜市川水系	夜市川	夜市川戸田親水公園	周南市大字戸田		左岸
39	周南	錦川水系	錦川	須金清流公園	周南市大字須万		左岸
40	周南	富田川水系	神代川	神代川河川公園	周南市大神		左岸
41	周南	島田川水系	島田川	千歳橋河川公園	光市島田		右岸
42	周南	佐波川水系	大谷川	大谷川河川公園	周南市大谷		左岸
43	防府	江川水系	江川	江川河川公園	防府市国衙	0.8	左岸
44	防府 (山口)	佐波川水系	佐波川	佐波川河川公園	山口市徳地野谷	34.0	右岸
45	防府	佐波川水系	須川	須川河川公園	防府市大崎	1.1	右岸
46	防府	佐波川水系	清水川	清水川河川公園	防府市迫	1.4	右岸
47	防府 (山口)	佐波川水系	島地川	伏野河川公園	山口市徳地堀	25.0	右岸
48	防府 (山口)	佐波川水系	島地川	島地川河川公園	山口市徳地堀		右岸
49	防府 (山口)	長沢川水系	長沢川	長沢川河川公園	山口市秋徳黒潟		左岸
50	防府 (山口)	長沢川水系	天田川	天田川河川公園	山口市秋徳西		右岸
51	防府 (山口)	榎野川水系	榎野川	榎野川東津河川公園	山口市小郡東津		右岸
52	防府 (山口)	榎野川水系	榎野川	榎野川河川公園	山口市名田島		左岸
53	防府 (山口)	榎野川水系	榎野川	榎野川大歳河川公園	山口市朝田		
54	防府 (山口)	榎野川水系	榎野川	榎野川朝田河川公園	山口市大歳		

完成 年度	事業区分	面積	管理委託先	管理委託日	概要	番号
H7	地方特定	500㎡				27
S50	単県	284㎡	光市	S50. 4. 5	花壇、芝生	28
H10	地方特定	21,800㎡	周南市	H11. 2. 16		29
H2		800㎡	周南市	H5. 4. 1		30
H10	地方特定	6,700㎡	周南市	H11. 2. 16		31
S44	単県	2,610㎡	下松市	S45. 4. 1	遊歩道134m、花壇226. 2m、砂場93㎡、芝生2,610㎡	32
S48	単県	7,100㎡	下松市	S48. 4. 1	運動広場	33
H11		3,072㎡	下松市	H12. 5. 1		34
S57	周防高潮	3,477㎡	周南市	S58. 9. 1	芝生、運動広場	35
H7	地方特定	2,906㎡	—	—		36
H27	広域河川	4,553㎡	光市	H28. 2. 25		37
		986㎡	周南市	H26. 4. 1		38
R1	単県	5,184㎡	周南市	R2. 4. 1	遊歩道、東屋、ベンチ、照明、植栽	39
					階段護岸	40
					階段護岸	41
		1,118㎡	周南市	H15. 11. 4	階段護岸、植栽	42
H5	地方特定	950㎡	防府市	H7. 6. 30	運動公園	43
S47	ダム関連	4,700㎡	山口市	S49. 9. 1	植栽	44
H5	地方特定	850㎡	防府市	H7. 4. 1	運動公園	45
H6	地方特定	1,340㎡	防府市	H8. 4. 1	運動公園	46
H4	地方特定	11,550㎡	山口市	H6. 5. 31	多目的広場、植栽	47
H11	地方特定		山口市	H12. 4. 3	遊歩道、ベンチ、植栽、階段護岸	48
S55	単県	9,179㎡	山口市	H4. 3. 1	運動広場	49
H4	地方特定	1,300㎡	山口市	H7. 4. 3	植栽、舗装	50
S45	改修補助	20,000㎡	山口市	S46. 4. 1	運動広場	51
H7	地方特定	36,000㎡			植栽	52
S59	単県	3,000㎡	山口市	S60. 6. 1		53
S54	河道整備			S60. 6. 1	面積2,000㎡、芝生1,350㎡	54

番号	土木	水系名	河川名	名称	位置	キロ程	左右岸別
55	防府 (山口)	榎野川水系	榎野川	榎野川矢原河川公園	山口市下矢原		右岸
56	防府 (山口)	榎野川水系	榎野川	榎野川平川河川公園	山口市平川		左岸
57	防府 (山口)	榎野川水系	榎野川	榎野川慶正土河川公園	山口市平井		左岸
58	防府 (山口)	榎野川水系	榎野川	榎野川井手ヶ原河川公園	山口市井手ヶ原		右岸
59	防府 (山口)	榎野川水系	榎野川	榎野川運動公園	山口市黒川		左岸
60	防府 (山口)	榎野川水系	榎野川	榎野川運動宮野上公園	山口市宮野上		
61	防府 (山口)	榎野川水系	鍛冶畑川	鍛冶畑川河川公園	山口市小郡上郷新町		両岸
62	防府 (山口)	榎野川水系	一の坂川	一の坂河川公園	山口市後河原		
63	防府 (山口)	榎野川水系	九田川	九田川河川公園	山口市平川		右岸
64	防府 (山口)	榎野川水系	前田川	前田川河川公園	山口市湯田温泉		
65	防府 (山口)	榎野川水系	仁保川	仁保川河川公園	山口市仁保下郷		右岸
66	防府 (山口)	榎野川水系	仁保川	仁保川高井区河川公園	山口市高井区		右岸
67	防府 (山口)	榎野川水系	仁保川	犬鳴河川公園	山口市仁保上郷		左岸
68	防府 (山口)	榎野川水系	浅地川	浅地川河川公園	山口市仁保下郷		左岸
69	防府 (山口)	井関川水系	井関川	井関川河川公園	山口市阿知須浜表区～井関区		右岸
70	防府 (山口)	井関川水系	井関川	井関川きらら浜河川公園	山口市阿知須遠石		左岸
71	防府 (山口)	阿武川水系	阿武川	大久保河川公園	山口市阿東徳佐下大久保		右岸
72	防府 (山口)	阿武川水系	篠目川	篠目川河川公園	山口市阿東生雲東分		
73	防府 (山口)	阿武川水系	阿武川	鍋倉河川公園	山口市阿東徳佐下鍋倉		右岸
74	宇部	沢波川水系	沢波川	沢波川河川公園	宇部市大字西岐波	2.5	左岸
75	宇部	真締川水系	真締川	真締川公園	宇部市相生町 他	0.3	両岸
76	宇部	厚東川水系	厚東川	厚東川妻崎開作フェニックス公園	宇部市大字妻崎開作	0.5	右岸
77	宇部	厚東川水系	厚東川	厚東川広瀬桜つつみ公園	宇部市大字広瀬	5.0	右岸
78	宇部	厚東川水系	厚東川	厚東川二俣瀬桜つつみ公園	宇部市大字木田	14.5	右岸
79	宇部	厚狭川水系	厚狭川	東下津河川公園	山陽小野田市大字郡	5.0	左岸
80	宇部	厚狭川水系	厚狭川	厚狭川河畔公園	山陽小野田市大字鴨庄	7.5	両岸
81	宇部	沢波川水系	沢波川	沢波川河川公園	宇部市大字西岐波	1.8	両岸
82	宇部	厚東川水系	厚東川	琴川橋河川公園	宇部市大字中野開作	2.4	右岸

完成 年度	事業区分	面積	管理委託先	管理委託日	概要	番号
S46	河道整備	27,516㎡	山口市	S47.4.1	運動広場、仮設便所	55
S49	河道整備	31,957㎡	山口市	S50.4.1	運動広場、仮設便所	56
	地方特定	7,337㎡	山口市	S63.12.1	運動広場	57
S52	河道整備	16,000㎡	山口市	S58.3.8	芝生、運動広場	58
S57	河道整備	65,000㎡	山口市	S56.12.21	芝生、運動広場	59
	地方特定					60
H11	地方特定	7,260㎡	山口市	H12.4.1	多目的広場、池、便所	61
S47	改修補助	17,000㎡			植栽、花壇	62
S49	単県	70㎡				63
S48	単県	240㎡				64
	地方特定	6,000㎡				65
H11	地方特定	4,658㎡	山口市	H12.4.1	多目的広場、親水広場、遊歩道	66
H6	単県	4,000㎡	山口市	H7.3.31	多目的広場、子供広場	67
	地方特定	1,600㎡	山口市	H10.4.1	便所、舗装	68
	地方特定	1,200㎡	山口市	H9.4.1	東屋、ベンチ、遊具	69
	地方特定		山口市	H9.4.1	舗装、植栽	70
H5	地方特定	4,160㎡	山口市	H5.12.1	広場、便所、四阿、植樹	71
S56	単県	757㎡				72
		3,400㎡	山口市	H6.4.1	広場	73
H11	地方特定	8,000㎡	—	—		74
	地方特定	15,000㎡	宇部市	H14.4.1	植栽、園路、便所	75
H7	地方特定	2,000㎡	宇部市	H8.4.1	植栽、散策道	76
H4	地方特定	4,000㎡	宇部市	H6.4.1	植栽、園路	77
H7	地方特定	11,500㎡	宇部市	H8.9.1	(S57単県、H7再整備) 運動広場、植栽、便所	78
H14	地方特定	1,200㎡	山陽小野田市	H14.11.25	運動広場 (H14再整備)	79
H8	地方特定	5,382㎡	山陽小野田市	H9.5.27	寝太郎公園、千石船・わらじ・桶・砂金	80
H17	地方特定	—	宇部市	—	植樹、ベンチ、飛び石、駐車場	81
H13	単県	1,200㎡	宇部市	H14.4.1	ベンチ、四阿、疑木柵、植栽	82

番号	土木	水系名	河川名	名称	位置	キロ程	左右岸別
83	宇部	有帆川水系	有帆川	ホテル公園	山陽小野田市大字有帆	5.6	左岸
84	宇部 (美祢)	厚東川水系	大田川	大田川綾木河川公園	美祢市美東町綾木	27.5	左岸
85	宇部 (美祢)	厚東川水系	大田川	大田川大田河川公園	美祢市美東町大田	29.5	左岸
86	宇部 (美祢)	厚狭川水系	伊佐川	伊佐川河川公園	美祢市大嶺町東分		右岸
87	宇部 (美祢)	厚狭川水系	伊佐川	伊佐川河川公園	美祢市伊佐町伊佐		左岸
88	宇部 (美祢)	厚狭川水系	稲川	稲川河川公園	美祢市秋芳町秋吉		両岸
89	下関	木屋川水系	木屋川	木屋川河川公園①	下関市吉田		右岸
90	下関	木屋川水系	木屋川	木屋川河川公園②	下関市吉田		右岸
91	下関	木屋川水系	木屋川	木屋川ラブリバー公園	下関市王喜		左岸
92	下関	神田川水系	神田川	神田川河川公園	下関市王司神田		右岸
93	下関	神田川水系	員光川	員光川河川公園（風車公園）	下関市王司神田5丁目		右岸
94	下関	武久川水系	武久川	武久川西公園	下関市武久町1丁目355-2		右岸
95	下関	武久川水系	武久川	武久川東公園	下関市武久町1-246-2		左岸
96	下関	綾羅木川水系	綾羅木川	綾羅木川河川公園	下関市延行		右岸
97	下関	綾羅木川水系	綾羅木川	綾羅木川マリーナ	下関市綾羅木本町6丁目		左岸
98	下関	綾羅木川水系	楠乃川	楠乃なかよし公園	下関市一の宮町2丁目		左岸
99	下関	綾羅木川水系	砂子多川	砂子多川ホテル公園	下関市秋根南町2丁目		左岸
100	下関	浜田川水系	浜田川	浜田川河川公園	下関市小月本町2丁目		左岸
101	下関	木屋川水系	木屋川	木屋川河川公園	下関市菊川町下岡枝下河原		右岸
102	下関	木屋川水系	木屋川	木屋川河川公園	下関市豊田町大字矢田地内		右岸
103	下関	木屋川水系	木屋川	木屋川河川公園	下関市菊川町上保木		左岸
104	下関	木屋川水系	田部川	田部川河川公園	下関市菊川町檜崎		両岸
105	下関	木屋川水系	田部川	田部川河川チャレンジパーク	下関市菊川町大字下岡枝		左岸
106	下関	木屋川水系	田部川	田部川河川公園	下関市菊川町田部		右岸
107	下関	木屋川水系	貴飯川	せせらぎ公園	下関市菊川町檜崎中河原		左岸
108	下関	栗野川水系	栗野川	栗野川河川公園	下関市豊北町大字栗野字小河内		右岸
109	下関	栗野川水系	栗野川	栗野川郷西河川公園	下関市豊北町栗野郷西		両岸
110	下関	新川水系	新川	新川河川公園	下関市長府松小田本町地内		左岸

完成 年度	事業区分	面積	管理委託先	管理委託日	概要	番号
	地方特定		山陽小野田市	—	植樹、ベンチ	83
H7	地方特定	4,980㎡	美祢市	H7.3.30		84
	地方特定	19,704㎡	美祢市	H10.9.1		85
H17	地方特定	9,000㎡	美祢市	H18.6.1		86
H18	地方特定	9,500㎡	美祢市	H19.3.20		87
		6,300㎡	美祢市	H7.3.24	桜堤、テラス、水辺散策路	88
S43	単県	8,375㎡	下関市	S46.4.1	花壇	89
H12	地方特定	12,000㎡				90
H7	地方特定	75,400㎡			下関市占用	91
S57	単県	1,177㎡	下関市	S57.8.10	芝生678㎡	92
H12	地方特定	3,800㎡	下関市	H13.7.4		93
H9	地方特定	330㎡	下関市			94
H9	地方特定	428㎡	下関市			95
H5	地方特定	5,500㎡	下関市	H6.4.1	トイレ	96
H13	地方特定	9,400㎡	綾羅木川マ リーナ管理運 営委員会	H13.7.31		97
						98
H11	地方特定	3,000㎡	下関市			99
H29	地方特定	334.7㎡	下関市	R3.4.1	ベンチ2基、ソメイヨシノ2本	100
H7	地方特定	6,690㎡	下関市	H6.1.20		101
H10	地方特定	1,800㎡	下関市	H10.12.1	便所、四阿、植栽、駐車場	102
H14	地方特定	4,500㎡	下関市	H14.6.18	運動広場	103
H7	地方特定	19,410㎡	下関市	H6.1.20		104
H10	地方特定		下関市	H10.8.28		105
H13	地方特定		下関市	H13.10.9	運動広場	106
H6	地方特定	1,555㎡	下関市	H6.1.20		107
H7	地方特定	29,130㎡	下関市	H9.7.18		108
H11	地方特定		下関市	H11.8.10		109
R2	単県	55㎡	下関市	R3.4.1	アスファルト舗装 立入防止柵	110

番号	土木	水系名	河川名	名称	位置	キロ程	左右岸別
111	長門	掛淵川水系	大坊川	大坊ダム公園	長門市大坊		
112	長門	深川川水系	深川川	深川川河川公園	長門市深川	1.0	両岸
113	長門	深川川水系	深川川	音信川河川公園	長門市深川湯本	0.1	左岸
114	長門	深川川水系	大寧寺川	深川川及び大寧寺川遊歩道	長門市深川湯本	1.2	両岸
115	長門	三隅川水系	三隅川	三隅川河川公園	長門市三隅中	0.6	左岸
116	長門	三隅川水系	辻並川	湯免ダム公園（上流）	長門市三隅中	0.1	右岸
117	長門	三隅川水系	辻並川	湯免ダム公園（下流）	長門市三隅中	0.1	両岸
118	萩	阿武川水系	阿武川	扇之芝河川公園	萩市土原	2.0	左岸
119	萩	阿武川水系	阿武川	川島河川公園	萩市川島	3.0	左岸
120	萩	阿武川水系	阿武川	霧口河川公園	萩市霧口	5.0	左岸
121	萩	阿武川水系	阿武川	阿武川河川公園	萩市川上京床	10.0	両岸
122	萩	阿武川水系	橋本川	河添河川公園	萩市河添	2.5	右岸
123	萩	田万川水系	田万川	田万川河川公園	萩市下田万湊地内		右岸

完成年度	事業区分	面積	管理委託先	管理委託日	概要	番号
S49	ダム関連	18,000㎡			池、植栽	111
	地方特定	11,510㎡	長門市	H5.11.1 H9.4.1	公衆トイレ、園路、水路、テニスコート、広場、植栽	112
H13	地方特定	1,900㎡	長門市	H14.4.1	駐車場、広場、トイレ、東屋	113
H 7	地方特定		長門市	H17.12.15	休憩所、東屋	114
H15	地方特定	8,200㎡	長門市	H16.4.1	魚道、トイレ、東屋、休憩所、水飲場、植栽	115
H18	ダム関連	1,475㎡	長門市	H18.7.31	駐車場、植栽	116
H18	ダム関連	4,400㎡	長門市	H18.7.31	植栽、広場	117
S52	河道整備	1,705㎡	萩市	S52.10.	芝生	118
S56	単県	6,083㎡	萩市	S56.9.1	運動広場	119
	地方特定	18,100㎡				120
H9	地方特定	399,500㎡	萩市	H9.12.1	ゲートボール場、河川プール、管理棟便所、テニスコート、サッカー場、駐車場	121
S45 H11	河道整備 地方特定	37,900㎡	萩市	H11.4.1	ゲートボール場、多目的広場、芝生広場、ローラースケート場、ミニバスケットコート、園路、駐車場、便所、植栽	122
H15	地方特定	4,200㎡	萩市	H15.6.16	東屋、トイレ	123

付表 15 河川プール一覧表

番号	土木	水系名	河川名	キロ程	名称	位置
1	岩国	小瀬川水系	瀬田川		瀬田川遊泳場	玖珂郡和木町大字瀬田字横道637-5番地先
2	岩国	小瀬川水系	関ヶ浜川		関ヶ浜川遊泳場	玖珂郡和木町大字関ヶ浜字都野原860番1地先
3	岩国	錦川水系	御庄川		御庄川遊泳場	岩国市大字柱野1350番1地先
4	岩国	錦川水系	下畑川		下畑川河川プール	岩国市美和町阿賀西地内
5	岩国	錦川水系	大原川		大原遊泳場	岩国市錦町大原字骨ノ前505番地先
6	岩国	錦川水系	本谷川		本谷川遊泳場	岩国市本郷町本谷字谷口380番地先
7	周南	錦川水系	錦川	107.0	大潮校区河川遊泳場	周南市鹿野町大潮
8	周南	富田川水系	神代川	5.0	神代川河川プール	周南市大字小畑地内
9	防府 (山口)	佐波川水系	佐波川		河川プール	山口市徳地河内谷地内
10	防府 (山口)	佐波川水系	引谷川		引谷川プール	山口市徳地引谷
11	防府 (山口)	佐波川水系	三谷川		河川プール	山口市徳地三谷木地谷
12	防府 (山口)	佐波川水系	奥河内川		奥河内川河川プール	山口市徳地丸山地内
13	防府 (山口)	榎野川水系	一の坂川		一の坂ダム河川プール	山口市天花畑地内
14	防府 (山口)	榎野川水系	仁保川		仁保川河川プール	山口市仁保上郷字長野地内
15	下関	川棚川水系	川棚川		中畔河川プール	下関市豊浦町大字川棚地内
16	下関	栗野川水系	奎路子川		奎路子川河川プール	下関市豊田町大字奎路子地内
17	下関	木屋川水系	稲見川		稲見川河川プール	下関市豊田町大字稲見地内
18	下関	栗野川水系	一ノ俣川		一ノ俣河川プール	下関市豊田町大字一ノ俣地内
19	長門	木屋川水系	七重川		俵山七段の滝河川プール	長門市俵山字七重
20	萩	阿武川水系	阿武川		阿武川(白上)河川公園河川プール	萩市川上字白上地内

面積	規格 (m)	コース数	完成年度	管理委託先	管理委託年月日	小学校名	概要	番号
432.4m ²	25×7.4	4	S57	和木町	S57.8.7	瀬田地区	利用	1
435.16m ²	20×5.8	3	S58	和木町	S58.8.30	関ヶ浜地区	利用	2
513.83m ²	25×7.6	4	S58	岩国市	S58.7.23	柱野地区	未利用	3
400.00m ²	25×4	2	S63	岩国市	H1.7.26	阿賀地区	利用	4
323.49m ²	25×6	3	S53	岩国市	S54.3.27	大原小学校	未利用	5
216.73m ²	20×6	3	S55	岩国市	S56.2.1	本谷地区	未利用	6
200.00m ²	20×10	5	S54	周南市	S55.7.5		未利用	7
409.19m ²	25×5.8	3	S62	周南市	S63.7.1	小畑小学校	未利用	8
135.00m ²	25×5.4	3	S57	山口市	S57.9.16	柚木小学校	未利用	9
239.44m ²	25×8	4	S54	山口市	S55.8.23		未利用	10
695.84m ²	20×5.4	2	S56	山口市	S56.9.1		未利用	11
223.34m ²	20×5	3	S58	山口市	S58.9.12	丸山地区	未利用	12
392.00m ²	20×6	3	S57	山口市	S58.7.1	天花地区	未利用	13
248.90m ²			H3	山口市	H3.7.16	大富地区	未利用	14
502.96m ²	25×10	5	S61	下関市	S61.7.21	川棚小学校	利用	15
448.16m ²	25×7.2	3	S58	下関市	S58.8.8	奎路子地区	利用	16
473.24m ²	25×5.4	2	S59	下関市	S59.7.21	西市小学校	利用	17
433.27m ²	25×5.4	2	S60	下関市	S60.7.21	一の俣地区	利用	18
225.00m ²	25×9	4	H13	長門市	H13.7.20	俵山小学校	利用	19
			H3	萩市	H9.12.1	川上地区	利用	20

付表 1 6 重要水防箇所及び予定避難場所

1 河川関係

(1) 国土交通省直轄区間

ア 太田川河川事務所

番 号	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置				左 岸 右 岸	距 離 標	延 長 (m)
			郡 市	町	大 字	字			
1	小瀬川	和木町	玖珂郡	和木町	和木		右	C0/650～1/160	1,810
2	小瀬川	和木町	玖珂郡	和木町	和木		右	C0/600～ C0/200	400
3	小瀬川	和木町	玖珂郡	和木町	和木		右	C0/200～0K400	600
4	小瀬川	和木町	玖珂郡	和木町	和木		右	0K400～0K800	400
5	小瀬川	和木町	玖珂郡	和木町	和木		右	0K800～1K000	200
6	小瀬川	和木町	玖珂郡	和木町	和木		右	1K000～2K200	1,200
7	小瀬川	和木町	玖珂郡	和木町	瀬田		右	2K600～2K800	200
8	小瀬川	和木町	玖珂郡	和木町	関ヶ浜		右	3K200～3K600	400
9	小瀬川	和木町	玖珂郡	和木町	関ヶ浜		右	3K300～3K400	100
10	小瀬川	和木町	玖珂郡	和木町	関ヶ浜		右	4K400～4K600	200
11	小瀬川	和木町	玖珂郡	和木町	関ヶ浜		右	4K600～5K000	400
12	小瀬川	岩国市	岩国市		小瀬		右	4K900～4K960	60
13	小瀬川	岩国市	岩国市		小瀬		右	5K000～5K200	200
14	小瀬川	岩国市	岩国市		小瀬		右	5K600～5K800	200
15	小瀬川	岩国市	岩国市		小瀬		右	6K000～6K200	200
16	小瀬川	岩国市	岩国市		小瀬		右	6K400～6K480	80
17	小瀬川	岩国市	岩国市		小原		右	6K480～6K800	320
18	小瀬川	岩国市	岩国市		小原		右	6K600～7K000	400
19	小瀬川	岩国市	岩国市		小瀬		右	8K400～8K600	200
20	小瀬川	岩国市	岩国市		小瀬		右	8K600～9K600	1,000
21	小瀬川	岩国市	岩国市		小瀬		右	9K900～10K500	600
22	小瀬川	岩国市	岩国市		小瀬		右	9K900～10K500	600
23	小瀬川	岩国市	岩国市		小瀬		右	10K300～ 10K500	200
24	小瀬川	岩国市	岩国市		小瀬		右	10K800～ 11K800	1,000
25	小瀬川	岩国市	岩国市		小瀬		右	11K000～ 11K200	200
26	小瀬川	岩国市	岩国市		小瀬		右	11K600～ 11K800	200
27	小瀬川	岩国市	岩国市		小瀬		右	12K600～ 12K800	200

(注) 重要度の設定については

A) 水防上最も重要な区間

B) 重要な区間

要) 要注意区間

予想される危険	対策水防工	重要度	保全対象区域の現況				避難場所	
			人	口	戸	数 公 共 施設 数	冠水面積 (km ²)	第 一 場 所
高潮	積土のう	B						第 二 場 所
断面不足	積土のう	A						
断面不足	積土のう	B						
断面不足	積土のう	A						
断面不足	積土のう	B						
堤体漏水・すべり	積土のう	B						
堤防高不足	積土のう	B						
堤体漏水・すべり	積土のう	B						
漏水	月ノ輪	B						
堤防高不足	積土のう	B						
堤防高不足	積土のう	A						
漏水	月ノ輪	A						
堤防高不足	積土のう	B						
堤防高不足	積土のう	B						
堤防高不足	積土のう	B						
堤防高不足	積土のう	B						
堤防高不足	積土のう	A						
断面不足	積土のう	A						
堤防高不足	積土のう	B						
堤体漏水・すべり	積土のう	B						
漏水	月ノ輪	B						
堤体漏水・すべり	積土のう	B						
堤防高不足	積土のう	B						
堤防高不足	積土のう	A						
断面不足	積土のう	A						
断面不足	積土のう	A						
堤防高不足	積土のう	B						

番 号	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置				左 岸 右 岸	距 離 標	延 長 (m)
			郡 市	町	大 字	字			
28	小瀬川	大竹市・ 岩国市					左 右	8K540	前 湊 橋
29	小瀬川	岩国市	岩国市		小川津		左 右	11K534	小 川 津 橋
30	小瀬川	岩国市	岩国市				左 右	12K735	深 瀬 橋
31	小瀬川	JR西日本	玖珂郡	和木町			左 右	1K220	小瀬川橋梁
計	計31箇所								

イ 山口河川国道事務所

32	佐波川	防府市	防府市		西浦		左	0k000～0k200	200
33	佐波川	防府市	防府市		西浦		左	0k200～1k100	900
34	佐波川	防府市	防府市		西浦		左	0k200～1k100	900
35	佐波川	防府市	防府市		西浦		左	1k100～1k500	400
36	佐波川	防府市	防府市		西浦		左	1k100～1k500	400
37	佐波川	防府市	防府市		植松		左	1k500～1k930	430
38	佐波川	防府市	防府市		植松		左	1k930～2k080	150
39	佐波川	防府市	防府市		植松		左	1k930～2k080	150
40	佐波川	防府市	防府市		植松		左	2k080～2k150	70
41	佐波川	防府市	防府市		植松		左	2k080～2k150	70
42	佐波川	防府市	防府市		植松		左	2k150～2k670	520
43	佐波川	防府市	防府市		植松		左	2k670～2k750	80
44	佐波川	防府市	防府市		植松		左	2k670～2k750	80
45	佐波川	防府市	防府市		植松		左	2k750～3k600	850
46	佐波川	防府市	防府市		植松		左	3k300～3k500	200
47	佐波川	防府市	防府市		植松		左	3k600～3k800	200
48	佐波川	防府市	防府市		植松		左	3k600～3k800	200
49	佐波川	防府市	防府市		植松		左	3k800～4k190	390
50	佐波川	防府市	防府市		植松		左	4k190～4k300	110
51	佐波川	防府市	防府市		植松		左	4k190～4k300	110
52	佐波川	防府市	防府市		植松		左	4k300～4k375	75
53	佐波川	防府市	防府市		植松		左	4k300～4k375	75
54	佐波川	防府市	防府市		植松		左	4k375～4k440	65
55	佐波川	防府市	防府市		植松		左	4k375～4k440	65
56	佐波川	防府市	防府市		植松		左	4k375～4k440	65
57	佐波川	防府市	防府市		中泉町		左	4k440～4k445	5
58	佐波川	防府市	防府市		中泉町		左	4k440～4k445	5
59	佐波川	防府市	防府市		中泉町		左	4k445～4k600	155
60	佐波川	防府市	防府市		中泉町		左	4k600～5k200	600
61	佐波川	防府市	防府市		泉町		左	5k600～5k900	300

予想される危険	対策水防工	重要度	保全対象区域の現況				避難場所		
			人	口	戸	数	公 共 施 設 数	冠水面積 (km ²)	第 一 場 所
桁下高不足		A							
桁下高不足		A							
桁下高不足		B							
桁下高不足		B							

越水(溢水)	積土のう	B								
越水(溢水)	積土のう	B								
堤体漏水	月の輪工	B								
越水(溢水)	積土のう	B								
堤体漏水	月の輪工	B								
堤体漏水	月の輪工	B								
堤体漏水	月の輪工	B								
旧川跡	釜段工	要								
堤体漏水	月の輪工	B								
破堤跡	木流し	要								
堤体漏水	月の輪工	B								
堤体漏水	月の輪工	B								
破堤跡	木流し	要								
堤体漏水	月の輪工	B								
水衝・洗堀	木流し	A								
堤体漏水	月の輪工	B								
旧川跡	釜段工	要								
堤体漏水	月の輪工	B								
堤体漏水	月の輪工	B								
旧川跡	釜段工	要								
堤体漏水	月の輪工	A								
旧川跡	釜段工	要								
旧川跡	釜段工	要								
堤体漏水	月の輪工	A								
破堤跡	木流し	要								
堤体漏水	月の輪工	A								
破堤跡	木流し	要								
堤体漏水	月の輪工	A								
堤体漏水	月の輪工	B								
堤体漏水	月の輪工	B								

番 号	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置				左 岸 右 岸	距 離 標	延 長 (m)
			郡 市	町	大 字	字			
62	佐波川	防府市	防府市		泉町		左	5k900～6k000	100
63	佐波川	防府市	防府市		泉町		左	6k040～6k135	95
64	佐波川	防府市	防府市		新橋		左	6K200～7K000	800
65	佐波川	防府市	防府市		新橋		左・右	6k340～	新橋
66	佐波川	防府市	防府市		本橋町		左	6k600～7k500	900
67	佐波川	防府市	防府市		本橋町		左	7K200～7K600	400
68	佐波川	防府市	防府市		東佐波令		左	8k100～8k300	200
69	佐波川	防府市	防府市		東佐波令		左	8k500～9k900	1, 400
70	佐波川	防府市	防府市		東佐波令		左・右	8k850～	人丸橋
71	佐波川	防府市	防府市		東佐波令		左	8k900～9k100	200
72	佐波川	防府市	防府市		東佐波令		左	9K200～9K400	200
73	佐波川	防府市	防府市		上右田		左	9k900～10k500	600
74	佐波川	防府市	防府市		上右田		左	10k500～10k600	100
75	佐波川	防府市	防府市		真尾		左	10K600～12K600	2, 000
76	佐波川	防府市	防府市		真尾		左	10k600～11k500	900
77	佐波川	防府市	防府市		真尾		左	10k900～11k500	600
78	佐波川	防府市	防府市		真尾		左	10k900～11k100	200
79	佐波川	防府市	防府市		真尾		左	11k100～11k300	200
80	佐波川	防府市	防府市		真尾		左	11k500～11k700	200
81	佐波川	防府市	防府市		真尾		左	11k700～11k900	200
82	佐波川	防府市	防府市		真尾		左	11k900～12k100	200
83	佐波川	防府市	防府市		真尾		左	12k100～12k300	200
84	佐波川	防府市	防府市		真尾		左	12k200～12k600	400
85	佐波川	防府市	防府市		真尾		左	12k600～12k670	70
86	佐波川	防府市	防府市		真尾		左	12k600～12k670	70
87	佐波川	防府市	防府市		真尾		左・右	12k650～	睦美橋
88	佐波川	防府市	防府市		真尾		左	12k670～12k700	30
89	佐波川	防府市	防府市		真尾		左	12k700～13k400	700
90	佐波川	防府市	防府市		真尾		左	12k800～13K200	400
91	佐波川	防府市	防府市		真尾		左	13k400～13k900	500
92	佐波川	防府市	防府市		和字		左	14k300～14k500	200
93	佐波川	防府市	防府市		和字		左	15k000～15k200	200
94	佐波川	防府市	防府市		和字		左・右	15k020～	中央橋
95	佐波川	防府市	防府市		和字		左	15k500～16k100	600
96	佐波川	防府市	防府市		和字		左	16k000～16k300	300
97	佐波川	防府市	防府市		和字		左	16k100～16k200	100
98	佐波川	防府市	防府市		和字		左	16k200～16k300	100
99	佐波川	防府市	防府市		和字		左	16k300～16k500	200

予想される危険	対策水防工	重要度	保全対象区域の現況				避難場所	
			人口	戸数	公施設数	冠水面積(km ²)	第一場所	第二場所
堤体漏水	月の輪工	A						
破堤跡	木流し	要						
堤体漏水	月の輪工	B						
工作物	(新橋)	B						
旧川跡	釜段工	要						
堤体漏水	月の輪工	B						
水衝・洗堀	木流し	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
工作物	(人丸橋)	A						
水衝・洗堀	木流し	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
基礎地盤漏水	釜段工	B						
堤体漏水	月の輪工	B						
基礎地盤漏水	釜段工	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
水衝・洗堀	木流し	A						
水衝・洗堀	木流し	A						
越水(溢水)	積土のう	B						
水衝・洗堀	木流し	A						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
旧川跡	釜段工	要						
越水(溢水)	積土のう	B						
旧川跡	釜段工	要						
工作物	(睦美橋)	A						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
水衝・洗堀	木流し	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
工作物	(中央橋)	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
堤体漏水	月の輪工	B						

番 号	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置				左 岸 右 岸	距 離 標	延 長 (m)
			郡 市	町	大 字	字			
100	佐波川	防府市	防府市		和字		左	16k300～16k400	100
101	佐波川	防府市	防府市		和字		左	16k400～16k700	300
102	佐波川	防府市	防府市		和字		左	16k400～16k500	100
103	佐波川	防府市	防府市		和字		左	16k500～16k600	100
104	佐波川	防府市	防府市		和字		左	16k500～16k505	5
105	佐波川	防府市	防府市		和字		左・右	16k680～	虹橋
106	佐波川	防府市	防府市		久兼		左	17k300～17k500	200
107	佐波川	山口市	山口市		岸見		左	17K600～18k700	1100
108	佐波川	山口市	山口市		岸見		左	17k700～17k900	200
109	佐波川	山口市	山口市		岸見		左	17K800～18K300	500
110	佐波川	山口市	山口市		岸見		左	17K900～18K100	200
111	佐波川	山口市	山口市		岸見		左	18K100～18K700	600
112	佐波川	山口市	山口市		岸見		左	18k145～18k200	55
113	佐波川	山口市	山口市		岸見		左	18K300～18K600	300
114	佐波川	山口市	山口市		岸見		左・右	18k560～	中塚橋
115	佐波川	山口市	山口市		岸見		左	18K600～19K400	800
116	佐波川	山口市	山口市		岸見		左	18k700～19k400	700
117	佐波川	山口市	山口市		岸見		左	18k700～19k100	400
118	佐波川	山口市	山口市		岸見		左	19k100～19k500	400
119	佐波川	山口市	山口市		岸見		左・右	19k270～	麻生橋
120	佐波川	山口市	山口市		岸見		左	19K600～19K800	200
121	佐波川	山口市	山口市		岸見		左	19k900～20k100	200
122	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	20k345～20k400	55
123	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	20k400～20k880	480
124	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	20k400～20k700	300
125	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	20k500～20k700	200
126	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	20K600～21K000	400
127	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	20k700～20k900	200
128	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	20k700～20k880	180
129	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	20k880～20k900	20
130	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	20k900～21k100	200
131	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	21k100～21k500	400
132	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	21K200～22K400	1200
133	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	21k500～21k700	200
134	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	21k700～21k970	270
135	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左・右	21k840～	新田橋
136	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	21k900～22k100	200
137	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	21k970～22k300	330
138	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	21k970～22k300	330

予想される危険	対策水防工	重要度	保全対象区域の現況				避難場所	
			人口	戸数	公施設数	冠水面積(km ²)	第一場所	第二場所
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
旧川跡	釜段工	要						
堤体漏水	月の輪工	A						
旧川跡	釜段工	要						
工作物	(虹橋)	B						
水衝・洗堀	木流し	A						
基礎地盤漏水	釜段工	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
旧川跡	釜段工	要						
堤体漏水	月の輪工	A						
工作物	(中塚橋)	B						
堤体漏水	月の輪工	B						
基礎地盤漏水	釜段工	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
工作物	(麻生橋)	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
水衝・洗堀	木流し	B						
旧川跡	釜段工	要						
旧川跡	釜段工	要						
越水(溢水)	積土のう	A						
水衝・洗堀	木流し	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
水衝・洗堀	木流し	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
工作物	(新田橋)	B						
水衝・洗堀	木流し	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
旧川跡	釜段工	要						

番 号	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置				左 岸 右 岸	距 離 標	延 長 (m)
			郡 市	町	大 字	字			
139	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左・右	22k020～	二の宮橋
140	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	22k300～22k420	120
141	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	22k300～22k420	120
142	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	22k420～22k500	80
143	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	22k500～22k900	400
144	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左・右	22k900～	沖の原橋
145	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	22k900～23k060	160
146	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	23k060～23k360	300
147	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	23k060～23k360	300
148	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	23k360～23k700	340
149	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	23k500～23k700	200
150	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	23k900～24k100	200
151	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	23k900～24k100	200
152	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	24K000～24K200	200
153	佐波川	山口市	山口市		伊賀地・堀		左	24K100～26k010	1910
154	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		左	24k100～24k300	200
155	佐波川	山口市	山口市		堀		左	24k340～24k500	160
156	佐波川	山口市	山口市		堀		左	24k500～24k700	200
157	佐波川	山口市	山口市		堀		左・右	24k650～	出雲合橋
158	佐波川	山口市	山口市		堀		左	24k700～24k770	70
159	佐波川	山口市	山口市		堀		左	24k700～24K900	200
160	佐波川	山口市	山口市		堀		左	24k900～25K100	200
161	佐波川	山口市	山口市		堀		左	25k100～25k300	200
162	佐波川	山口市	山口市		堀		左	25k300～25k700	400
163	佐波川	山口市	山口市		堀		左	25k700～25k900	200
164	佐波川	山口市	山口市		堀		左	25k700～25k900	200
165	佐波川	山口市	山口市		堀		左・右	25k780～	北野橋
166	佐波川	山口市	山口市		堀		左	25k900～26k010	110
167	佐波川	山口市	山口市		堀		左	25K900～26K200	300
168	佐波川	山口市	山口市		堀		左	25k900～26k010	110
169	佐波川	山口市	山口市		堀		左	26k010～26k100	90
170	佐波川	山口市	山口市		堀		左	26k010～26k100	90
171	佐波川	山口市	山口市		堀		左	26k100～26k200	100
172	佐波川	山口市	山口市		堀		左	26k100～26k200	100
173	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	0k000～0k200	200
174	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	0k200～0k400	200
175	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	0k400～1k100	700
176	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	0k400～1k100	700
177	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	1k100～2k240	1140

予想される危険	対策水防工	重要度	保全対象区域の現況				避難場所	
			人口	戸数	公施設数	冠水面積(km ²)	第一場所	第二場所
工作物	(二の宮橋)	A						
旧川跡	釜段工	要						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	B						
工作物	(沖の原橋)	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
旧川跡	釜段工	要						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
水衝・洗堀	木流し	A						
基礎地盤漏水	釜段工	B						
水衝・洗堀	木流し	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
基礎地盤漏水	釜段工	B						
水衝・洗堀	木流し	A						
旧川跡	釜段工	要						
旧川跡	釜段工	要						
工作物	(出雲合橋)	B						
旧川跡	釜段工	要						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	B						
水衝・洗堀	木流し	B						
工作物	(北野橋)	A						
越水(溢水)	積土のう	B						
堤体漏水	月の輪工	B						
旧川跡	釜段工	要						
越水(溢水)	積土のう	B						
基礎地盤漏水	釜段工	B						
基礎地盤漏水	釜段工	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
堤体漏水	月の輪工	B						
堤体漏水	月の輪工	B						

番 号	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置				左 岸 右 岸	距 離 標	延 長 (m)
			郡 市	町	大 字	字			
178	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	1k900～2k100	200
179	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	2k240～2k360	120
180	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	2k270～2k360	90
181	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	2k360～2k400	40
182	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	2k360～2k400	40
183	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	2k270～2k400	130
184	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	2k400～2k420	20
185	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	2k400～2k420	20
186	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	2k400～2k420	20
187	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	2k420～2k600	180
188	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	2k420～2k600	180
189	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	2k600～2k760	160
190	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	2k600～2k760	160
191	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	2k760～2k860	100
192	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	2k700～2k950	250
193	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	2k760～2k860	100
194	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	2k860～3k400	540
195	佐波川	防府市	防府市		佐野		右	2k860～3k400	540
196	佐波川	防府市	防府市		大崎		右	3k400～3k800	400
197	佐波川	防府市	防府市		大崎		右	3k400～3k800	400
198	佐波川	防府市	防府市		大崎		右	3k400～3k800	400
199	佐波川	防府市	防府市		大崎		右	3k800～4k100	300
200	佐波川	防府市	防府市		大崎		右	3k800～4k100	300
201	佐波川	防府市	防府市		大崎		右	4k100～4k300	200
202	佐波川	防府市	防府市		大崎		右	4k100～4k620	520
203	佐波川	防府市	防府市		大崎		右	4k620～4k635	15
204	佐波川	防府市	防府市		大崎		右	4k620～4k635	15
205	佐波川	防府市	防府市		大崎		右	4k635～4k820	185
206	佐波川	防府市	防府市		大崎		右	4k900～5k000	100
207	佐波川	防府市	防府市		大崎		右	4k900～5k100	200
208	佐波川	防府市	防府市		大崎		右	5k000～6k000	1000
209	佐波川	防府市	防府市		大崎		右	5k000～5k300	300
210	佐波川	防府市	防府市		大崎		右	5k300～5k400	100
211	佐波川	防府市	防府市		大崎		右	5k500～5k700	200
212	佐波川	防府市	防府市		高井		右	5k900～5k980	80
213	佐波川	防府市	防府市		高井		右	6k200～6k230	30
214	佐波川	防府市	防府市		高井		右	6k230～6k400	170
215	佐波川	防府市	防府市		高井		右	6k230～6k400	170
216	佐波川	防府市	防府市		高井		左・右	6k340～	新橋

予想される危険	対策水防工	重要度	保全対象区域の現況				避難場所	
			人口	戸数	公施設数	冠水面積(km ²)	第一場所	第二場所
水衝・洗堀	木流し	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
破堤跡	木流し	要						
堤体漏水	月の輪工	B						
破堤跡	木流し	要						
旧川跡	釜段工	要						
破堤跡	木流し	要						
旧川跡	釜段工	要						
堤体漏水	月の輪工	A						
旧川跡	釜段工	要						
堤体漏水	月の輪工	A						
旧川跡	釜段工	要						
堤体漏水	月の輪工	B						
旧川跡	釜段工	要						
越水(溢水)	(R4築堤)	要						
堤体漏水	月の輪工	B						
旧川跡	釜段工	要						
堤体漏水	月の輪工	B						
旧川跡	釜段工	要						
堤体漏水	月の輪工	B						
基礎地盤漏水	釜段工	B						
旧川跡	釜段工	要						
基礎地盤漏水	釜段工	B						
水衝・洗堀	木流し	A						
旧川跡	釜段工	要						
旧川跡	釜段工	要						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
基礎地盤漏水	釜段工	B						
水衝・洗堀	木流し	A						
基礎地盤漏水	釜段工	B						
堤体漏水	月の輪工	B						
堤体漏水	月の輪工	B						
水衝・洗堀	木流し	A						
破堤跡	木流し	要						
堤体漏水	月の輪工	B						
堤体漏水	月の輪工	B						
旧川跡	釜段工	要						
工作物	(新橋)	B						

番 号	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置				左 岸 右 岸	距 離 標	延 長 (m)
			郡 市	町	大 字	字			
217	佐波川	防府市	防府市		高井		右	6k600～6k800	200
218	佐波川	防府市	防府市		下右田		右	6k860～7k060	200
219	佐波川	防府市	防府市		下右田		右	7k000～7k200	200
220	佐波川	防府市	防府市		下右田		右	7k100～7k240	140
221	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	7k240～7k300	60
222	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	7k240～7k300	60
223	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	7k300～7k310	10
224	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	7k340～7k500	160
225	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	7k600～7k880	280
226	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	7k880～7k900	20
227	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	7k880～7k900	20
228	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	7k900～8k180	280
229	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	7k900～8k180	280
230	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	7k900～8k180	280
231	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	8k180～8k200	20
232	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	8k180～8k200	20
233	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	8k200～8k900	700
234	佐波川	防府市	防府市		上右田		左・右	8k850～	人丸橋
235	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	8k900～9K300	400
236	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	9K500～9K900	400
237	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	9K900～10k300	400
238	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	10k130～10k200	70
239	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	10k430～10k500	70
240	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	10k500～10k540	40
241	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	10k500～10k540	40
242	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	10k540～11k000	460
243	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	10k900～11k100	200
244	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	11k100～11k700	600
245	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	11k200～11k700	500
246	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	11k700～12K200	500
247	佐波川	防府市	防府市		上右田		右	11k900～12k100	200
248	佐波川	防府市	防府市		鈴屋		右	12k100～12k300	200
249	佐波川	防府市	防府市		鈴屋		右	12k200～12k400	200
250	佐波川	防府市	防府市		鈴屋		右	12k400～12k500	100
251	佐波川	防府市	防府市		鈴屋		右	12k500～12k700	200
252	佐波川	防府市	防府市		鈴屋		左・右	12k650～	睦美橋
253	佐波川	防府市	防府市		鈴屋		右	12k700～13k300	600
254	佐波川	防府市	防府市		鈴屋		右	12k900～13k100	200
255	佐波川	防府市	防府市		鈴屋		右	13K000～13K200	200

予想される危険	対策水防工	重要度	保全対象区域の現況				避難場所	
			人口	戸数	公施設数	冠水面積(km ²)	第一場所	第二場所
堤体漏水	月の輪工	B						
旧川跡	釜段工	要						
堤体漏水	月の輪工	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
破堤跡	木流し	要						
破堤跡	木流し	要						
越水(溢水)	積土のう	B						
堤体漏水	月の輪工	B						
堤体漏水	月の輪工	B						
旧川跡	釜段工	要						
堤体漏水	月の輪工	B						
旧川跡	釜段工	要						
越水(溢水)	積土のう	B						
堤体漏水	月の輪工	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
工作物	(人丸橋)	A						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
旧川跡	釜段工	要						
旧川跡	釜段工	要						
旧川跡	釜段工	要						
基礎地盤漏水	釜段工	B						
基礎地盤漏水	釜段工	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
基礎地盤漏水	釜段工	B						
基礎地盤漏水	釜段工	B						
水衝・洗堀	木流し	A						
水衝・洗堀	木流し	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
工作物	(睦美橋)	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
水衝・洗堀	木流し	A						
堤体漏水	月の輪工	B						

番 号	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置				左 岸 右 岸	距 離 標	延 長 (m)
			郡 市	町	大 字	字			
256	佐波川	防府市	防府市		鈴屋		右	13k100～13k300	200
257	佐波川	防府市	防府市		鈴屋		右	13k300～13k344	44
258	佐波川	防府市	防府市		鈴屋		右	13k300～13k500	200
259	佐波川	防府市	防府市		鈴屋		右	13k300～13k344	44
260	佐波川	防府市	防府市		鈴屋		右	13k344～13k500	156
261	佐波川	防府市	防府市		鈴屋		右	13k344～13k500	156
262	佐波川	防府市	防府市		鈴屋、奈美		右	13k500～15k430	1930
263	佐波川	防府市	防府市		鈴屋、奈美		右	13k500～13k700	200
264	佐波川	防府市	防府市		鈴屋、奈美		右	13k700～15k430	1730
265	佐波川	防府市	防府市		鈴屋、奈美		右	13K800～15K200	1400
266	佐波川	防府市	防府市		奈美		左・右	15k020～	中央橋
267	佐波川	防府市	防府市		奈美		右	15k430～15k500	70
268	佐波川	防府市	防府市		奈美		右	15k500～15k900	400
269	佐波川	防府市	防府市		奈美		右	15k900～16k000	100
270	佐波川	防府市	防府市		奈美		右	15k900～16k100	200
271	佐波川	防府市	防府市		中山		右	16k200～16k300	100
272	佐波川	防府市	防府市		中山		右	16k300～16k400	100
273	佐波川	防府市	防府市		中山		右	16k400～16k600	200
274	佐波川	防府市	防府市		中山		右	16k600～16k700	100
275	佐波川	防府市	防府市		中山		左・右	16k680～	虹橋
276	佐波川	防府市	防府市		中山		右	16k700～16k900	200
277	佐波川	防府市	防府市		中山		右	16k700～16k800	100
278	佐波川	防府市	防府市		中山		右	16k800～16k900	100
279	佐波川	防府市	防府市		中山		右	16K800～17K000	200
280	佐波川	防府市	防府市		中山		右	16k900～17k100	200
281	佐波川	防府市	防府市		中山		右	16k900～17k100	200
282	佐波川	防府市	防府市		中山		右	17k100～17k300	200
283	佐波川	防府市	防府市		中山		右	17k300～17k400	100
284	佐波川	防府市	防府市		中山		右	17k400～17k700	300
285	佐波川	防府市	防府市		中山		右	17k400～17k540	140
286	佐波川	防府市	防府市		中山		右	17k700～18k100	400
287	佐波川	防府市	防府市		中山		右	17k700～17k900	200
288	佐波川	防府市	防府市		中山		右	17k900～18k100	200
289	佐波川	防府市	防府市		岸見		右	18K100～18K300	200
290	佐波川	防府市	防府市		岸見		右	18k300～18k400	100
291	佐波川	防府市	防府市		岸見		右	18k400～18k700	300
292	佐波川	防府市	防府市		岸見		右	18K400～18K600	200
293	佐波川	山口市	山口市		岸見		右	18k400～18k600	200
294	佐波川	山口市	山口市		岸見		左・右	18k560～	中塚橋

予想される危険	対策水防工	重要度	保全対象区域の現況				避難場所	
			人口	戸数	公施設数	冠水面積(km ²)	第一場所	第二場所
水衝・洗堀	木流し	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
水衝・洗堀	木流し	B						
旧川跡	釜段工	要						
越水(溢水)	積土のう	A						
旧川跡	釜段工	要						
旧川跡	釜段工	要						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
工作物	(中央橋)	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
水衝・洗堀	木流し	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
工作物	(虹橋)	B						
水衝・洗堀	木流し	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
水衝・洗堀	木流し	A						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
旧川跡	釜段工	要						
越水(溢水)	積土のう	A						
水衝・洗堀	木流し	A						
水衝・洗堀	木流し	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
旧川跡	釜段工	要						
工作物	(中塚橋)	B						

番 号	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置				左 岸 右 岸	距 離 標	延 長 (m)
			郡 市	町	大 字	字			
295	佐波川	山口市	山口市		岸見		右	18k600～18k700	100
296	佐波川	山口市	山口市		岸見		右	18k600～18k700	100
297	佐波川	山口市	山口市		岸見		右	18k700～18k800	100
298	佐波川	山口市	山口市		岸見		右	18k700～18k800	100
299	佐波川	山口市	山口市		岸見		右	18k700～18k800	100
300	佐波川	山口市	山口市		岸見		右	18k800～19k000	200
301	佐波川	山口市	山口市		岸見		右	18k800～19k000	200
302	佐波川	山口市	山口市		岸見		右	19k000～19k200	200
303	佐波川	山口市	山口市		岸見		右	19k200～19k800	600
304	佐波川	山口市	山口市		岸見		右	19k200～19k800	600
305	佐波川	山口市	山口市		岸見		左・右	19k270～	麻生橋
306	佐波川	山口市	山口市		岸見		右	19k800～19k810	10
307	佐波川	山口市	山口市		岸見		右	19k810～19k860	50
308	佐波川	山口市	山口市		岸見		右	19k810～19k860	50
309	佐波川	山口市	山口市		岸見		右	19k860～20k000	140
310	佐波川	山口市	山口市		岸見、伊賀地		右	20k000～20k460	460
311	佐波川	山口市	山口市		岸見、伊賀地		右	20k000～20k460	460
312	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		右	20k460～20k500	40
313	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		右	20k460～20k500	40
314	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		右	20k460～20k500	40
315	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		右	20k500～20k580	80
316	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		右	20k500～20k580	80
317	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		右	20k500～20k580	80
318	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		右	20k580～20k700	120
319	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		右	20k580～20k700	120
320	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		右	20k700～21k000	300
321	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		右	20k700～21k000	300
322	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		右	21k000～21k100	100
323	佐波川	山口市	山口市		伊賀地		右	21k100～21k300	200
324	佐波川	山口市	山口市		堀		右	21k500～21k700	200
325	佐波川	山口市	山口市		堀		右	21K600～21K800	200
326	佐波川	山口市	山口市		堀		右	21k700～22K100	400
327	佐波川	山口市	山口市		堀		左・右	21k840～	新田橋
328	佐波川	山口市	山口市		堀		左・右	22k020～	二の宮橋
329	佐波川	山口市	山口市		堀		右	22k100～22k300	200
330	佐波川	山口市	山口市		堀		右	22K200～22K600	400
331	佐波川	山口市	山口市		堀		右	22k300～22k500	200

予想される危険	対策水防工	重要度	保全対象区域の現況				避難場所	
			人口	戸数	公施設数	冠水面積(km ²)	第一場所	第二場所
旧川跡	釜段工	要						
堤体漏水	月の輪工	B						
旧川跡	釜段工	要						
堤体漏水	月の輪工	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
旧川跡	釜段工	要						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
工作物	(麻生橋)	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
旧川跡	釜段工	要						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
旧川跡	釜段工	要						
堤体漏水	月の輪工	B						
旧川跡	釜段工	要						
越水(溢水)	積土のう	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
水衝・洗堀	木流し	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
越水(溢水)	積土のう	B						
工作物	(新田橋)	B						
工作物	(二の宮橋)	B						
越水(溢水)	積土のう	A						
堤体漏水	月の輪工	B						
越水(溢水)	積土のう	B						

番 号	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置				左 岸 右 岸	距 離 標	延 長 (m)
			郡 市	町	大 字	字			
332	佐波川	山口市	山口市		堀		右	22k500～22k700	200
333	佐波川	山口市	山口市		堀		右	22k700～22k900	200
334	佐波川	山口市	山口市		堀		左・右	22k900～	沖の原橋
335	佐波川	山口市	山口市		堀		右	23k100～23k500	400
336	佐波川	山口市	山口市		堀		右	23k500～23k700	200
337	佐波川	山口市	山口市		堀		右	23k700～23k830	130
338	佐波川	山口市	山口市		堀		右	23k830～23k930	100
339	佐波川	山口市	山口市		堀		右	23k830～23k930	100
340	佐波川	山口市	山口市		堀		右	23k930～24k300	370
341	佐波川	山口市	山口市		堀		右	24k300～24k500	200
342	佐波川	山口市	山口市		堀		右	24k600～24k700	100
343	佐波川	山口市	山口市		堀		左・右	24k650～	出雲合橋
344	佐波川	山口市	山口市		堀		右	24k700～24k865	165
345	佐波川	山口市	山口市		堀		右	24k700～24k865	165
346	佐波川	山口市	山口市		堀		右	24k865～24k900	35
347	佐波川	山口市	山口市		堀		右	24k900～25k100	200
348	佐波川	山口市	山口市		堀		右	25k500～25k700	200
349	佐波川	山口市	山口市		堀		左・右	25k780～	北野橋
総 計	計318箇所								

予想される危険	対策水防工	重要度	保全対象区域の現況				避難場所	
			人口	戸数	公共施設数	冠水面積(km ²)	第一場所	第二場所
水衝・洗堀	木流し	A						
水衝・洗堀	木流し	A						
工作物	(沖の原橋)	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
旧川跡	釜段工	要						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	B						
旧川跡	釜段工	要						
工作物	(出雲合橋)	B						
旧川跡	釜段工	要						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
越水(溢水)	積土のう	A						
工作物	(北野橋)	A						

(2) 県管理区間

ア 岩国土木建築事務所

番号	水系名	河川名	水防管理団体名	位置			左岸 右岸	延長 (m)
				市	町	大字等 字		
1	麻里布川	麻里布川	岩国市	岩国市	立石町		左	1,300
2	麻里布川	麻里布川	岩国市	岩国市	立石町		右	1,300
3	錦川	錦川	岩国市	岩国市	旭町		右	2,400
4	錦川	錦川	岩国市	岩国市	日の出町, 川口町, 今津町		左	900
5	錦川	門前川	岩国市	岩国市	尾津町、門前町		右	450
6	小瀬川	関ヶ浜川	和木町	玖珂郡和木町	関ヶ浜	道の沖、壺町田	左	900
7	小瀬川	瀬田川	和木町	玖珂郡和木町	瀬田	清水	左	200
8	小瀬川	瀬田川	和木町	玖珂郡和木町	瀬田	大谷	左	300
9	平田川	平田川	岩国市	岩国市	南岩国町、平田		右	300
10	由宇川	由宇川	岩国市	岩国市	由宇町	容清	左	200
11	由宇川	由宇川	岩国市	岩国市	由宇町	由宇	左	4,500
12	由宇川	由宇川	岩国市	岩国市	由宇町	由宇	右	4,500
13	由宇川	小土路川	岩国市	岩国市	由宇町	小槇	左	220
14	由宇川	小土路川	岩国市	岩国市	由宇町	小槇	右	220
15	由宇川	山崎川	岩国市	岩国市	由宇町	山崎	左	500
16	由宇川	山崎川	岩国市	岩国市	由宇町	山崎	右	500
17	室岡川	室岡川	岩国市	岩国市	由宇町	榊道	左	150
18	室岡川	室岡川	岩国市	岩国市	由宇町	榊道	右	150
19	錦川	錦川	岩国市	岩国市	美川町四馬神	下河内上、下宮ノ串	左	750
20	錦川	錦川	岩国市	岩国市	美川町四馬神	須多田	右	300
21	錦川	錦川	岩国市	岩国市	美川町四馬神	高ヶ原	右	150
22	錦川	錦川	岩国市	岩国市	美川町南桑	船津	左	300
23	錦川	錦川	岩国市	岩国市	美川町根笠	渡里	右	300
24	錦川	錦川	岩国市	岩国市	美川町南桑	高野、久保	左	1,750
25	錦川	錦川	岩国市	岩国市	美川町南桑	小郷、椋野	左	100
26	錦川	本郷川	岩国市	岩国市	美川町小川	大野	左	100
27	錦川	本郷川	岩国市	岩国市	美川町小川	大野	右	100
28	錦川	本郷川	岩国市	岩国市	美川町小川	市ヶ原	右	100
29	錦川	野谷川	岩国市	岩国市	美川町四馬神	合ノ本	左	200
30	錦川	野谷川	岩国市	岩国市	美川町四馬神	大平	右	100
31	錦川	根笠川	岩国市	岩国市	美川町根笠	山ノ内	右	200
32	錦川	根笠川	岩国市	岩国市	美川町根笠	山ノ内	左	200
33	錦川	本郷川	岩国市	岩国市	本郷町波野	波野原	左	250
34	錦川	本郷川	岩国市	岩国市	本郷町波野	波野原	右	250
35	錦川	本郷川	岩国市	岩国市	本郷町波野	波野中	左	150
36	錦川	本郷川	岩国市	岩国市		中山	左	200
37	錦川	本郷川	岩国市	岩国市		中山	右	500

予 想 さ れ る 危 険	対 策 水 防 工 法	保 全 対 象 区 域 の 現 況				避 難 場 所		重 要 度
		人	戸 数	公 共 施 設	冠 水 面 積 (km ²)	第一場所	第二場所	
堤防高	積土のう	2,000人	450戸	3	0.1	麻里布中学校	麻里布小学校	A
堤防高	積土のう					麻里布中学校	麻里布小学校	A
堤防高・堤防断面	積土のう	4,000人	1,000戸		0.15	旭会館	東小中学校	A
堤防高	積土のう	10,000人	3,500戸	15	0.15	麻里布小学校		A
堤防高	積土のう	6,000人	1,500戸			愛宕小学校	高水高校	B
堤防高	積土のう	20人	5戸	1	0.03	和木町公民館関ヶ浜分館		B
堤防高	積土のう	50人	13戸	1	0.03	和木町公民館瀬田分館		B
堤防高	積土のう	20人	5戸	1	0.03	背後高地		B
堤防断面	積土のう	1,500人	300戸	1	0.05	平田供用会館	平田小学校	A
堤防高	積土のう	68人	17戸		0.01	由西小学校		B
堤防断面	積土のう	1,000人	300戸	1	0.6	由宇グランド	由宇小学校	A
堤防断面	積土のう	1,200人	350戸	2	0.35	由宇グランド	由宇小学校	A
堤防断面	積土のう	28人	7戸	5	0.02	由西小学校		B
堤防断面	積土のう					由西小学校		B
堤防断面	積土のう	100人	30戸	1	0.02	由宇グランド	由宇小学校	B
堤防断面	積土のう					由宇グランド	由宇小学校	B
堤防断面	積土のう	44人	11戸	4	0.15	由宇文化スポーツセンター		B
堤防断面	積土のう			1		由宇文化スポーツセンター		B
堤防高	積土のう	28人	26戸	1	0.6	美川コミュニティセンター		B
堤防高	積土のう	8人	6戸		0.2	美川コミュニティセンター		B
堤防高	積土のう	15人	14戸		0.3	美川コミュニティセンター		B
堤防高	積土のう	40人	23戸		0.4	美川林業センター		B
堤防高	積土のう					美川林業センター		B
堤防高	積土のう	174人	129戸	5	0.7	旧美川小学校	美川基幹集落センター	B
堤防高	積土のう	13人	11戸		0.3	背後高地		B
堤防断面	積土のう	0人	0戸		0.2	美川コミュニティセンター		B
堤防断面	積土のう	19人	20戸		0.3	美川コミュニティセンター		B
堤防断面	積土のう	31人	18戸	1	0.3	美川コミュニティセンター		B
堤防高	積土のう	0人	1戸	1	0.12	美川コミュニティセンター		B
堤防高	積土のう					美川コミュニティセンター		B
堤防高	積土のう	20人	20戸	1	0.4	美川林業センター		B
堤防高	積土のう					美川林業センター		B
堤防高	積土のう	9人	4戸	1	0.5	波野集落センター		B
堤防高	積土のう					波野集落センター		B
堤防高	積土のう	15人	8戸		0.01	波野集落センター		B
堤防高	積土のう	20人	15戸	1	0.4	本郷ふるさと交流館		B
堤防高	積土のう					本郷ふるさと交流館		B

番号	水系名	河川名	水防管理団体名	位置			左右岸	延長 (m)
				市	町大字等	字		
38	錦川	本郷川	岩国市	岩国市		助光	左 右	500
39	錦川	宇塚川	岩国市	岩国市	本郷町宇塚	上宇塚	左	150
40	錦川	宇塚川	岩国市	岩国市	本郷町宇塚	上宇塚	右	150
41	錦川	宇塚川	岩国市	岩国市	本郷町宇塚	下宇塚	左	200
42	錦川	宇塚川	岩国市	岩国市	本郷町宇塚	下宇塚	右	50
43	錦川	岡之迫川	岩国市	岩国市	本郷町本谷	谷口	左	130
44	錦川	岡之迫川	岩国市	岩国市	本郷町本谷	谷口	右	130
45	錦川	本谷川	岩国市	岩国市	本郷町本谷	茅原	左	200
46	錦川	本谷川	岩国市	岩国市	本郷町本谷	茅原	右	200
47	錦川	下畑川	岩国市	岩国市	美和町下畑	仏原	左	600
48	錦川	下畑川	岩国市	岩国市	美和町下畑	仏原	右	300
49	錦川	下畑川	岩国市	岩国市	美和町阿賀	阿賀	左 右	500
50	錦川	生見川	岩国市	岩国市	美和町秋掛	秋掛	左 右	300
51	錦川	生見川	岩国市	岩国市	美和町秋掛	秋掛	右	300
52	錦川	生見川	岩国市	岩国市	美和町生見	鷹の巣	左	300
53	錦川	生見川	岩国市	岩国市	美和町生見	石原	左	400
54	錦川	生見川	岩国市	岩国市	美和町生見	石原	右	400
55	錦川	渋前川	岩国市	岩国市	美和町田の口	田の口	左	200
56	錦川	渋前川	岩国市	岩国市	美和町渋前	鷹の巣	左	150
57	錦川	錦川	岩国市	岩国市	錦町広瀬	広瀬	左	200
58	錦川	府谷川	岩国市	岩国市	錦町府谷	西村	左	150
59	錦川	府谷川	岩国市	岩国市	錦町府谷	西村	右	150
60	錦川	宇佐川	岩国市	岩国市	錦町深川	道念	左	150
61	錦川	宇佐川	岩国市	岩国市	錦町深川	小山	左	250
62	錦川	宇佐川	岩国市	岩国市	錦町深川	小山	右	300
63	錦川	宇佐川	岩国市	岩国市	錦町須川	古江	左	200
64	錦川	宇佐川	岩国市	岩国市	錦町須川	古江	右	300
65	錦川	宇佐川	岩国市	岩国市	錦町宇佐郷	宇佐郷	左	1,000
66	錦川	宇佐川	岩国市	岩国市	錦町宇佐郷	宇佐郷	右	500
67	錦川	桜木川	岩国市	岩国市	錦町広瀬	須万地	左	50
68	錦川	桜木川	岩国市	岩国市	錦町広瀬	桜木	左	300
69	錦川	桜木川	岩国市	岩国市	錦町広瀬	桜木	右	400
70	錦川	錦川	岩国市	岩国市	美川町南桑	西椋野	右	100
71	島田川	東川	岩国市	岩国市	周東町川上	上川上	左	120
72	島田川	東川	岩国市	岩国市	周東町瀬越	久杉	左	300

予 想 さ れ る 危 険	対 策 水 防 工 法	保 全 対 象 区 域 の 現 況				避 難 場 所		重 要 度
		人	口 戸 数	公 共 施 設	冠 水 面 積 (km ²)	第一場所	第二場所	
堤防高	積土のう	13人	10戸	1	0.1	本郷ふるさと交流館		B
堤防高	積土のう	5人	3戸	3	0.007	本郷ふるさと交流館		B
堤防高	積土のう					本郷ふるさと交流館		B
堤防高	積土のう	2人	2戸	3	0.003	本郷ふるさと交流館		B
堤防高	積土のう					本郷ふるさと交流館		B
堤防高	積土のう	3人	2戸	3	0.04	本郷ふるさと交流館		B
堤防高	積土のう					本郷ふるさと交流館		B
堤防高	積土のう	8人	2戸	1	0.04	本郷ふるさと交流館		B
堤防高	積土のう					本郷ふるさと交流館		B
堤防高	積土のう	15人	5戸	1		阿賀ふれあいセンター		B
堤防高	積土のう					阿賀ふれあいセンター		B
堤防高	積土のう	20人	4戸	1	0.3	阿賀ふれあいセンター		B
堤防断面	積土のう	50人	20戸		0.4	阿賀ふれあいセンター		B
堤防断面	積土のう					阿賀ふれあいセンター		B
堤防断面	積土のう	45人	22戸	2	0.5	ハーモニーみわ	美和農林業者トレーニングセンター	B
堤防高	積土のう	50人	16戸	1	0.05	美和西小学校		B
堤防高	積土のう					美和西小学校		B
堤防断面	積土のう	20人	5戸		0.4	美和西部ふれあいセンター		B
堤防断面	積土のう	16人	4戸		0.3	ハーモニーみわ	美和農林業者トレーニングセンター	B
堤防断面	積土のう	176人	91戸		0.3	錦中学校		B
堤防断面	積土のう	38人	25戸		0.1	府谷集会所		B
堤防断面	積土のう					府谷集会所		B
堤防断面	積土のう	10人	5戸	1	0.01	深須小学校		B
堤防高	積土のう	8人	10戸	1		深須小学校		B
堤防高	積土のう	18人	12戸	1		深須小学校		B
堤防高	積土のう	11人	8戸			深須小学校		B
堤防高	積土のう					深須小学校		B
堤防高	積土のう	110人	66戸		0.004	高根21世紀センター		B
堤防高	積土のう					高根21世紀センター		B
堤防断面	積土のう	307人	17戸	4	0.4	錦中学校	背後高地	B
堤防断面	積土のう	195人	111戸	3	0.3	錦中学校		B
堤防断面	積土のう					錦中学校		B
堤防高	積土のう	31人	25戸	1	0.01	背後高地		A
堤防高	積土のう	80人	26戸	1	0.015	周東中央公民館		B
堤防高	積土のう むしろ張	80人	20戸	2	0.01	周東川越交流センター		B

番号	水系名	河川名	水防管理団体名	位置			左岸 右岸	延長 (m)
				市	町	大字等 字		
73	島田川	東川	岩国市	岩国市	周東町	瀬越	久杉	右 100
74	島田川	島田川	岩国市	岩国市	周東町	差川	差川	右 150
75	島田川	別西川	岩国市	岩国市	周東町	祖生	別東	左 500
76	島田川	別西川	岩国市	岩国市	周東町	祖生	別東	右 500
77	島田川	柳井田川	岩国市	岩国市	玖珂町		柳井田	右 100
78	島田川	笹見川	岩国市	岩国市	玖珂町		野口	右 200
79	島田川	笹見川	岩国市	岩国市	玖珂町		野口上	右 200
80	島田川	長野川	岩国市	岩国市	周東町	西長野	上長野	右 100
81	島田川	東川	岩国市	岩国市	周東町	川上	小畑	左 500
82	島田川	田尻川	岩国市	岩国市	周東町	中山	中山	右 200
83	島田川	川上川	岩国市	岩国市	周東町	川上	川上	左 100
84	島田川	島田川	岩国市	岩国市	周東町	祖生	末南	左 500
85	島田川	島田川	岩国市	岩国市	周東町	祖生	末南	右 500
86	島田川	島田川	岩国市	岩国市	周東町	上久原	上久宗	左 200
87	麻里布川	麻里布川	岩国市	岩国市	室の木町、砂山町、麻里布町、立石町			左 右 3,000
88	御庄川	御庄川	岩国市	岩国市	御庄			左 右 2,000
89	通津川	通津川	岩国市	岩国市	通津			右 1,100
90	島田川	末石川	岩国市	岩国市	周東町	西長野	西中村・東中村	左 右 300
91	島田川	川上川	岩国市	岩国市	周東町	川上	上川上	左 右 500
計	91箇所							

イ 柳井土木建築事務所

92	屋代川	屋代川	周防大島町	大島郡周防大島町	西屋代	下里	左	300
93	屋代川	屋代川	周防大島町	大島郡周防大島町	西屋代	岩神	右	200
94	三蒲川	三蒲川	周防大島町	大島郡周防大島町	西三蒲	国桑	左	300
95	三蒲川	三蒲川	周防大島町	大島郡周防大島町	西三蒲	町長	右	200
96	宮川	宮川	周防大島町	大島郡周防大島町	西安下庄	田中	左	300
97	宮川	宮川	周防大島町	大島郡周防大島町	西安下庄		右	300
98	宮川	古川	周防大島町	大島郡周防大島町	西安下庄	三ツ松西	左	190
99	宮川	古川	周防大島町	大島郡周防大島町	西安下庄	三ツ松	右	180
100	山根川	山根川	周防大島町	大島郡周防大島町	日前	横網代	右	30
101	宮崎川	宮崎川	周防大島町	大島郡周防大島町		御幸松沖、当面	左	400
102	宮崎川	宮崎川	周防大島町	大島郡周防大島町	久賀	江尻浜、東開作上	右	400
103	津原川	津原川	周防大島町	大島郡周防大島町	久賀	浜崎、辻屋	左	300
104	津原川	津原川	周防大島町	大島郡周防大島町	久賀	御幸松沖、古房下	右	300

予 想 さ れ る 危 険	対 策 水 防 工 法	保 全 対 象 区 域 の 現 況				避 難 場 所		重 要 度
		人	口 戸 数	公 共 施 設	冠 水 面 積 (km ²)	第 一 場 所	第 二 場 所	
堤防高	積土のう むしろ張	80人	20戸	2	0.01	周東川越交流センター		B
堤防高	積土のう むしろ張	40人	10戸	1	0.08	米川公民館		B
堤防高	積土のう	150人	30戸	1		祖生公民館		B
堤防高	積土のう					祖生公民館		B
堤防高	積土のう	100人	25戸		0.04	総合センター奏		B
堤防高	積土のう	100人	25戸		0.08	玖珂野ロコミュニティセン ター		B
堤防高	積土のう	80人	20戸		0.07	玖珂野ロコミュニティセン ター		B
堤防高	積土のう	40人	10戸		0.04	米川公民館		B
堤防高	積土のう	30人	10戸		0.05	周東中央公民館		B
堤防高	積土のう	40人	10戸		0.02	中田公民館		B
堤防高	積土のう	40人	10戸		0.01	周東中央公民館		B
堤防高	積土のう	100人	30戸	2	0.05	祖生公民館		B
堤防高・堤 防断面	積土のう	100人	30戸	2	0.05	祖生公民館		B
堤防高・堤 防断面	積土のう	40人	10戸		0.05	周東南総合センター		B
堤防高・堤 防断面	積土のう	5,500人	2,500戸	8		福祉会館	麻里布小学校	要
堤防高・堤 防断面	積土のう	2,400人	900戸	3		柱野小学校		要
堤防高・堤 防断面	積土のう	1,500人	700戸	3		つづの里		要
堤防高・堤 防断面	積土のう	200人	120戸	2		米川公民館	周東体育センター	要
堤防高・堤 防断面	積土のう	110人	50戸	0		周東中央公民館		要

堤防断面	積土のう	400人	300戸	3	0.3	旧屋代小学校	大島文化センター	B
堤防断面	積土のう					旧屋代小学校	大島文化センター	B
堤防断面	積土のう	800人	200戸	3	0.18	旧三蒲小学校		A
堤防断面	積土のう					旧三蒲小学校		B
堤防高	積土のう	120人	30戸		0.07	安下庄中学校	橘総合センター	B
堤防高	積土のう					安下庄中学校	橘総合センター	B
堤防断面	積土のう	100人	34戸	4	0.02	安下庄中学校	橘総合センター	B
堤防断面	積土のう					安下庄中学校	橘総合センター	B
堤防断面	積土のう	20人	7戸		0.01	日前公民館	日良居出張所	B
堤防断面	積土のう	100人	30戸	3	0.04	福祉センター		B
堤防断面	積土のう					福祉センター		B
堤防断面	積土のう	200人	65戸	2	0.03	久賀ふるさと館		B
堤防断面	積土のう					久賀ふるさと館		B

番号	水 系 名	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置			左 岸 右 岸	延 長 (m)
				市 町	大 字 等	字		
105	屋代川	一本松川	周防大島町	大島郡周防大島町	小松	北二	右	100
106	屋代川	一本松川	周防大島町	大島郡周防大島町	西屋代	浄田	左	100
107	屋代川	一本松川	周防大島町	大島郡周防大島町	西屋代	森藤	右	100
108	柳井川	柳井川	柳井市	柳井市	柳井	落合	右	200
109	田布施川	人数川	柳井市	柳井市	余田	今出	左	150
110	田布施川	人数川	柳井市	柳井市	余田	今出	右	300
111	田布施川	灸川	柳井市	柳井市	余田	蓮台寺	左	1,600
112	田布施川	灸川	柳井市	柳井市	余田	蓮台寺	右	1,600
113	片野川	片野川	柳井市	柳井市	柳井	片野	右	700
114	土穂石川	土穂石川	柳井市	柳井市	柳井	土穂石	左	200
115	土穂石川	土穂石川	柳井市	柳井市	柳井	土穂石	右	200
116	石神川	石神川	柳井市	柳井市	大畠	大久保	左	50
117	石神川	石神川	柳井市	柳井市	大畠	大久保	右	50
118	荒木川	荒木川	平生町	熊毛郡平生町	佐賀	荒木	左	140
119	荒木川	荒木川	平生町	熊毛郡平生町	佐賀	岩田	右	140
120	田布施川	人数川	田布施町	熊毛郡田布施町	大波野	板井田、人数	左	300
121	田布施川	人数川	田布施町	熊毛郡田布施町	大波野	板井田、人数	右	300
122	田布施川	灸川	田布施町	熊毛郡田布施町	大波野	国兼	左	2,000
123	田布施川	灸川	田布施町	熊毛郡田布施町	下田布施	川尻	右	3,700
124	田布施川	灸川	田布施町	熊毛郡田布施町	大波野	下正下給	右	3,700
125	田布施川	灸川	田布施町	熊毛郡田布施町	下田布施	下シガラ	右	3,700
126	田布施川	国木川	田布施町	熊毛郡田布施町	上田布施	水落	左	1,600
127	田布施川	国木川	田布施町	熊毛郡田布施町	上田布施		右	1,600
128	田布施川	田布施川	田布施町	熊毛郡田布施町	宿井	尾尻	右	15,080
129	桜川	桜川	田布施町	熊毛郡田布施町	別府	上片懸	左	2,600
130	田布施川	新堀川	田布施町	熊毛郡田布施町	下田布施	北大潟	左	1,000
131	大内川	大内川	平生町	熊毛郡平生町	平生村	高須	左	1,500
132	大内川	大内川	平生町	熊毛郡平生町	平生村	横土手	右	1,500
133	大井川	大井川	平生町	熊毛郡平生町	大野南	中村	左	1,000
134	大井川	大井川	平生町	熊毛郡平生町	大野南	中村	右	1,000
135	大井川	神領川	平生町	熊毛郡平生町	大野南	神領	左	200
136	大井川	神領川	平生町	熊毛郡平生町	大野南	神領	右	200
137	田布施川	灸川	平生町	熊毛郡平生町	堅ヶ浜	新開	左	1,300
計	46箇所							

予 想 さ れ る 危 険	対 策 水 防 工 法	保 全 対 象 区 域 の 現 況				避 難 場 所		重 要 度
		人	口 戸 数	公 共 施 設	冠 水 面 積 (km ²)	第一場所	第二場所	
堤防断面	積土のう	16人	5戸	1	0.01	大島庁舎		B
堤防断面	積土のう	20人	6戸		0.02	得蔵寺		B
堤防断面	積土のう					得蔵寺		B
堤防高	積土のう	40人	10戸	1	0.5	アケビルやない		B
堤防高	むしろ張			2	0.2	余田小学校 余田公民館		B
堤防高	むしろ張			2	0.2	余田小学校 余田公民館		B
堤防高・堤 防断面	積土のう	63人	18戸		0.3	余田小学校 余田公民館		B
堤防高・堤 防断面	積土のう					余田小学校 余田公民館		B
堤防高・堤 防断面	積土のう	3,000人	1,000戸	10	0.5	柳井市文化福祉会 館	柳井小学校	B
堤防高	積土のう	630人	180戸	1	0.3	新庄小学校		B
堤防高	積土のう	630人	180戸	1	0.3	新庄小学校		B
深掘れ	積土のう	7人	2戸		0.03	大畠中学校	大畠公民館	B
深掘れ	積土のう					大畠中学校	大畠公民館	B
堤防高	積土のう	91人	75戸		0.03	佐賀地域交流センター	佐賀小学校	A
堤防高	積土のう	91人	75戸		0.03	佐賀地域交流センター	佐賀小学校	A
堤防高・決 壊跡	積土のう	18人	5戸		0.03	柳井市役所余田出 張所	余田小学校	B
堤防高	積土のう					柳井市役所余田出 張所	余田小学校	B
堤防高	積土のう	100人	32戸		1.16	大波野中央会館		B
堤防高	積土のう					東田布施小学校		A
堤防高	積土のう	40人	16戸		0.5	東田布施小学校		B
堤防高	積土のう	2人	1戸		0.2	東田布施小学校		B
堤防高	積土のう	21人	6戸		0.02	西田布施公民館		B
堤防高	積土のう					西田布施公民館		B
堤防高	積土のう	30人	14戸	1	0.5	城南小学校		B
堤防高	積土のう	10人	4戸		0.06	田布施南防災センター		B
堤防高	積土のう	100人	31戸		0.7	田布施中学校		B
堤防高	積土のう	80人	20戸	3	0.05	宇佐木地域交流セン ター	平生町体育館	A
堤防高	積土のう					平生まち・むら地域 交流センター	平生町体育館	A
堤防高・堤 防断面	積土のう	600人	150戸	2	0.4	大野地域交流センター	平生町体育館	B
堤防高	積土のう					大野地域交流センター	平生町体育館	B
堤防高	積土のう	615人	170戸	2	0.07	大野地域交流センター	平生町体育館	B
堤防高	積土のう					大野地域交流センター	平生町体育館	B
堤防高・堤 防断面	積土のう	45人	15戸	1	0.26	堅ヶ浜地域交流セン ター	平生町体育館	A

番号	水 系 名	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置			左 岸 右 岸	延長 (m)
				市	町	大 字 等 字		
ウ 周南土木建築事務所								
138	田布施川	田布施川	光市	光市	三輪	共和千束	左	400
139	田布施川	田布施川	光市	光市	三輪	共和千束	右	400
140	田布施川	田布施川	光市	光市	塩田	助石周地	左	500
141	田布施川	田布施川	光市	光市	塩田	助石周地	右	500
142	田布施川	田布施川	光市	光市	塩田	十王	左	200
143	田布施川	田布施川	光市	光市	塩田	十王	右	200
144	島田川	溝呂井川	光市	光市	岩田	末常	左	300
145	島田川	溝呂井川	光市	光市	岩田	末常	右	300
146	島田川	溝呂井川	光市	光市	岩田	下岩田	左	100
147	島田川	溝呂井川	光市	光市	岩田	下岩田	右	100
148	島田川	束荷川	光市	光市	束荷	黒杭	左	1,400
149	島田川	束荷川	光市	光市	束荷	黒杭	右	1,400
150	田布施川	貞延川	光市	光市	三輪	千福貞延	左	300
151	田布施川	貞延川	光市	光市	三輪	千福貞延	右	300
152	夜市川	夜市川	周南市	周南市	戸田	橋本	右	500
153	夜市川	夜市川	周南市	周南市	戸田	市東佐畑	左	1,800
154	夜市川	夜市川	周南市	周南市	戸田	市東佐畑	右	500
155	夜市川	夜市川	周南市	周南市	夜市	中村	左	1,200
156	夜市川	夜市川	周南市	周南市	夜市	の場	左	700
157	夜市川	夜市川	周南市	周南市	夜市	潮	左	100
158	夜市川	夜市川	周南市	周南市	羽島1・2・3丁目		右	100
159	夜市川	夜市川	周南市	周南市		御姫町外	左	800
160	夜市川	の場川	周南市	周南市	夜市	の場	左	800
161	夜市川	の場川	周南市	周南市	夜市	の場	右	600
162	佐波川	島地川	周南市	周南市	米光	平木	左	400
163	佐波川	島地川	周南市	周南市	米光	米光	右	1,100
164	佐波川	島地川	周南市	周南市	和田	梶尾	右	100
165	錦川	錦川	周南市	周南市	鹿野中	柏原	左	500
166	錦川	錦川	周南市	周南市	鹿野中	中津	左	500
167	錦川	錦川	周南市	周南市	鹿野中	中津	右	500
168	錦川	錦川	周南市	周南市	鹿野下	大町	左	200
169	錦川	錦川	周南市	周南市	大潮	大平	左	200
170	錦川	渋川	周南市	周南市	鹿野上	柿木原	左	1,500
171	末武川	末武川	下松市	下松市	末武上	東樋口	右	120
172	末武川	末武川	下松市	下松市	末武上	遊丁	左	30
173	切戸川	切戸川	下松市	下松市	河内	畠田	左	400
174	切戸川	切戸川	下松市	下松市	河内	田中	左	650
175	切戸川	切戸川	下松市	下松市	河内	大河内	右	100
176	切戸川	切戸川	下松市	下松市	河内	中戸原	右	100

予 想 さ れ る 危 険	対 策 水 防 法 工	保 全 対 象 区 域 の 現 況				避 難 場 所		重 要 度
		人	口 戸 数	公 共 施 設	冠 水 面 積 (km ²)	第 一 場 所	第 二 場 所	
堤防高	積土のう	43人	10戸	1	0.3	三輪小学校		B
堤防高	積土のう					三輪小学校		B
堤防高	積土のう	25人	4戸	1	0.3	大和中学校		B
堤防高	積土のう					大和中学校		B
堤防高	積土のう	15人	3戸	3	0.2	塩田小学校		B
堤防高	積土のう					塩田小学校		B
堤防高	積土のう	25人	6戸		0.1	岩田小学校		B
堤防高	積土のう					岩田小学校		B
堤防高	積土のう	51人	10戸		0.06	岩田小学校		B
堤防高	積土のう					岩田小学校		B
堤防高	積土のう	28人	7戸		0.17	東荷小学校		B
堤防高	積土のう					東荷小学校		B
堤防高	積土のう	45人	15戸	1	0.04	三輪小学校		B
堤防高	積土のう					三輪小学校		B
堤防高	積土のう	50人	12戸		0.05	戸田市民センター	戸田小学校	B
堤防高	積土のう	40人	10戸		0.54	戸田市民センター	戸田小学校	B
堤防高	積土のう	40人	10戸		0.14	戸田市民センター	戸田小学校	B
堤防高	積土のう	40人	10戸		0.24	夜市市民センター	夜市小学校	B
堤防高	積土のう	60人	15戸		0.14	夜市市民センター	夜市小学校	B
堤防高	積土のう	40人	10戸		0.14	夜市市民センター	夜市小学校	B
堤防高	積土のう	513人	196戸	3	0.42	福川南小学校		B
堤防高	積土のう	645人	244戸		0.02	福川小学校		B
堤防高	積土のう	50人	15戸		0.24	夜市市民センター	夜市小学校	B
堤防高	積土のう	120人	30戸		0.16	夜市市民センター	夜市小学校	B
堤防高	積土のう	32人	11戸	1	0.25	平木集会所		B
堤防高	積土のう	377人	154戸	1	0.16	和田老人憩いの家・老人作業所	和田市民センター	B
堤防高	積土のう	47人	16戸	2	0.02	和田市民センター		B
堤防高	積土のう	56人	13戸	1	0.15	コアプ ラザ かの	鹿野総合支所	B
堤防高	積土のう	20人	4戸		0.05	鹿野総合支所		B
堤防高	積土のう	4人	1戸		0.01	鹿野総合支所		B
堤防高	積土のう				0.01	コアプ ラザ かの		B
堤防高	積土のう	7人	2戸		0.02	鹿野総合支所	大潮田舎の店	B
堤防高	積土のう	38人	10戸		0.02	鹿野総合支所	コアプ ラザ かの	B
堤防高	積土のう	16人	4戸	1	0.003	花岡公民館	花岡小学校	A
堤防断面	積土のう	20人	5戸	1	0.003	花岡公民館	花岡小学校	A
堤防高	積土のう	30人	8戸	1	0.02	ｽﾎｰﾂ公園体育館		A
堤防高	積土のう	100人	30戸	1	0.028	ｽﾎｰﾂ公園体育館		A
堤防高	積土のう	42人	18戸		0.008	ｽﾎｰﾂ公園体育館		A
堤防高	積土のう	20人	4戸	1	0.003	ｽﾎｰﾂ公園体育館		A

番号	水 系 名	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置			左 岸 右 岸	延 長 (m)
				市	町	大 字 等 字		
177	切戸川	切戸川	下松市	下松市		西柳一丁目	右	100
178	切戸川	切戸川	下松市	下松市		山田	右	100
179	切戸川	切戸川	下松市	下松市		山田	右	100
180	切戸川	切戸川	下松市	下松市		桜町一丁目	右	110
181	玉鶴川	玉鶴川	下松市	下松市		せせらぎ町一丁目	右	110
182	末武川	坂本川	下松市	下松市		末武下	左	110
183	末武川	坂本川	下松市	下松市		末武下	左	160
184	富田川	富田川	周南市	周南市		川崎2丁目	左	300
185	富田川	富田川	周南市	周南市		政所4丁目, 土井2丁目, 川崎1丁目	右	300
186	富田川	富田川	周南市	周南市		道源町、三笹町	右	300
187	富田川	富田川	周南市	周南市		上村	右	200
188	富田川	富田川	周南市	周南市		下上	右	600
189	富田川	神代川	周南市	周南市		土井1丁目	左	400
190	富田川	神代川	周南市	周南市		土井2丁目	右	400
191	島田川	島田川	光市	光市		小周防, 立野, 島田	左	7, 000
192	島田川	島田川	光市	光市		小周防, 立野, 三井	右	7, 000
193	島田川	島田川	周南市	周南市		小松原	左	800
194	島田川	島田川	周南市	周南市		小松原	右	800
195	島田川	島田川	周南市	周南市		小松原	左	800
196	島田川	島田川	周南市	周南市		小松原	右	800
197	島田川	島田川	周南市	周南市		小松原	左	2, 100
198	島田川	島田川	周南市	周南市		小松原	右	
199	島田川	島田川	周南市	周南市		小松原	左	800
200	島田川	島田川	周南市	周南市		小松原	右	
201	島田川	石光川	周南市	周南市		小松原	左	200
202	島田川	中村川	周南市	周南市		呼坂	左	1, 300
203	島田川	中村川	周南市	周南市		呼坂	右	1, 300
204	島田川	中村川	周南市	周南市		奥関屋～呼坂	左	2, 000
205	島田川	中村川	周南市	周南市		奥関屋～呼坂	右	2, 000

予 想 さ れ る 危 険	対 策 水 防 工 法	保 全 対 象 区 域 の 現 況				避 難 場 所		重 要 度
		人	口 戸 数	公 共 施 設	冠 水 面 積 (km ²)	第 一 場 所	第 二 場 所	
堤防高	積土のう	380人	95戸	1	0.05	市民体育館	末武中学校	A
堤防断面	積土のう	15人	4戸		0.015	久保公民館	東陽小学校	A
堤防断面	積土のう	12人	3戸		0.013	久保公民館	東陽小学校	A
堤防高	積土のう	28人	7戸	1	0.007	市民体育館	末武中学校	A
堤防断面	積土のう	120人	30戸	1	0.05	文化会館	下松工業高等学校	A
堤防高	積土のう	32人	8戸	1	0.006	中村総合福祉センター	中村小学校	A
堤防高	積土のう	108人	27戸	1	0.011	中村総合福祉センター	中村小学校	A
堤防高	積土のう	786人	320戸		0.08	富田中学校	新南陽高等学校	A
堤防高	積土のう	781人	271戸		0.13	富田中学校	新南陽高等学校	A
堤防断面	積土のう	478人	201戸		0.21	富田中学校	新南陽高等学校	A
堤防高	積土のう	80人	20戸		0.5	菊川市民センター	菊川小学校	B
堤防高	積土のう	80人	20戸		0.8	菊川市民センター	菊川小学校	B
堤防断面	積土のう	459人	155戸		0.09	富田中学校	ほのぼの会館	A
堤防断面	積土のう					富田中学校	ほのぼの会館	A
堤防高	積土のう	300人	80戸		1.8	周防コミュニティセンター、周防小学校、中島田コミュニティセンター	島田中学校	A
堤防高	積土のう					三井小学校、周防の森ロッジ	周防コミュニティセンター	B
堤防断面	積土のう	100人	25戸		0.16	三丘小学校	東善寺やすらぎの里	A
堤防断面	積土のう					三丘小学校	東善寺やすらぎの里	A
堤防断面	積土のう	72人	18戸		0.16	熊毛北高等学校	ゆめプラザ熊毛	A
堤防断面	積土のう					熊毛北高等学校	ゆめプラザ熊毛	A
堤防断面	積土のう	34人	16戸		0.5	熊毛北高等学校	ゆめプラザ熊毛	A
堤防断面	積土のう					熊毛北高等学校	ゆめプラザ熊毛	A
堤防断面	積土のう	27人	14戸		0.14	三丘小学校	東善寺やすらぎの里	A
堤防断面	積土のう					三丘小学校	東善寺やすらぎの里	A
堤防断面	積土のう	65人	23戸		0.02	熊毛北高等学校		A
堤防高	積土のう	130人	50戸		0.5	勝間市民センター		B
堤防高	積土のう	130人	50戸		0.5	勝間市民センター		B
堤防高	積土のう	210人	65戸		0.3	ゆめプラザ熊毛		B
堤防高	積土のう	210人	65戸		0.3	ゆめプラザ熊毛		B

番号	水 系 名	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置			左 岸 右 岸	延 長 (m)
				市	町	大 字 等 字		
206	島田川	束荷川	光市	光市	立野	宮河内	左	1,000
207	島田川	束荷川	光市	光市	立野	宮河内	右	1,000
208	島田川	中村川	光市	光市	小周防	殿山	左	300
209	島田川	中村川	光市	光市	小周防	殿山	右	300
210	島田川	中村川	周南市	周南市	中村	勝間中村	左	1,200
211	島田川	中村川	周南市	周南市	中村	勝間中村	右	1,200
212	島田川	中村川	周南市	周南市	呼坂～安田	西町～宮河内	右	900
213	島田川	中村川	周南市	周南市	呼坂～安田	西町～宮河内	左	900
214	島田川	東善寺川	周南市	周南市	小松原	東善寺下	左	150
215	島田川	東善寺川	周南市	周南市	小松原	東善寺下	右	200
216	島田川	石光川	周南市	周南市	小松原	中清尾、下清尾	左	500
217	島田川	石光川	周南市	周南市	小松原	下清尾	左	1,400
218	島田川	石光川	周南市	周南市	小松原	下清尾	右	1,900
219	島田川	笠野川	周南市	周南市	大河内	岡垣内～絵下尻	右	800
220	光井川	光井川	光市	光市	光井4丁目		左	750
221	光井川	光井川	光市	光市	光井4丁目		右	720
222	西の河原川	西の河原川	光市	光市	中村町, 浅江 3, 5, 7丁目		左	1,500
223	西の河原川	西の河原川	光市	光市	中村町, 虹ヶ浜 1, 2丁目		右	1,500
224	東川	東川	周南市	周南市		東辻町、二ノ井手	左	100
225	東川	東川	周南市	周南市		東辻町、二ノ井手	右	200
226	西光寺川	西光寺川	周南市	周南市	久米	秋本	左	250
227	西光寺川	西光寺川	周南市	周南市	久米	秋本	右	250
228	西光寺川	西光寺川	周南市	周南市	久米	蔵光	左	2,200
229	西光寺川	西光寺川	周南市	周南市	久米	蔵光	右	2,200
230	錦川	錦川	周南市	周南市	須万	下市	左	1,000
231	錦川	錦川	周南市	周南市	須万	下市	右	1,000
計	94箇所							

エ 防府土木建築事務所

232	佐波川	十七谷川	防府市	防府市	奈美	鈴屋	左	1,000
233	佐波川	十七谷川	防府市	防府市	奈美	鈴屋	右	1,000
234	佐波川	剣川	防府市	防府市	下右田	高井	左	1,700
235	佐波川	剣川	防府市	防府市	下右田	高井	右	300

予 想 さ れ る 危 険	対 策 水 防 工 法	保 全 対 象 区 域 の 現 況				避 難 場 所		重 要 度
		人	口 戸 数	公 共 施 設	冠 水 面 積 (km ²)	第 一 場 所	第 二 場 所	
堤防断面	積土のう	60人	15戸		0.13	周防コミュニティセンター	周防小学校	B
堤防断面	積土のう					周防コミュニティセンター	周防小学校	A
堤防断面	積土のう	60人	15戸		0.03	周防コミュニティセンター、周防の森ロッジ	周防小学校	B
堤防断面	積土のう					周防コミュニティセンター、周防の森ロッジ	周防小学校	B
堤防断面	積土のう	120人	30戸		0.18	勝間小学校	勝間市民センター	B
堤防断面	積土のう					勝間小学校	勝間市民センター	B
堤防断面	積土のう	120人	30戸		0.16	熊毛武道館	ゆめプラザ [※] 熊毛	B
堤防断面	積土のう	100人	25戸		0.16	熊毛武道館	ゆめプラザ [※] 熊毛	B
堤防断面	積土のう	140人	35戸		0.1	三丘小学校	東善寺やすらぎの里	B
堤防断面	積土のう					三丘小学校	東善寺やすらぎの里	B
堤防断面	積土のう	40人	10戸		0.07	高水小学校	高水市民センター	B
堤防断面	積土のう	200人	50戸		0.38	高水小学校	高水市民センター	B
堤防断面	積土のう					高水小学校	高水市民センター	B
堤防断面	積土のう	60人	15戸		0.3	大河内小学校	大河内市民センター	B
堤防断面	積土のう	85人	20戸		0.06	光井コミュニティセンター	光井小学校	B
堤防断面	積土のう					光井コミュニティセンター	光井小学校	B
堤防高	積土のう	900人	250戸		0.41	浅江コミュニティセンター	浅江小学校	A
堤防高	積土のう					浅江コミュニティセンター	浅江小学校	A
堤防断面	積土のう	100人	30戸		0.09	岐山市民センター	岐山小学校	B
堤防断面	積土のう					岐山市民センター	岐山小学校	B
堤防高	積土のう	800人	200戸		0.4	久米市民センター	久米小学校	A
堤防高	積土のう					久米市民センター	久米小学校	A
堤防高	積土のう	400人	100戸		0.3	平井集会所	太華中学校	B
堤防高	積土のう					平井集会所	太華中学校	B
堤防高	積土のう	200人	70戸	2	0.15	須磨小学校	須金市民センター	B
堤防高	積土のう					須磨小学校	須金市民センター	B

堤防断面	積土のう	100人	20戸		0.5	小野小学校	防府サイクリングターミナル	B
堤防断面	積土のう	100人	20戸		0.9	小野小学校	防府サイクリングターミナル	B
堤防断面	積土のう	1,431人	357戸	2	0.9	右田小学校	右田中学校	B
堤防断面	積土のう					右田小学校	右田中学校	B

番号	水系名	河川名	水防管理団体名	位置			左岸 右岸	延長 (m)
				市	町大字等	字		
236	佐波川	横曽根川	防府市	防府市	切畑～台道	西山～岩淵	右	2,500
237	佐波川	横曽根川	防府市	防府市	切畑～台道	西山～岩淵	左	2,500
238	佐波川	坂本川	防府市	防府市	真尾	松尾	左	600
239	佐波川	坂本川	防府市	防府市	真尾	松尾	右	600
240	佐波川	普明寺川	防府市	防府市	真尾	真尾	左	1,220
241	佐波川	普明寺川	防府市	防府市	真尾	真尾	右	1,220
242	佐波川	久兼川	防府市	防府市	久兼	久兼	左	3,140
243	佐波川	久兼川	防府市	防府市	久兼	久兼	右	3,140
244	佐波川	真尾川	防府市	防府市	真尾	一の瀬	左	2,400
245	佐波川	真尾川	防府市	防府市	真尾	一の瀬	右	2,400
246	佐波川	甲久保川	防府市	防府市	佐野	若宮	左	300
247	佐波川	甲久保川	防府市	防府市	佐野	若宮	右	300
248	柳川	柳川	防府市	防府市	牟礼	牟礼	左	1,200
249	柳川	柳川	防府市	防府市	牟礼	牟礼	右	1,200
250	馬刀川	馬刀川	防府市	防府市	今宿	今宿	左	600
251	馬刀川	馬刀川	防府市	防府市	今宿	今宿	右	600
252	新川	新川	防府市	防府市	富海	朝日、戸田山	左	2,700
253	新川	新川	防府市	防府市	富海	朝日、戸田山	右	2,700
計	22箇所							

オ 防府土木建築事務所山口支所

254	佐波川	佐波川	山口市	山口市	徳地	才契	右	500
255	佐波川	佐波川	山口市	山口市	徳地	柚木	左	700
256	佐波川	島地川	山口市	山口市	徳地	上市	左	100
257	佐波川	島地川	山口市	山口市	徳地	島地	右	700
258	佐波川	三谷川	山口市	山口市	徳地	神原	左	700
259	佐波川	二ノ宮川	山口市	山口市	徳地	二の宮	左	500
260	榎野川	榎野川	山口市	山口市	名田島	後西	左	2,800
261	榎野川	榎野川	山口市	山口市	嘉川	干見折	右	1,200
262	榎野川	九田川	山口市	山口市	平井	台	右	800
263	榎野川	木崎川	山口市	山口市	吉敷	佐畑	右	500
264	榎野川	木崎川	山口市	山口市	吉敷	佐畑	左	500

予 想 さ れ る 危 険	対 策 水 防 法	保 全 対 象 区 域 の 現 況				避 難 場 所		重 要 度
		人	戸 数	公 共 施 設	冠 水 面 積 (km ²)	第 一 場 所	第 二 場 所	
堤防断面	積土のう	358人	106戸	1	0.9	大道中学校	大道公民館	B
堤防断面	積土のう					大道小学校	大道公民館	B
堤防断面	積土のう	64人	20戸		0.06	防府サイクリングターミナル		B
堤防断面	積土のう					防府サイクリングターミナル		B
堤防断面	積土のう	325人	81戸		1.2	防府サイクリングターミナル		B
堤防断面	積土のう					防府サイクリングターミナル		B
堤防高	積土のう	130人	60戸		0.4	防府サイクリングターミナル		B
堤防高	積土のう					防府サイクリングターミナル		B
堤防高	積土のう	320人	80戸		0.1	防府サイクリングターミナル		B
堤防高	積土のう					防府サイクリングターミナル		B
堤防高	積土のう	80人	20戸	3	0.2	玉祖小学校	玉祖福祉センター	B
堤防高	積土のう					玉祖小学校	玉祖福祉センター	B
堤防断面	積土のう	1,200人	300戸	3	0.1	牟礼小学校	牟礼南小学校	B
堤防断面	積土のう					牟礼小学校	牟礼南小学校	B
堤防断面	積土のう	2,600人	1,200戸		0.6	国府中学校	牟礼南小学校	B
堤防断面	積土のう					国府中学校	牟礼南小学校	B
堤防断面	積土のう	350人	75戸		0.3	富海小学校	富海公民館	B
堤防断面	積土のう					富海小学校	富海公民館	B

堤防断面	積土のう	67人	15戸					B
堤防断面	積土のう	116人	30戸	2	0.3	徳地地域交流センター 柚野分館	柚野木小学校体育館	B
堤防断面	積土のう	633人	183戸			徳地地域交流センター 島地分館		B
堤防断面	積土のう	360人	85戸	1	0.4	徳地地域交流センター 島地分館		B
堤防断面	積土のう	220人	55戸		0.2	徳地地域交流センター 八坂分館		B
堤防断面	積土のう	100人	20戸	1	0.1			B
堤防断面	杭打、積土 土嚢	870人	230戸	1	3	名田島地域交流センター		A
堤防断面	杭打、積土 土嚢	30人	10戸	1	1	嘉川地域交流センター	嘉川小学校体育館	A
堤防断面	杭打、積土 土嚢	800人	250戸	1	0.2	平川地域交流センター	平川小学校体育館	A
堤防高	積土のう	1,000人	300戸	2	5	吉敷地域交流センター	良城小学校体育館	B
堤防高	積土のう	1,000人	300戸	2	5	吉敷地域交流センター	良城小学校体育館	B

番号	水 系 名	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置			左 岸 右 岸	延 長 (m)
				市	町	大 字 等 字		
265	榎野川	吉敷川	山口市	山口市	矢原	下湯田	左	1,600
266	榎野川	吉敷川	山口市	山口市	矢原	下湯田	右	1,600
267	榎野川	錦川	山口市	山口市	白石		左	500
268	榎野川	油川	山口市	山口市	大殿		左	650
269	榎野川	油川	山口市	山口市	大殿		右	650
270	榎野川	仁保川	山口市	山口市	大内	御堀	左	500
271	榎野川	仁保川	山口市	山口市	大内	御堀	右	500
272	榎野川	仁保川	山口市	山口市	大内	矢田	左	200
273	榎野川	仁保川	山口市	山口市	仁保上郷	大島	左	500
274	榎野川	仁保川	山口市	山口市	仁保上郷	大島	右	800
275	榎野川	仁保川	山口市	山口市	仁保下郷	八王子	右	500
276	榎野川	浅地川	山口市	山口市	仁保下郷	仁保市	左	1,000
277	榎野川	浅地川	山口市	山口市	仁保下郷	仁保市	右	600
278	榎野川	千見折川	山口市	山口市	嘉川	赤坂	左	1,400
279	榎野川	千見折川	山口市	山口市	嘉川	稽古屋	右	1,400
280	南若川	南若川	山口市	山口市	鑄銭司	四辻	左	1,500
281	南若川	南若川	山口市	山口市	鑄銭司	四辻	右	1,500
282	南若川	南若川	山口市	山口市	陶	潟上	左	400
283	南若川	南若川	山口市	山口市	陶	潟上	右	700
284	南若川	金毛川	山口市	山口市	鑄銭司	四辻	右	700
285	南若川	金毛川	山口市	山口市	鑄銭司	四辻	左	700
286	長沢川	長沢川	山口市	山口市	秋穂二島	仁光寺	右	300
287	長沢川	長沢川	山口市	山口市	秋穂二島	東浜沖ノ切	左	300
288	長沢川	長沢川	山口市	山口市	秋穂二島	寺道	右	2,000
289	幸之江川	今津川	山口市	山口市	江崎	東今津	左	300
290	幸之江川	今津川	山口市	山口市	深溝	北ノ江東	右	300
291	榎野川	榎野川	山口市	山口市	小郡	三軒屋	右	1,000

予 想 さ れ る 危 険	対 策 水 防 工 法	保 全 対 象 区 域 の 現 況				避 難 場 所		重 要 度
		人	戸 数	公 共 施 設	冠 水 面 積 (km ²)	第一場所	第二場所	
堤防断面	杭打、積 土 嚢	900人	260戸	1	0.3	大歳地域交流センター		B
堤防断面	杭打、積 土 嚢					大歳地域交流センター		B
堤防高	積土のう	800人	150戸	1	0.2	白石地域交流センター	白石小学校体育館	A
堤防高	積土のう	1,000人	300戸		2	大殿地域交流センター	大殿小学校体育館	要
堤防高	積土のう					大殿地域交流センター	大殿小学校体育館	要
堤防断面	杭打、積 土 嚢	400人	110戸	2	0.3	大内地域交流センター	大内小学校体育館	A
堤防断面	杭打、積 土 嚢					大内地域交流センター	大内小学校体育館	A
堤防断面	杭打、積 土 嚢	250人	70戸		0.1	大内地域交流センター	大内小学校体育館	A
堤防断面	杭打、積 土 嚢	100人	30戸		3	仁保地域交流センター	仁保小学校体育館	B
堤防断面	杭打、積 土 嚢					仁保地域交流センター	仁保小学校体育館	B
堤防断面	杭打、積 土 嚢	100人	30戸		0.5	仁保地域交流センター	仁保小学校体育館	B
堤防断面	杭打、積 土 嚢	200人	50戸	1	1	仁保地域交流センター	仁保小学校体育館	B
堤防断面	杭打、積 土 嚢					仁保地域交流センター	仁保小学校体育館	B
堤防断面	杭打、積 土 嚢	150人	50戸	2	0.2	嘉川地域交流センター	嘉川小学校体育館	A
堤防断面	杭打、積 土 嚢					嘉川地域交流センター	嘉川小学校体育館	A
堤防高	積土のう	150人	40戸		3.3	鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校体育館	B
堤防高	積土のう					鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校体育館	B
堤防高	積土のう	80人	20戸		0.4	陶地域交流センター	陶小学校体育館	A
堤防高	積土のう					陶地域交流センター	陶小学校体育館	A
堤防断面	杭打、積 土 嚢	250人	80戸	1	1	鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校体育館	A
堤防断面	杭打、積 土 嚢					鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校体育館	A
堤防断面	杭打、積 土 嚢	150人	35戸	1	1	二島地域交流センター	二島小学校体育館	B
堤防断面	杭打、積 土 嚢	410人	110戸	1	1.2	二島地域交流センター	二島小学校体育館	B
堤防断面	杭打、積 土 嚢					二島地域交流センター	二島小学校体育館	B
堤防断面	杭打、積 土 嚢	150人	40戸	1	3	嘉川地域交流センター	興進小学校体育館	要
堤防断面	杭打、積 土 嚢					嘉川地域交流センター	興進小学校体育館	要
堤防断面	積土のう	2,700人	771戸	4	2	小郡地域交流センター	小郡保健福祉センター	A

番号	水 系 名	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置			左 岸 右 岸	延 長 (m)
				市	町	大 字 等 字		
292	榎野川	榎野川	山口市	山口市	小郡	新町	左	400
293	榎野川	榎野川	山口市	山口市	小郡	新町	右	500
294	長沢川	長沢川	山口市	山口市	秋穂	黒潟北	左	1,700
295	長沢川	天田川	山口市	山口市	秋穂	天田	左	700
296	長沢川	天田川	山口市	山口市	秋穂	天田	右	700
297	井関川	井関川	山口市	山口市	阿知須	縄田区	左 右	900
298	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東生雲東分	御堂原	左	500
299	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東嘉年下	中村、迫田	左	500
300	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東嘉年下	山用、鍛冶ヶ原	左	500
301	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東嘉年下	山用、鍛冶ヶ原	右	500
302	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東嘉年下	嘉年地向	左	200
303	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東徳佐下	鍛冶ヶ原	右	500
304	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東徳佐下	鍛冶ヶ原	左	300
305	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東徳佐下	大久保	右	300
306	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東徳佐中	坪の内	右	1,000
307	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東徳佐中	下市	左	400
308	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東地福下	荒瀬	左	600
309	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東徳佐下	鍋倉	左	1,000
310	阿武川	市川	山口市	山口市	阿東徳佐中	徳佐中市、上の原	左	1,700
311	阿武川	市川	山口市	山口市	阿東徳佐中	徳佐中市、上の原	右	1,700
312	阿武川	市場川	山口市	山口市	阿東徳佐上	坂手	左	700
313	阿武川	市場川	山口市	山口市	阿東徳佐上	市場	右	700
314	阿武川	不幸寺川	山口市	山口市	阿東徳佐上	亀山	右	900
315	阿武川	谷川	山口市	山口市	阿東生雲西分	本町、相上	左	500
316	阿武川	谷川	山口市	山口市	阿東生雲西分	本町、相上	右	500
317	阿武川	下谷川	山口市	山口市	阿東徳佐下	西村	左	400
318	阿武川	下谷川	山口市	山口市	阿東徳佐下	西村	右	400
319	阿武川	篠目川	山口市	山口市	阿東篠目	親睦、橋本	右	500
320	阿武川	篠目川	山口市	山口市	阿東篠目	上中郷	左	500
321	阿武川	篠目川	山口市	山口市	阿東篠目	上中郷	右	500

予 想 さ れ る 危 険	対 策 水 防 法	保 全 対 象 区 域 の 現 況				避 難 場 所		重 要 度
		人	口 戸 数	公 共 施 設	冠 水 面 積 (km ²)	第 一 場 所	第 二 場 所	
堤防断面	積土のう	350人	102戸	1	0.6	小郡地域交流センター	小郡保健福祉センター	B
堤防断面	積土のう					小郡地域交流センター	小郡保健福祉センター	B
堤防断面	杭打、積土嚢	230人	60戸	1	1	秋穂保健センター	秋穂地域交流センター	B
堤防高	積土のう	500人	150戸	5	1.5	秋穂保健センター	秋穂地域交流センター	B
堤防高	積土のう	500人	150戸	5	1.5	秋穂保健センター	秋穂地域交流センター	B
堤防断面	杭打、積土嚢	1,500人	680戸	2	0.4	阿知須地域交流センター	阿知須健康福祉センター	要
堤防高	積土のう	52人	23戸	3	0.003	阿東地域交流センター 生雲分館	生雲小学校体育館	B
堤防断面	積土のう	6人	2戸		0.02	阿東地域交流センター 嘉年分館		B
堤防断面	積土のう	10人	4戸		0.03	阿東地域交流センター 嘉年分館		B
堤防断面	積土のう					阿東地域交流センター 嘉年分館		B
堤防断面	積土のう	5人	1戸		0.06	阿東地域交流センター 嘉年分館		B
堤防断面	積土のう	6人	3戸			阿東地域交流センター	阿東保健センター	B
堤防断面	積土のう	6人	3戸			阿東地域交流センター	阿東保健センター	B
堤防高	積土のう	10人	5戸			阿東地域交流センター	阿東保健センター	B
堤防断面	積土のう	49人	25戸		0.06	阿東地域交流センター	阿東保健センター	B
堤防高	積土のう	8人	4戸			阿東地域交流センター	阿東保健センター	B
堤防断面	積土のう	20人	10戸		0.03	阿東地域交流センター 地福分館	阿東中学校体育館	B
堤防高	積土のう	49人	17戸	1	0	阿東地域交流センター	阿東保健センター	B
堤防断面	積土のう	235人	101戸	5	0.01	阿東地域交流センター	阿東保健センター	B
堤防断面	積土のう					阿東地域交流センター	阿東保健センター	B
堤防断面	積土のう	73人	29戸		0.045	阿東地域交流センター	阿東保健センター	B
堤防断面	積土のう					阿東地域交流センター	阿東保健センター	B
堤防断面	積土のう	93人	32戸	2	0	阿東地域交流センター	阿東保健センター	B
堤防断面	積土のう	198人	78戸	3	0	阿東地域交流センター 生雲分館	生雲小学校体育館	B
堤防断面	積土のう					阿東地域交流センター 生雲分館	生雲小学校体育館	B
堤防高	積土のう	9人	7戸		0.005	阿東地域交流センター	阿東保健センター	B
堤防高	積土のう					阿東地域交流センター	阿東保健センター	B
堤防断面	積土のう	12人	2戸		0.02	阿東地域交流センター 篠生分館	篠目体育館	B
堤防断面	積土のう	17人	6戸		0.02	阿東地域交流センター 篠生分館	篠目体育館	B
堤防断面	積土のう					阿東地域交流センター 篠生分館	篠目体育館	B

番号	水系名	河川名	水防管理団体名	位置			左岸 右岸	延長 (m)
				市	町	大字等		
322	阿武川	篠目川	山口市	山口市		阿東篠目	細野	500
323	阿武川	篠目川	山口市	山口市		阿東篠目	細野	500
324	阿武川	熊ヶ瀬川	山口市	山口市		阿東地福上	市、岡	700
325	阿武川	熊ヶ瀬川	山口市	山口市		阿東地福上	市、岡	700
326	阿武川	生雲川	山口市	山口市		阿東生雲西分	正地	200
計	73箇所							

力 宇部土木建築事務所

327	厚東川	厚東川	宇部市	宇部市	末信	諏訪ノ下	左	800
328	厚東川	厚東川	宇部市	宇部市	浜田二、三丁目		左	300
329	厚東川	厚東川	宇部市	宇部市	妻崎開作	妻11の割	右	2,500
330	厚東川	厚東川	宇部市	宇部市	小野	二子原	左	6,300
331	厚東川	厚東川	宇部市	宇部市	小野	二子原	右	6,300
332	厚東川	厚東川	宇部市	宇部市	松崎町、岩鼻町		左	250
333	厚東川	厚東川	宇部市	宇部市	中野開作	川手	右	130
334	厚東川	中川	宇部市	宇部市	中野開作	七の割	左	800
335	厚東川	中川	宇部市	宇部市	中野開作	七の割	右	800
336	厚東川	古川	宇部市	宇部市	棚井	道場	左	850
337	厚東川	古川	宇部市	宇部市	棚井	道場	右	850
338	厚東川	大坪川	宇部市	宇部市	吉見	下椿	左	400
339	厚東川	大坪川	宇部市	宇部市	吉見	下椿	右	400
340	厚東川	甲山川	宇部市	宇部市	山中	下市	右	2,000
341	厚東川	善和川	宇部市	宇部市	善和	井手ヶ原	左	700
342	厚東川	善和川	宇部市	宇部市	善和	井手ヶ原	右	750
343	真緒川	真緒川	宇部市	宇部市	川添三丁目		左	200
344	厚東川	梅田川	宇部市	宇部市	妻崎開作	中内浜	左	2,000
345	厚東川	梅田川	宇部市	宇部市	妻崎開作	中内浜	右	1,000
346	厚東川	梅田川	宇部市	宇部市	東須恵	四の平田	左	2,000
347	厚東川	梅田川	宇部市	宇部市	東須恵	四の平田	右	2,000
348	有帆川	有帆川	山陽小野田市	山陽小野田市	有帆	仁保の上	右	2,000
349	有帆川	矢矯川	宇部市	宇部市	矢矯	下矢矯	左	500
350	有帆川	矢矯川	宇部市	宇部市	矢矯	下矢矯	右	500
351	有帆川	山根川	宇部市	宇部市	船木	大野	左	500
352	有帆川	山根川	宇部市	宇部市	船木	大野	右	500
353	厚東川	厚東川	宇部市	宇部市	東吉部	荒滝	右	500
354	厚狭川	厚狭川	山陽小野田市	山陽小野田市	西高泊	後瀧	左	2,250
355	厚狭川	厚狭川	山陽小野田市	山陽小野田市	厚狭	殿町	左	500
356	厚狭川	厚狭川	山陽小野田市	山陽小野田市	厚狭	千町	右	500

予想される 危険	対策水防 工法	保全対象区域の現況				避難場所		重 要 度
		人	口 戸 数	公 共 施 設	冠水面積 (km ²)	第一場所	第二場所	
堤防断面	積土のう	18人	8戸	1	0.02	阿東地域交流センター 篠生分館	篠目体育館	B
堤防断面	積土のう					阿東地域交流センター 篠生分館	篠目体育館	B
堤防断面	積土のう	69人	23戸	4	0.03	阿東地域交流センター 地福分館	阿東中学校体育館	B
堤防断面	積土のう					阿東地域交流センター 地福分館	阿東中学校体育館	B
堤防断面	積土のう					阿東地域交流センター 生雲分館	生雲小学校体育館	B

堤防高	積土のう	50人	10戸	1	0.5	末信自治会集会所	厚東小学校	B
堤防高	積土のう	100人	20戸		0.3	松崎自治会館	宇部フロンティア大学	B
堤防高	積土のう	1,750人	350戸	2	1.6	厚南小学校		B
堤防高	積土のう	48人	16戸		0.5	小野ふれあいセンター	小野小学校	B
堤防高	積土のう					小野ふれあいセンター	小野小学校	B
堤防高	積土のう	300人	90戸		0.02	松崎自治会館	宇部フロンティア大学	B
堤防高	積土のう					厚南小学校		B
堤防高	積土のう	3,950人	800戸	7	0.3	厚南小学校		A
堤防高	積土のう					厚南小学校		A
堤防高	積土のう	240人	80戸		0.5	厚東小学校		B
堤防高	積土のう					厚東小学校		B
堤防高	積土のう	280人	70戸	2	0.3	厚東小学校		要
堤防高	積土のう	280人	70戸	2	0.3	厚東小学校		要
堤防高	積土のう	50人	10戸		0.3	上山中集会所	二俣瀬ふれあいセン ター	B
堤防高	積土のう	100人	20戸		0.2	二俣瀬ふれあいセン ター	天理教厚東分教会	B
堤防高	積土のう					二俣瀬ふれあいセン ター	天理教厚東分教会	B
堤防高	積土のう	1,500人	300戸		0.3	上宇部会館	琴崎八幡宮	B
堤防高	積土のう	360人	120戸	1	0.2	原小学校		A
堤防高	積土のう					原小学校		A
堤防高	積土のう	1,200人	360戸		0.7	厚南小学校		要
堤防高	積土のう					厚南小学校		要
堤防高	積土のう	200人	50戸		0.2	江汐公園管理棟、 小野田高等学校	高千帆小学校	B
堤防高	積土のう	60人	15戸	1	0.6	万倉小学校		B
堤防高	積土のう					万倉小学校		B
堤防高	積土のう	160人	40戸		0.1	船木小学校		B
堤防高	積土のう					船木小学校		B
堤防高	積土のう	60人	20戸		0.6	吉部ふれあいセンター	吉部小学校	A
堤防高	積土のう	760人	200戸		0.6	高泊小学校		B
堤防高	積土のう	60人	16戸		0.15	厚狭地区複合施設		要
堤防高	積土のう	57人	17戸		0.15	厚狭地区複合施設		要

番号	水 系 名	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置			左 岸 右 岸	延 長 (m)
				市	町	大 字 等 字		
357	厚狭川	大正川	山陽小野田市	山陽小野田市	山川	石丸、浴	左	120
358	厚狭川	平原川	山陽小野田市	山陽小野田市	山野井	柏原	左	300
359	厚狭川	平原川	山陽小野田市	山陽小野田市	山野井	柏原	右	300
360	厚狭川	桜川	山陽小野田市	山陽小野田市	山川	久保田	左	500
361	厚狭川	桜川	山陽小野田市	山陽小野田市	山川	久保田	右	500
362	前場川	前場川	山陽小野田市	山陽小野田市	埴生	前場	左	300
363	前場川	前場川	山陽小野田市	山陽小野田市	埴生	前場	右	300
364	前場川	前場川	山陽小野田市	山陽小野田市	埴生	正寺	左	500
365	前場川	前場川	山陽小野田市	山陽小野田市	埴生	正寺	右	500
366	厚狭川	随光川	山陽小野田市	山陽小野田市	厚狭	松ヶ瀬	左	500
367	厚狭川	随光川	山陽小野田市	山陽小野田市	厚狭	松ヶ瀬	右	500
368	厚狭川	厚狭川	山陽小野田市	山陽小野田市	郡	古開作、沖開作	右	2, 210
369	糸根川	糸根川	山陽小野田市	山陽小野田市	埴生	東糸根	左	300
370	糸根川	糸根川	山陽小野田市	山陽小野田市	埴生	西糸根	右	300
371	厚東川	大田川	宇部市	宇部市	小野	牧ヶ原	左	3, 000
372	厚東川	大田川	宇部市	宇部市	小野	牧ヶ原	右	3, 000
373	真締川	真締川	宇部市	宇部市	北琴芝 1 丁目～河口		左	2, 000
374	真締川	真締川	宇部市	宇部市	東小串一丁目～河口		右	1, 700
375	沢波川	沢波川	宇部市	宇部市	西岐波	清水崎	右	200
376	沢波川	沢波川	宇部市	宇部市	西岐波	栗本～河口	左	670
377	沢波川	沢波川	宇部市	宇部市	今村南三丁目～河口		右	820
378	植松川	植松川	宇部市	宇部市	東岐波	大田	右	200
379	厚東川	中山川	宇部市	宇部市	浜田三丁目		左	350
380	厚東川	中山川	宇部市	宇部市	中山	長徳	右	350
381	厚東川	中山川	宇部市	宇部市	中山	内堀	右	350
382	江頭川	江頭川	宇部市	宇部市	今村北一丁目		左	1, 150
383	江頭川	江頭川	宇部市	宇部市	西岐波	中ノ坪	右	1, 150
384	江頭川	江頭川	宇部市	宇部市	床波一丁目～河口		左	80
385	江頭川	江頭川	宇部市	宇部市	西岐波	江頭～河口	右	180
386	五反田川	五反田川	宇部市	宇部市	東岐波	水落～河口	左	90
387	五反田川	五反田川	宇部市	宇部市	東岐波	水落～河口	右	70
388	植松川	植松川	宇部市	宇部市	東岐波	塩田～河口	左	900

予 想 さ れ る 危 険	対 策 水 防 工 法	保 全 対 象 区 域 の 現 況				避 難 場 所		重 要 度
		人	口 戸 数	公 共 施 設	冠 水 面 積 (km ²)	第一場所	第二場所	
堤防高	積土のう	20人	5戸		0.6	厚狭中学校	石丸総合館	要
堤防高	積土のう	20人	5戸		0.6	厚狭中学校	石丸総合館	要
堤防高	積土のう	20人	5戸		0.6	厚狭中学校	石丸総合館	要
堤防高・堤 防断面	積土のう	66人	20戸	1	0.4	厚狭中学校	石丸総合館	要
堤防高・堤 防断面	積土のう					厚狭中学校	石丸総合館	要
堤防高	積土のう	60人	15戸		0.3	埴生地域交流セン ター	埴生小・中学校	要
堤防高	積土のう					埴生地域交流セン ター	埴生小・中学校	要
堤防高	積土のう	36人	13戸		0.1	埴生地域交流セン ター	埴生小・中学校	要
堤防高	積土のう					埴生地域交流セン ター	埴生小・中学校	要
堤防高	積土のう	10人	3戸			川上会館		要
堤防高	積土のう					川上会館		要
堤防断面	積土のう	200人	65戸		1.5	旧厚陽中学校体育 館	西福寺	要
堤防高	積土のう	154人	122戸	0	0.12	埴生地域交流セン ター	埴生小・中学校	A
堤防高	積土のう					埴生地域交流セン ター	埴生小・中学校	A
堤防高	積土のう	530人	180戸		0.4	小野ふれあいセン ター	小野小学校	要
堤防高	積土のう					小野ふれあいセン ター	小野小学校	要
堤防高	積土のう	3,500人	1,000戸	12	1.0	神原ふれあいセン ター	神原小学校	B
堤防高	積土のう					新川ふれあいセン ター	新川小学校	B
堤防高	積土のう	60人	15戸		0.2	川上中学校	川上ふれあいセン ター	要
堤防高	積土のう	1,600人	450戸	6	0.2	西岐波ふれあいセン ター	西岐波小学校	A
堤防高	積土のう					西岐波ふれあいセン ター	西岐波小学校	A
堤防高	積土のう	60人	15戸		0.2	東岐波ふれあいセン ター	岐波自治会館	要
堤防高	積土のう	90人	30戸		0.2	宇部フロンティア大 学	藤山小学校	要
堤防高	積土のう					宇部フロンティア大 学	藤山小学校	要
堤防高	積土のう	80人	30戸		0.01	宇部フロンティア大 学	藤山小学校	要
堤防高	積土のう	320人	100戸		0.1	常盤小学校	西岐波小学校	要
堤防高	積土のう					常盤小学校	西岐波小学校	要
堤防高	積土のう	150人	45戸	1	0.03	西岐波ふれあいセン ター	西岐波小学校	要
堤防高	積土のう					西岐波ふれあいセン ター	西岐波小学校	要
堤防高	積土のう	30人	12戸		0.02	東岐波ふれあいセン ター	東岐波小学校	要
堤防高	積土のう					東岐波ふれあいセン ター	東岐波小学校	要
堤防高	積土のう	250人	90戸		0.2	岐波自治会館	東岐波ふれあいセン ター	要

番号	水系名	河川名	水防管理団体名	位置			左岸 右岸	延長 (m)
				市	町大字等	字		
389	植松川	植松川	宇部市	宇部市	東岐波	高橋～河口	右	900
390	厚東川	厚東川	宇部市	宇部市	瓜生野	小谷	左	1,800
391	厚東川	厚東川	宇部市	宇部市	瓜生野	小谷	右	1,800
392	厚東川	丸田川	宇部市	宇部市	吉見	二ノ出合	左	2,000
393	厚東川	丸田川	宇部市	宇部市	吉見	二ノ出合	右	2,000
394	厚東川	大坪川	宇部市	宇部市	吉見	大坪	左	650
395	厚東川	大坪川	宇部市	宇部市	吉見	大坪	右	650
計	69箇所							

キ 宇部土木建築事務所美祢支所

396	厚東川	青景川	美祢市	美祢市	秋芳町青景	芝尾	左	1,000
397	厚東川	青景川	美祢市	美祢市	秋芳町青景	小野	右	1,000
398	厚東川	湯の上川	美祢市	美祢市	秋芳町別府	湯の上	左	1,000
399	厚東川	湯の上川	美祢市	美祢市	秋芳町別府	湯の上	右	1,000
400	厚東川	厚東川	美祢市	美祢市	秋芳町嘉万		左	3,300
401	厚東川	厚東川	美祢市	美祢市	秋芳町嘉万		右	3,300
402	厚東川	厚東川	美祢市	美祢市	秋芳町嘉万～別府		左	3,900
403	厚東川	厚東川	美祢市	美祢市	秋芳町嘉万～別府		右	3,900
404	厚東川	厚東川	美祢市	美祢市	秋芳町岩永下郷	中下郷	左	1,000
405	厚東川	厚東川	美祢市	美祢市	秋芳町岩永下郷	中下郷	右	1,000
406	厚東川	今山川	美祢市	美祢市	秋芳町嘉万	半田	左	200
407	厚東川	今山川	美祢市	美祢市	秋芳町嘉万	半田	右	200
408	厚東川	泉水川	美祢市	美祢市	秋芳町青景	殿河内	左	900
409	厚東川	泉水川	美祢市	美祢市	秋芳町青景	殿河内	右	900
410	厚東川	芹田川	美祢市	美祢市	秋芳町別府	芹田	左	500
411	厚東川	芹田川	美祢市	美祢市	秋芳町別府	芹田	右	500
412	厚東川	大田代川	美祢市	美祢市	秋芳町岩永下郷	大朝	左	100
413	厚東川	大田代川	美祢市	美祢市	秋芳町岩永下郷	大朝	右	100

予 想 さ れ る 危 険	対 策 水 防 法	保 全 対 象 区 域 の 現 況				避 難 場 所		重 要 度
		人	口 戸 数	公 共 施 設	冠 水 面 積 (km ²)	第 一 場 所	第 二 場 所	
堤防高	積土のう					岐波自治会館	東岐波ふれあいセンター	要
堤防高	積土のう	270人	80戸		1.5	二俣瀬ふれあいセンター	天理教厚東分教会	要
堤防高	積土のう					二俣瀬ふれあいセンター	天理教厚東分教会	要
堤防高	積土のう	90人	30戸		0.2	厚東小学校		要
堤防高	積土のう					厚東小学校		要
堤防高	積土のう	250人	75戸		0.35	厚東小学校		要
堤防高	積土のう					厚東小学校		要

堤防高・堤防断面	積土のう	128人	51戸		0.09	青景園(地域交流ホーム「ふれあいの家」)	秋芳北部総合運動公園	要
堤防高・堤防断面	積土のう					青景園(地域交流ホーム「ふれあいの家」)	秋芳北部総合運動公園	B
堤防高・堤防断面	積土のう	77人	29戸		0.12	別府公民館		B
堤防高・堤防断面	積土のう					別府公民館		B
堤防高・堤防断面	積土のう	379人	163戸	1	0.5	秋芳北部総合運動公園	別府公民館	A
堤防高・堤防断面	積土のう					秋芳北部総合運動公園	別府公民館	A
堤防高・堤防断面	積土のう	198人	76戸	2	0.8	別府公民館	秋芳北部総合運動公園	A
堤防高・堤防断面	積土のう					別府公民館	秋芳北部総合運動公園	A
堤防高・堤防断面	積土のう	38人	12戸		0.4	岩永公民館	下郷体育館(旧下郷小学校)	B
堤防高・堤防断面	積土のう					岩永公民館	下郷体育館(旧下郷小学校)	要
堤防高・堤防断面	積土のう	20人	5戸		0.03	秋芳八代ぬくもりの里交流センター	秋芳北部総合運動公園	要
堤防高・堤防断面	積土のう					秋芳八代ぬくもりの里交流センター	秋芳北部総合運動公園	要
堤防高・堤防断面	積土のう	50人	22戸		0.5	青景園(地域交流ホーム「ふれあいの家」)	秋芳北部総合運動公園	A
堤防高・堤防断面	積土のう					青景園(地域交流ホーム「ふれあいの家」)	秋芳北部総合運動公園	A
堤防高・堤防断面	積土のう	40人	10戸		0.2	別府公民館		要
堤防高・堤防断面	積土のう					別府公民館		要
堤防高・堤防断面	積土のう	16人	4戸		0.02	岩永公民館	下郷体育館(旧下郷小学校)	要
堤防高・堤防断面	積土のう					岩永公民館	下郷体育館(旧下郷小学校)	要

番号	水系名	河川名	水防管理団体名	位置			左岸 右岸	延長 (m)
				市	町大字等	字		
414	厚東川	河原上川	美祢市	美祢市	秋芳町別府	水上	左	600
415	厚東川	河原上川	美祢市	美祢市	秋芳町別府	水上	右	600
416	厚東川	大田川	美祢市	美祢市	美東町大田	正覚友永	左	700
417	厚東川	大田川	美祢市	美祢市	美東町大田	正覚友永	右	700
418	厚東川	大田川	美祢市	美祢市	美東町大田	川上	左	400
419	厚東川	大田川	美祢市	美祢市	美東町大田	大木津	左	500
420	厚東川	長田川	美祢市	美祢市	美東町綾木	薬王寺	左	2,000
421	厚東川	長田川	美祢市	美祢市	美東町綾木		右	2,000
422	三角田川	三角田川	美祢市	美祢市	美東町赤		左	800
423	三角田川	三角田川	美祢市	美祢市	美東町赤		右	800
424	厚狭川	曾根川	美祢市	美祢市	大嶺町曾根		左	400
425	厚狭川	曾根川	美祢市	美祢市	大嶺町曾根		右	400
426	厚狭川	常森川	美祢市	美祢市	大嶺町日永		左	2,000
427	厚狭川	常森川	美祢市	美祢市	大嶺町日永		右	2,000
428	厚狭川	伊佐川	美祢市	美祢市	伊佐町曾原		左	1,800
429	厚狭川	伊佐川	美祢市	美祢市	伊佐町曾原		右	1,800
430	厚狭川	厚狭川	美祢市	美祢市	西厚保町大村		右	100
431	厚狭川	原川	美祢市	美祢市	西厚保町大村		左	100
432	木屋川	三ツ杉川	美祢市	美祢市	豊田前町麻生下		左	1,800
433	木屋川	三ツ杉川	美祢市	美祢市	豊田前町麻生下		右	1,800
434	厚狭川	麦川川	美祢市	美祢市	大嶺町麦川		右	210
435	厚狭川	麦川川	美祢市	美祢市	大嶺町麦川		左	310
436	厚狭川	麦川川	美祢市	美祢市	大嶺町麦川		右	310
437	厚狭川	厚狭川	美祢市	美祢市	東厚保町大向		左	200
438	厚東川	大田川	美祢市	美祢市	美東町真名		左	500
439	厚東川	長田川	美祢市	美祢市	美東町真名		左	700
440	厚東川	長田川	美祢市	美祢市	美東町真名		右	700
計	45箇所							

ク 下関土木建築事務所

441	木屋川	木屋川	下関市	下関市	小月	京泊	右	1,500
442	木屋川	貞恒川	下関市	下関市	吉田	下市	左	4,400

予 想 さ れ る 危 険	対 策 水 防 工	保 全 対 象 区 域 の 現 況				避 難 場 所		重 要 度
		人	戸 数	公 共 施 設	冠 水 面 積 (km ²)	第 一 場 所	第 二 場 所	
堤防高・堤防断面	積土のう	85人	28戸		0.5	別府公民館		要
堤防高・堤防断面	積土のう					別府公民館		要
堤防断面	積土のう	1,191人	467戸	4	1.5	大田公民館	美東小学校	B
堤防断面	積土のう	1,191人	467戸	4	1.5	大田公民館	美東小学校	B
堤防断面	積土のう	47人	23戸		0.1	大田公民館	美東小学校	B
堤防断面	積土のう	59人	25戸	1	0.08	大田公民館	美東小学校	B
堤防断面	積土のう	139人	60戸		0.3	鳳鳴体育館		B
堤防断面	積土のう					綾木ふるさとセンター		B
堤防断面	積土のう	113人	52戸	1	0.1	赤郷交流センター	赤郷体育館	要
堤防断面	積土のう					赤郷交流センター	赤郷体育館	要
堤防断面	積土のう	238人	99戸		0.4	美祢市民会館	美祢青嶺高等学校	B
堤防断面	積土のう					美祢市民会館	美祢青嶺高等学校	B
堤防高・堤防断面	積土のう	160人	71戸		1	大嶺高校記念体育館	大嶺中学校	要
堤防高・堤防断面	積土のう					大嶺高校記念体育館	大嶺中学校	要
堤防高・堤防断面	積土のう	170人	63戸		0.3	伊佐公民館	伊佐小学校	B
堤防高・堤防断面	積土のう					伊佐公民館	伊佐小学校	B
堤防高・堤防断面	積土のう	8人	2戸		0.1	厚保公民館	厚保小学校	B
堤防高・堤防断面	積土のう	8人	2戸		0.1	厚保公民館	厚保小学校	B
堤防高	積土のう	224人	109戸		0.2	豊田前公民館	豊田前保育園(御注連会館)	B
堤防高	積土のう					豊田前公民館	豊田前保育園(御注連会館)	B
堤防高	積土のう	186人	78戸	1	0.12	美祢産業技術センター	麦川小学校	A
堤防高	積土のう					美祢産業技術センター	麦川小学校	A
堤防高	積土のう					美祢産業技術センター	麦川小学校	A
堤防高	積土のう	8人	3戸		0.01	川東コミュニティセンター		A
堤防高・堤防断面	積土のう	78人	29戸		0.3	真長田定住センター		B
堤防高・堤防断面	積土のう					真長田定住センター	旧淳美小学校	B
堤防高・堤防断面	積土のう					真長田定住センター	旧淳美小学校	B

堤防断面	積土のう	650人	150戸	3	0.25	小月小学校		A
堤防断面	積土のう	400人	100戸	1	0.15	木屋川近隣公園	王喜公民館	A

番号	水 系 名	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置			左 岸 右 岸	延 長 (m)
				市	町	大 字 等 字		
443	木屋川	貞恒川	下関市	下関市	吉田	下市	右	4,400
444	木屋川	田部川	下関市	下関市	内日下	河原	左	4,400
445	木屋川	田部川	下関市	下関市	内日下	河原	右	4,000
446	友田川	友田川	下関市	下関市	安岡	江端	左	3,100
447	友田川	友田川	下関市	下関市	蒲生野		右	2,800
448	綾羅木川	綾羅木川	下関市	下関市	小野		左	2,800
449	綾羅木川	綾羅木川	下関市	下関市	小野		右	2,700
450	綾羅木川	砂子多川	下関市	下関市	秋根		左	1,200
451	綾羅木川	砂子多川	下関市	下関市	秋根		右	1,200
452	武久川	武久川	下関市	下関市	幡生	武久	左	2,200
453	武久川	武久川	下関市	下関市	幡生	武久	右	2,200
454	神田川	神田川	下関市	下関市	神田	下免小原	左	2,800
455	神田川	神田川	下関市	下関市	神田	下免小原	右	900
456	神田川	神田川	下関市	下関市	河内	小野	左	800
457	神田川	神田川	下関市	下関市	河内	小野	右	800
458	神田川	員光川	下関市	下関市	員光	湯田中村	左	3,100
459	神田川	員光川	下関市	下関市	員光	湯田中村	右	3,100
460	神田川	伊毛川	下関市	下関市	河内	桑ヶ市	左	600
461	神田川	伊毛川	下関市	下関市	河内	桑ヶ市	右	600
462	浜田川	浜田川	下関市	下関市	小月	小月三区	左	1,800
463	浜田川	浜田川	下関市	下関市	小月	小月三区	右	1,800
464	西田川	西田川	下関市	下関市	吉見下	里	左	900
465	西田川	西田川	下関市	下関市	吉見下	里	右	900
466	永田川	永田川	下関市	下関市	永田本町		左	1,100
467	永田川	永田川	下関市	下関市	永田本町		右	1,000
468	草場川	草場川	下関市	下関市	吉母	東条	左	300
469	草場川	草場川	下関市	下関市	吉母	東条	右	300
470	黒井川	黒井川	下関市	下関市	豊浦町	黒井	右	300
471	黒井川	黒井川	下関市	下関市	豊浦町	黒井	左	800
472	黒井川	黒井川	下関市	下関市	豊浦町	黒井	右	800
473	川棚川	川棚川	下関市	下関市	豊浦町	川棚	左	1,200
474	川棚川	川棚川	下関市	下関市	豊浦町	川棚	右	1,200
475	木屋川	木屋川	下関市	下関市	豊田町	中村	左	1,000
476	木屋川	木屋川	下関市	下関市	豊田町	阿座上	右	1,000
477	木屋川	木屋川	下関市	下関市	豊田町	殿敷	左	4,000
478	木屋川	木屋川	下関市	下関市	豊田町	矢田	右	4,000
479	木屋川	江良川	下関市	下関市	豊田町	手洗	左	500
480	木屋川	江良川	下関市	下関市	豊田町	西長野	右	500

予 想 さ れ る 危 険	対 策 水 防 工 法	保 全 対 象 区 域 の 現 況				避 難 場 所		重 要 度
		人	口 戸 数	公 共 施 設	冠 水 面 積 (km ²)	第 一 場 所	第 二 場 所	
堤防断面	積土のう					木屋川近隣公園	王喜公民館	A
堤防断面	積土のう	320人	80戸	2	0.6	内日公民館	うつい小中学校	A
堤防断面	積土のう					内日公民館	うつい小中学校	A
堤防断面	積土のう	3,000人	800戸	2	1.4	下関工科高等学校		A
堤防断面	積土のう					安岡小学校	安岡中学校	A
堤防高・堤防断面	積土のう	80人	20戸	3	0.2	小野上方公会堂	勝山公民館	A
堤防高・堤防断面	積土のう					小野上方公会堂	勝山公民館	A
堤防高	積土のう	650人	150戸	2	0.25	勝山公民館	勝山小学校	A
堤防高	積土のう					勝山公民館	勝山小学校	A
堤防高	積土のう	1,200人	300戸	2	0.1	北部公民館	生野小学校	A
堤防高	積土のう	1,200人	300戸	2	0.1	北部公民館	生野小学校	A
堤防高	積土のう	700人	170戸	4	1.3	清末公民館	清末小学校	B
堤防高	積土のう					王司公民館		B
堤防高	積土のう	120人	24戸	2	0.28	清末公民館	清末小学校	A
堤防高	積土のう					王司公民館		A
堤防高	積土のう	95人	20戸	1	0.28	王司公民館		A
堤防高	積土のう					王司公民館		A
堤防高	積土のう	60人	19戸	1	0.1	清末公民館	清末小学校	A
堤防高	積土のう					王司公民館		A
堤防高	積土のう	800人	200戸	2	0.1	小月小学校		A
堤防高	積土のう					小月小学校		A
堤防高	積土のう	800人	200戸	3	0.1	吉見公民館	吉見小学校	B
堤防高	積土のう					吉見公民館	吉見小学校	B
堤防高	積土のう	400人	100戸	1	0.15	吉見公民館	吉見小学校	B
堤防高	積土のう	180人	60戸		0.1	吉見公民館	吉見小学校	B
堤防高・堤防断面	積土のう	100人	30戸	1	0.2	吉母公民館	吉母小学校	B
堤防高・堤防断面	積土のう					吉母公民館	吉母小学校	B
堤防高	積土のう	1,300人	250戸	2	0.5	誠意小学校	豊洋中学校	A
堤防高・堤防断面	積土のう	120人	30戸	1	0.5	誠意小学校	豊洋中学校	A
堤防高・堤防断面	積土のう					誠意小学校	豊洋中学校	A
堤防高	積土のう	130人	32戸	2	0.1	川棚公民館	川棚温泉交流センター	A
堤防高	積土のう					川棚公民館	川棚温泉交流センター	A
堤防断面	積土のう	120人	30戸	2	1	山口農業高等学校 西市分校		B
堤防断面	積土のう					豊田総合支所	豊田生涯学習センター	B
堤防高・堤防断面	積土のう	1,000人	250戸	9	1.5	山口農業高等学校 西市分校		B
堤防高・堤防断面	積土のう					豊田総合支所	豊田生涯学習センター	B
堤防断面	積土のう	100人	2戸		0.6	豊田総合支所	豊田生涯学習センター	B
堤防断面	積土のう					豊田総合支所	豊田生涯学習センター	B

番号	水 系 名	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置			左 岸 右 岸	延 長 (m)
				市	町	大 字 等 字		
481	木屋川	山田川	下関市	下関市	豊田町	殿敷	左	300
482	木屋川	山田川	下関市	下関市	豊田町	矢田	右	300
483	木屋川	稲見川	下関市	下関市	豊田町	稲見	左	3,000
484	木屋川	稲見川	下関市	下関市	豊田町	稲見	右	3,000
485	木屋川	木屋川	下関市	下関市	菊川町	下保木	左	500
486	木屋川	木屋川	下関市	下関市	菊川町	上大野	右	900
487	木屋川	真菰川	下関市	下関市	菊川町	下岡枝	左	200
488	木屋川	田部川	下関市	下関市	菊川町	日新	左	1,600
489	木屋川	田部川	下関市	下関市	菊川町	日新	右	2,500
490	木屋川	願王寺川	下関市	下関市	菊川町	田部	左	600
491	木屋川	願王寺川	下関市	下関市	菊川町	田部	右	600
492	木屋川	願王寺川	下関市	下関市	菊川町	上田部	右	1,200
493	木屋川	願王寺川	下関市	下関市	菊川町	上田部	左	1,200
494	木屋川	貴飯川	下関市	下関市	菊川町	貴飯	左	1,500
495	木屋川	貴飯川	下関市	下関市	菊川町	貴飯	右	1,500
496	木屋川	久野川	下関市	下関市	菊川町	久野	左	1,000
497	木屋川	久野川	下関市	下関市	菊川町	久野	右	1,000
498	木屋川	歌野川	下関市	下関市	菊川町	下岡枝	左	500
499	木屋川	歌野川	下関市	下関市	菊川町	下岡枝	右	500
500	木屋川	歌野川	下関市	下関市	菊川町	上岡枝	左	2,500
501	木屋川	歌野川	下関市	下関市	菊川町	上岡枝	右	2,500
502	木屋川	出ノ口川	下関市	下関市	菊川町	日新	左	500
503	木屋川	出ノ口川	下関市	下関市	菊川町	日新	右	500
504	栗野川	栗野川	下関市	下関市	豊田町	殿居	左	500
505	栗野川	栗野川	下関市	下関市	豊田町	浮石	左	500
506	栗野川	栗野川	下関市	下関市	豊田町	荒木	右	500
507	栗野川	栗野川	下関市	下関市	豊田町	八道	左	500
508	栗野川	栗野川	下関市	下関市	豊田町	八道	右	500
509	栗野川	杓路子川	下関市	下関市	豊田町	杓路子	左	8,000
510	栗野川	杓路子川	下関市	下関市	豊田町	杓路子	右	8,000
511	栗野川	宇内川	下関市	下関市	豊田町	宇内	左	3,000
512	栗野川	宇内川	下関市	下関市	豊田町	宇内	右	3,000
513	栗野川	呉ヶ畑川	下関市	下関市	豊田町	八道	左	1,000
514	栗野川	呉ヶ畑川	下関市	下関市	豊田町	八道	右	1,000
515	栗野川	佐野川	下関市	下関市	豊田町	佐野	左	500
516	栗野川	佐野川	下関市	下関市	豊田町	佐野	右	500
517	栗野川	栗野川	下関市	下関市	豊北町	栗野	左	4,500
518	栗野川	栗野川	下関市	下関市	豊北町	栗野	右	4,500

予想される 危険	対策水防 工法	保全対象区域の現況				避難場所		重 要 度
		人	口 戸 数	公 共 施 設	冠水面積 (km ²)	第一場所	第二場所	
堤防断面	積土のう	90人	20戸	2	1	豊田総合支所	山口農業高等学校 西市分校	B
堤防断面	積土のう					豊田生涯学習センター	山口農業高等学校 西市分校	B
堤防高	積土のう	100人	30戸		0.7	豊田中公民館		B
堤防高	積土のう					豊田中公民館		B
堤防断面	積土のう	15人	3戸		0.1	菊川総合支所	豊東小学校	B
堤防断面	積土のう	50人	15戸		0.6	菊川総合支所	豊東小学校	B
堤防高	積土のう	18人	6戸		3.2	菊川総合支所	菊川ふれあい会館	B
堤防断面	積土のう	60人	20戸		0.2	菊川総合支所	檜崎公民館	A
堤防断面	積土のう	70人	22戸		0.5	菊川総合支所	檜崎公民館	A
堤防断面	積土のう	15人	4戸		0.1	菊川総合支所	菊川ふれあい会館	B
堤防断面	積土のう	250人	100戸		0.1	菊川総合支所	菊川ふれあい会館	B
堤防断面	積土のう	25人	7戸		0.3	菊川総合支所	菊川ふれあい会館	A
堤防断面	積土のう	20人	6戸		0	菊川総合支所	菊川ふれあい会館	A
堤防断面	積土のう	15人	5戸		0.2	菊川総合支所	檜崎公民館	B
堤防断面	積土のう	30人	10戸		0.2	菊川総合支所	檜崎公民館	B
堤防断面	積土のう	10人	3戸		0.1	菊川総合支所	檜崎公民館	B
堤防断面	積土のう	12人	4戸		0.4	菊川総合支所	檜崎公民館	B
堤防断面	積土のう	10人	3戸		0.1	菊川総合支所	菊川ふれあい会館	B
堤防断面	積土のう	15人	4戸		0.1	菊川総合支所	菊川ふれあい会館	B
堤防断面	積土のう	20人	5戸		0.5	菊川総合支所	菊川ふれあい会館	B
堤防断面	積土のう	20人	4戸		1	菊川総合支所	菊川ふれあい会館	B
堤防断面	積土のう	5人	2戸		0.1	菊川総合支所	檜崎公民館	B
堤防断面	積土のう	7人	3戸		0.1	菊川総合支所	檜崎公民館	B
堤防高・堤 防断面	積土のう	50人	10戸		0.5	豊田農業公園		B
堤防高	積土のう	12人	3戸		0.5	豊田農業公園		B
堤防高	積土のう					とのい夢夢ハウス	殿居公民館	要
堤防高	積土のう	30人	8戸		0.5	豊田中公民館		B
堤防高	積土のう					豊田中公民館		B
堤防高	積土のう	70人	20戸		1	とのい夢夢ハウス		B
堤防高	積土のう					とのい夢夢ハウス	豊田農業公園	B
堤防高	積土のう	90人	30戸		0.5	豊田中公民館		B
堤防高	積土のう					豊田中公民館	豊田農村勤労福祉セ ンター	B
堤防高	積土のう	20人	7戸		0.5	豊田中公民館	豊田農業公園	要
堤防高	積土のう					豊田中公民館	豊田農業公園	要
堤防高	積土のう	15人	4戸		1	とのい夢夢ハウス	殿居公民館	B
堤防高	積土のう					とのい夢夢ハウス	殿居公民館	B
堤防高	積土のう	360人	90戸		0.8	豊北総合支所	滝部公民館	A
堤防高	積土のう					豊北総合支所	滝部公民館	A

番号	水系名	河川名	水防管理団体名	位置			左岸 右岸	延長 (m)
				市	町	大字等 字		
519	栗野川	大田川	下関市	下関市	豊北町	田耕、北宇賀	左	3,000
520	栗野川	大田川	下関市	下関市	豊北町	田耕、北宇賀	右	3,000
521	栗野川	一ノ俣川	下関市	下関市	豊田町	浮石	左	100
522	栗野川	一ノ俣川	下関市	下関市	豊田町	荒木	右	200
523	沖田川	沖田川	下関市	下関市	豊北町	阿川	左	1,400
524	沖田川	沖田川	下関市	下関市	豊北町	阿川	右	1,400
525	沖田川	立目川	下関市	下関市	豊北町	阿川	左	400
526	沖田川	立目川	下関市	下関市	豊北町	阿川	右	400
527	荒田川	荒田川	下関市	下関市	豊北町	神田特牛	左	500
528	荒田川	荒田川	下関市	下関市	豊北町	神田特牛	右	500
529	栗野川	滑川	下関市	下関市	豊北町	滝部	右	3,500
530	栗野川	滑川	下関市	下関市	豊北町	滝部	左	3,500
531	栗野川	神出川	下関市	下関市	豊北町	滝部	左	800
計	91箇所							

ケ 長門土木建築事務所

532	深川川	深川川	長門市	長門市	深川湯本		左	620
533	深川川	深川川	長門市	長門市	深川湯本		右	620
534	深川川	大寧寺川	長門市	長門市	深川湯本		左	470
535	深川川	大寧寺川	長門市	長門市	深川湯本		右	470
536	木屋川	木屋川	長門市	長門市	俵山	湯町	左	750
537	木屋川	木屋川	長門市	長門市	俵山	湯町	右	750
538	三隅川	三隅川	長門市	長門市	三隅中	上東方	右	600
539	三隅川	三隅川	長門市	長門市	三隅中	土手	左	700
540	三隅川	三隅川	長門市	長門市	三隅中	市	右	740
541	三隅川	三隅川	長門市	長門市	三隅中	下中小野	右	400
542	三隅川	三隅川	長門市	長門市	三隅下	向山	右	260
543	三隅川	三隅川	長門市	長門市	三隅下	豊原	左	370
544	三隅川	三隅川	長門市	長門市	三隅上	宗頭	右	250
545	掛淵川	掛淵川	長門市	長門市	油谷蔵小田、油谷河原		左	1,000
546	掛淵川	掛淵川	長門市	長門市	油谷蔵小田、油谷河原		右	1,000
547	掛淵川	掛淵川	長門市	長門市	日置中	国広	左	600
548	掛淵川	掛淵川	長門市	長門市	日置中	国広	右	700
549	掛淵川	堀江川	長門市	長門市	油谷新別名		右	500

予 想 さ れ る 危 険	対 策 水 防 法	保 全 対 象 区 域 の 現 況				避 難 場 所		重 要 度
		人	口 戸 数	公 共 施 設	冠 水 面 積 (km ²)	第 一 場 所	第 二 場 所	
堤防高	積土のう	120人	30戸		0.4	田耕農林漁家婦人活動促進センター	豊北総合支所	B
堤防高	積土のう					田耕農林漁家婦人活動促進センター	豊北総合支所	B
堤防高	積土のう	4人	1戸		0.2	とのい夢夢ハウス	豊田農村勤労福祉センター	B
堤防高	積土のう	20人	5戸		0.4	とのい夢夢ハウス	殿居公民館	B
堤防高	積土のう	120人	30戸		0.5	阿川公民館	旧阿川小学校	B
堤防高	積土のう					阿川公民館	旧阿川小学校	B
堤防高	積土のう	100人	30戸		0.2	阿川公民館	旧阿川小学校	B
堤防高	積土のう					阿川公民館	旧阿川小学校	B
堤防高	積土のう	60人	16戸		0.2	豊北生涯学習センター		B
堤防高	積土のう					豊北生涯学習センター		B
堤防高	積土のう	600人	150戸		1.1	滝部公民館	豊北小学校	B
堤防高	積土のう					滝部公民館	豊北小学校	B
堤防高	積土のう	80人	20戸		1	滝部公民館	豊北小学校	B

堤防断面	積土囊, 木流	450人	100戸		0.04	長門農業者トレーニングセンター	向陽小学校	B
堤防断面	積土囊, 木流					長門農業者トレーニングセンター	向陽小学校	B
堤防断面	積土のう	150人	36戸		0.01	長門農業者トレーニングセンター	向陽小学校	B
堤防断面	積土のう					長門農業者トレーニングセンター	向陽小学校	B
堤防断面	積土のう	300人	76戸		0.05	俵山湯の家	俵山多目的交流広場（管理棟、クラブハウス）	A
堤防断面	積土のう					俵山湯の家	俵山多目的交流広場（管理棟、クラブハウス）	A
堤防高	積土のう	45人	10戸	1	0.1	野波瀬三世代交流館		B
堤防高	積土のう	750人	177戸	4	0.3	湯免ふれあいセンター		A
堤防高	積土のう					湯免ふれあいセンター		A
堤防高	積土のう	100人	26戸		0.8	湯免ふれあいセンター		B
ゲート不良	積土のう	12人	3戸	1	0.02	野波瀬三世代交流センター		B
ゲート不良	積土のう	12人	3戸		0.01	浅田小学校		B
漏水	積土のう	12人	104戸	3	0.06	湯免ふれあいセンター		A
堤防高	積土のう	600人	170戸	3	0.8	蔵小田交流館		B
堤防高	積土のう	600人	170戸	3	0.8	蔵小田交流館		A
堤防高	積土のう	27人	7戸	1	0.2	あけぼの園		B
堤防高	積土のう					あけぼの園		B
堤防高	積土のう	360人	100戸	5	0.04	油谷小学校	フットボールゆや	B

番号	水 系 名	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置			左 岸 右 岸	延 長 (m)
				市	町	大 字 等 字		
550	掛淵川	久富川	長門市	長門市		油谷久富	左	700
551	掛淵川	久富川	長門市	長門市		油谷久富	右	700
552	掛淵川	大坊川	長門市	長門市		油谷河原	左	1,000
553	掛淵川	阿惣川	長門市	長門市		油谷河原	左	120
554	掛淵川	阿惣川	長門市	長門市		油谷河原	右	500
555	泉川	泉川	長門市	長門市		油谷伊上	伊上浦	左 1,000
556	泉川	泉川	長門市	長門市		油谷伊上	伊上浦	右 1,000
計	25箇所							

コ 萩土木建築事務所

557	阿武川	阿武川	萩市	萩市	椿東	新川	右	300
558	阿武川	阿武川	萩市	萩市	椿東	中津江～長野	右	900
559	阿武川	阿武川	萩市	萩市	椿東	目代	右	500
560	阿武川	明木川	萩市	萩市	川上	京床	右	500
561	阿武川	立野川	萩市	萩市	川上	立野	左	700
562	阿武川	阿武川	萩市	萩市	川上	灰福～舟戸	右	1,000
563	阿武川	遠谷川	萩市	萩市	川上	筏場～遠谷洗谷口	左	3,000
564	阿武川	遠谷川	萩市	萩市	川上	筏場～遠谷洗谷口	右	3,000
565	阿武川	橋本川	萩市	萩市	河添		右	2,800
566	阿武川	橋本川	萩市	萩市	堀内		右	600
567	阿武川	大屋川	萩市	萩市	椿	河内～濁渕	左 右	4,000
568	三見川	三見川	萩市	萩市	三見	三見浦	左	100
569	三見川	三見川	萩市	萩市	三見	三見浦	右	100
570	阿武川	玉江川	萩市	萩市	山田		左	1,600
571	阿武川	玉江川	萩市	萩市	山田	田中	左	300
572	阿武川	惣田川	萩市	萩市	明木	阿武瀬	右	150
573	大井川	大井川	萩市	萩市	大井	門前～坂本	左	500
574	大井川	大井川	萩市	萩市	大井	門前～坂本	右	300
575	大井川	大井川	萩市	萩市	大井	瀉之熊	右	300
576	大井川	猪之熊川	萩市	萩市	大井	神過～八重作り	左	300
577	大井川	猪之熊川	萩市	萩市	大井	神過～八重作り	右	200
578	大井川	大井川	萩市	萩市	紫福	小西見	右	200
579	大井川	福井川	萩市	萩市	福井下	榎屋	左	2,400
580	大井川	福井川	萩市	萩市	福井下	榎屋	右	2,400
581	大井川	堀越川	萩市	萩市	紫福	堀越	左	500
582	大井川	堀越川	萩市	萩市	紫福	堀越	右	500
583	大井川	桜川	萩市	萩市	福井下	堀割	左	200
584	大井川	桜川	萩市	萩市	福井下	堀割	右	100

予想される 危険	対策水防 工法	保全対象区域の現況				避難場所		重 要 度
		人	口戸 数	公 共 施 設	冠水面積 (km ²)	第一場所	第二場所	
堤防高	積土のう	520人	150戸	4	0.5	油谷保健福祉センター	うぼーるゆや	B
堤防高	積土のう	520人	150戸	4	0.5	油谷保健福祉センター	うぼーるゆや	B
堤防高	積土のう	720人	200戸	5	0.5	油谷小学校	うぼーるゆや	B
堤防高	積土のう	100人	30戸		0.2	油谷小学校	うぼーるゆや	B
堤防高	積土のう					油谷小学校	うぼーるゆや	B
堤防高	積土のう	100人	30戸	5	0.6	旧伊上小学校		B
堤防高	積土のう					旧伊上小学校		B

堤防高	積土のう	162人	38戸		0.04	椿東小学校	松陰神社集会所	B
堤防高	積土のう	120人	30戸		0.06	萩東中学校		B
堤防高	積土のう	20人	5戸		0.05	萩東中学校		B
堤防高	積土のう	4人	5戸		0.01	川上公民館		B
堤防高	積土のう	17人	8戸		0.2	立野集会所		B
堤防高	積土のう	76人	27戸	9	0.04	川上公民館		B
堤防高	積土のう	85人	41戸		0.1	川上公民館		B
堤防高	積土のう					川上公民館		B
堤防高	積土のう	164人	80戸		0.03	萩商工高等学校		B
堤防高	積土のう	60人	15戸		0.2	萩高等学校、萩西中学校		B
堤防高	積土のう	1,866人	683戸	1	0.04	萩市民体育館	椿西小学校	A
堤防高	積土のう	80人	20戸		0.02	三見小・中学校	萩市三見出張所	B
堤防高	積土のう	24人	8戸		0.01	山口県漁協三見支店	萩市三見出張所	B
堤防高	積土のう	480人	120戸		0.04	玉江ふれあいセンター		B
堤防高	積土のう	24人	8戸		0.01	玉江ふれあいセンター		B
堤防高	積土のう		1戸		0.08	マルチメディアセンター		B
堤防高	積土のう	120人	30戸		0.1	大井中学校		A
堤防高	積土のう					大井中学校		A
堤防断面	積土のう	12人	4戸		0.5	萩市大井出張所		A
堤防高	積土のう	24人	6戸		0.06	大井公民館		A
堤防高	積土のう					大井公民館		A
堤防高	積土のう	86人	20戸	1	0.02	萩市福栄農業担い手育成センター		B
堤防高	積土のう	35人	12戸		0.3	萩市福栄コミュニティセンター	福栄中学校	B
堤防高	積土のう					萩市福栄コミュニティセンター	福栄中学校	B
堤防高	積土のう	21人	8戸		0.1	萩市福栄農業担い手育成センター		B
堤防高	積土のう					萩市福栄農業担い手育成センター		B
堤防高	積土のう	44人	20戸		0.1	萩市福栄コミュニティセンター	福栄中学校	B
堤防高	積土のう					萩市福栄コミュニティセンター	福栄中学校	B

番号	水 系 名	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置			左 岸 右 岸	延 長 (m)
				市	町	大 字 等 字		
585	田万川	田万川	萩市	萩市	上田万	中組・大久保・八幡	右	400
586	田万川	田万川	萩市	萩市	上小川東分	神田	左	1,200
587	田万川	田万川	萩市	萩市	上小川東分	神田	右	1,200
588	田万川	田万川	萩市	萩市	下小川	本郷	右	1,700
589	田万川	松崎川	萩市	萩市	下田万	松崎	左	200
590	田万川	大山田川	萩市	萩市	下小川	小島	左	800
591	田万川	大山田川	萩市	萩市	下小川	小島	右	800
592	田万川	丸山川	萩市	萩市	上田万	丸山	左	1,500
593	田万川	丸山川	萩市	萩市	上田万	丸山	右	1,500
594	田万川	稗田川	萩市	萩市	下田万	稗田	左	500
595	田万川	稗田川	萩市	萩市	下田万	稗田	右	500
596	田万川	原中川	萩市	萩市	中小川	三明	左	500
597	田万川	原中川	萩市	萩市	中小川	三明	右	500
598	江津川	江津川	萩市	萩市	江崎	江津	左	750
599	須佐川	須佐川	萩市	萩市	須佐	松原～浦西	左	1,700
600	須佐川	須佐川	萩市	萩市	須佐	松原～浦西	右	1,700
601	津田川	津田川	萩市	萩市	須佐	水海橋～河口	左	500
602	津田川	津田川	萩市	萩市	須佐	跨線橋～河口	右	700
603	田万川	田万川	萩市	萩市	弥富	大田～峠	左	1,200
604	田万川	田万川	萩市	萩市	弥富	市～峠	右	800
605	まてかた川	まてかた川	萩市	萩市	まてかた	須佐	左	600
606	郷川	郷川	阿武町	阿武郡阿武町	奈古	井手ノ原～河口	左	3,800
607	郷川	郷川	阿武町	阿武郡阿武町	奈古	下ノ原～河口	右	5,300
608	阿武川	蔵目喜川	萩市	萩市	吉部下	三戸原	左	2,500
609	阿武川	蔵目喜川	萩市	萩市	吉部下	志和田	右	1,800
610	阿武川	蔵目喜川	萩市	萩市	吉部上	行沢	左	450
611	阿武川	蔵目喜川	萩市	萩市	吉部上	行沢	右	450
612	阿武川	蔵目喜川	萩市	萩市	高佐下	川尻	左	1,600
613	阿武川	蔵目喜川	萩市	萩市	高佐下	鳴滝	右	1,600
614	阿武川	蔵目喜川	萩市	萩市	高佐上	川平	左	800
615	阿武川	蔵目喜川	萩市	萩市	高佐上	領家	右	800

予想される 危険	対策水防 工法	保全対象区域の現況				避難場所		重 要 度
		人	口 戸 数	公 共 施 設	冠水面積 (km ²)	第一場所	第二場所	
堤防高	積土のう	145人	58戸	1	0.2	上田万生活改善センター		A
堤防断面	積土のう	64人	30戸		0.4	萩市小川交流センター		A
堤防断面	積土のう					萩市小川交流センター		A
堤防断面	積土のう	64人	25戸		0.2	下小川ふれあいセンター		A
堤防断面	積土のう	68人	25戸		0.04	上田万生活改善センター		A
堤防高	積土のう	85人	44戸		0.02	下小川ふれあいセンター		A
堤防高	積土のう					下小川ふれあいセンター		A
堤防高	積土のう	32人	13戸		0.01	上田万生活改善センター		B
堤防高	積土のう					上田万生活改善センター		B
堤防高	積土のう	60人	23戸		0.02	萩市田万川コミュニティセンター		A
堤防高	積土のう					萩市田万川コミュニティセンター		A
堤防断面	積土のう	60人	22戸	3	0.03	萩市小川交流センター		A
堤防断面	積土のう					萩市小川交流センター		A
堤防断面	積土のう	127人	57戸	1	0.08	江崎漁村センター		B
堤防断面	積土のう	851人	361戸	5	0.3	須佐中学校、須佐公民館		B
堤防断面	積土のう							B
堤防断面	積土のう	162人	59戸		0.02	須佐中学校、須佐公民館		A
堤防断面	積土のう							A
堤防断面	積土のう	69人	23戸	3	0.12	弥富交流促進センター、鈴野川健康増進施設		B
堤防断面	積土のう							B
堤防断面	積土のう	5人	3戸		0.03	須佐中学校、須佐公民館		A
堤防断面	積土のう	235人	106戸	6	3.1	阿武町町民センター		A
堤防断面	積土のう					阿武町町民センター		A
堤防断面	積土のう	60人	23戸	2	0.25	萩市むつみ農村環境改善センター		B
堤防断面	積土のう					萩市むつみ農村環境改善センター		B
堤防高	積土のう	185人	119戸	5	0.1	萩市むつみ農村環境改善センター		B
堤防高	積土のう					萩市むつみ農村環境改善センター		B
堤防高	積土のう	108人	51戸	1	0.1	萩市むつみコミュニティセンター		B
堤防高	積土のう					高佐下ふれあいセンター		B
堤防断面	積土のう	45人	22戸	2	0.1	萩市むつみコミュニティセンター		B
堤防断面	積土のう					萩市むつみコミュニティセンター		B

番号	水 系 名	河 川 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置			左 岸 右 岸	延 長 (m)
				市	町	大 字 等 字		
616	阿武川	蔵目喜川	萩市	萩市	片俣	中橋	左	800
617	阿武川	蔵目喜川	萩市	萩市	片俣	中橋	右	800
618	阿武川	蔵目喜川	萩市	萩市	吉部上	砂川	左	600
619	田万川	田万川	萩市	萩市	上田万～下田万	中組～下郷	左 右	4,500
620	田万川	田万川	萩市	萩市	上田万	上組	左 右	1,800
621	田万川	田万川	萩市	萩市	中小川～下小川	小川14、15、22～24区	左 右	2,700
622	田万川	田万川	萩市	萩市	弥富下	弥富7区～9区	左 右	4,500
623	田万川	原中川	萩市	萩市	上小川西分	小川4、5区	左 右	3,000
624	田万川	大江後川	萩市	萩市	上小川西分	小川10区	左 右	1,700
625	須佐川	須佐川	萩市	萩市	須佐	中畑	左 右	1,200
626	須佐川	唐津川	萩市	萩市	須佐	中畑	左 右	800
627	阿武川	蔵目喜川	萩市	萩市	吉部下	野田～志和田	左 右	3,500
628	江津川	江津川	萩市	萩市	須佐～下田万	上三原～須佐地	左 右	2,800
計	72箇所							
総計	628箇所							

予 想 さ れ る 危 険	対 策 水 防 工 法	保 全 対 象 区 域 の 現 況				避 難 場 所		重 要 度
		人	口 戸 数	公 共 施 設	冠 水 面 積 (km ²)	第一場所	第二場所	
堤防断面	積土のう	6人	3戸	1	0.1	片俣集会所		B
堤防断面	積土のう					片俣集会所		B
堤防断面	積土のう	1人	1戸		0.1	B & G 海洋センター		B
堤防高	積土のう	383人	176戸	3	2.7	上田万生活改善センター 萩市田万川コミュニティセンター		A
堤防高	積土のう	13人	6戸		1.08	上田万生活改善センター		A
堤防高	積土のう	193人	87戸	1	1.62	萩市小川交流センター 下小川ふれあいセンター		A
堤防高	積土のう	200人	94戸	4	2.7	弥富交流促進センター		A
堤防高	積土のう	157人	71戸	1	1.8	萩市小川交流センター		A
堤防高	積土のう	55人	25戸		1.02	田万川農村婦人の家		A
堤防高	積土のう	10人	5戸		0.72	松原公民館		A
堤防高	積土のう	12人	6戸		0.48	松原公民館		A
堤防高	積土のう	296人	140戸	3	2.1	萩市むつみ農村環境改善センター		A
堤防高	積土のう	103人	50戸		1.68	須佐三原農事集会所 萩田万川コミュニティセンター		B

2 海岸関係

(1) 国土交通省 水管理・国土保全局所管

ア 柳井土木建築事務所

番号	海岸名	水防管理団体名	位置			延長 (m)
			市	町	大字等 字	
1	津海木	周防大島町	大島郡周防大島町	戸田	葉山83～今朝日574-2	250
2	瀬戸	周防大島町	大島郡周防大島町	小松	若宮1648～筆の内57-3	1,365
3	横見	周防大島町	大島郡周防大島町	横見	丸灰794-1～丸田23	260
4	日見	周防大島町	大島郡周防大島町	日見	浜1372-1～八戸205-8	230
5	出井	周防大島町	大島郡周防大島町	出井	滝の山950-3～追通南28	822
6	馬ヶ原	周防大島町	大島郡周防大島町	油宇	国友東1707-4～板ノ越2225-1	436
7	片添ヶ浜	周防大島町	大島郡周防大島町	平野	草田下309～下草1179	1,200
8	森野	周防大島町	大島郡周防大島町	平野	湯田248～東盛989-3	370
9	小伊保田	周防大島町	大島郡周防大島町	伊保田	中ヶ脇2285-6～角脇2866-1	410
10	大崎	周防大島町	大島郡周防大島町	久賀	風無421-1～鼻繰15-2	1,650
11	戸田	周防大島町	大島郡周防大島町	戸田	赤石585-2～脇田1920-3	800
12	白井田	上関町	熊毛郡上関町	長島	白井田	200
計	12箇所					

イ 市町管理

13	王喜沖地区	下関市	下関市	白崎二丁目	983
14	清末沖地区	下関市	下関市	清末東町六丁目ほか	1,353
15	宇部・長府沖地区	下関市	下関市	乃木浜二丁目ほか	16,169
16	長府外浦地区	下関市	下関市	長府宮崎町ほか	808
17	浜浦地区	下関市	下関市	長府外浦町ほか	2,061
18	前田地区	下関市	下関市	前田一丁目ほか	728
19	みもすそ川地区	下関市	下関市	前田二丁目ほか	1,474
20	壇之浦地区	下関市	下関市	壇之浦町ほか	393
計	8箇所				

ウ 周南土木建築事務所

21	五軒屋	光市	光市	室積	室積90-2	50
計	1箇所					

エ 防府土木建築事務所山口支所

22	昭和開作	山口市	山口市	名田島	昭和開作	800
23	二島	山口市	山口市	秋穂二島	二島	2,450
24	浦辺	山口市	山口市	嘉川・江崎	干見折～浦辺	2,670
計	3箇所					

予想される危険	対策水防工	保全対象区域の現況				避難場所	
		人口	戸数	公 共 施設数	冠水面積 (km ²)	第一場所	第二場所
高潮	積土のう	240人	60戸	1	0.02	背後高地	
深掘れ	立竈	50人	14戸		0.01	大多麻根神社	
高潮	積土のう	60人	19戸	1	0.03	背後高地	
高潮	積土のう	80人	26戸	1	0.05	背後高地	
高潮	積土のう	152人	53戸	1	0.03	背後高地	
高潮	積土のう	69人	31戸		0.05	背後高地	
高潮	積土のう	9人	2戸	5	0.1	背後高地	
高潮	積土のう	175人	86戸	5	0.03	背後高地	
高潮	積土のう	186人	31戸	1	0.04	背後高地	
高潮	積土のう	4人	1戸		0.01	背後高地	
高潮	積土のう	190人	76戸	3	0.05	沖浦農村環境改善センター	
高潮	積土のう	90人	60戸	4	1.9	旧白井田小学校	

高潮	積土のう					小月小学校	東部中学校
高潮	積土のう					清末公民館	東部中学校
高潮	積土のう					王司小学校	豊浦小学校
高潮	積土のう					豊浦小学校	長府中学校
高潮	積土のう					すみれ保育園	養治小学校
高潮	積土のう					すみれ保育園	養治小学校
高潮	積土のう					すみれ保育園	養治小学校
高潮	積土のう					養治小学校	社会福祉センター

高潮	積土のう	80人	20戸		0.01	伊保木コミュニティセンター	

高潮	積土のう	495人	176戸	5	0.25		
高潮	積土のう	120人	30戸		1	二島地域交流センター	二島小学校体育館
高潮	積土のう	85人	23戸		0.22	嘉川地域交流センター	興進小学校体育館

番 号	海 岸 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置			延 長 (m)
			市	町	大 字 等 字	

オ 宇部土木建築事務所

25	郡・津布田	山陽小野田市	山陽小野田市	埴生	中市～串	1,890
26	焼野	山陽小野田市	山陽小野田市	焼野		650
計	2箇所					

カ 下関土木建築事務所

27	本郷	下関市	下関市	豊浦町宇賀	本郷	1,315
28	八ヶ浜	下関市	下関市	豊浦町黒井	八ヶ浜	1,273
29	松谷	下関市	下関市	豊浦町川棚	塩田	1,245
30	木屋川沖	下関市	下関市	小月	荒啓作	700
31	木屋川沖	下関市	下関市	宇津井	中の刈	700
32	土井ヶ浜	下関市	下関市	豊北町神田上	岡林	1,221
計	6箇所					

キ 長門土木建築事務所

33	黄波戸	長門市	長門市	日置上	峠後	637
34	只の浜	長門市	長門市	西深川	東菰池	1,280
35	大浜	長門市	長門市	油谷	川尻	1,116
計	3箇所					

ク 宇部市

36	高尾	宇部市	宇部市	東岐波	高尾	267
37	永ヶ久保	宇部市	宇部市	東岐波	永ヶ久保	220
計	2箇所					

(2) 国土交通省 港湾局所管

ア 柳井土木建築事務所

38	田布施	田布施町	熊毛郡田布施町	麻郷	戎ヶ下3613-1～鶴屋3037-1	3,250
39	平生	平生町	熊毛郡平生町	曾根	西水揚234～二ノ榊亀山屋442	2,010
40	伊保庄	柳井市	柳井市	伊保庄	濱添3695～黒嶋1527-1	620
41	宮本	柳井市	柳井市	柳井	宮本開作中ノ割1750-2～宮本塩濱1582-4	950
42	柳井	柳井市	柳井市	柳井	三本松7848-82～稲積12-5	870
43	久賀	周防大島町	大島郡周防大島町	久賀	西脇東7259-2～竜頭下4750	1,600
44	小松	周防大島町	大島郡周防大島町	小松	平原1491-9～磯崎1556-1	440
45	小松	周防大島町	大島郡周防大島町	小松開作	仲良田1030-4～唐樋24-15	460
46	沖浦	周防大島町	大島郡周防大島町	家房	家房崎325-3～横山2467-1	1,210
47	沖浦	周防大島町	大島郡周防大島町	秋	沢田17-3～江頭315-1	1,200
48	東安下庄	周防大島町	大島郡周防大島町	東安下庄	亀島1865～森上1465-16	1,400

予想される危険	対策水防工	保全対象区域の現況				避難場所	
		人口	戸数	公共施設数	冠水面積(km ²)	第一場所	第二場所

高潮	積土のう	378人	169戸	3	0.3	旧津布田小学校	埴生地域交流センター
高潮	積土のう	243人	79戸	2	0.09	本山小学校	本山地域交流センター

高潮	積土のう	200人	50戸	2	0.3	宇賀小学校	
高潮	積土のう	40人	10戸	1	0.4	豊洋中学校	誠意小学校
高潮	積土のう	374人	98戸		0.47	夢が丘スポーツセンター	夢が丘中学校
高潮	積土のう	250人	70戸		0.41	小月小学校	
高潮	積土のう	320人	100戸		0.22	王喜小学校	
深掘れ	立籠	120人	73戸	1	1.95	神玉公民館	豊北生涯学習センター

高潮	積土のう	146人	38戸	1	0.02	神田小学校	
高潮	積土のう	24人	6戸		0.11	中央公民館	
高潮	積土のう	32人	11戸			川尻漁村センター	

高潮	積土のう		7戸		0.06	丸尾自治会	東岐波ふれあいセンター
高潮	積土のう		10戸		0.08	丸尾自治会	東岐波ふれあいセンター

高潮	積土のう	2,400人	800戸	5	0.42	麻郷公民館	麻郷小学校
高潮	積土のう	410人	130戸	1	0.39	曾根地域交流センター	平生中学校
高潮	積土のう	175人	85戸		0.03	柳井商工高校	
高潮	積土のう	650人	310戸	0	0.19	柳東文化会館	柳東小学校
高潮	積土のう	180人	90戸	1	0.15	柳東文化会館	柳東小学校
浸食・高潮	積土のう	2,450人	800戸	4	0.35	久賀総合センター	久賀ふるさと館
高潮	積土のう	1,758人	586戸	3	1.1	大島商船体育館	
高潮	積土のう	982人	328戸	1	0.63	明新小学校	大島文化センター
高潮	積土のう	175人	43戸	1	0.09	大島看護専門学校	
高潮	積土のう	257人	65戸	1	0.16	背後高地	
高潮	積土のう	1,080人	270戸	3	0.05	安下庄中学校	安下庄小学校

番 号	海 岸 名	水 防 管 理 団 体	位 置			延 長 (m)
			市	町	大 字 等 字	
49	東安下庄	周防大島町	大島郡周防大島町	東安下庄	甲の山1468-1～小浦下1153-1	2,700
50	伊保田	周防大島町	大島郡周防大島町	伊保田	東脇1083～院中二2214-1	1,870
計	13箇所					

イ 周南港湾管理事務所

51	徳山	周南市	周南市	築港2492-1～那智2272-5	950
52	浅江	光市	光市	浅江7丁目4番地～虹ヶ浜3丁目1番地4	1,500
計	2箇所				

ウ 防府土木建築事務所

53	三田尻	防府市	防府市	岸津2丁目4196番20～4508番3	320
54	中関	防府市	防府市	三田尻2丁目28番1～鐘紡町338番14	370
55	中関	防府市	防府市	大字浜方字古浜127番11～138番2	340
56	中関	防府市	防府市	大字浜方字大浜四ノ榎608番7～608番25	280
計	4箇所				

エ 防府土木建築事務所山口支所

57	長浜	山口市	山口市	秋穂二島	新橋	1,010
58	南前	山口市	山口市	秋穂二島	惣在所	1,470
59	小島	山口市	山口市	秋穂二島	二島	1,085
60	幸崎	山口市	山口市	秋穂二島	幸崎	309
61	相原	山口市	山口市	江崎	相原	83
62	深溝	山口市	山口市	深溝	北ノ江	650
63	新地	山口市	山口市	佐山	新地	1,856
64	岩屋	山口市	山口市	秋穂二島	岩屋	443
65	美濃が浜海岸	山口市	山口市	秋穂二島	岩屋	2,163
66	阿知須	山口市	山口市	阿知須	遠石	3,520
計	10箇所					

オ 宇部港湾管理事務所

67	東見初	宇部市	宇部市	沖宇部	沖の山	5,541
68	八王子	宇部市	宇部市	沖宇部	八王子町～亀浦	4,000
69	西沖の山 その1	宇部市	宇部市	西沖の山		1,000
70	郡	山陽小野田市	山陽小野田市	郡	沖開作	1,100
71	波雁ヶ浜	宇部市	宇部市	東岐波	岐波	1,500
計	5箇所					

カ 下関土木建築事務所

72	特牛	下関市	下関市	豊北町神田	特牛	400
----	----	-----	-----	-------	----	-----

予想される危険	対策水防工	保全対象区域の現況				避難場所	
		人口	戸数	公共施設数	冠水面積(km ²)	第一場所	第二場所
高潮	積土のう	1,994人	580戸	1	0.37	背後高地	
高潮	積土のう	240人	177戸	3	1.16	油田小学校	

高潮	積土のう	760人	190戸	1	0.36	徳山駅	周南市役所
高潮	積土のう	3,585人	1,244戸		1.1	浅江コミュニティセンター	浅江小学校

高潮	積土のう	39,000人	16,000戸	92	31	国府中学校	牟礼南小学校
高潮	積土のう					華浦公民館	防府高校
高潮	積土のう					陸上競技場	新田小学校
高潮	積土のう					中関公民館	中関小学校

高潮	積土のう	650人	170戸	3	0.1	二島地域交流センター	二島小学校体育館
高潮	積土のう	90人	30戸		0.9	二島地域交流センター	二島小学校体育館
高潮	積土のう	120人	30戸		0.62	二島地域交流センター	二島小学校体育館
高潮	積土のう	40人	10戸		1	二島地域交流センター	二島小学校体育館
高潮	積土のう	50人	15戸		0.05	嘉川地域交流センター	興進小学校体育館
高潮	積土のう	200人	50戸	1	0.7	嘉川地域交流センター	興進小学校体育館
高潮	積土のう	54人	21戸		0.8	佐山地域交流センター	佐山小学校体育館
高潮	積土のう					二島地域交流センター	二島小学校体育館
高潮	積土のう	40人	10戸		0.1	二島地域交流センター	二島小学校体育館
高潮	積土のう					阿知須地域交流センター	

高潮	積土のう	618人	247戸	1	0.12	岬ふれあいセンター・岬小学校	
高潮	積土のう	618人	247戸	1	0.17	岬ふれあいセンター・岬小学校	
高潮	積土のう	20人	1戸		0.23	原ふれあいセンター	原小学校
高潮	積土のう	1,300人	390戸		1.44	旧厚陽中学校体育館	
高潮	積土のう	2,500人	550戸		0.8	東岐波ふれあいセンター	岐波自治会館

高潮	積土のう	516人	220戸	5	0.06	豊北生涯学習センター	
----	------	------	------	---	------	------------	--

番 号	海 岸 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置			延 長 (m)
			市	町	大 字 等 字	
計	1箇所					

キ 山口市（市管理）

73	美濃ヶ浜	山口市	山口市	秋穂二島	岩屋	1,360
74	岩屋	山口市	山口市	秋穂二島	岩屋	620
75	花香	山口市	山口市	秋穂	花香南～屋戸	2,530
76	黒潟	山口市	山口市	秋穂	黒潟	500
77	青江	山口市	山口市	秋穂	青江	510
計	5箇所					

予想される危険	対策水防工法	保全対象区域の現況				避難場所	
		人口	戸数	公共施設数	冠水面積(km ²)	第一場所	第二場所

高潮	積土のう	90人	22戸	2	0.38	二島地域交流センター	二島小学校体育館
高潮	積土のう	19人	8戸	0	0.01	二島地域交流センター	二島小学校体育館
高潮	積土のう	800人	300戸	1	0.8	秋穂保健センター	
高潮	積土のう	25人	10戸		0.01	秋穂保健センター	
高潮	積土のう	900人	300戸	1	1.2	秋穂保健センター	

番 号	海 岸 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置			延 長 (m)
			市	町	大 字 等 字	

(3) 農林水産省農村振興局所管

ア 山口農林水産事務所

78	大江	山口市	山口市	秋穂二島	幸崎	1,530
79	昭和開作	山口市	山口市	名田島	昭和開作	400
80	北の江	山口市	山口市	深溝	北ノ江	1,434
81	北之江相原	山口市	山口市	江崎	相原	1,820
82	西浦	防府市	防府市	西浦		3,036
83	台道	防府市	防府市	台道		3,805
計	6箇所					

イ 美祿農林水産事務所

84	松屋埴生	下関市、山陽小野田市	下関市 山陽小野田市	工領開作埴生		3,499
85	厚狹中	山陽小野田市	山陽小野田市	西高泊		2,350
計	2箇所					

ウ 岩国農林水産事務所

86	尾津	岩国市	岩国市	尾津		200
計	1箇所					

エ 長門農林水産事務所

87	青海島	長門市	長門市	仙崎	水海浜土手	1,190
計	1箇所					

(4) 水産庁所管

ア 県管理

88	仙崎	長門市	長門市	仙崎	祇園町～白潟	1,304
89	江崎	萩市	萩市	江崎		530
計	2箇所					

イ 市町管理

90	端島	岩国市	岩国市	柱島	端島	1,081
91	和田	周防大島町	周防大島町	内入		1,165
92	森野	周防大島町	周防大島町	和佐		930
93	白木	周防大島町	周防大島町	西方、外入	船越	1,706
94	三蒲	周防大島町	周防大島町	東三蒲、西三蒲	赤松前～平床	3,581
95	安下庄	周防大島町	周防大島町	東安下庄	亀島～森下	1,400
96	志佐	周防大島町	周防大島町	志佐	脇～塩田	939

予想される危険	対策水防工	保全対象区域の現況				避難場所	
		人口	戸数	公共施設数	冠水面積(km ²)	第一場所	第二場所

高潮	積土のう	40人	10戸		1	二島地域交流センター	二島小学校体育館
高潮	積土のう	495人	176戸	5	0.25		
高潮	積土のう	200人	50戸	1	0.7	嘉川地域交流センター	興進小学校体育館
高潮	積土のう	93人	30戸		0.41	嘉川地域交流センター	興進小学校体育館
高潮	積土のう	4,086人	908戸		4.2	西浦小学校	華西中学校
高潮	積土のう	1,700人	370戸		4.1	大道小学校	大道公民館

高潮	積土のう	125人	33戸	1	1	王喜小学校、埴生小・中学校	
高潮	積土のう	235人	45戸		1.3	高泊小学校	高千帆小学校

高潮	積土のう	6,200人	1,360戸		2.36	愛宕小学校	高水高校

浸水	積土のう				0.12	青海島体育館	

高潮	積土のう	874人	308戸		0.25	仙崎中学校	
高潮	積土のう	114人	86戸	1	0.02	田万川コミュニティセンター	

高潮	積土のう	24人	20戸	2	0.06	端島小学校	端島集会所
高潮	積土のう	75人	38戸		0.09	内入農村公園	内入公民館
高潮	積土のう	223人	112戸		0.09	旧開導小学校	
高潮	積土のう	342人	151戸	1	0.18	城山小学校	船越公民館、白木多目的利用施設
高潮	積土のう	681人	325戸		0.19	三蒲小学校	西の郷・浜老人憩いの家、蒲野農村環境改善センター、畑公会堂、小平老人憩いの家
高潮	積土のう	1,080人	270戸	3	0.05	安下庄中学校	安下庄小学校
高潮	積土のう	247人	122戸		0.05	志佐老人憩いの家	

番 号	海 岸 名	水 防 管 理 団 体 名	位 置			延 長 (m)
			市	町	大 字 等 字	
97	伊保庄	柳井市	柳井市	伊保庄	浜～大段	440
98	尾津	田布施町	熊毛郡田布施町	別府	尾津東～尾津西	1,252
99	佐賀	平生町	平生町	佐賀	伊保木～東魚見	1,209
100	光	光市	光市	室積	室積松原～光井2丁目	2,770
101	尻川	山口市	山口市	秋穂東	尻川	1,006
102	大海	山口市	山口市	秋穂東	先大河内～石崎	5,859
103	小古郷	山口市	山口市	阿知須	沖ノ原	357
104	山口	山口市	山口市	秋穂二島	長浜	2,353
105	相原	山口市	山口市	江崎	相原	456
106	秋穂	山口市	山口市	秋穂東	南横浜～屋戸	3,013
107	中道	山口市	山口市	秋穂東	中道	2,414
108	遠石	山口市	山口市	阿知須	遠石	537
109	宇部岬	宇部市	宇部市	明神町二丁目～八王子町		760
110	床波	宇部市	宇部市	西岐波	黒崎～前ヶ沢	2,984
111	丸尾	宇部市	宇部市	東岐波	大須賀～丸尾	1,242
112	刈屋	山陽小野田市	山陽小野田市	小野田	刈屋中村	300
113	埴生	山陽小野田市	山陽小野田市	埴生	西浜崎	168
114	吉母	下関市	下関市	吉母		670
115	室津下	下関市	下関市	豊浦町室津下		266
116	川棚	下関市	下関市	豊浦町川棚		123
117	小串	下関市	下関市	豊浦町小串	石堂	121
118	宇賀	下関市	下関市	豊浦町宇賀		1,000
119	宇田郷	阿武町	阿武町	宇田、惣郷		188
計	30箇所					

総 計	119箇所					
-----	-------	--	--	--	--	--

予想される危険	対策水防工法	保全対象区域の現況				避難場所	
		人口	戸数	公共施設数	冠水面積(km ²)	第一場所	第二場所
高潮	積土のう	93人	45戸		0.08	柳井商工高校	
高潮	積土のう	180人	86戸	8	0.08	田布施南地域防災センター	麻里府保育園
高潮	積土のう	503人	249戸		0.29	佐賀地域交流センター	佐賀小学校
高潮・浸食	積土のう	518人	140戸	1	0.18	室積コミュニティセンター・光市総合福祉センター・光井コミュニティセンター	室積中学校・光井中学校
高潮	積土のう	150人	60戸		0.1	秋穂保健センター	
高潮	積土のう	1,000人	250戸	7	1.2	秋穂保健センター	
高潮	積土のう	40人	10戸		0.1	阿知須地域交流センター	阿知須健康福祉センター
高潮	積土のう	500人	200戸	2	0.5	二島地域交流センター	二島小学校体育館
高潮	積土のう	70人	28戸	1	0.1	嘉川地域交流センター	興進小学校体育館
高潮	積土のう	1,000人	250戸	3	1	秋穂保健センター	
高潮	積土のう	50人	20戸		0.5	秋穂保健センター	
高潮	積土のう	0人	0戸	2	0.1	阿知須地域交流センター	阿知須健康福祉センター
高潮	積土のう	469人	229戸		0.17	岬ふれあいセンター・岬小学校	
高潮	積土のう	840人	360戸	5	0.47	西岐波ふれあいセンター	西岐波小学校
高潮	積土のう	95人	43戸		0.1	丸尾自治会館	東岐波ふれあいセンター
高潮	積土のう	90人	30戸	1	0.017	竜王中学校	
高潮	積土のう	215人	82戸	1	0.01	埴生地域交流センター	埴生小・中学校
高潮	積土のう	75人	30戸		0.05	吉母公民館	吉母小学校
高潮	積土のう	224人	95戸	0	0.018	室津公民館	室津小学校
高潮	積土のう	0人	0戸	0	0.005	川棚公民館	川棚小学校
高潮	積土のう	1,060人	29戸	1	0.086	夢が丘中学校	夢が丘スポーツセンター
高潮	積土のう	135人	73戸	1	0.1	宇賀児童館	双葉保育園
高潮	積土のう	90人	39戸		0.011	ふれあいセンター	

--	--	--	--	--	--	--	--

R 7 危険ため池一覧表

ため池 コード	整理 番号	た め 池 名	所 在 地	管 理 所 (水産) 事務	水防管理 団体名	ため池規模			予想される危 険
						堤 高 (m)	堤 長 (m)	貯 水 量 (m3)	
353250007	1	小 祖 生 畑	岩 国 市 周 東 町 祖 生	岩 国	岩 国 市	11.5	100.0	15,000	堤 体 決 壊
353290015	2	小 田 た め 池	岩 国 市 美 和 町 洪 前	岩 国	岩 国 市	8.0	78.5	3,400	堤 体 決 壊
353220002	3	西 城	岩 国 市 由 宇 町 神 東 1052	岩 国	岩 国 市	2.3	54.0	400	堤 体 決 壊
352120116	4	藤 の 木	柳 井 市 伊 陸 字 池 ノ 奥 6229 番 外 9 筆	柳 井	柳 井 市	7.9	38.5	12,000	堤 体 決 壊
352120055	5	大 原 た め 池	柳 井 市 日 積 字 松 尾 4694 番 1	柳 井	柳 井 市	7.8	45.5	7,800	堤 体 決 壊
352120075	6	寺 の 下	柳 井 市 伊 陸 字 立 徳 12454 番 2	柳 井	柳 井 市	3.7	17.0	2,000	堤 体 決 壊
352120127	7	惣 田 ケ 浴	柳 井 市 柳 井 字 惣 田 ケ 浴 2341 番	柳 井	柳 井 市	5.0	35.0	1,100	堤 体 決 壊
352120068	8	池本(河内池)	柳 井 市 伊 陸 字 原 之 中 3075 番	柳 井	柳 井 市	3.7	48.0	1,000	堤 体 決 壊
352120114	9	杉岡(杉原)	柳 井 市 伊 陸 字 宇 杉 原 6325 番	柳 井	柳 井 市	2.5	30.0	200	堤 体 決 壊
352120208	10	炭 焼	柳 井 市 伊 保 庄 字 炭 焼 5155 番	柳 井	柳 井 市	3.2	19.0	300	堤 体 決 壊
352120299	11	福 生 田	柳 井 市 阿 月 字 福 生 田 2037 番	柳 井	柳 井 市	2.9	39.0	1,400	堤 体 決 壊
353020257	12	中 山	周 防 大 島 町 大 字 戸 田 字 中 山 1309 番	柳 井	周 防 大 島 町	3.4	34.0	600	堤 体 決 壊
353030141	13	牛 丸 木 の 池	周 防 大 島 町 大 字 西 方 字 牛 丸 木 下 37 番	柳 井	周 防 大 島 町	2.2	27.0	600	堤 体 決 壊
353430002	14	上 段	田 布 施 町 大 字 大 波 野 字 崩 田 1633-1	柳 井	田 布 施 町	12.1	78.7	56,500	堤 体 決 壊
353440044	15	神 出	平 生 町 大 字 大 野 北 字 神 出 636 番	柳 井	平 生 町	3.7	50.0	1,000	堤 体 決 壊
352070030	16	大 蔵	下 松 市 大 字 来 巻	周 南	下 松 市	6.0	48.0	6,000	堤 体 決 壊
352070055	17	藤 次 ケ 迫	下 松 市 大 字 生 野 屋	周 南	下 松 市	5.5	50.4	1,800	堤 体 決 壊
352070011	18	出 合	下 松 市 大 字 河 内	周 南	下 松 市	6.1	35.0	3,100	堤 体 決 壊
352100108	19	宮 ノ 尾 1 号	光 市 大 字 島 田	周 南	光 市	10.3	92.0	23,100	堤 体 決 壊
353450021	20	兼 近 上 堤	周 南 市 大 字 小 松 原	周 南	周 南 市	4.2	27.0	900	堤 体 決 壊
353450137	21	葦 ケ 本 (1)	周 南 市 大 字 呼 坂	周 南	周 南 市	2.5	47.0	2,100	堤 体 決 壊
352050057	22	小 田 原	周 南 市 大 字 金 峰	周 南	周 南 市	15.0	63.0	120,000	堤 体 決 壊
352030279	23	西 ノ 浴 新 堤	山 口 市 鑄 銭 司	山 口	山 口 市	6.4	45.0	5,000	堤 体 決 壊
352030828	24	鳶 ケ 栖	山 口 市 仁 保 中 郷	山 口	山 口 市	8.5	36.0	15,800	堤 体 決 壊
352030994	25	船 木 堤	山 口 市 江 崎	山 口	山 口 市	10.1	127.9	38,500	堤 体 決 壊
352030246	26	八 伏	山 口 市 鑄 銭 司	山 口	山 口 市	8.2	132.2	33,700	堤 体 決 壊
352030963	27	亀 池	山 口 市 江 崎	山 口	山 口 市	9.0	39.0	18,100	堤 体 決 壊
352030466	28	小 堤	山 口 市 吉 田	山 口	山 口 市	3.8	61.0	2,800	堤 体 決 壊
355040211	29	下 小 谷	山 口 市 阿 東 蔵 目 喜	山 口	山 口 市	1.9	30.0	200	堤 体 決 壊
352030428	30	酒 尾	山 口 市 黒 川	山 口	山 口 市	4.1	68.0	2,400	堤 体 決 壊
355040209	31	藤 管 田	山 口 市 阿 東 蔵 目 喜	山 口	山 口 市	2.6	25.0	1,000	堤 体 決 壊

対 策 水 防 法	保全対象区域の現況				避 難 場 所	
	人	口 戸	公 施 設 共 数	冠水面積 (ha)	第一場所	第二場所
積又土はのう 又 は 切 開	60人	17戸	1	32.7	祖生公民館	そお小学校
積又土はのう 又 は 切 開	21人	6戸	2	9.8	美和西部ふれあいセンター	
積又土はのう 又 は 切 開	16人	7戸	0	9.8	神東農村婦人の家	
積又土はのう 又 は 切 開	8人	2戸	2	24.1	伊陸公民館	伊陸地区体育館 ・ゲラウンド
積又土はのう 又 は 切 開	15人	5戸	0	6.8	ふれあいどころ437	日積公民館
積又土はのう 又 は 切 開	0人	0戸	1	4.4	伊陸公民館	伊陸地区体育館 ・ゲラウンド
積又土はのう 又 は 切 開	624人	208戸	2	23.5	柳東小学校	柳井市文化福祉会館
積又土はのう 又 は 切 開	2人	1戸	3	2.5	伊陸公民館	伊陸地区体育館 ・ゲラウンド
積又土はのう 又 は 切 開	2人	1戸	2	5.8	伊陸公民館	伊陸地区体育館 ・ゲラウンド
積又土はのう 又 は 切 開	15人	8戸	3	6.6	柳井商工高校	伊保庄北文化会館
積又土はのう 又 は 切 開	63人	35戸	7	11.8	阿月公民館	阿月地区体育館 ・ゲラウンド
積又土はのう 又 は 切 開	38人	22戸	2	12.6	沖浦農村環境改善センター	
積又土はのう 又 は 切 開	7人	4戸	2	5.4	下田一の宮会館	
積又土はのう 又 は 切 開	18人	12戸	2	13.2	大波野中央会館	
積又土はのう 又 は 切 開	18人	9戸	1	1.8	大野地域交流センター	
積又土はのう 又 は 切 開	36人	16戸	1	11.2	久保公民館	東陽小学校
積又土はのう 又 は 切 開	27人	12戸	0	14.9	花岡公民館	下松スポーツ公園体育館
積又土はのう 又 は 切 開	45人	20戸	0	9.7	久保公民館	下松スポーツ公園体育館
積又土はのう 又 は 切 開	150人	50戸	1	14.0	島田コミュニティセンター	地域づくり支援センター
積又土はのう 又 は 切 開	2人	1戸	1	0.1	ゆめプラザ熊毛	熊毛中学校
積又土はのう 又 は 切 開	9人	2戸	1	3.0	サンウィング熊毛	勝間ふれあいセンター
積又土はのう 又 は 切 開	0人	0戸	1	2.7	太田原自然の家	須金市民センター
積又土はのう 又 は 切 開	16人	8戸	1	24.7	鑄銭司地域交流センター	近隣の小学校等
積又土はのう 又 は 切 開	132人	60戸	6	58.7	仁保地域交流センター	近隣の小学校等
積又土はのう 又 は 切 開	106人	46戸	1	30.8	嘉川地域交流センター 佐山地域交流センター	近隣の小学校等
積又土はのう 又 は 切 開	50人	26戸	1	50.8	鑄銭司地域交流センター	近隣の小学校等
積又土はのう 又 は 切 開	156人	68戸	1	23.5	嘉川地域交流センター	近隣の小学校等
積又土はのう 又 は 切 開	532人	266戸	2	32.5	平川地域交流センター	近隣の小学校等
積又土はのう 又 は 切 開	5人	3戸	0	1.4	阿東地域交流センター	近隣の小学校等
積又土はのう 又 は 切 開	26人	13戸	0	25.1	平川地域交流センター	近隣の小学校等
積又土はのう 又 は 切 開	1人	1戸	0	1.5	阿東地域交流センター	近隣の小学校等

R 7 危険ため池一覧表

ため池 コード	整理 番号	た め 池 名	所 在 地	管 理 所 (水産事務)	水 防 団 体 名	ため池規模			予 想 さ れ る 危 険
						堤 高 (m)	堤 長 (m)	貯 水 量 (m3)	
352030524	32	姫 御 前 2	山 口 市 大 内 御 堀	山 口 市	山 口 市	4.4	28.2	5,000	堤 体 決 壊
352030996	33	三 田 堤	山 口 市 江 崎	山 口 市	山 口 市	4.5	60.0	12,300	堤 体 決 壊
354030035	34	長 堤 池	山 口 市 阿 知 須	山 口 市	山 口 市	4.2	69.0	10,000	堤 体 決 壊
352030488	35	天 神 上	山 口 市 朝 田	山 口 市	山 口 市	6.2	38.0	2,400	堤 体 決 壊
354030025	36	北 方	山 口 市 阿 知 須	山 口 市	山 口 市	2.5	25.0	1,100	堤 体 決 壊
354010032	37	道 永 上 池	山 口 市 秋 穂 東	山 口 市	山 口 市	4.7	21.0	600	堤 体 決 壊
352030960	38	石 堤	山 口 市 江 崎	山 口 市	山 口 市	3.5	17.0	1,000	堤 体 決 壊
353810028	39	中 火 焼	山 口 市 徳 地 串	山 口 市	山 口 市	3.1	50.0	800	堤 体 決 壊
355040210	40	赤 松	山 口 市 阿 東 蔵 目 喜	山 口 市	山 口 市	11.9	113.5	134,000	堤 体 決 壊
352060221	41	ソ ウ ケ 堤	防 府 市 大 字 佐 野	山 口 市	防 府 市	5.2	133.0	4,900	堤 体 決 壊
352060500	42	一 ケ 谷	防 府 市 大 字 切 畑 862	山 口 市	防 府 市	5.5	30.0	3,300	堤 体 決 壊
352060241	43	玉 泉	防 府 市 大 字 大 崎	山 口 市	防 府 市	17.6	66.0	124,000	堤 体 決 壊
352060191	44	町 寄	防 府 市 大 字 西 浦 565	山 口 市	防 府 市	2.9	27.0	1,200	堤 体 決 壊
352060253	45	二 重 町	防 府 市 大 字 高 井	山 口 市	防 府 市	4.8	33.0	900	堤 体 決 壊
352060218	46	堂 床 堤	防 府 市 大 字 佐 野 477	山 口 市	防 府 市	5.2	23.5	4,200	堤 体 決 壊
352060495	47	南 原 ②	防 府 市 大 字 切 畑 10776 番 10	山 口 市	防 府 市	4.8	25.5	1,400	堤 体 決 壊
352020238	48	西 ケ 浴	宇 部 市 大 字 棚 井 字 西 ケ 浴	美 祢 市	宇 部 市	10.0	42.0	30,400	堤 体 決 壊
352020252	49	岸 高	宇 部 市 大 字 吉 見 字 岸 高	美 祢 市	宇 部 市	10.3	64.0	39,100	堤 体 決 壊
354210276	50	お み よ	宇 部 市 大 字 矢 矯 字 上 百 合 野	美 祢 市	宇 部 市	7.3	42.0	13,100	堤 体 決 壊
352130067	51	七 田	美 祢 市 大 嶺 町 西 分	美 祢 市	美 祢 市	9.8	29.5	11,200	堤 体 決 壊
352130129	52	角 石	美 祢 市 伊 佐 町 伊 佐	美 祢 市	美 祢 市	9.3	37.0	26,900	堤 体 決 壊
352130078	53	山 田 (上)	美 祢 市 伊 佐 町 伊 佐	美 祢 市	美 祢 市	4.7	45.0	7,000	堤 体 決 壊
354620068	54	奥 ケ 迫 堤	美 祢 市 秋 芳 町 青 景	美 祢 市	美 祢 市	10.4	52.0	25,400	堤 体 決 壊
354620056	55	奥 の 谷	美 祢 市 秋 芳 町 岩 永 下 郷	美 祢 市	美 祢 市	6.6	41.0	4,800	堤 体 決 壊
352130024	56	堂 下	美 祢 市 伊 佐 町 堀 越	美 祢 市	美 祢 市	2.9	37.5	400	堤 体 決 壊
352130127	57	日 永	美 祢 市 大 嶺 町 東 分	美 祢 市	美 祢 市	3.9	22.0	1,400	堤 体 決 壊
354610128	58	嵯 峨 (1)	美 祢 市 美 東 町 大 田	美 祢 市	美 祢 市	3.6	30.3	800	堤 体 決 壊
354610235	59	石 垣 (下)	美 祢 市 美 東 町 絵 堂	美 祢 市	美 祢 市	2.9	21.0	600	堤 体 決 壊
354610234	60	石 垣 (中)	美 祢 市 美 東 町 絵 堂	美 祢 市	美 祢 市	2.9	25.0	1,100	堤 体 決 壊
352130265	61	新 堤	美 祢 市 於 福 町 上	美 祢 市	美 祢 市	5.8	35.0	3,000	堤 体 決 壊
352130031	62	楠ノ木 (下)	美 祢 市 東 厚 保 町 山 中	美 祢 市	美 祢 市	7.6	25.0	1,800	堤 体 決 壊

対策水防 工 法	保全対象区域の現況				避難場所	
	人	口戸	数	冠水面積 (ha)	第一場所	第二場所
積又土はのう は切開	266人	116戸	1	18.6	大内地域交流センター	近隣の小学校等
積又土はのう は切開	57人	25戸	1	19.1	嘉川地域交流センター	近隣の小学校等
積又土はのう は切開	29人	13戸	1	26.1	阿知須地域交流センター	近隣の小学校等
積又土はのう は切開	0人	0戸	0	1.2	大蔵地域交流センター	近隣の小学校等
積又土はのう は切開	9人	4戸	0	6.5	阿知須地域交流センター	近隣の小学校等
積又土はのう は切開	13人	6戸	0	6.1	秋穂保健センター	近隣の小学校等
積又土はのう は切開	0人	23戸	1	9.3	嘉川地域交流センター	近隣の小学校等
積又土はのう は切開	0人	3戸	0	6.3	徳地地域交流センター	近隣の小学校等
積又土はのう は切開	0人	18戸	3	30.2	阿東地域交流センター	近隣の小学校等
積又土はのう は切開	14人	4戸	1	3.8	玉祖福祉センター	
積又土はのう は切開	8人	4戸	1	7.7	大道公民館	大道小学校
積又土はのう は切開	96人	32戸	1	31.8	玉祖福祉センター	多々良幼稚園
積又土はのう は切開	6人	3戸	1	1.5	西浦公民館	華西中学校
積又土はのう は切開	32人	16戸	0	2.0	右田公民館	
積又土はのう は切開	22人	11戸	0	7.6	玉祖福祉センター	
積又土はのう は切開	4人	2戸	0	5.1	大道公民館	大道小学校
積又土はのう は切開	18人	8戸	1	11.2	厚東ふれあいセンター	厚東小学校
積又土はのう は切開	8人	4戸	0	17.8	厚東ふれあいセンター	厚東小学校
積又土はのう は切開	24人	12戸	1	7.1	万倉ふれあいセンター	万倉小学校
積又土はのう は切開	7人	3戸	1	6.5	城原コミュニティーセンター	川東コミュニティーセンター
積又土はのう は切開	6人	20戸	0	5.5	伊佐公民館	伊佐小学校
積又土はのう は切開	22人	11戸	2	4.0	美祢市民会館	美祢中央公園
積又土はのう は切開	6人	2戸	0	4.0	青景園	嘉万公民館
積又土はのう は切開	6人	2戸	0	3.5	下郷体育館	岩永公民館
積又土はのう は切開	6人	2戸	0	1.7	堀越コミュニティーセンター	伊佐小学校
積又土はのう は切開	12人	4戸	0	6.0	大嶺中学校	美祢来福センター
積又土はのう は切開	6人	2戸	0	3.1	美東センター	大田小学校
積又土はのう は切開	27人	9戸	0	10.4	赤郷体育館	赤郷交流センター
積又土はのう は切開	33人	11戸	0	12.0	赤郷体育館	赤郷交流センター
積又土はのう は切開	2人	1戸	1	2.6	田代コミュニティーセンター/田代 体育館	
積又土はのう は切開	10人	5戸	1	4.4	東厚コミュニティーセンター	

R 7 危険ため池一覧表

ため池 コード	整理 番号	た め 池 名	所 在 地	管 理 所 (水産事務)	水防管理 団体名	ため池規模			予想される危 険
						堤 高 (m)	堤 長 (m)	貯 水 量 (m3)	
352130032	63	楠ノ木（上）	美 祢 市 東 厚 保 町 山 中	美 祢	美 祢 市	5.8	27.0	2,300	堤 体 決 壊
352130007	64	桂 ケ 浴	美 祢 市 伊 佐 町 河 原	美 祢	美 祢 市	11.9	60.0	66,700	堤 体 決 壊
352130035	65	小 ノ 名	美 祢 市 伊 佐 町 堀 越	美 祢	美 祢 市	2.3	27.0	200	堤 体 決 壊
354220171	66	沖 部 下	山 陽 小 野 田 市 大 字 津 布 田	美 祢	山 陽 小 野 田 市	5.9	63.0	21,000	堤 体 決 壊
354220087	67	後 迫 堤	山 陽 小 野 田 市 大 字 山 川 2369	美 祢	山 陽 小 野 田 市	3.5	44.0	2,100	堤 体 決 壊
354220037	68	井 手 ケ 迫	山 陽 小 野 田 市 大 字 厚 狭 字 井 手 ケ 迫 2036	美 祢	山 陽 小 野 田 市	8.7	40.0	19,600	堤 体 決 壊
352090076	69	角 石	山 陽 小 野 田 市 大 字 有 帆 2502	美 祢	山 陽 小 野 田 市	4.8	20.0	7,200	堤 体 決 壊
354220092	70	神 田 原	山 陽 小 野 田 市 大 字 山 川 2439	美 祢	山 陽 小 野 田 市	3.3	59.7	2,200	堤 体 決 壊
352010470	71	鍛 冶 屋 原	下 関 市 大 字 吉 見 下	下 関	下 関 市	9.9	141.0	59,800	堤 体 決 壊
352010237	72	石 井	下 関 市 大 字 山 田	下 関	下 関 市	9.0	55.0	48,500	堤 体 決 壊
352010371	73	大 年	下 関 市 大 字 有 富	下 関	下 関 市	4.3	38.0	4,900	堤 体 決 壊
352010057	74	大 堤	下 関 市 大 字 吉 田	下 関	下 関 市	7.0	39.0	5,800	堤 体 決 壊
352010411	75	稗 畑	下 関 市 大 字 福 江	下 関	下 関 市	4.0	59.0	1,900	堤 体 決 壊
352010255	76	駒 浜	下 関 市 大 字 駒 浜	下 関	下 関 市	3.6	55.0	9,000	堤 体 決 壊
352010239	77	苗 代 田	下 関 市 大 字 員 光	下 関	下 関 市	4.2	47.0	2,200	堤 体 決 壊
352010182	78	茶 屋	下 関 市 小 月 杉 迫	下 関	下 関 市	5.8	100.0	55,900	堤 体 決 壊
352010158	79	入 野	下 関 市 大 字 内 日 上	下 関	下 関 市	7.3	50.0	8,500	堤 体 決 壊
352010210	80	大 正	下 関 市 大 字 小 月 町	下 関	下 関 市	6.0	65.0	5,800	堤 体 決 壊
352010405	81	畑 代	下 関 市 安 岡 町 六 丁 目	下 関	下 関 市	3.5	43.0	1,800	堤 体 決 壊
352010448	82	山 田 下	下 関 市 大 字 吉 見 下	下 関	下 関 市	2.0	60.0	2,200	堤 体 決 壊
354410064	83	戸 井 ケ 迫	下 関 市 菊 川 町 大 字 七 見	下 関	下 関 市	6.7	45.0	9,500	堤 体 決 壊
354420141	84	田 代	美 祢 市 於 福 町 上	下 関	下 関 市	10.4	81.0	84,000	堤 体 決 壊
354420297	85	松 川	下 関 市 豊 田 町 大 字 殿 敷	下 関	下 関 市	4.5	21.0	1,000	堤 体 決 壊
354420034	86	一 ノ 瀬	下 関 市 豊 田 町 大 字 殿 敷	下 関	下 関 市	2.6	15.0	100	堤 体 決 壊
354420276	87	竹 ケ 浴	下 関 市 豊 田 町 大 字 八 道	下 関	下 関 市	4.5	35.0	7,500	堤 体 決 壊
354430260	88	小 野 田	下 関 市 豊 浦 町 大 字 黒 井	下 関	下 関 市	7.0	42.0	8,600	堤 体 決 壊
354440018	89	兵治ヶ原の須賀	下 関 市 豊 北 町 大 字 栗 野	下 関	下 関 市	9.9	48.0	53,000	堤 体 決 壊
354440097	90	下 ノ 浴	下 関 市 豊 北 町 大 字 田 耕	下 関	下 関 市	2.2	24.0	1,500	堤 体 決 壊
352110041	91	浴 山 第 1	長 門 市 西 深 川 開 作	長 門	長 門 市	22.7	72.0	120,000	堤 体 決 壊
354830858	92	大 堤	長 門 市 油 谷 後 畑 203	長 門	長 門 市	3.9	168.0	25,400	堤 体 決 壊
354831341	93	泉 3	長 門 市 油 谷 向 津 具 上 1315	長 門	長 門 市	5.2	42.0	23,600	堤 体 決 壊

対 策 水 防 法	保全対象区域の現況				避 難 場 所		
	人	口	戸 数	公 施 設 共 数	冠水面積 (ha)	第一場所	第二場所
積又土はのう 又 は 切 開	10人		5戸	1	4.9	東厚コミュニティーセンター	
積又土はのう 又 は 切 開	18人		9戸	2	24.0	河原コミュニティーセンター	
積又土はのう 又 は 切 開	2人		1戸	2	1.7	堀越コミュニティーセンター	
積又土はのう 又 は 切 開	21人		7戸	1	8.0	厚陽中学校体育館	厚陽小・中学校
積又土はのう 又 は 切 開	14人		8戸	0	8.4	厚狭中学校	厚狭地区複合施設
積又土はのう 又 は 切 開	7人		4戸	1	12.4	厚狭高等学校南校舎	厚狭小学校
積又土はのう 又 は 切 開	28人		11戸	0	7.4	高千帆小学校	有帆小学校
積又土はのう 又 は 切 開	27人		11戸	0	8.3	厚狭中学校	
積又土はのう 又 は 切 開	750人		150戸	3	62.0	下関市役所吉見支所	吉見小学校
積又土はのう 又 は 切 開	84人		21戸	1	50.0	下組町民館	王司小学校
積又土はのう 又 は 切 開	28人		7戸	1	5.0	川中公民館	川中小学校
積又土はのう 又 は 切 開	8人		2戸	0	5.0	吉田公民館	吉田小学校
積又土はのう 又 は 切 開	24人		6戸	1	2.0	安岡中学校	
積又土はのう 又 は 切 開	20人		5戸	2	3.0	下関市役所清末支所	
積又土はのう 又 は 切 開	8人		2戸	1	2.0	下組公会堂	
積又土はのう 又 は 切 開	480人		120戸	4	16.0	下関市役所小月支所	小月小学校
積又土はのう 又 は 切 開	84人		21戸	1	15.7	内日支所	内日小学校
積又土はのう 又 は 切 開	8人		2戸	1	6.0	小月小学校	小月支所
積又土はのう 又 は 切 開	68人		17戸	1	4.7	安岡中学校	
積又土はのう 又 は 切 開	580人		145戸	8	29.7	吉見小学校	
積又土はのう 又 は 切 開	0人		0戸	1	20.0	七見公会堂	
積又土はのう 又 は 切 開	0人		0戸	1	8.0	三豊公民館	台公会堂
積又土はのう 又 は 切 開	4人		2戸	1	0.8	豊田下公民館	
積又土はのう 又 は 切 開	4人		2戸	0	0.7	豊田下小学校	
積又土はのう 又 は 切 開	4人		1戸	0	9.8	豊田中公民館	
積又土はのう 又 は 切 開	0人		0戸	1	1.0	誠意小学校	豊浦勤労青少年ホーム
積又土はのう 又 は 切 開	2人		1戸	0	41.0	郷西上集会所	
積又土はのう 又 は 切 開	8人		2戸	0	10.0	旧田耕小学校	
積又土はのう 又 は 切 開	372人		93戸	0	18.8	中央公民館	深川中学校
積又土はのう 又 は 切 開	15人		3戸	2	30.0	旧文洋小学校	宇津賀交流館
積又土はのう 又 は 切 開	53人		15戸	1	15.0	向津具小学校	向津具公民館

R 7 危険ため池一覧表

ため池 コード	整理 番号	た め 池 名	所 在 地	管 理 所 (水産) 事務	水 防 管 理 団 体 名	ため池規模			予想される危 険
						堤 高 (m)	堤 長 (m)	貯 水 量 (m3)	
354831022	94	中 内	長 門 市 油 谷 後 畑 2108	長 門	長 門 市	5.7	73.0	20,200	堤 体 決 壊
354830048	95	虻 ケ 迫	長 門 市 油 谷 新 別 名 96 番 地	長 門	長 門 市	2.3	30.0	300	堤 体 決 壊
352110043	96	ク グ リ 木	長 門 市 西 深 川 字 ク ク リ 木 1293 番 地	長 門	長 門 市	4.8	47.5	2,300	堤 体 決 壊
354810004	97	上 げ 新 堤	長 門 市 三 隅 下 字 河 原 10594 番 地 2	長 門	長 門 市	13.0	72.0	26,700	堤 体 決 壊
354820191	98	新 田 堤	長 門 市 日 置 中 字 新 田 6 5 8 8 番 地	長 門	長 門 市	3.7	25.0	1,900	堤 体 決 壊
354820271	99	宮 の 横	長 門 市 西 村 3 2 5 3	長 門	長 門 市	2.3	67.0	700	堤 体 決 壊
354830353	100	堂 ノ 巢	長 門 市 油 谷 蔵 小 田 字 堂 ケ 巢 2 3 7 0 番	長 門	長 門 市	3.2	28.0	1,200	堤 体 決 壊
354830430	101	西 光	長 門 市 油 谷 蔵 小 田 字 西 光 2 2 7 4 番	長 門	長 門 市	2.6	54.0	3,000	堤 体 決 壊
354830692	102	狐 尾	長 門 市 油 谷 角 山 字 狐 尾 1 7 6 5 番	長 門	長 門 市	2.4	45.0	500	堤 体 決 壊
354830462	103	除 溝 4	長 門 市 油 谷 角 山 513	長 門	長 門 市	3.1	40.0	6,100	堤 体 決 壊
354831121	104	十 二 相 2	長 門 市 油 谷 後 畑 3437	長 門	長 門 市	4.1	45.0	3,100	堤 体 決 壊
355030091	105	千 人 塚 2 号	萩 市 大 字 上 小 川 西 分	萩	萩 市	5.2	20.0	8,500	堤 体 決 壊
355060009	106	桑 原	萩 市 大 字 弥 富 下	萩	萩 市	2.9	22.5	400	堤 体 決 壊

対 策 水 防 法	保全対象区域の現況				避 難 場 所	
	人 口	戸 数	公 施 設 共 数	冠水面積 (ha)	第一場所	第二場所
積又土はのう 又は切開	14人	4戸	1	5.0	宇津賀集落センター	宇津賀出張所
積又土はのう 又は切開	34人	9戸	2	1.0	油谷小学校	ラポールゆや
積又土はのう 又は切開	38人	10戸	3	6.0	ながとラボ	みのり保育園
積又土はのう 又は切開	400人	102戸	2	6.7	徳照寺	上ゲ公会堂
積又土はのう 又は切開	24人	6戸	1	2.0	日置中学校	日置小学校
積又土はのう 又は切開	10人	4戸	2	1.0	日置農村活性化交流センター	-
積又土はのう 又は切開	4人	1戸	0	1.8	油谷勤労者体育センター	
積又土はのう 又は切開	4人	1戸	0	2.0	油谷勤労者体育センター	
積又土はのう 又は切開	1人	1戸	0	1.9	旧太平小学校	
積又土はのう 又は切開	5人	3戸	0	4.0	油谷勤労者体育センター	
積又土はのう 又は切開	5人	3戸	0	4.0	油谷中学校	
積又土はのう 又は切開	3人	1戸	1	7.0	上小川農村婦人の家	
積又土はのう 又は切開	2人	2戸	0	0.9	弥富交流促進センター	

付表 1 7 重要水防箇所評定基準(案)

種 別		重 要 度		要注意区間
		A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
1	堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
2	堤防断面	現況の堤防断面あるいは堤防の上面（天端）幅が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上面（天端）幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは堤防の上面（天端）幅が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上面（天端）幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所	
3	堤防斜面の崩れ（法崩れ）・すべり	堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所	① 堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 ② 堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
4	漏水	漏水履歴があるが、その対策が未施工の箇所	① 漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所 ② 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質からみて、漏水が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
5 水衝・深掘れ	① 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 ② 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているがその対策未施工の箇所 ③ 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
6 工作物	① 河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、水門その他の工作物の設置されている箇所 ② 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
7 工事施行			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
8 新堤防・決壊跡・旧川跡			① 新堤防で築造後３年以内の箇所 ② 決壊跡又は旧川跡の箇所
9			陸閘が設置されている箇所

付表 18 水防工法

現象	工法	工法の概略説明	主に使用される箇所及び河川	主要材料	摘要
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上面(天端)に土のうを何段かに積み重ねる。	一般河川	土のう、杭又は竹	
	せき板工(その1)	堤防の上面(天端)に杭を打ち、せき板を当てる。	都市周辺河川	杭、板、くぎ	
	せき板工(その2)	同上	同上(木材の得にくいところ)	鉄パイプ、鉄板、防水シート	
	じゃかご積み工	堤防の上面(天端)に土のうの代わりにじゃかごを積む。	急流河川	じゃかご、詰石、防水シート	
	連結水のう	堤防の上面(天端)に土のうの代わりにビニロン帆布製連結水のう(水マット)を置く。	都市周辺河川(土砂、土のう、杭、板の入手困難なところ)	帆布製水のう、鉄パイプ、ポンプ	
	裏むしろ(シート張り工)	堤防裏のり面をむしろ(シート)で被覆する。	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、かご、竹、土のう、シート	応急越流堤工
川側からの漏水	詰め土のう工	川側の漏水口に土のうを詰める。	構造物などのあるところ、水深のあまり深くないところ	土のう、縄、むしろ、杭、竹	
	むしろ張り工	川側の漏水口にむしろを張る。	水深のあまり深くないところ	竹、縄、土のう、むしろ	
	継ぎむしろ張り工	川側の漏水口にむしろを張る。	漏水面の広いところ、水深の浅いところ	むしろ、縄、竹、杭、土のう	
	畳(シート)張り工	川側の漏水口にたたみ(シート)を張る。	水深のあまり深くないところ	古畳、杭、土のう、縄、シート	
居住側からの漏水	釜段工	裏小段、裏のり先平地に円形に積み土俵(土のう)する。	一般河川	土のう、むしろ、杭、竹、樋	
	水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水のうを積み上げる。	一般河川(土砂、土のうの入手困難なところ)	帆布製中空水のう、鉄パイプ、樋、ポンプ	
	鉄板式釜段工	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる。	一般河川	鉄板、土のう、樋、杭又は鉄パイプ	

現象	工法	工法の概略説明	主に使用される箇所 河川	主要材料	摘要
居住側からの漏水	月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるように、欠円形に積み土俵（土のう）する。	一般河川	土のう、むしろ、杭又は竹、樋	
	水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるように、ビニロン帆布製水のうを組み立てる。	一般河川	帆布製水のう、杭、土のう、樋	
	導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろを並べる。	一般河川（漏水量の少ないところ）	むしろ、丸太又は竹	
	たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたる又はおけを置く。	一般河川	たる又はおけ、むしろ又はシート、土のう	
決壊	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、畳張り工	漏水対策と同じ。	比較的緩流河川	漏水対策と同じ	
	木流し工	樹木に重り土俵（土のう）をつけて流し、被覆する。（竹を使うこともある。）	急流河川	立木、土のう、縄、鉄線、杭	
	立てかご工	表のり面にじゃかごを立てて被覆する。	砂利質堤防、急流河川	じゃかご、詰石、杭、鉄線	
	捨て土のう工	土のうを表のり面の欠壊箇所投入する。	比較的急流河川	土のう、竹	
	捨て石工	大きな石又は石俵などを投入する。	急流河川	石、石俵	
	竹網流し工	竹を格子型に結束し土のうをつけ、のり面を被覆する。	緩流河川	杭、竹、縄、土のう	
	粹入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛粹、追牛、鳥脚、猪の子等を投入する。	急流河川、かなり川幅の広い河川	粹工材	
	築きまわし工	堤防の表が欠壊したとき。断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち、中詰め土のうを入れる。	凸側堤防、他の工法と併用	杭丸太、鉄線、鉄線、土のう	表のり崩れの断面補充に用いる。
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り、のり面に倒し被覆する。	比較的緩流河川	杭、竹、かや、よし、縄、土のう	

現象	工法	工法の概略説明	主に使用される箇所 河川	主要材料	摘要
堤防の上面や居住側堤防斜面の亀裂	折り返し工	堤防の上面（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に竹を突き刺し折り曲げて連結する。	粘土質堤防	竹、土のう、縄	
	杭打ち継ぎ工	堤防の上面（天端）の亀裂を竹の代わりに杭を用いて鉄線でつなぐ。	砂質堤防	杭、鉄線	
	控え取り工	亀裂が堤防の上面（天端）から裏のりにかかるもので折り返し工と同様に行う。	粘土質堤防	竹、土のう、縄	
	継ぎ縫い工	同上現象のとき、杭を亀裂の両端に打ち竹で連結し、土のうでおさえる。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう	
	ネット張り亀裂防止工法	同上の現象で竹の代わりに金網を用いる。	同上	杭、金網、土のう	
	五徳縫い工（その１）	裏のり面の亀裂を竹で縫い、崩壊を防ぐ。	粘土質堤防	杭、縄、土のう	
	五徳縫い工（その２）	裏のり面の亀裂をはさんで杭を打ちロープで引き寄せる。	同上	杭、ロープ、土のう	
	竹刺し工	裏のり面の亀裂が浅いとき、堤防斜面（法面）が滑らないように竹を深く刺す。	同上	竹、土のう	
その他	力杭打ち工	裏のり面付近に大きな杭を並べる。	粘土質堤防の滑り面に沿い滑動する箇所	杭又は竹	
	かご止め工	裏のりにひし形になるよう杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう	
	立てかご工	裏のり面にじゃかごを立て被覆する。	砂利質堤防、急流河川	じゃかご、詰石、杭	川側にも用いる。
	杭打ち積み土のう工	裏のり面に杭を打ち並べ中詰めに土のうを入れる。	砂質堤防	杭、布木、土のう、鉄線	
	土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に張り上げる。	一般堤防	土のう、竹又は杭	
	つなぎ杭打ち工	裏のり面に杭を打ち並べ連結して中詰めに土のうを入れる。	同上	杭、土のう、鉄線	
	さくかき詰め土のう工	杭を数列のりの上下に打ち並べこれを連結して中詰め土のうを入れる。	同上	杭、丸太、鉄線、土のう	

付表 1 9 水防活動状況報告書

(管理団体で水防箇所ごとに作成するもの)

(作成責任者) ㊞

管理団体名								指定非指定の別				
水防実施時の台風豪雨名								報告年月日	令和	年	月	日
場所	川(左, 右)岸 地先 m								管理団体分	県支出分	計	
日時	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時							所 要 経 費 使 用 資 材	人 手 当			
出動人員数	水防団員	消防団員	その他	計		その他						
						計						
水防作業の概況及び工法	工法 箇所 m								資材費			
									器材費			
									燃料費			
									雑 費			
									計			
									合 計			
水防の結果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口		土 の う 袋	枚	枚	枚
	効果	m	ha	ha	戸	m	m	人	ブルーシート	枚	枚	枚
被害	m	ha	ha	戸	m	m	人	ロープ	巻	巻	巻	
								丸 太	本	本	本	
								鉄 線	m	m	m	

他の団体よりの応援 の状況		立退きの状況及びそ れを指示した理由	
居住者の出動状況		水防功労者の氏名、 年齢、所属及びその 功績概要	
警察の援助状況		堤防その他の施設等 の以上の有無及び緊 急工事を要するもの が生じたときはその 場所及び損傷状況	
現場の指導者職氏名		水防活動に関し今後 改善すべき点等の意 見	
水防関係者の死傷		備考	

平成29年台風第〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・平成29年8月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、平成29年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

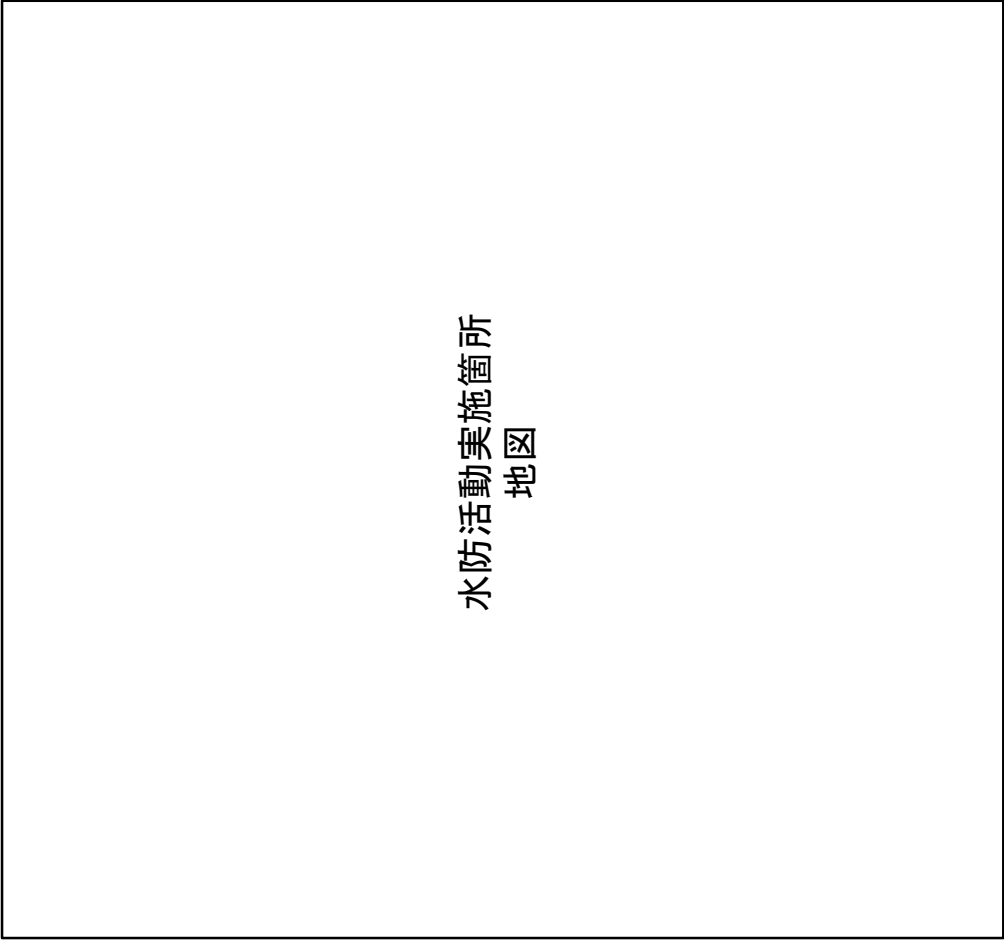
〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

〇〇地区の浸水被害



付表 2 0 洪水予報の発表形式イメージ

発表者

山口県 〇〇土木建築事務所
気象庁 下関地方気象台

→

第 1 受報者

機関名

→

第 2 受報者

機関名

→

第 3 受報者

機関名

正規

〇〇川水系〇〇川氾濫注意情報

〇〇川水系〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和 XX 年 X 月 X 日 XX 時 XX 分
〇〇土木建築事務所・下関地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル 2 相当情報〔洪水〕】〇〇川水系〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル 2 相当】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、X 日 XX 時 XX 分頃に、
「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル 2 相当】〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、X 日 XX 時 XX 分頃に、
「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
今後この雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～XX日XX時XX分 までの流域平均雨量	XX日XX時XX分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇市 〇〇流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川水系〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇市)	00日00時XX分の状況	XXX.X T				
	00日00時30分の予測	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日01時30分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日02時30分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日00時XX分の状況	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (△△市)	00日00時30分の予測	—				
	00日01時00分の予測	—				
	00日01時30分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日02時30分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル 4 については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。
なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	
	〇〇市	△△市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	5.00	10.00	
レベル3水位 避難判断水位※	4.50	9.00	
レベル2水位 氾濫注意水位	4.00	8.00	
レベル1水位 水防団待機水位	3.00	7.00	
受け持ち区間	〇〇川	△△川	
	左岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで	左岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで	
	右岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで	右岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで	
	〇×川		
	左岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで		
	右岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	山口県〇〇市 -	山口県△△市 -	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

山口県土木防災 情報システム 気象庁ホームページ	パソコン・スマートフォンから	携帯電話から
	http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/k/

問い合わせ先

水位関係：山口県〇〇土木建築事務所〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

気象関係：気象庁 下関地方気象台 電話：083-234-4006

佐波川洪水予報実施要領

中国地方整備局山口河川国道事務所（以下「山口河川国道事務所」という。）と下関地方気象台は、「佐波川洪水予報業務に関する細目協定（令和 4 年 6 月 1 3 日）」（以下、「細目協定」という。）に基づき、佐波川洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

なお、臨時の洪水予報については、別紙に定めるとおり運用する。

1 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は山口河川国道事務所では河川管理課、下関地方気象台では現業室において実施するものとする。

2 洪水予報を行う際に用いる資料

佐波川における流域内の気象庁雨量観測所、国土交通省雨量・水位観測所の所在は付表 1、配置図は付図 1 のとおりとする。

3 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は原則として、山口河川国道事務所においては河川管理課長が、下関地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、山口河川国道事務所と下関地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下、「情報システム」という。）又は、付図 2 に番号を示した電話・FAX によるものとする。

4 洪水予報の伝達等

洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表 2、付図 2 のとおりとする。

また、付表 3 に示すウェブサイトで洪水の危険度に関する情報等を提供する。

5 洪水予報作業の開始及び終了の時期

（1）洪水予報作業の開始時期は、以下のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表 4 に示すいずれかの流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表 1（3）に示すいずれかの基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

（2）洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6 洪水予報の発表

（1）洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文、水位、雨量

及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、注意事項、参考資料等を記載することとする。

- (2) 発表形式には XML 形式と PDF 形式があり、XML 形式は気象庁防災情報 XML に基づく仕様^{※注1}とし、PDF 形式の具体的な発表形式は、付図 3 の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

※注 1 : XML 形式の詳細について : https://www.data.jma.go.jp/suishin/cgi-bin/catalogue/make_product_page.cgi?id=KasenKoz

- (3) 必要に応じ、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。
- (4) 洪水予報番号は細目協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 付表 1 (3) に示すいずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うものとし、その際、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、洪水予報の種類及び情報名を選定するものとする。
- (7) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を 1 つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等から XML 形式で情報が提供されていることを念頭に、8. に述べる情報システムの障害時を除き、FAX のみを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

7 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表 1 (3) のとおりとする。

なお、氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を 3 時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。また、これを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位の到達を 4 時間先以降に予測した場合は、60 分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する予測に変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報を発表する。

8 情報システム障害時及び、洪水予報作業の機能喪失時等の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

- ① 下関地方気象台と山口河川国道事務所の間の資料の交換については、付表 5 の種類について、FAX 又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。
- ② 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。
なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合には、山口河川国道事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX 等により下関地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認、承認等を行う。
- ③ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、下関地方気象台及び山口河川国道事務所のそれぞれが定める方法により、確実にを行うものとする。

(2) 洪水予報作業の機能喪失時等においては、以下の要領で作業を行う。

- ① 機能喪失した山口河川国道事務所で実施すべき作業を、中国地方整備局の本局（連絡先は付表 6）で代行する。
- ② 機能喪失した下関地方気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表 6）で代行する。

9 その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) この実施要領の内容を変更する必要がある場合、又はこの実施要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。
- (3) この実施要領の締結を証するため、本実施要領書 2 通を作成し、各自 1 通を保管する。

制 定 平成 8 年 3 月 2 2 日
一部改正 平成 9 年 7 月 1 4 日
一部改正 平成 1 0 年 4 月 2 4 日
一部改正 平成 1 2 年 3 月 3 0 日
一部改正 平成 1 7 年 8 月 1 9 日
一部改正 平成 1 8 年 3 月 3 1 日
一部改正 平成 1 9 年 4 月 1 9 日
一部改正 平成 2 5 年 3 月 4 日
一部改正 平成 2 5 年 8 月 3 0 日
一部改正 平成 2 5 年 1 0 月 1 日
一部改正 平成 2 7 年 3 月 1 7 日
一部改正 平成 2 8 年 4 月 1 日
一部改正 令和元年 5 月 2 9 日
一部改正 令和 3 年 5 月 3 1 日
一部改正 令和 4 年 6 月 1 3 日
一部改正 令和 7 年 3 月 1 3 日

令和 7 年 3 月 1 3 日

中国地方整備局山口河川国道事務所 河川管理課長 熊本 勝史

下関地方気象台 防災管理官 堀田 幸男

附則

この実施要領は、改修した洪水予警報等作成システムの運用開始日から施行する。

付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる佐波川流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 m
佐波川	防府	ほうふ	防府市大字植松 1 1 4 3 番地	4
	和田	わだ	周南市埴 1 6 3	1 4 0

(2) 国土交通省雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 m
佐波川	堀	ほり	山口市徳地堀上清水 1 9 4 3 - 1	7 6 . 3
	野谷	のたに	山口市徳地野谷掛平 6 2 0	2 0 0 . 5
	真尾	まなお	防府市真尾小池 4 5 4	2 8 . 3
	三谷	みたに	山口市徳地三谷滑山国有林 2 6	6 1 3 . 0
	仁保津	にほづ	周南市巢山	3 1 4 . 0
	高瀬	たかせ	周南市大字高瀬 2 5 7	3 1 4 . 0
	石ヶ岳	いしがたけ	周南市巢山石ヶ岳山頂	9 2 4 . 0
	河内山	こうちやま	山口市徳地柚木重ヶ 6 2 5 - 2	4 6 0 . 0

(3) 国土交通省水位観測所（基準観測所）

河川	観測所名		位置	所在地	水防団 待機 水位 m	氾濫 注意 水位 m	避難 判断 水位 m	氾濫 危険 水位 m	氾濫す る可能 性のあ る水位 m
佐波川	新橋	しんばし	北緯34度03分49秒 東経131度33分30秒	防府市西佐波令 新橋町	2.70	3.40	4.20	4.60	4.80
	漆尾	うるしお	北緯34度10分49秒 東経131度38分38秒	山口市徳地 伊賀地上沖の原	2.30	3.40	3.60	4.00	4.30
	堀	ほり	北緯34度11分22秒 東経131度39分15秒	山口市徳地堀	2.00	3.00	3.90	4.30	5.00

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法	担当官署
山口県（防府土木建築事務所）	F A X 又は加入電話	山口河川国道事務所
河川情報センター	//	//
防府市水防本部	メール	//
山口市水防本部	メール	//
山口市 徳地総合支所水防本部	メール	//
N T T 五反田センタ※	気象情報伝送処理システム （警報のみ伝達）	下関地方気象台
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	//
山口県防災危機管理課	//	//
日本放送協会	//	//

※ N T T 五反田センタ への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

付表3 洪水の危険度に関する情報等の公表

公表先	公表先URL
水害リスクライン（一般向け）（国交省ウェブサイト）	https://frrl.river.go.jp/
水害リスクライン（自治体向け）（国交省ウェブサイト）（限定公表）	https://frrlg.river.go.jp/
市町村向け川の防災情報（国交省ウェブサイト）（限定公表）	https://city.river.go.jp/kawabou/cityLogin.do
洪水キキクル（洪水警報予報の危険度分布）（気象庁）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood
流域平均雨量ガイダンス（気象庁）（限定公表）※	https://www.data.jma.go.jp/rainfall_over_watershed/

※流域平均雨量ガイダンスの値は、台風の進路予想がモデルと大きく異なる場合などは、地方・府県情報等で示した気象台の予報シナリオ（量的予報）と大きく異なるおそれがあり、流域平均雨量ガイダンス値を適切に扱うためには気象台職員の解説や利用者の理解が必要となる。このため、流域平均雨量ガイダンスの提供先は気象台や国交省水管理・国土保全局、河川事務所、広域避難協議会等の部外利用者に制限する。

付表4 洪水予報作業の開始基準雨量

河 川	流 域	6時間雨量
佐波川	新橋水位観測所上流域	60mm
	漆尾水位観測所上流域	60mm

付表5 情報システム障害時に交換する資料

(1) 下関地方气象台から山口河川国道事務所に通報するもの

- ア 山口市又は防府市に発表された注意報・警報（水防活動用）
- イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
- ウ 解析雨量
- エ 降水短時間予報
- オ 次の観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、6時間先までの特別予測）
佐波川：新橋、漆尾

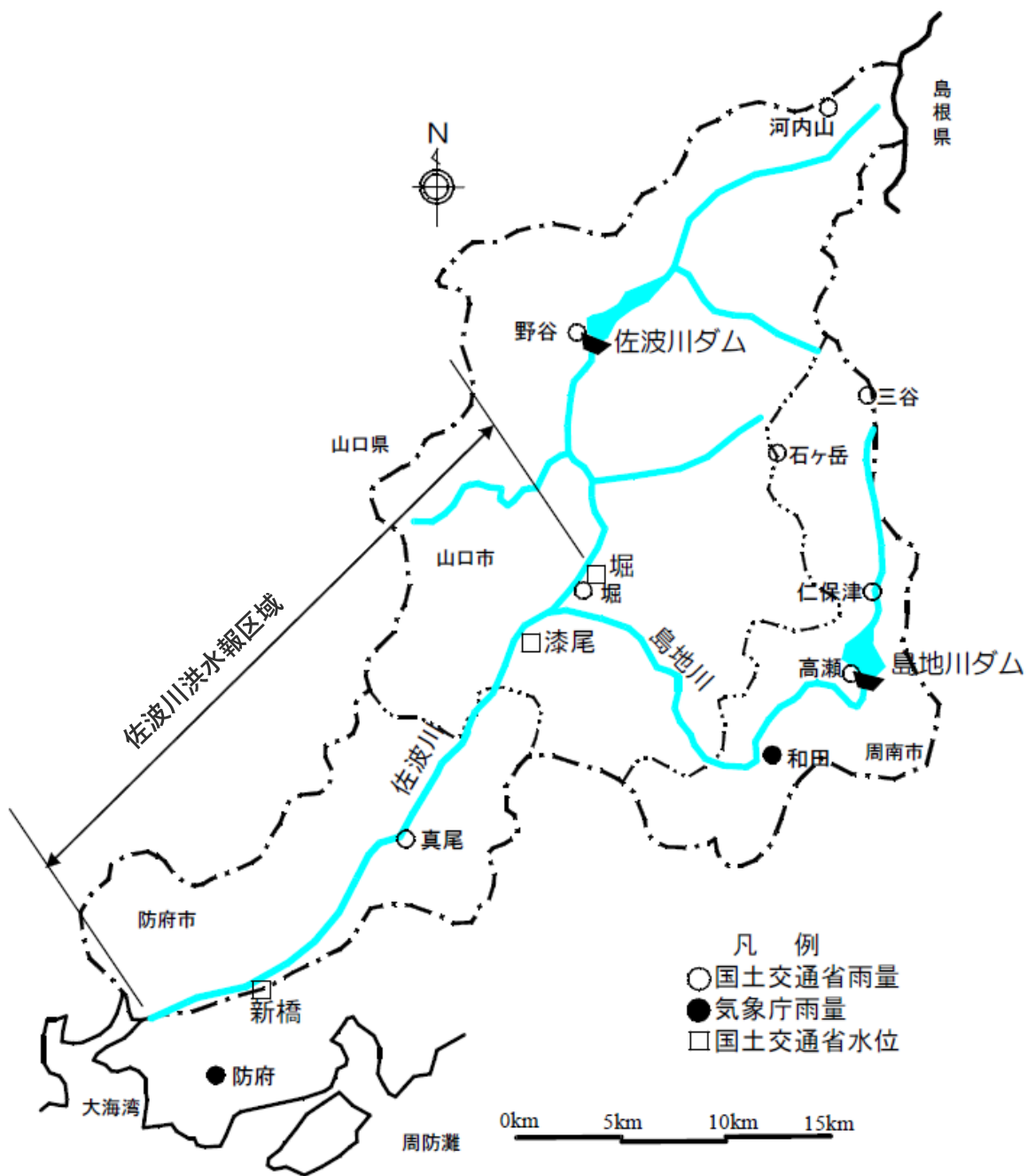
(2) 山口河川国道事務所から下関地方气象台に通報するもの

- ア 次の観測所の雨量（前1時間実況）
堀、野谷、真尾、三谷、仁保津、高瀬、石ヶ岳、河内山
- イ 次の観測所の水位（実況）
新橋、漆尾、堀

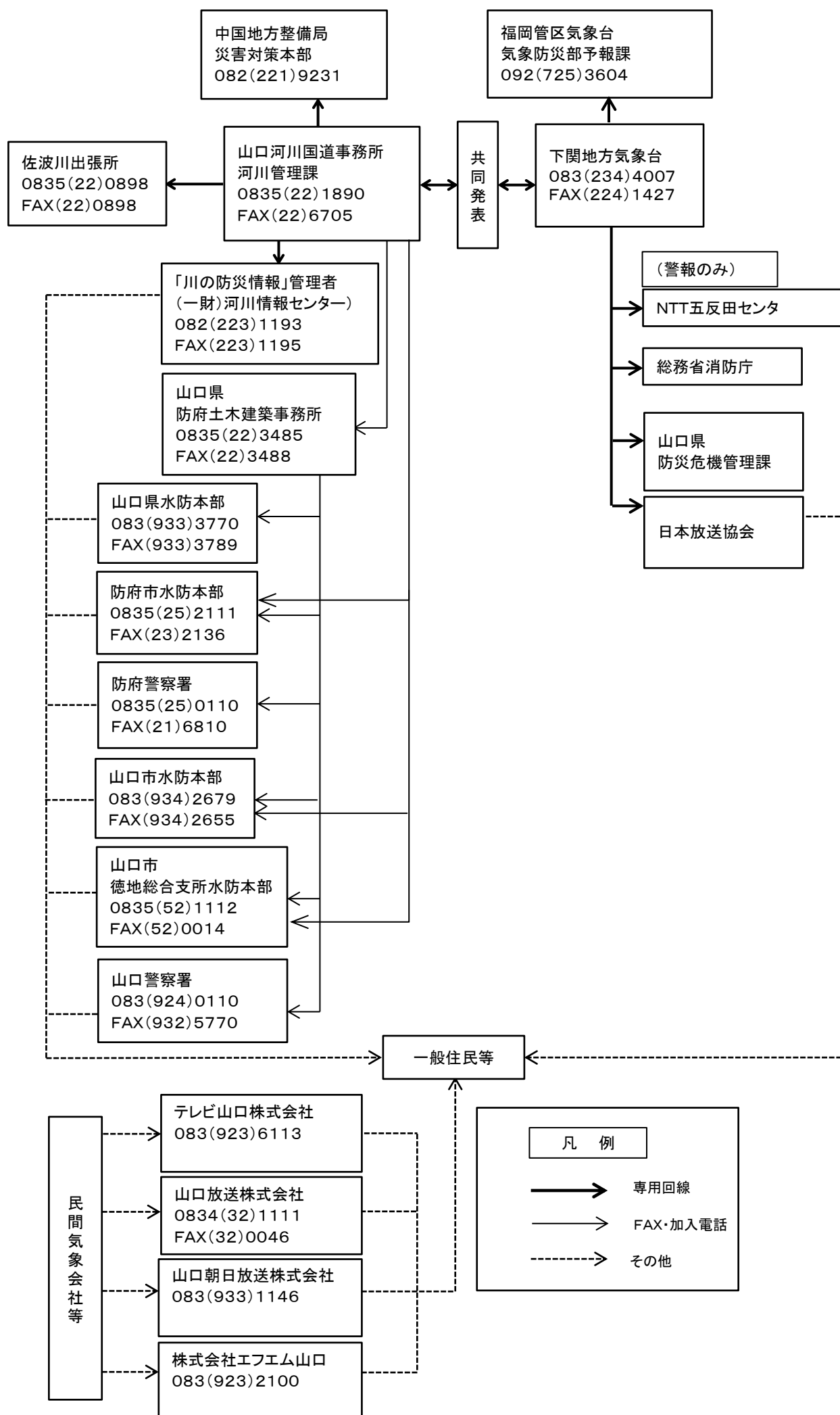
付表6 代行作業担当官署の連絡先

官署名	代行作業官署名	電話番号	FAX番号
山口河川国道事務所	中国地方整備局 水災害予報センター	内線 87-3851 87-3852 外線 082-511-6214 082-511-6215	082-511-6491
下関地方气象台	福岡管区气象台 気象防災部予報課	092-715-8591	092-771-2886

付図 1 洪水予報区域及び雨量・水位観測所配置図



付図2 佐波川洪水予報伝達系統図



注：山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、山口朝日放送株式会社及び株式会社エフエム山口については、それぞれの機関が、個別に民間気象会社等から佐波川洪水予報を入手している。

さば

かわ

佐波川氾濫注意情報

(警戒レベル2相当情報)

佐波川洪水予報第1号

洪水注意報(発表)

令和00年0月0日00時00分

やまぐちかせん こくどう じむ しょ しものせきほう きしゅう だい

山口河川国道事務所・下関地方气象台 共同発表

(見出し)

佐波川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2相当】佐波川の新橋水位観測所（防府市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

佐波川氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報）				
新着・更新	新着・更新	新着		
	基準水位観測所名	新橋	漆尾	堀
	対象河川	佐波川	佐波川	佐波川
	警戒レベル（ ）相当	2		
	現況水位	2 (レベル2水位超過)		
	予測水位			
新着	防府市	2	-	-
	山口市	-	-	-

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
佐波川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
新橋 （防府市）	氾濫危険水位 4.60 m							
	避難判断水位 4.20 m							
	氾濫注意水位 3.40m							
	ゼロ点高 EL=5.26 m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在 X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
漆尾 (山口市)	氾濫危険水位 4.00 m							
	避難判断水位 3.60 m							
	氾濫注意水位 3.40 m							
	ゼロ点高 EL=52.07 m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在 X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
堀 (山口市)	氾濫危険水位 4.30 m							
	避難判断水位 3.90 m							
	氾濫注意水位 3.00 m							
	ゼロ点高 EL=59.11 m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.htm
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	新橋 水位観測所	漆尾 水位観測所	堀 水位観測所
	防府市	山口市	山口市
受け持ち区間	佐波川	佐波川	佐波川
	左岸 佐波川10.5km金波地先から海まで 右岸 佐波川10.5km金波地先から海まで	左岸 島地川合流点から佐波川10.5km金波地先まで 右岸 島地川合流点から佐波川10.5km金波地先まで	左岸 中国自動車道から島地川合流点まで 右岸 中国自動車道から島地川合流点まで

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:9/lat:34.062899/lon:139.761000
--------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/index
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/
------	---



今後の雨（解析雨量、
降水短時間予報）



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 山口河川国道事務所 河川管理課 電話：0835-22-1890

気象関係：気象庁 福岡管区気象台 気象防災部 予報課 電話：092-401-0950

別紙 1

臨時の洪水予報の運用について

大雨特別警報の警報等への切替時に、洪水予報（臨時）として発表する河川氾濫に関する情報の当面の運用方法については以下のとおりとする。

1. 目的

現に洪水予報を発表している、または洪水予報を発表する見通しがある河川の氾濫域であっても、その氾濫域を含む地域の大雨特別警報が警報等へ切り替えられた場合※、当該氾濫域（以下、「切替のあった氾濫域」という。）が安全になったという誤解が生じるおそれがある。これを防ぐため、以下の通り運用するものとする。

※ 発表されている大雨特別警報は、大雨警報や大雨注意報に切り替えられるほか、すべて解除される場合などがある。

2. 発表主体等

河川事務所等（地方整備局、河川事務所等）と地方気象台等（気象庁大気海洋部、管区気象台、地方気象台）が共同で基本的には洪水予警報等作成システムにより発表する。本件の伝達先については、その他の洪水予報と同様とする。

3. 発表の対象とする洪水予報河川の予報区域の条件

切替のあった氾濫域へ氾濫水をもたらすおそれのある洪水予報河川の予報区域を対象とする。

また、長大な河川の中下流部であるなど、ある程度の長期の見通しが技術的に可能な区間においては、洪水予報を発表していなくとも氾濫危険情報の発表が見通される場合は、河川氾濫に関する情報を発表する。

なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判断できない場合もあるので注意すること。

4. 発表のタイミング

切替のあった氾濫域が生じた場合、速やかに発表するものとする。なお、氾濫域が大雨特別警報が発表されている複数の府県予報区にまたがる場合は、切

替の都度、発表することとするが、短時間で連続して切替となる場合はその旨を記載の上、まとめて発表して差し支えない。

5. 発表内容

発表中の洪水予報を踏まえ、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後にも河川氾濫の危険が迫っていることを広く周知する。

また、この際、6時間先までの水位予測のほか、長期の見通しが可能な予報区域においては、氾濫危険水位を超過する可能性及び超過すると思われる時間帯、水位・流量のピークとなる時間帯などについて参考情報として記載してもよい。

発表形式については、別紙をもとに、関係する河川事務所等と地方気象台等が協議すること。

6. その他

発表のタイミング、対象とする予報区域の条件、発表形式を含む発表内容等については予め河川事務所等と気象台等とで電話、チャットツール等により相互に認識共有を図り、以下の流れの通り発表する。大雨特別警報発表時においても警報等への切替に備えて事前に情報交換を行うこと。洪水予警報等作成システムにおいて発表が困難となる場合には、洪水予報の実施要領の障害発生時と同様の対応を行う。

臨時の洪水予報発表の流れ

①気象台から大雨特別警報の切替の見通しを、電話及びチャットツール等で河川事務所に連絡する。

②河川事務所から臨時の洪水予報発表見込みを電話及びチャットツール等で気象台に連絡する。

③河川事務所が臨時の洪水予報を洪水予警報等作成システムで作成し、電話及びチャットツール等にて気象台へ通知する。

④気象台と河川事務所において洪水予警報等作成システムで作成した臨時の洪水予報を確認し、発表する。

洪水予報（臨時）の発表イメージ

正規		臨時	
さばかわ 佐波川氾濫警戒情報 （警戒レベル 3 相当情報） 佐波川洪水予報第〇号 洪水警戒 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 やまぐちかせん こくどう じむ しょ しものせきほう きしやう ない 山口河川国道事務所・下関地方気象台 共同発			

(水位または流量)								
基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル3相当								
新橋 (防府市)	氾濫危険水位 4.60 m							
	避難判断水位 4.20m							
	氾濫注意水位 3.40 m							
	ゼロ点高 EL=5.26 m							
基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
漆尾 (山口市)	氾濫危険水位 4.00 m							
	避難判断水位 3.60 m							
	氾濫注意水位 3.40 m							
	ゼロ点高 EL52.07 m							
基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
堀 (山口市)	氾濫危険水位 4.30 m							
	避難判断水位 3.90 m							
	氾濫注意水位 3.00 m							
	ゼロ点高 EL=5.91 m							
・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.htm								
(参考)								
(受け持ち区間)								
基準観測所	新橋 水位観測所	漆尾 水位観測所	堀 水位観測所					
	防府市	山口市	山口市					
受け持ち区間	佐波川	佐波川	佐波川					
	左岸 佐波川10.5km金波地先から海まで	左岸 島地川合流点から佐波川10.5km金波地先まで	左岸 中国自動車道から島地川合流点まで					
	右岸 佐波川10.5km金波地先から海まで	右岸 島地川合流点から佐波川10.5km金波地先まで	右岸 中国自動車道から島地川合流点まで					
☐雨の情報を知りたい方はこちら								
今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）		https://www.ima.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:9/lat:34.062899/l						
☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら								
川の防災情報 洪水予報画面		https://www.river.go.jp/index						
☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら								
水害リスクライン		https://f1.river.go.jp/						
☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら								
浸水ナビ		https://suiboumap.gsi.go.jp/						



今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



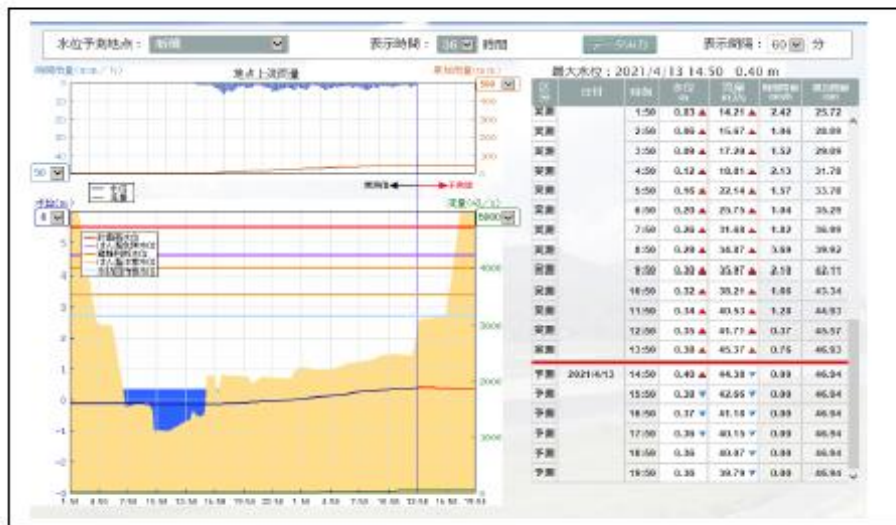
浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 山口河川国道事務所 河川管理課 電話：0835-22-1890

気象関係：気象庁 福岡管区气象台 気象防災部 予報課 電話：092-401-0950

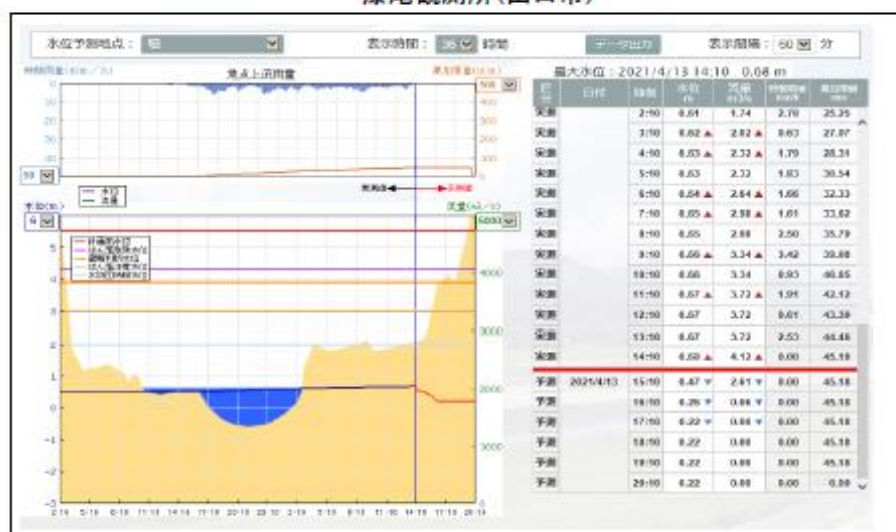
(参考資料)



新橋観測所(防府市)



漆尾観測所(山口市)



堀観測所(山口市)

小瀬川水系洪水予報実施要領

中国地方整備局太田川河川事務所（以下「太田川河川事務所」という。）と広島地方気象台及び下関地方気象台は、「太田川水系及び小瀬川水系の洪水予報業務に関する細目協定（令和 4 年 6 月 13 日）」（以下「細目協定」という。）に基づき、小瀬川水系洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1 洪水予報を行う際に用いるデータ

洪水予報を行う際に用いるデータは、小瀬川水系における流域内の気象庁雨量観測所及び国土交通省雨量・水位観測所とし、所在は付表 1、配置図は付図 1 のとおりとする。

2 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は、原則として、太田川河川事務所においては流域治水課長が、広島地方気象台及び下関地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、太田川河川事務所と広島地方気象台、下関地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は付図 2 に番号を示した電話・FAX によるものとする。

3 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表 2、付図 2 のとおりとする。

なお、付表 3 に示すウェブサイトで洪水の危険度に関する情報等を公表する。

4 洪水予報作業の開始及び終了の時期

(1) 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表 4 に示すいずれかの流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表 1（3）に示すいずれかの基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなつたと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

5 洪水予報の発表

(1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文、水位、雨量及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、注意事項、参考資料等を記載することとする。

(2) 発表形式には XML 形式と PDF 形式があり、XML 形式は気象庁防災情報 XML に基づく仕様とし、PDF 形式の具体的な発表形式は、付図 3 の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

(3) 必要に応じて、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は 0.5MB までとする。

- (4) 洪水予報番号は細目協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 小瀬川において、付表 1（3）に示すいずれかの基準観測所で最初に発表基準となった場合に発表を行い、その後は、予報区域全体の危険度が変化した場合、その他必要と認める場合に発表を行う。
種類及び情報名は、予報区域内で最も危険度の高い基準観測所の水位を基に選定するものとする。
- (7) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を 1 つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。
- (8) 臨時の洪水予報については、別紙に定めるとおり運用する。

なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等から XML 形式で情報が提供されていることを念頭に、7. に述べる情報システムの障害時を除き、FAX のみを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

6 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表 1（3）のとおりとする。

なお、全水位観測所において、氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を 3 時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。また、これを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位の到達を 4 時間先以降に予測した場合は、60 分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する予測に変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報を発表する。ただし、必要に応じて、太田川河川事務所、広島地方気象台及び下関地方気象台で氾濫警戒情報の発表を協議して決めるものとする。

7 情報システム障害時及び、洪水予報作業の機能喪失時等の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 洪水予報作業に用いるデータの交換は、付表 5 の種類について、FAX 又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。

イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、太田川河川事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX 等により広島地方気象台及び下関地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、太田川河川事務所、広島地方気象台及び下関地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

- (2) 洪水予報作業の機能喪失時等においては、以下の要領で作業を行う。

ア 太田川河川事務所を実施すべき作業を、中国地方整備局の本局（連絡先は付表 6）で代行する。

イ 広島地方気象台及び下関地方気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表 6）で代行する。

8 その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

制 定	平成12年	5月16日
一部改正	平成17年	8月 5日
一部改正	平成18年	3月31日
一部改正	平成18年	5月23日
一部改正	平成19年	4月19日
一部改正	平成25年	3月 4日
一部改正	平成25年	8月30日
一部改正	平成25年10月	1日
一部改正	平成27年	3月31日
一部改正	平成27年	4月10日
一部改正	平成28年	4月 1日
一部改正	令和 元年	5月29日
一部改正	令和 3年	6月 1日
一部改正	令和 4年	6月13日

中国地方整備局 太田川河川事務所 流域治水課長 福田 託朗

広島地方气象台 防災管理官 川田 保

下関地方气象台 防災管理官 堀田 幸男

附則

この実施要領は、令和 7年 2月18日から改正する。

この実施要領は、改修した洪水予警報等作成システムの運用開始日から施行する。

付表 1 小瀬川水系における流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高m
小瀬川	廿日市津田	ハツカイチツタ	広島県廿日市市津田	317

(2) 国土交通省雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高m
小瀬川	小瀬	オゼ	山口県岩国市大字小瀬字沖原	8
	津田	ツダ	広島県廿日市市津田	320

(3) 国土交通省水位観測所（基準観測所）

河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	氾濫する可能性のある水位 m
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位	
小瀬川	小川津	オガワヅ	北緯 34° 13' 42" 東経 132° 10' 38"	山口県岩国市 大字小瀬字 小川津	2.600	4.000	5.700	6.200	7.210
	両国橋	リョウゴクバシ	北緯 34° 12' 29" 東経 132° 11' 35"	山口県岩国市 大字小瀬字 墨屋堂	2.800	3.900	4.400	4.900	5.650

付表2 洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
河川情報センター	F A X、メール又は専用電話	太 田 川 河 川 事 務 所
広島県土木建築局（水防県本部）	F A X、メール又は一般電話	〃
広島県西部建設事務所廿日市支所	〃	〃
山口県岩国土木建築事務所	〃	〃
大竹市水防本部	〃	〃
岩国市危機管理課	〃	〃
和木町水防本部	〃	〃
広島県危機管理監 （広島県災害対策本部）	気 象 情 報 伝 送 処 理 シ ス テ ム	広 島 地 方 気 象 台
日本放送協会	〃	広 島 地 方 気 象 台 下 関 地 方 気 象 台
NTT 五反田センタ	〃	〃
総務省消防庁	〃	〃
山口県防災危機管理課 （山口県災害対策本部）	〃	下 関 地 方 気 象 台
TYS テレビ山口株式会社	F A X、メール又は一般電話	太 田 川 河 川 事 務 所
山口朝日放送株式会社	〃	〃
株式会社エフエム山口	〃	〃
山口放送株式会社	〃	〃

※NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表3 洪水の危険度に関する情報の公表

公表先	公表先 URL
水害リスクライン（一般向け）（国交省ウェブサイト）	https://frl.river.go.jp/
水害リスクライン（自治体向け）（国交省ウェブサイト）（限定公表）	https://frlg.river.go.jp/
キキクル（洪水予報の危険度分布）（気象庁）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

付表4 洪水予報作業の開始基準雨量

次の基準観測所上流域の流域平均雨量を基準とする。

予報区域	基準観測所	基 準 雨 量 (単位：ミリ)		
		1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量
小瀬川	小川津水位観測所	20	30	70
	両国橋水位観測所	20	30	70

付表5 情報システム障害時に交換するデータ

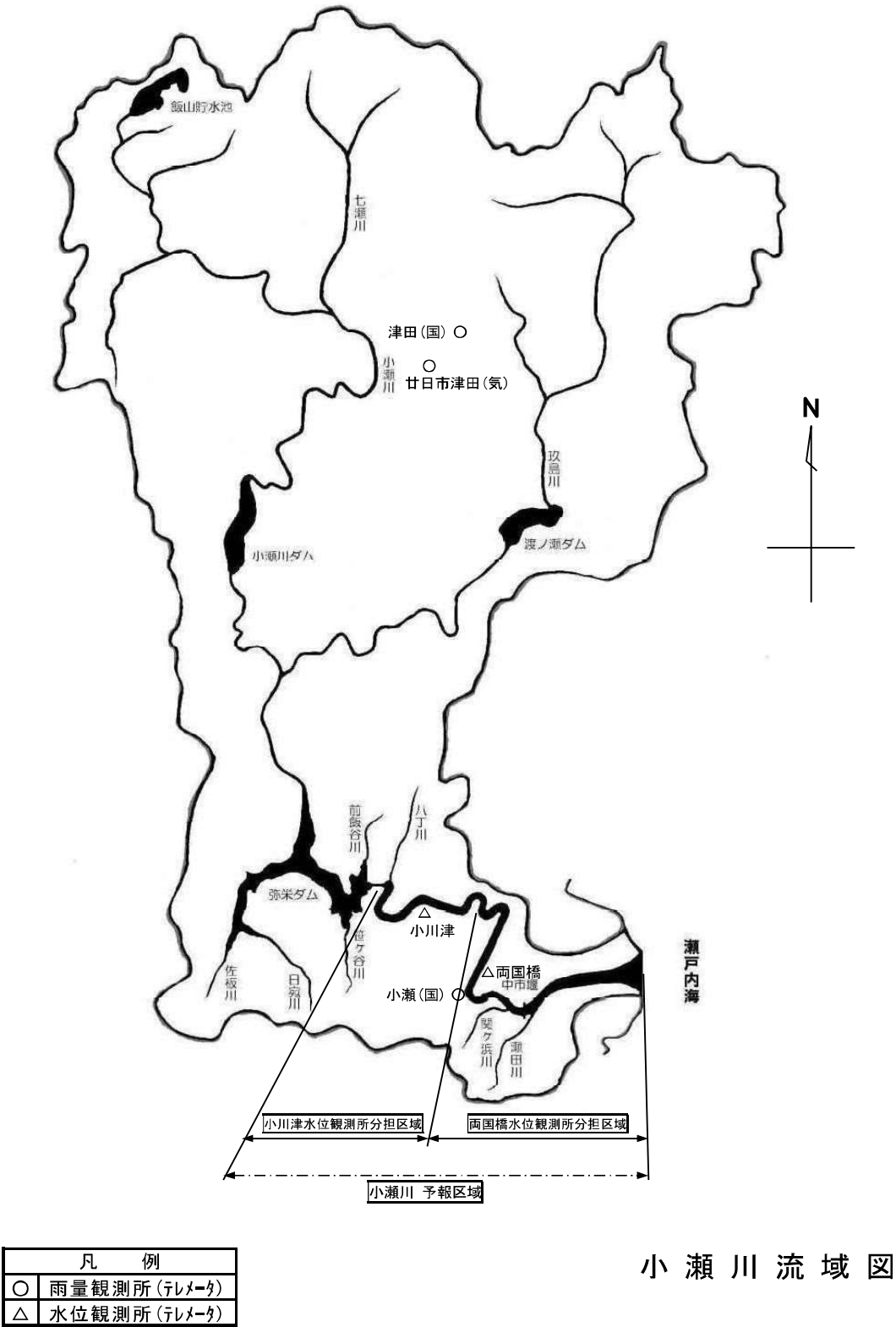
- (1) 広島地方気象台から太田川河川事務所に通知するもの
- ア 広島県・山口県に発表された注意報・警報（水防活動用）
 - イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報
 - オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、6時間先までの特別予測）
 - 小瀬川 小川津、両国橋
- (2) 太田川河川事務所から広島地方気象台に通知するもの
- ア 次の観測所の雨量（前1時間実況）
 - 小瀬川 小瀬、津田、
 - イ 次の観測所の水位（実況）
 - 小瀬川 小川津、両国橋

付表6 代行作業担当官署の連絡先

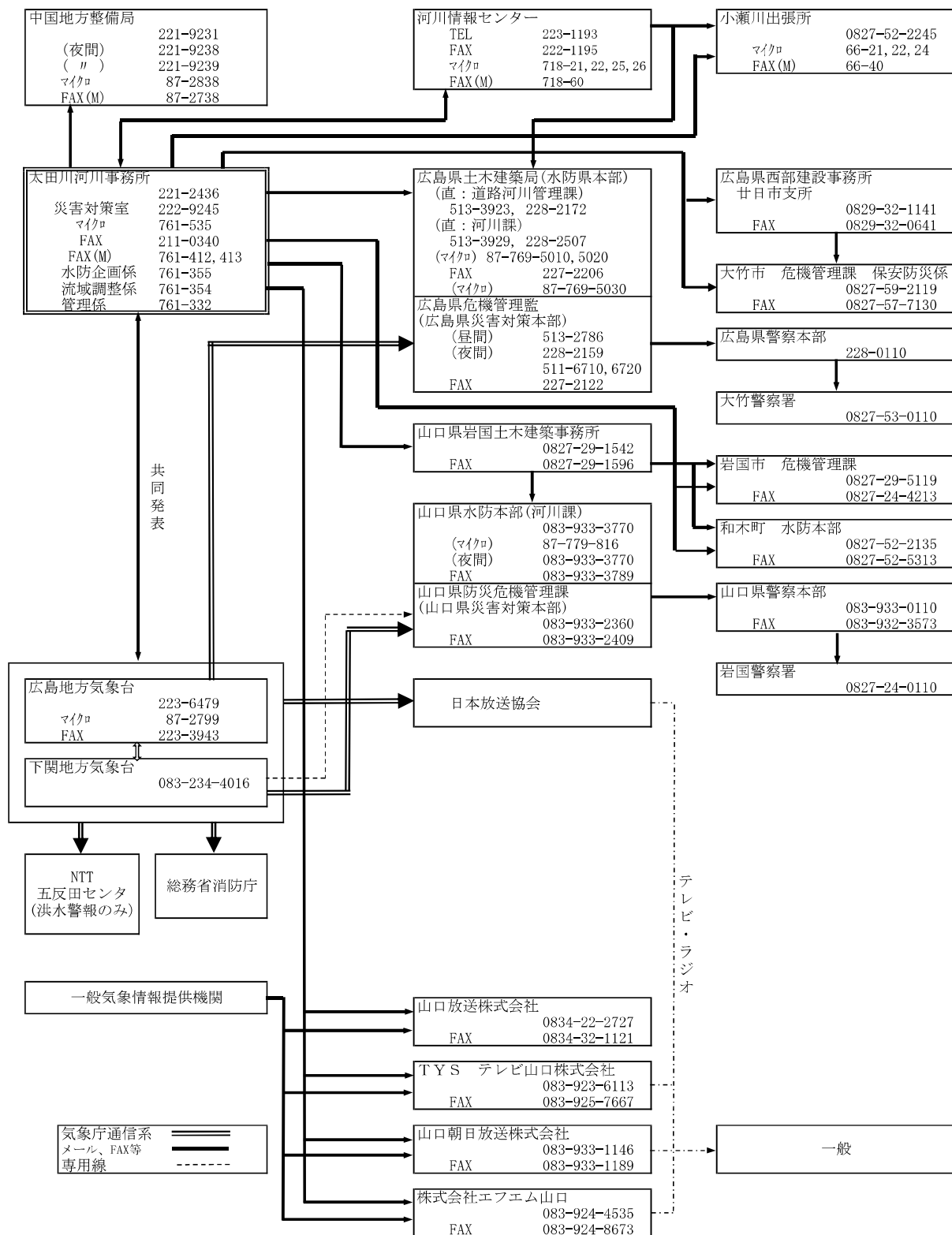
官署名	代行作業官署名	電話番号	備考
太田川河川事務所	中国地方整備局河川部水災害	082-511-6214	水害予報センター長（内線：87-3851）
	予報センター	082-511-6215	水災害対策専門官（内線：87-3852）
広島地方気象台	大阪管区気象台 気象防災部予報課	080-7851-1430 090-6790-3570	FAX 番号：06-6941-1846
下関地方気象台	福岡管区気象台 気象防災部予報課	092-715-8591	FAX 番号：092-771-2886

※気象庁側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、気象庁側から太田川河川事務所に対し連絡するものとする。

付図1 雨量・水位観測所配置図



付図2 伝達系統図



注1: なお河川情報センターの端末機が設置してある地域事務所水防管理団体も端末機から情報を得ることができる。

正規

小瀬川氾濫注意情報
(警戒レベル2相当情報)

小瀬川洪水予報第○号
洪水注意報(発表)
令和○年○月○日○時○分
おたがわかせんじむしょ ひろしまちほう きしゅうだい しものせきちほうきしゅうだい
太田川河川事務所・広島地方気象台・下関地方気象台 共同発表

(見出し)

小瀬川 では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2相当】小瀬川の両国橋基準観測所(岩国市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

小瀬川氾濫注意情報(警戒レベル2相当情報)			
新着・更新	新着・更新	新着	新着
	基準観測所	両国橋	小川津
	対象河川	小瀬川	小瀬川
	警戒レベル()相当	2	2
	現況水位	2 (レベル2水位超過)	2 (レベル2水位超過)
	予測水位		
新着	岩国市	2	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に50ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
小瀬川流域	○○○ミリ	○○ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
両国橋 (岩国市)	氾濫危険水位 4.90 m							
	避難判断水位 4.40 m							
	氾濫注意水位 3.90 m							
	ゼロ点高 H=2.970 m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
小川津 (岩国市)	氾濫危険水位 6.20 m							
	避難判断水位 5.70 m							
	氾濫注意水位 4.00 m							
	ゼロ点高 12.000 m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXX
 (参考)
 (受け持ち区間)

基準観測所	両国橋 基準観測所	小川津 基準観測所
	岩国市	岩国市
受け持ち区間	小瀬川	小瀬川
	左岸 前瀬橋から海まで 右岸 前瀬橋から海まで	左岸 弥栄ダム下流から 前瀬橋まで 左岸 弥栄ダム下流から 前瀬橋まで

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/
--------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/
------	---



イメージ

今後の雨（解析雨量、
降水短時間予報）



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先
 水位関係：国土交通省 太田川河川事務所 流域治水課
 気象関係：気象庁 広島地方気象台
 気象庁 下関地方気象台

電話：082-222-9245
 電話：082-223-3951
 電話：083-234-4006

臨時の洪水予報の運用について

大雨特別警報の警報等への切替時に、洪水予報（臨時）として発表する河川氾濫に関する情報の当面の運用方法については以下のとおりとする。

1. 目的

現に洪水予報を発表している、または洪水予報を発表する見通しがある河川の氾濫域であっても、その氾濫域を含む地域の大雨特別警報が警報等へ切り替えられた場合※、当該氾濫域（以下、「切替のあった氾濫域」という。）が安全になったという誤解が生じるおそれがある。これを防ぐため、以下の通り運用するものとする。

※ 発表されている大雨特別警報は、大雨警報や大雨注意報に切り替えられるほか、すべて解除される場合などがある。

2. 発表主体等

河川事務所等（地方整備局、河川事務所等）と地方气象台等（気象庁大気海洋部、管区气象台、地方气象台）が共同で基本的には洪水予警報等作成システムにより発表する。本件の伝達先については、その他の洪水予報と同様とする。

3. 発表の対象とする洪水予報河川の予報区域の条件

切替のあった氾濫域へ氾濫水をもたらすおそれのある洪水予報河川の予報区域を対象とする。

また、長大な河川の中下流部であるなど、ある程度の長期の見通しが技術的に可能な区間においては、洪水予報を発表していなくとも氾濫危険情報の発表が見通される場合は、河川氾濫に関する情報を発表する。

なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判断できない場合もあるので注意すること。

4. 発表のタイミング

切替のあった氾濫域が生じた場合、速やかに発表するものとする。なお、氾濫域が大雨特別警報が発表されている複数の府県予報区にまたがる場合は、切替の都度、発表することとするが、短時間で連続して切替となる場合はその旨を記載の上、まとめて発表して差し支えない。

5. 発表内容

発表中の洪水予報を踏まえ、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後にも河川氾濫の危険が迫っていることを広く周知する。

また、この際、6時間先までの水位予測のほか、長期の見通しが可能な予報区域においては、氾濫危険水位を超過する可能性及び超過と思われる時間帯、水位・流量のピークとなる時間帯などについて参考情報として記載してもよい。

発表形式については、別紙をもとに、関係する河川事務所等と地方気象台等が協議すること。

6. その他

発表のタイミング、対象とする予報区域の条件、発表形式を含む発表内容等については予め河川事務所等と気象台等とで電話、チャットツール等により相互に認識共有を図り、以下の流れの通り発表する。大雨特別警報発表時においても警報等への切替に備えて事前に情報交換を行うこと。洪水予警報等作成システムにおいて発表が困難となる場合には、洪水予報の実施要領の障害発生時と同様の対応を行う。

臨時の洪水予報発表の流れ

- ①気象台から大雨特別警報の切替の見通しを、電話及びチャットツール等で河川事務所に連絡する。
- ②河川事務所から臨時の洪水予報発表見込みを電話及びチャットツールで気象台に連絡する。
- ③河川事務所が臨時の洪水予報をシステムで作成し、チャットツールにて気象台へ通知する。
- ④気象台と河川事務所においてシステムで作成した臨時の洪水予報を確認し、発表する。

〇〇〇〇^{かわ}
〇〇川氾濫警戒情報
(警戒レベル3相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
洪 水 警 報
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
〇〇^{かせんじむしょ}河川事務所・〇〇^{ちほう きしやう だい}地方气象台 共同発表

(見出し)
〇〇県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから

(主文)
【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△基準観測所(△△市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)			
新着・更新	新着・更新		
	基準観測所	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	3	2
	現況水位	2 (レベル2水位超過)	2 (レベル2水位超過)
	予測水位	3 (6時間後までにレベル4水位超過)	
	〇〇市	3	—
	△△市	3	2
		—	2

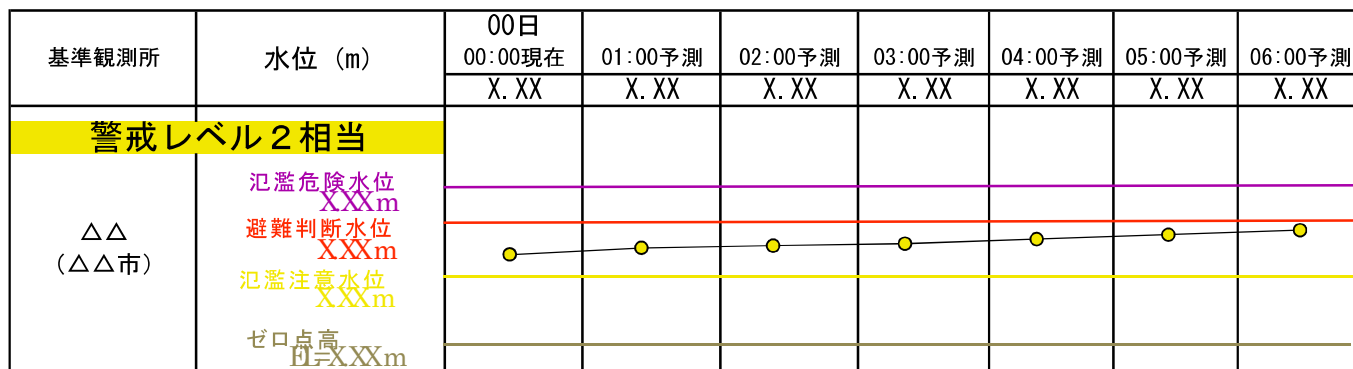
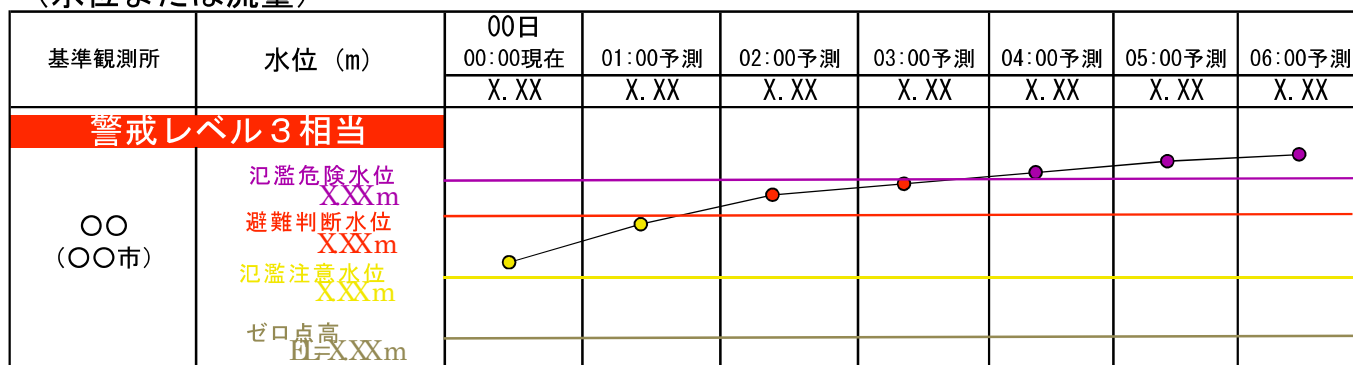
市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)
多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)



・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 基準観測所	△△ 基準観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XX
---------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XX
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナヒ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方气象台 電話：XXX-XXX-XXXX

付表 2 3

錦川水系錦川及び門前川の洪水予報実施要領

山口県岩国土木建築事務所（以下「岩国土木建築事務所」という。）と下関地方気象台は、「山口県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（平成 28 年 4 月 1 日）」（以下「協定」という。）に基づき、錦川水系錦川及び門前川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1. 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は岩国土木建築事務所では維持管理課、下関地方気象台では現業室において実施するものとする。

2. 洪水予報を行う際に用いる資料

錦川における流域内の気象庁雨量観測所、山口県雨量・水位観測所の所在は付表 1、配置図は付図 1 のとおりとする。

3. 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡責任者は、岩国土木建築事務所においては維持管理課長、下関地方気象台においては観測予報管理官とする。

連絡方法については、山口県と下関地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は電話・メールによるものとする。

4. 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表 2、付図 2 のとおりとする。

なお、付表 3 に示すウェブサイトで洪水の危険度に関する情報等を公表する。

5. 洪水予報作業の開始及び終了

（1） 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表 4 に示すいずれかの流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表 1（3）に示すいずれかの基準観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）（洪水予報作業開始の基準となる水位）を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

（2） 洪水予報作業の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6. 洪水予報の発表

（1） 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文、水位、雨量及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、注意事項、参考資料等を記載することとする。

（2） 発表形式には、XML 形式と PDF 形式があり、XML 形式は気象庁防災情報 XML に基づく仕様^{※注 1}とし、PDF 形式の具体的な発表形式は、付図 3 の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

※注1：XML形式の詳細について：https://www.data.jma.go.jp/suishin/cgi-bin/catalogue/make_product_page.cgi?id=KasenKoz

- (3) 必要に応じ、予報文を補足する参考資料を双方で協議の上、添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は300kBまでとする。
- (4) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。
なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8.に述べる情報システムの障害時を除き、FAXのみを用いるなど変則的な運用は行わないことを徹底する。

7. 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表基準に関する具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

8. 情報システム障害時及び、洪水予報作業の機能喪失時等の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。
 - ① 岩国土木建築事務所と下関地方気象台の洪水予報作業に用いる資料の交換は、付表5の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。
 - ② 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。
なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、岩国土木建築事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX等により下関地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。
 - ③ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、岩国土木建築事務所及び下関地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。
- (2) 洪水予報の作業場所の機能喪失時においては、以下の要領で作業を行う。
 - ① 岩国土木建築事務所で実施すべき作業を、山口県の本部課（連絡先は付表6）で代行する。
 - ② 下関地方気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表6）で代行する。

9. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要があるが生じた場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

制定	平成15年6月	3日
一部改正	平成19年4月	19日
一部改正	平成20年6月	3日
一部改正	平成22年4月	1日

一部改正	平成 24 年 3 月 27 日
一部改正	平成 25 年 8 月 30 日
一部改正	平成 26 年 3 月 26 日
一部改正	平成 27 年 5 月 20 日
一部改正	平成 28 年 6 月 10 日
一部改正	令和 元年 5 月 29 日
一部改正	令和 3 年 5 月 28 日
一部改正	令和 6 年 8 月 7 日
一部改正	令和 7 年 3 月 12 日

10. 付則

この実施要領は、改修した洪水予警報等作成システムの運用開始日から施行する。

令和 7 年 3 月 12 日

山口県 岩国土木建築事務所長 野嶋 秀範

下関地方気象台 防災管理官 堀田 幸男

付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる錦川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 m
錦川	羅漢山	らかんざん	岩国市美和町秋掛字羅漢山 10996-9	945
	鹿野	かの	周南市大字鹿野下字サヤ段 1277	368
	広瀬	ひろせ	岩国市錦町広瀬 1122-1	97
	岩国	いわくに	岩国市川西 4-6-1	41

(2) 山口県雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 m
錦川	岩国土木	いわくにどぼく	岩国市三笠町1丁目	33.4
	松尾峠	まつおとうげ	岩国市多田字西ヶ尾 341	289.5
	沖市	おきいち	岩国市御庄1丁目 115	139.5
	寺山	てらやま	岩国市寺山 323	276.3
	鮎谷	あゆたに	岩国市美和町鮎谷	125.4
	生見川ダム	いきみがわだむ	岩国市美川町南桑字小郷地先	129.0
	羅漢	らかん	岩国市美和町秋掛羅漢 996 番地の 16	884.5
	宇佐郷	うさごう	岩国市錦町宇佐字容谷山 1875	433.0
	瀬戸	せと	岩国市錦町府谷 3084	256.0
	錦	にしき	岩国市錦町広瀬 6748 番地の 1	480.7
	三瀬川	さんぜがわ	岩国市周東町瀬越 1781 地先	469.5
	北山	きたやま	周南市大字須万 2091	419.5
	菅野ダム	すがのだむ	周南市大字中須北字川平 194 番地 3	283.5
	向道ダム	こうどうだむ	周南市大字大道理字掛 260-7	344.5
	田原橋	たはらばし	周南市大字鹿野下字秘尻敷 1299-2 地先	364.5
	長野山	ながのやま	周南市大字五万堂 563 の 5	1020.5
	大潮	おおしお	周南市大字大潮字開作 3045	660.5
	平瀬ダム	ひらせだむ	岩国市錦町広瀬 5341 番地 1	184.7

(3) 山口県水位観測所（基準観測所）

河川	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団 待機水位 m	氾濫注意 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	計画高 水位 m
					レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	
錦川	臥竜橋	がりようばし	N 34° 09' 47" E 131° 10' 44"	岩国市錦見 3203 番地	3.50	4.20	4.80	5.30	6.762
	南桑	なぐわ	N 34° 12' 56" E 132° 00' 53"	岩国市美川町南桑字滝の上 3452 番 1	3.50	4.70	6.00	6.60	9.41

注) 各水位は、基準観測所における最深河床高を 0 とした場合の値

(4) 山口県水位観測所（基準観測所以外）

河川	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団 待機水位 m	氾濫注意 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	計画高 水位 m
					レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	
錦川	錦橋	にしきばし	N 34° 10' 22" E 132° 06' 23"	岩国市杭名字船津 6 番地の 2	2.70	3.80	3.90	4.30	6.09

注) 水位は、観測所における最深河床高を 0 とした場合の値

付表 2 洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝達方法の例	担 当 官 署
山口県河川課	一般加入電話・メール	岩国土木建築事務所
岩国市危機管理課	〃	〃
岩国市美川支所	一般加入電話・メール（中 流部のみ伝達）	〃
NTT 五反田センタ	気象情報伝送処理システム （警報のみ伝達）※	下関地方気象台
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
山口県防災危機管理課	〃	〃
日本放送協会	〃	〃
福岡管区気象台気象防災部予報課	〃	〃

※ NTT 五反田センタへの伝達は洪水警報のみとし、一般利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

付表 3 洪水の危険度に関する情報の公表

公表先	公表先 URL
山口県土木防災情報システム	https://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/

付表 4 洪水予報作業の開始基準雨量

河 川	流 域	時間	流域平均雨量
錦川	臥龍橋水位観測所上流域	実測 8 時間	110 mm
	南桑水位観測所上流域	実測 4 時間＋予測 1 時間	80 mm

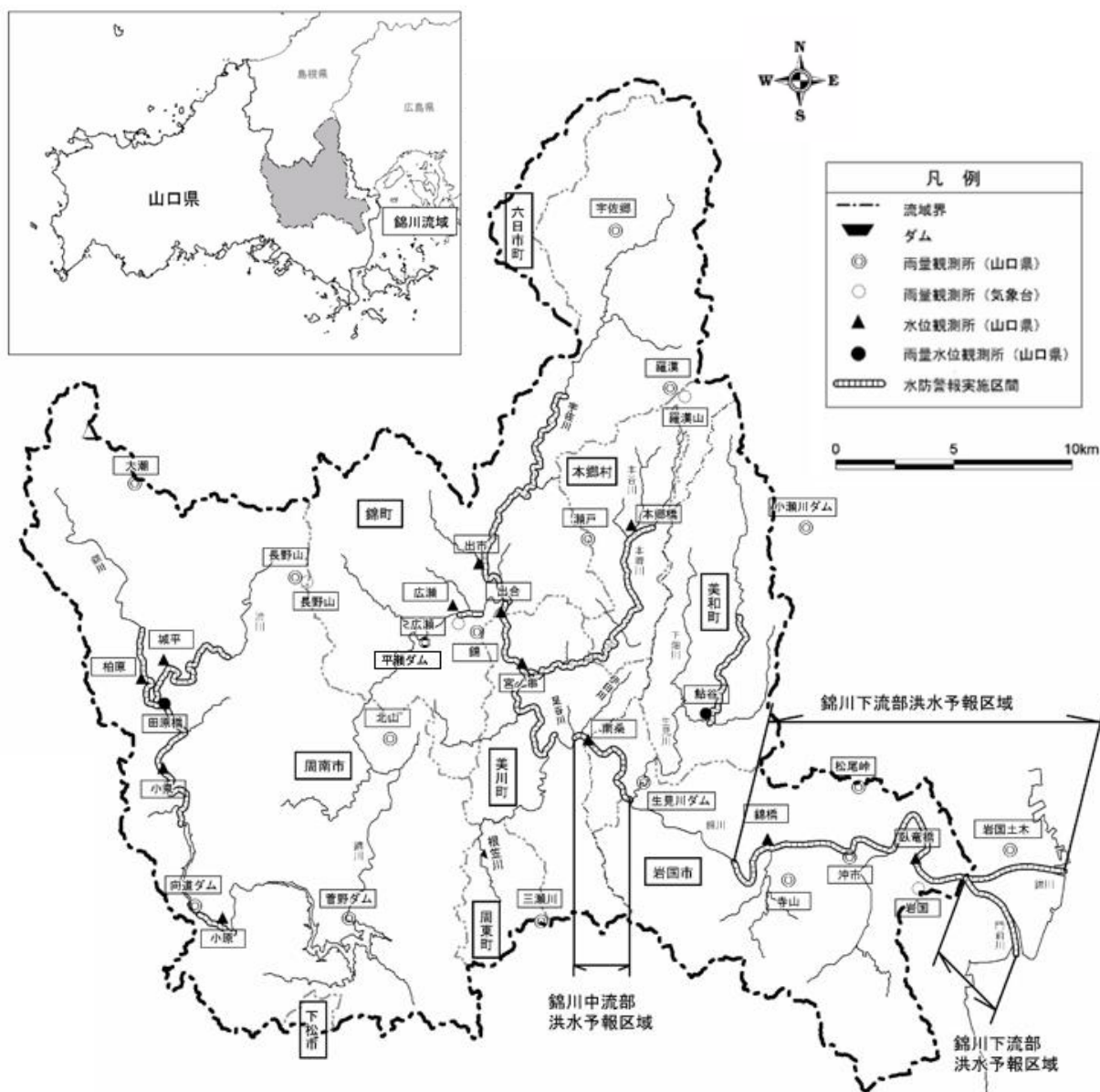
付表 5 情報システム障害時に交換する資料

- (1) 下関地方気象台から岩国土木建築事務所に通報するもの
 - ア 岩国市に発表された注意報・警報（水防活動用）
 - イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報、降水ナウキャスト
 - オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前 1 時間実況、3 時間先までの特別予測）
 - 錦川中流部： 南桑
 - 錦川下流部： 臥龍橋
- (2) 岩国土木建築事務所から下関地方気象台に通報するもの
 - ア 次の観測所の雨量（前 1 時間実況）
 - 錦川： 菅野ダム、生見川ダム、沖市
 - イ 次の観測所の水位（実況及び 3 時間先までの予測）
 - 錦川： 臥龍橋、南桑

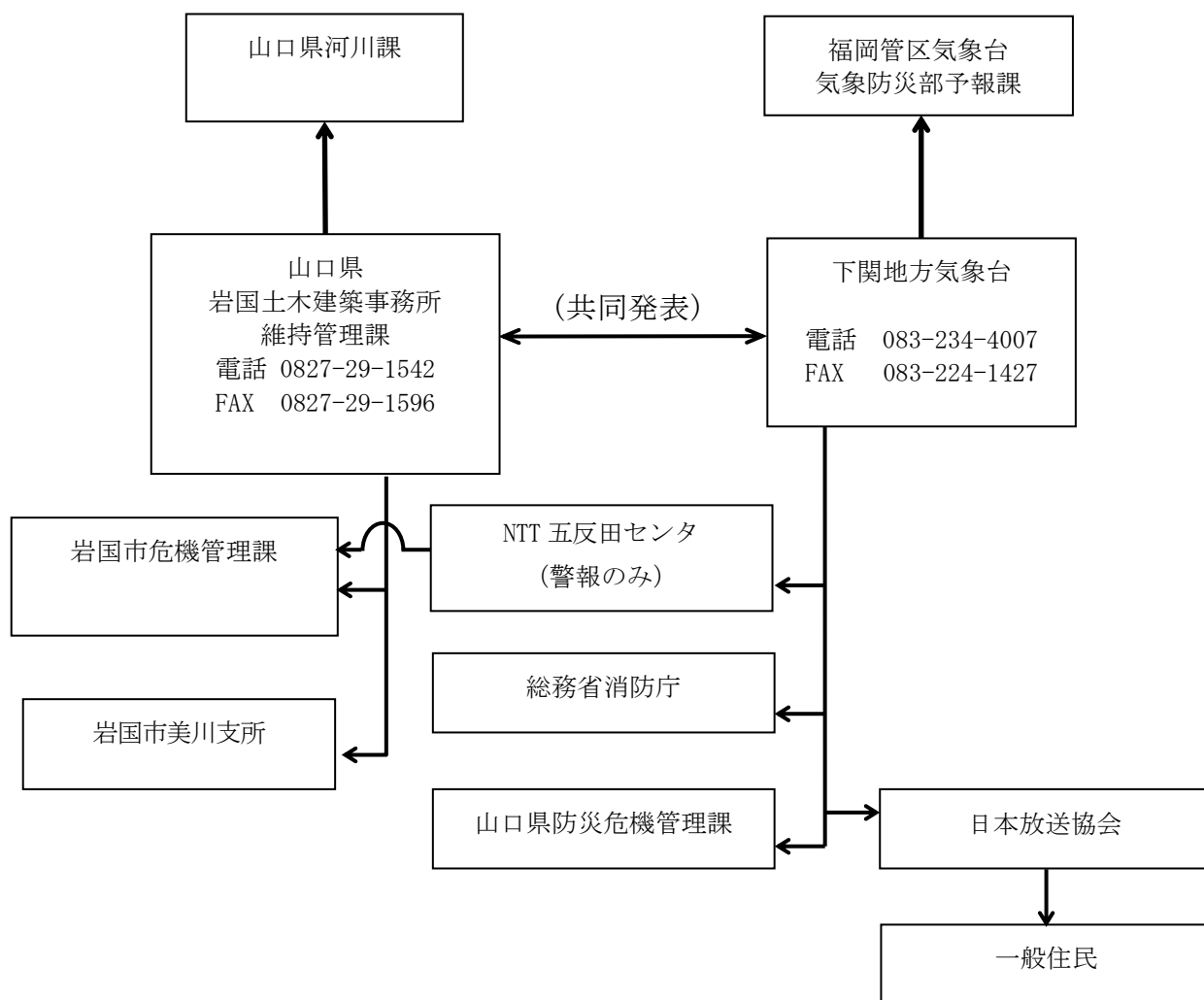
付表 6 代行作業担当官署の連絡先

官署名	代行作業官署名	電話番号	FAX 番号
岩国土木建築事務所	山口県土木建築部河川課	083-933-3776	083-933-3789
下関地方気象台	福岡管区気象台気象防災部予報課	092-715-8591	092-771-2886

付図1 洪水予報区間及び雨量・水位観測所配置図



付図 2 洪水予報の伝達系統



付図3 洪水予報発表のイメージ（PDF形式）

正規

にしき がわ すいけい にしきがわ かりゅうぶ

錦川水系錦川下流部氾濫危険情報
(警戒レベル4相当情報)

錦川水系錦川下流部洪水予報第〇号
洪水警戒
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
いわくに どのぼく けんちくじむ しよ しものせきちほう きしやう だい
岩国土木建築事務所・下関地方気象台 共同発表

(見出し)
錦川水系錦川下流部では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)
【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。錦川の臥龍橋^{がりょうばし}水位観測所（岩国市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。錦川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、岩国市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

錦川水系錦川下流部氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	臥龍橋	
	対象河川	錦川	門前川
	警戒レベル（ ）相当	4	
	現況水位	4 (レベル4水位超過)	
	予測水位		
更新	岩国市	4	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihiyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)
多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
錦川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位（m）	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル4相当								
臥龍橋 （岩国市）	氾濫危険水位 5.30m							
	避難判断水位 4.80 m							
	氾濫注意水位 4.20 m							
	ゼロ点高 EL=0.81 m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	臥龍橋 基準観測所		
	岩国市		
受け持ち区間	錦川 左岸 山口県岩国市下字井応木 13 番 6 地先から河口まで 右岸 山口県岩国市行波字貞清 278 番地 2 地先から河口まで		
	門前川 左岸 山口県岩国市錦川からの分派 点から河口まで 右岸 山口県岩国市錦川からの分派 点から河口まで		

☐ 雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：岩国土木建築事務所 電話：0827-29-1542

気象関係：気象庁 福岡管区気象台 気象防災部 予報課 電話：092-401-0950

付表 2 4

榎野川水系榎野川及び仁保川の洪水予報実施要領

山口県防府土木建築事務所（以下「防府土木建築事務所」という。）と下関地方気象台は、「山口県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（平成 28 年 4 月 1 日）」（以下「協定」という。）に基づき、榎野川水系榎野川及び仁保川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1. 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は防府土木建築事務所では山口支所維持管理第二課、下関地方気象台では現業室において実施するものとする。

2. 洪水予報を行う際に用いる資料

榎野川における流域内の気象庁雨量観測所、山口県雨量・水位観測所の所在は付表 1、配置図は付図 1 のとおりとする。

3. 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡責任者は、防府土木建築事務所においては山口支所維持管理第二課長、下関地方気象台においては観測予報管理官とする。

連絡方法については、山口県と下関地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は電話・メールによるものとする。

4. 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表 2、付図 2 のとおりとする。

なお、付表 3 に示すウェブサイトで洪水の危険度に関する情報等を公表する。

5. 洪水予報作業の開始及び終了

（1） 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表 4 に示すいずれかの流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表 1（3）に示すいずれかの基準観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）（洪水予報作業開始の基準となる水位）を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

（2） 洪水予報作業の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6. 洪水予報の発表

（1） 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文、水位、雨量及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、注意事項、参考資料等を記載することとする。

（2） 発表形式には、XML 形式と PDF 形式があり、XML 形式は気象庁防災情報 XML に基づく仕様^{※注}とし、PDF 形式の具体的な発表形式は、付図 3 の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

※注1：XML形式の詳細について：https://www.data.jma.go.jp/suishin/cgi-bin/catalogue/make_product_page.cgi?id=KasenKoz

- (3) 必要に応じ、予報文を補足する参考資料を双方で協議の上、添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は300kBまでとする。
- (4) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 樺野川において、付表1(3)に示すいずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表(切替を含む。)を行うものとし、その際、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、洪水予報の種類及び情報名を選定するものとする。
- (7) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。
なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8.に述べる情報システムの障害時を除き、FAXのみを用いるなど変則的な運用は行わないことを徹底する。

7. 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表基準に関する具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

8. 情報システム障害時及び、洪水予報作業の機能喪失時等の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。
 - ① 防府土木建築事務所と下関地方気象台の洪水予報作業に用いる資料の交換は、付表5の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。
 - ② 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。
なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、防府土木建築事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX等により下関地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。
 - ③ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、防府土木建築事務所及び下関地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。
- (2) 洪水予報の作業場所の機能喪失時においては、以下の要領で作業を行う。
 - ① 防府土木建築事務所で実施すべき作業を、山口県の本部課(連絡先は付表6)で代行する。
 - ② 下関地方気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署(連絡先は付表6)で代行する。

9. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要があるが生じた場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

制定 平成16年6月 8日

一部改正	平成19年4月19日
一部改正	平成20年6月 3日
一部改正	平成22年4月 1日
一部改正	平成24年3月27日
一部改正	平成25年8月30日
一部改正	平成26年3月26日
一部改正	平成27年5月20日
一部改正	平成28年6月10日
一部改正	令和 元年5月29日
一部改正	令和 3年5月28日
一部改正	令和 6年8月 7日
一部改正	令和 7年3月12日

10. 付則

この実施要領は、改修した洪水予警報等作成システムの運用開始日から施行する。

令和 7年3月12日

山口県 防府土木建築事務所長 布田 昌司

下関地方気象台 防災管理官 堀田 幸男

付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる樫野川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流 域	観測所名		所在地	標高(m)
樫野川	山 口	やまぐち	山口市前町 1523-8	18

(2) 山口県雨量観測所

流 域	観測所名		所在地	標高(m)
樫野川	仁 保	にほ	山口市道祖ヶ原 1435-4	252.0
	荒谷ダム	あらたにだむ	山口市宮野上 570-18	215.0
	六軒茶屋	ろっけんじやや	山口市上宇野令六軒茶屋	370.0
	一の坂ダム	いちのさかだむ	山口市上天花町 1 番 1 号	148.0
	鰐 石	わにいし	山口市惣太夫町 261-2	25.0
	小 鯖	おさば	山口市下小鯖 1960-2	52.0
	東津橋	ひがしづばし	山口市小郡下郷字東津中 2503 地先	8.0

(3) 山口県水位観測所（基準観測所）

河川名	観測所名		位 置 (緯度経度)	所在地	水防団 待機水位 m	氾濫注意 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	計画高 水位 m
					レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
樫野川	朝田	あさだ	N 34° 08' 17" E 131° 25' 43"	山口市朝田 2726 地先	3.10	3.80	5.00	6.10	9.41
	鰐石	わにいし	N 34° 10' 09" E 131° 28' 48"	山口市惣太夫町 261-2	1.20	2.00	2.10	2.60	3.52
仁保川	御堀橋	みほりばし	N 34° 09' 49" E 131° 29' 15"	山口市大内御堀字下千坊 4714-7	2.00	2.20	2.40	2.60	4.35

注) 各水位は、基準観測所における最深河床高を 0 とした場合の値

(4) 山口県水位観測所（基準観測所以外）

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団 待機水位 m	氾濫注意 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	計画高 水位 m
					レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
樫野川	東津橋	ひがしづばし	N 34° 06' 05" E 131° 24' 16"	山口市小郡下郷字東津中2503 地先	4.30	4.90	6.30	7.30	9.12
	豊年橋	ほうねんばし	N 34° 09' 44" E 131° 27' 59"	山口市富田原町29-7	3.80	4.80	5.40	6.20	7.25
	宮野河原	みやのかわはら	N 34° 12' 13" E 131° 30' 56"	山口市宮野上字西尾崎2387-4	2.10	2.50	2.70	3.20	4.26

注) 各水位は、観測所における最深河床高を0とした場合の値

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法の例	担当官署
山口県河川課	一般加入電話・メール	防府土木建築事務所
山口市防災危機管理課	〃	〃
N T T五反田センタ	気象情報伝送処理システム (警報のみ伝達) ※	下関地方気象台
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
山口県防災危機管理課	〃	〃
日本放送協会	〃	〃
福岡管区気象台気象防災部予報課	〃	〃

※ N T T五反田センタの伝達は洪水警報のみとし、一般利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

付表3 洪水の危険度に関する情報の公表

公表先	公表先 URL
山口県土木防災情報システム	https://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/

付表4 洪水予報作業の開始基準雨量

河川	流域	時間	流域平均雨量
樫野川	朝田水位観測所上流域	実測3時間+予測1時間	60mm
仁保川	御堀橋水位観測所上流域	実測3時間+予測1時間	50mm

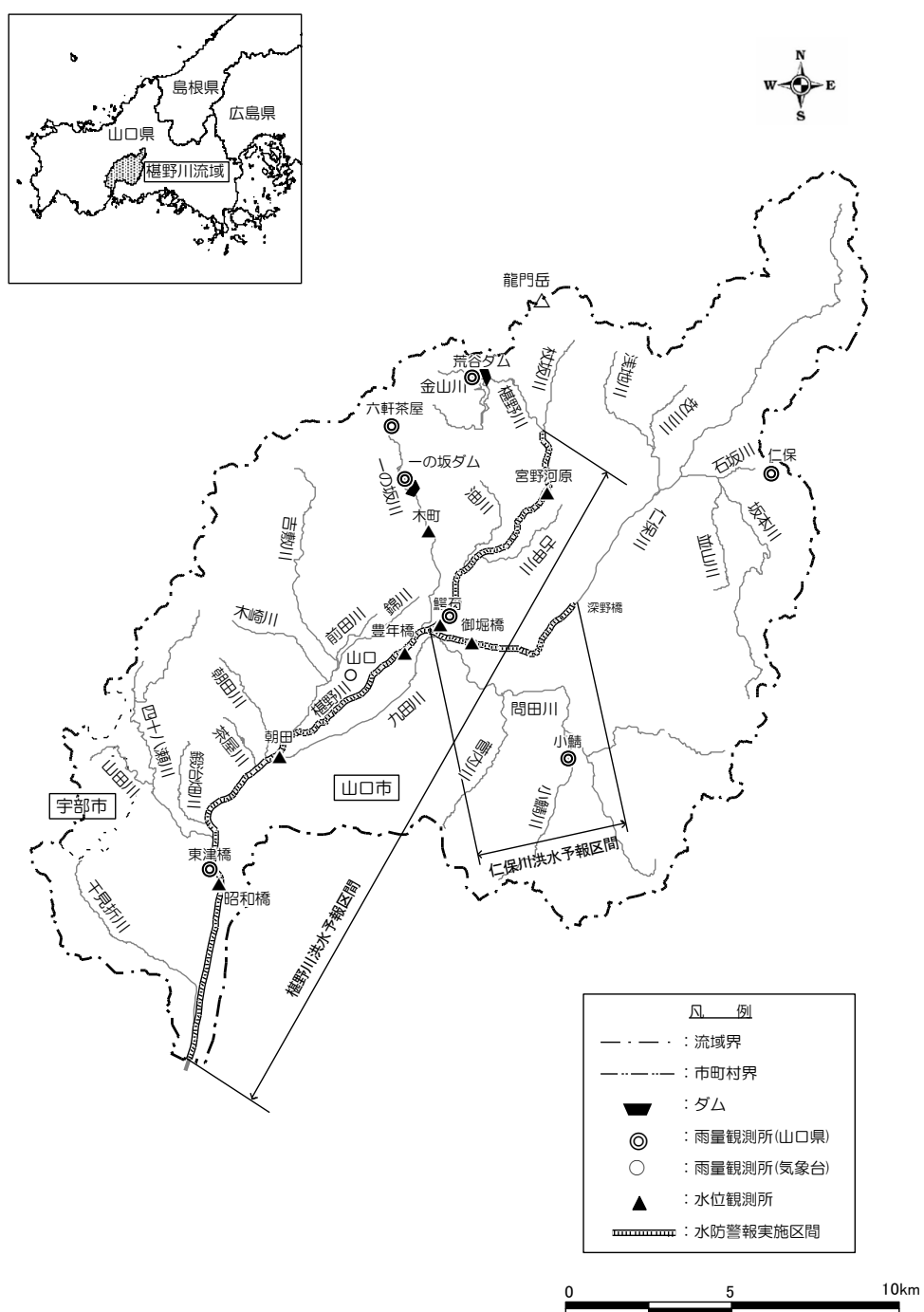
付表 5 情報システム障害時に交換する資料

- (1) 下関地方気象台から防府土木建築事務所に通報するもの
 - ア 山口市に発表された注意報・警報(水防活動用)
 - イ 気象情報(大雨、台風、低気圧、梅雨等)
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報、降水ナウキャスト
 - オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量(前 1 時間実況、3 時間先までの特別予測)
 - 榎野川：朝田、鰐石（山口市）
 - 仁保川：御堀橋（山口市）
- (2) 防府土木建築事務所から下関地方気象台に通報するもの
 - ア 次の観測所の雨量(前 1 時間実況)
 - 榎野川水系：荒谷ダム、一の坂ダム、鰐石、仁保（山口市）
 - イ 次の観測所の水位(実況及び 3 時間先までの予測)
 - 榎野川：朝田、鰐石（山口市）
 - 仁保川：御堀橋（山口市）

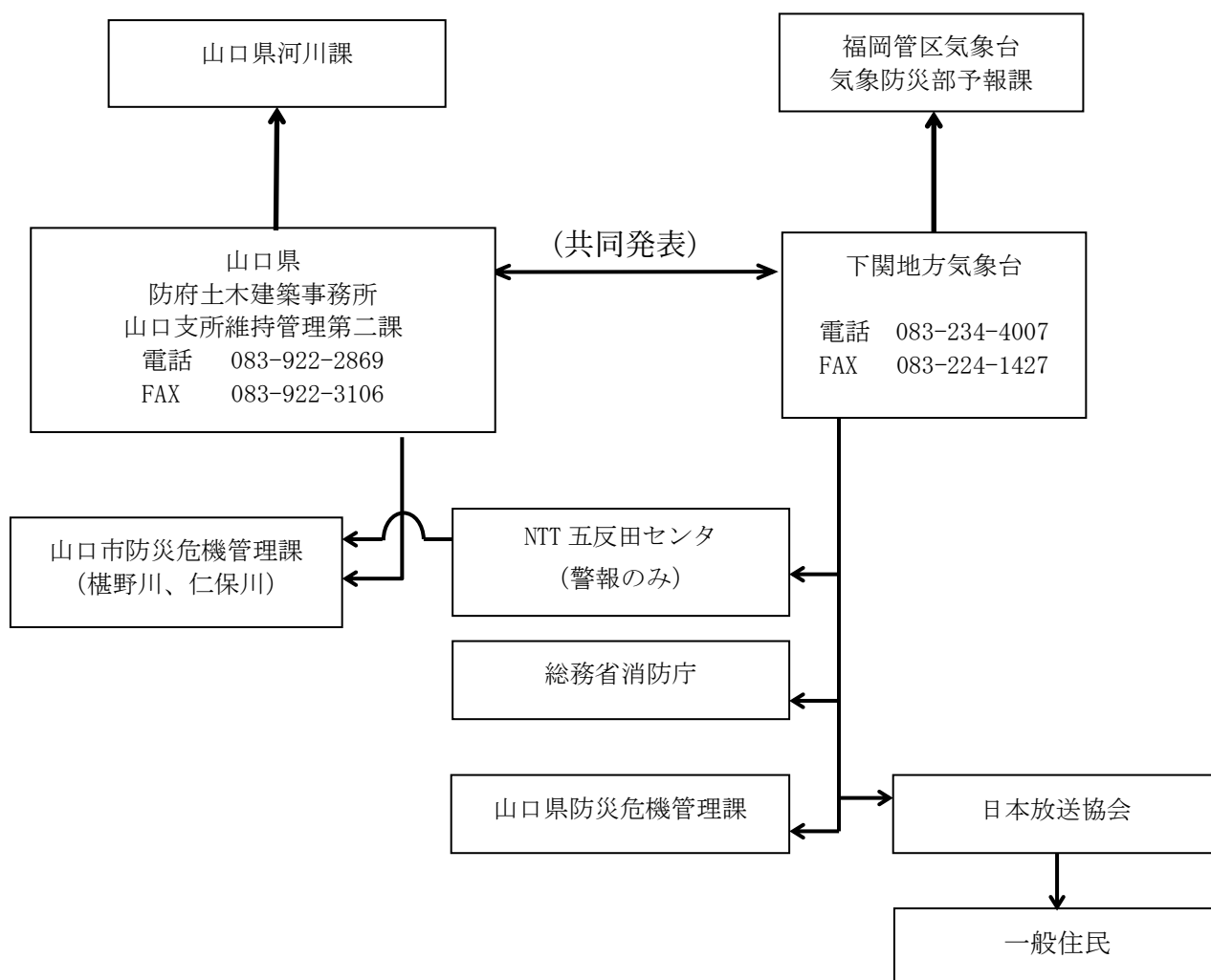
付表 6 代行作業担当官署の連絡先

官署名	代行作業官署名	電話番号	FAX 番号
防府土木建築事務所	山口県土木建築部河川課	083-933-3776	083-933-3789
下関地方気象台	福岡管区気象台気象防災部予報課	092-715-8591	092-771-2886

付図 1 洪水予報区間及び雨量・水位観測所位置図



付図2 洪水予報の伝達系統



付図3 洪水予報発表のイメージ（PDF形式）

正規

ふしのがわすいけいふしのがわ

榎野川水系榎野川氾濫危険情報

（警戒レベル4相当情報）

榎野川水系榎野川洪水予報第〇号

洪水警戒

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

ほうふどほくけんちくじむしよしものせきちほうきしやうだい

防府土木建築事務所・下関地方気象台 共同発表

（見出し）

榎野川水系榎野川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

（主文）

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。榎野川の^{わにいし}鰐石水位観測所（山口市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。榎野川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、山口市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。榎野川の^{あさだ}朝田水位観測所（山口市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

（警戒レベル相当情報早見表）

榎野川水系榎野川氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	鰐石	朝田
	対象河川	榎野川	榎野川
	警戒レベル（ ）相当	4	3
	現況水位	4 （レベル4水位超過）	3 （レベル3水位超過）
	予測水位		
更新	山口市	4	－

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

（雨量）

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
榎野川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

-243-

(水位または流量)

(水位または流量)								
基準観測所	水位 (m)	00 日						
		00:00 現在	01:00 予測	02:00 予測	03:00 予測	04:00 予測	05:00 予測	06:00 予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル4相当								
鰐石 (山口市)	氾濫危険水位 2.60 m							
	避難判断水位 2.10m							
	氾濫注意水位 2.00m							
	ゼロ点高 EL=20.04m							

基準観測所	水位（m）	00 日						
		00:00 現在	01:00 予測	02:00 予測	03:00 予測	04:00 予測	05:00 予測	06:00 予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
朝田 （山口市）	氾濫危険水位 6.10m							
	避難判断水位 5.00m							
	氾濫注意水位 3.80m							
	ゼロ点高 EL=3.44m							

</

ゼロ点高X.XXm

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	鰐石 基準観測所	朝田 基準観測所	
	山口市 榎野川	山口市 榎野川	
受け持ち区間	左岸 山口県山口市枝坂川の合流点 から仁保川の合流点まで	左岸 山口県山口市仁保川の合流点 から河口まで	
	右岸 山口県山口市枝坂川の合流点 から仁保川の合流点まで	右岸 山口県山口市仁保川の合流点 から河口まで	

☐ 雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：防府土木建築事務所 電話：083-922-1070

気象関係：気象庁 福岡管区気象台 気象防災部 予報課 電話：092-401-0950

付表 2 5

厚東川水系厚東川の洪水予報実施要領

山口県宇部土木建築事務所（以下「宇部土木建築事務所」という。）と下関地方気象台は、「山口県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（平成 28 年 4 月 1 日）」（以下「協定」という。）に基づき、厚東川水系厚東川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1. 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は宇部土木建築事務所では維持管理課、下関地方気象台では現業室において実施するものとする。

2. 洪水予報を行う際に用いる資料

厚東川における流域内の気象庁雨量観測所、山口県雨量・水位観測所の所在は付表 1、配置図は付図 1 のとおりとする。

3. 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡責任者は、宇部土木建築事務所においては維持管理課長、下関地方気象台においては観測予報管理官とする。

連絡方法については、山口県と下関地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は電話・メールによるものとする。

4. 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表 2、付図 2 のとおりとする。

なお、付表 3 に示すウェブサイトで洪水の危険度に関する情報等を公表する。

5. 洪水予報作業の開始及び終了

（1） 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表 4 に示すいずれかの流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表 1（3）に示すいずれかの基準観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）（洪水予報作業開始の基準となる水位）を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

（2） 洪水予報作業の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6. 洪水予報の発表

（1） 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文、水位、雨量及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、注意事項、参考資料等を記載することとする。

（2） 発表形式には、XML 形式と PDF 形式があり、XML 形式は気象庁防災情報 XML に基づく仕様^{※注 1}とし、PDF 形式の具体的な発表形式は、付図 3 の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

※注 1：XML 形式の詳細については：https://www.data.jma.go.jp/suishin/cgi-bin/catalogue/make_product_page.cgi?id=KasenKoz

- (3) 必要に応じ、予報文を補足する参考資料を双方で協議の上、添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は 300kB までとする。
- (4) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を 1 つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。
なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等から XML 形式で情報が提供されていることを念頭に、8. に述べる情報システムの障害時を除き、FAX のみを用いるなど変則的な運用は行わないことを徹底する。

7. 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表基準に関する具体的な水位の基準は、付表 1 (3) のとおりとする。

8. 情報システム障害時及び、洪水予報作業の機能喪失時等の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。
 - ① 宇部土木建築事務所と下関地方気象台の洪水予報作業に用いる資料の交換は、付表 5 の種類について、FAX 又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。
 - ② 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。
なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、宇部土木建築事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX 等により下関地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。
 - ③ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、宇部土木建築事務所及び下関地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。
- (2) 洪水予報の作業場所の機能喪失時においては、以下の要領で作業を行う。
 - ① 宇部土木建築事務所で実施すべき作業を、山口県の本部課（連絡先は付表 6）で代行する。
 - ② 下関地方気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表 6）で代行する。

9. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要があるが生じた場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

制定	平成 17 年 6 月 10 日
一部改正	平成 19 年 4 月 19 日
一部改正	平成 20 年 6 月 3 日
一部改正	平成 24 年 3 月 27 日
一部改正	平成 25 年 8 月 30 日
一部改正	平成 26 年 3 月 26 日

一部改正	平成 27 年 5 月 20 日
一部改正	平成 28 年 6 月 10 日
一部改正	令和 元年 5 月 29 日
一部改正	令和 3 年 5 月 28 日
一部改正	令和 6 年 8 月 7 日
一部改正	令和 7 年 3 月 12 日

10. 付則

この実施要領は、改修した洪水予警報等作成システムの運用開始日から施行する。

令和 7 年 3 月 12 日

山口県 宇部土木建築事務所長 中村 和彦

下関地方気象台 防災管理官 堀田 幸男

付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる厚東川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流 域	観測所名		所在地	標高 (m)
厚東川	秋吉台	あきよしだい	美祢市秋芳町秋吉 11237-938	240

(2) 山口県雨量観測所

流 域	観測所名		所在地	標高 (m)
厚東川	半田	はんだ	美祢市秋芳町嘉万字なぎ藪 1692-1	140.0
	嘉万	かま	美祢市秋芳町嘉万字秀折台 1512-48	233.5
	岩永	いわなが	美祢市秋芳町中下郷字山川 341-1	72.0
	秋吉台	あきよしだい	美祢市秋芳町秋吉字台山 1237-478	240.0
	銭屋	ぜにや	美祢市美東町絵堂字三本松	198.3
	赤郷	あかごう	美祢市美東町赤 3605	188.0
	綾木	あやぎ	美祢市美東町綾木字五味ヶ原 2730-2	101.0
	宮ノ馬場	みやのばば	宇部市大字東吉部字馬場西 3330-8	55.0
	厚東川ダム	こうとうがわだむ	宇部市大字木田字落畑 144 番地の 4	89.0

(3) 山口県水位観測所（基準観測所）

河川名	観測所名		位 置 (緯度経度)	所在地	水防団 待機水位 m	氾濫注意 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	計画高 水位 m
					レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
厚東川	持世寺	じせいじ	N 34° 01' 55" E 131° 15' 28"	宇部市大字吉見字中野瀬	3.80	5.00	5.10	5.50	10.67

注) 水位は、基準観測所における最深河床高を0とした場合の値

4) 山口県水位観測所（基準観測所以外）

河川名	観測所名		位 置 (緯度経度)	所在地	水防団 待機水位 m	氾濫注意 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	計画高 水位 m
					レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
厚東川	木田橋	きだばし	N 34° 03' 31" E 131° 17' 22"	宇部市大字木田	3.60	4.70	7.70	8.00	8.28
	末信橋	すえのぶばし	N 34° 00' 41" E 131° 14' 31"	宇部市大字末信字一の畝町997	3.90	4.60	4.70	5.10	8.86

注) 各水位は、観測所における最深河床高を0とした場合の値

付表 2 洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝達方法の例	担 当 官 署
山口県河川課	一般加入電話・メール	宇部土木建築事務所
宇部市防災危機管理課	〃	〃
N T T 五反田センタ	気象情報伝送処理システム (警報のみ伝達) ※	下関地方気象台
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
山口県防災危機管理課	〃	〃
日本放送協会	〃	〃
福岡管区気象台気象防災部予報課	〃	〃

※ N T T 五反田センタの伝達は洪水警報のみとし、一般利用に適合する洪水警報の通知を持って代える。

付表 3 洪水の危険度に関する情報の公表

公表先	公表先 URL
山口県土木防災情報システム	https://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/

付表 4 洪水予報作業の開始基準雨量

河 川	流 域	時間	流域平均雨量
厚東川	持世寺水位観測所上流域	実測 5 時間	7 0 mm

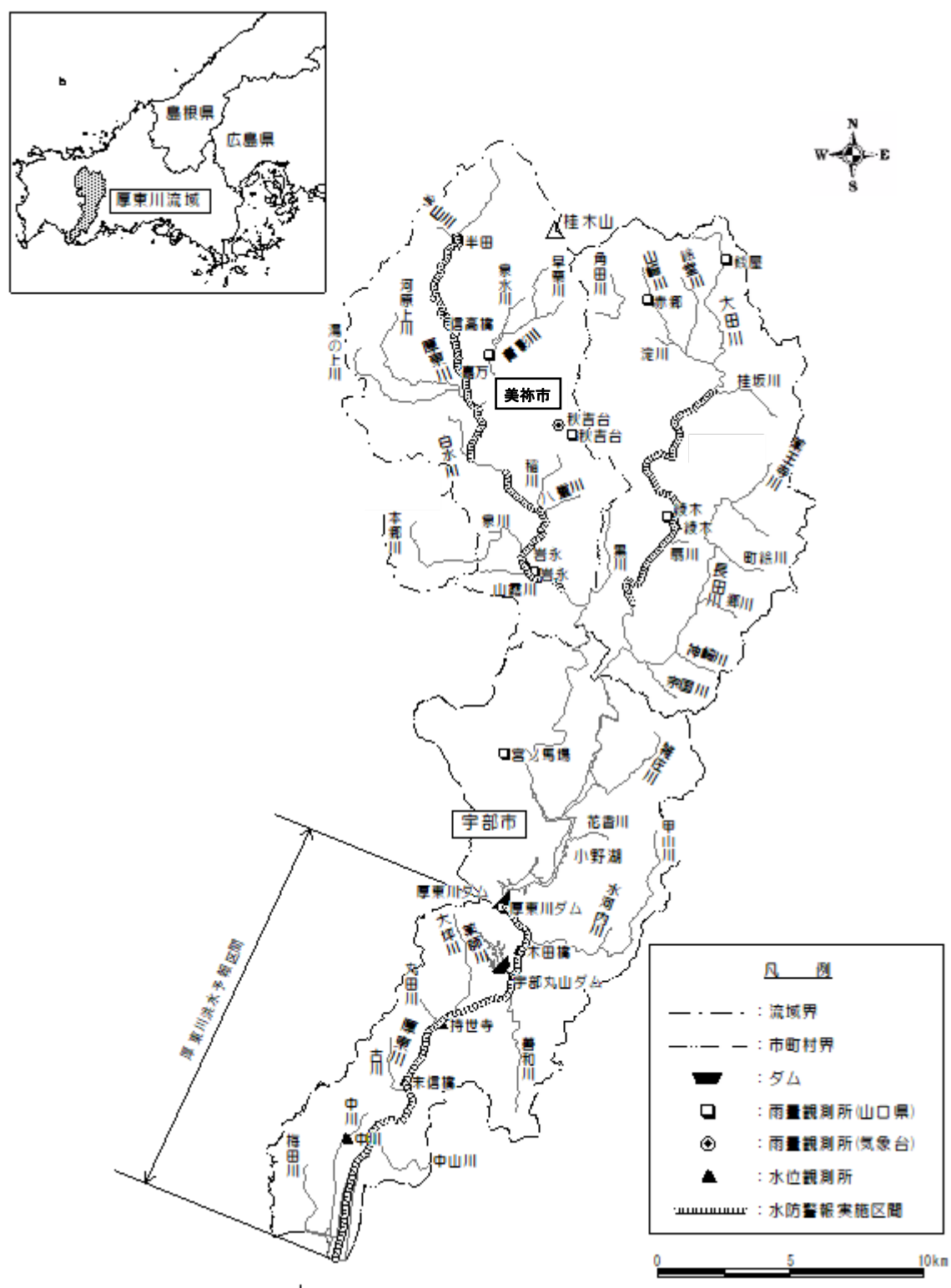
付表 5 情報システム障害時に交換する資料

- (1) 下関地方気象台から宇部土木建築事務所に通報するもの
- ア 宇部市に発表された注意報・警報(水防活動用)
 - イ 気象情報(大雨、台風、低気圧、梅雨等)
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報、降水ナウキャスト
 - オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量(前1時間実況, 3時間先までの特別予測)
厚東川: 持世寺
- (2) 宇部土木建築事務所から下関地方気象台に通報するもの
- ア 次の観測所の雨量(前1時間実況)
厚東川: 岩永、綾木、厚東川ダム
 - イ 次の観測所の水位(実況及び3時間先までの予測)
厚東川: 持世寺

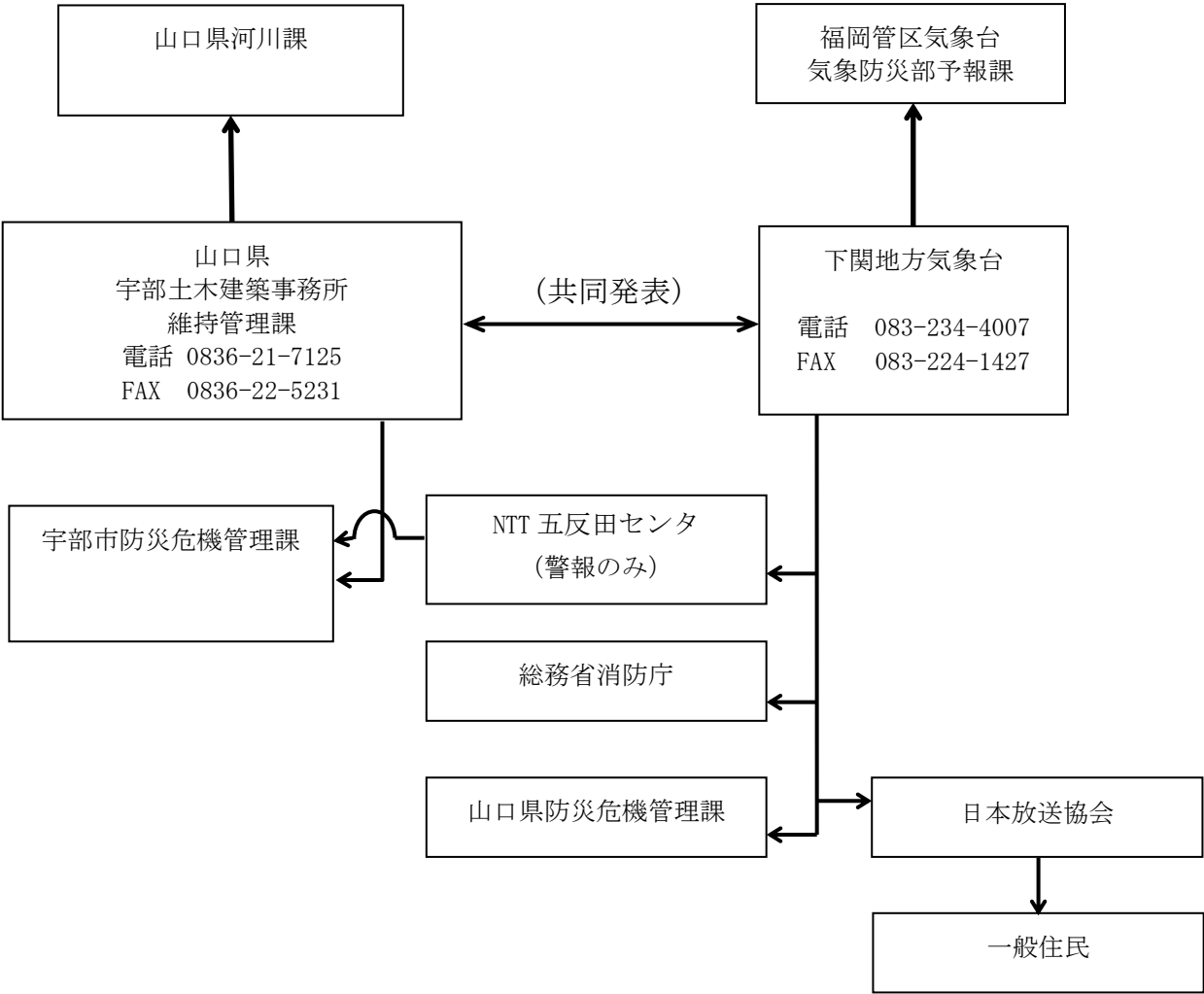
付表 6 代行作業担当官署の連絡先

官署名	代行作業官署名	電話番号	FAX 番号
宇部土木建築事務所	山口県土木建築部河川課	083-933-3776	083-933-3789
下関地方気象台	福岡管区気象台気象防災部予報課	092-715-8591	092-771-2886

付図1 洪水予報区間及び雨量・水位観測所配置図



付図 2 洪水予報の伝達系統



付図3 洪水予報発表のイメージ（PDF形式）

正規

ことうがわすいけいことうがわ

厚東川水系厚東川氾濫危険情報

（警戒レベル4相当情報）

厚東川水系厚東川洪水予報第〇号

洪水警戒

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

うべどほくけんちくじむしよしものせきちほうきしやうだい

宇部土木建築事務所・下関地方気象台 共同発表

（見出し）
厚東川水系厚東川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

（主文）

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。厚東川の持世寺^{じせいじ}水位観測所（宇部市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。厚東川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、宇部市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

（警戒レベル相当情報早見表）

厚東川水系厚東川氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	持世寺	
	対象河川	厚東川	
	警戒レベル（ ）相当	4	
	現況水位	4 （レベル4水位超過）	
	予測水位		
更新	宇部市	4	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

（雨量）
多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
厚東川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル4相当								
持世寺 （宇部市）	氾濫危険水位 5.50 m							
	避難判断水位 5.10 m							
	氾濫注意水位 5.00 m							
	ゼロ点高 EL=0.00m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	持世寺 基準観測所		
	宇部市 厚東川		
受け持ち区間	左岸 山口県宇部市厚東川ダムから 河口まで		
	右岸 山口県宇部市厚東川ダムから 河口まで		

☐ 雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
--------------------	---

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨（解析雨量、
降水短時間予報）



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：宇部土木建築事務所 電話：0836-21-7125

気象関係：気象庁 福岡管区気象台 気象防災部 予報課 電話：092-401-0950

付表 2 6

島田川水系島田川の洪水予報実施要領

山口県周南土木建築事務所（以下「周南土木建築事務所」という。）と下関地方気象台は、「山口県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（平成 28 年 4 月 1 日）」（以下「協定」という。）に基づき、島田川水系島田川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1. 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は周南土木建築事務所では維持管理課、下関地方気象台では現業室において実施するものとする。

2. 洪水予報を行う際に用いる資料

島田川における流域内の気象庁雨量観測所、山口県雨量、水位観測所の所在は付表 1、配置図は付図 1 のとおりとする。

3. 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡責任者は、周南土木建築事務所においては維持管理課長、下関地方気象台においては観測予報管理官とする。

連絡方法については、山口県と下関地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は電話・メールによるものとする。

4. 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表 2、付図 2 のとおりとする。

なお、付表 3 に示すウェブサイトで洪水の危険度に関する情報等を公表する。

5. 洪水予報作業の開始及び終了

（1） 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表 4 に示すいずれかの流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表 1（3）に示すいずれかの基準観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）（洪水予報作業開始の基準となる水位）を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

（2） 洪水予報作業の終了時期は洪水による危険がなくなつたと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6. 洪水予報の発表

（1） 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文、水位、雨量及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、注意事項、参考資料等を記載することとする。

（2） 発表形式には、XML 形式と PDF 形式があり、XML 形式は気象庁防災情報 XML に基づく仕様^{※注 1}とし、PDF 形式の具体的な発表形式は、付図 3 の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

※注 1：XML 形式の詳細については：https://www.data.jma.go.jp/suishin/cgi-bin/catalogue/make_product_page.cgi?id=KasenKoz

- (3) 必要に応じ、予報文を補足する参考資料を双方で協議の上、添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は 300kB までとする。
- (4) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を 1 つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。
なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等から XML 形式で情報が提供されていることを念頭に、8. に述べる情報システムの障害時を除き、FAX のみを用いるなど変則的な運用は行わないことを徹底する。

7. 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表基準に関する具体的な水位の基準は、付表 1 (3) のとおりとする。

8. 情報システム障害時及び、洪水予報作業の機能喪失時等の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。
 - ① 周南土木建築事務所と下関地方気象台の洪水予報作業に用いる資料の交換は、付表 5 の種類について、FAX 又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。
 - ② 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。
なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、周南土木建築事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX 等により下関地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。
 - ③ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、周南土木建築事務所及び下関地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。
- (2) 洪水予報の作業場所の機能喪失時においては、以下の要領で作業を行う。
 - ① 周南土木建築事務所で実施すべき作業を、山口県の本部課（連絡先は付表 6）で代行する。
 - ② 下関地方気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表 6）で代行する。

9. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要があるが生じた場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

制定	平成 18 年 6 月 13 日
一部改正	平成 19 年 4 月 19 日
一部改正	平成 20 年 6 月 3 日
一部改正	平成 24 年 3 月 27 日
一部改正	平成 25 年 8 月 30 日
一部改正	平成 26 年 3 月 26 日

一部改正	平成 27 年 5 月 20 日
一部改正	平成 28 年 7 月 1 日
一部改正	令和 元年 5 月 29 日
一部改正	令和 3 年 5 月 28 日
一部改正	令和 6 年 8 月 7 日
一部改正	令和 7 年 3 月 12 日

10. 付則

この実施要領は、改修した洪水予警報等作成システムの運用開始日から施行する。

令和 7 年 3 月 12 日

山口県 周南土木建築事務所長 岡本 勲

下関地方気象台 防災管理官 堀田 幸男

付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる島田川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流 域	観測所名		所在地	標高(m)
島田川	玖珂	くが	岩国市玖珂町 6345	68

(2) 山口県雨量観測所

流 域	観測所名		所在地	標高(m)
島田川	三瀬川	さんぜがわ	岩国市周東町瀬越 1781 地先	460.0
	田尻	たじり	岩国市周東町中山字樋ノ向 513 番地の 5	140.0
	玖珂	くが	岩国市玖珂町 6264-3	56.2
	下林	しもばやし	光市大字島田字下林河川敷内	10.0
	勝間	かつま	周南市大字呼坂 1195-14	45.0
	中山川ダム	なかやまがわだむ	岩国市周東町用田字相ノ見 298-35	109.1
	高照寺山	こうしょうじやま	岩国市六呂師字クラカケ山 512 番地 22	639.0

(3) 山口県水位観測所（基準観測所）

河川名	観測所名		位 置 (緯度経度)	所在地	水防団 待機水位 m	氾濫注意 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	計画高 水位 m
					レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	
島田川	島田	しまた	N 33° 59' 32" E 131° 57' 35"	光市三井 8 丁目	2.40	3.00	3.40	4.40	5.53

注) 水位は、基準観測所における最深河床高を 0 とした場合の値

(4) 山口県水位観測所（基準観測所以外）

河川名	観測所名		位 置 (緯度経度)	所在地	水防団 待機水位 m	氾濫注意 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	計画高 水位 m
					レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	
島田川	下林	しもばやし	N 33° 59' 00" E 131° 56' 26"	光市大字島田字下林河川敷内	2.00	2.60	2.80	3.20	3.29
	土手	どて	N 34° 01' 49" E 131° 39' 00"	周南市大字小松原字土手	2.70	3.80	3.90	4.00	6.30

注) 各水位は、観測所における最深河床高を 0 とした場合の値

付表 2 洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝達方法の例	担 当 官 署
山口県河川課	一般加入電話・メール	周南土木建築事務所
光市道路河川課	〃	〃
光市防災危機管理課	〃	〃
周南市防災危機管理課	〃	〃
N T T 五反田センタ	気象情報伝送処理システム (警報のみ伝達) ※	下関地方気象台
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
山口県防災危機管理課	〃	〃
日本放送協会	〃	〃
福岡管区気象台気象防災部予報課	〃	〃

※ N T T 五反田センタの伝達は洪水警報のみとし、一般利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

付表 3 洪水の危険度に関する情報の公表

公表先	公表先 URL
山口県土木防災情報システム	https://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/

付表 4 洪水予報作業の開始基準雨量

河 川	流 域	時間	基準雨量
島田川	島田水位観測所上流域	実測 3 時間	3 0 mm

付表 5 情報システム障害時に交換する資料

- (1) 下関地方気象台から周南土木建築事務所に通報するもの
 - ア 周南市及び光市に発表された注意報・警報（水防活動用）
 - イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨時）
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報、降水ナウキャスト
 - オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前 1 時間実況、3 時間先までの特別予測）

島田川：島田
- (2) 周南土木建築事務所から下関地方気象台に通報するもの
 - ア 次の観測所の雨量（前 1 時間実況）

島田川：中山ダム
 - イ 次の観測所の水位（実況及び 3 時間先までの予測）

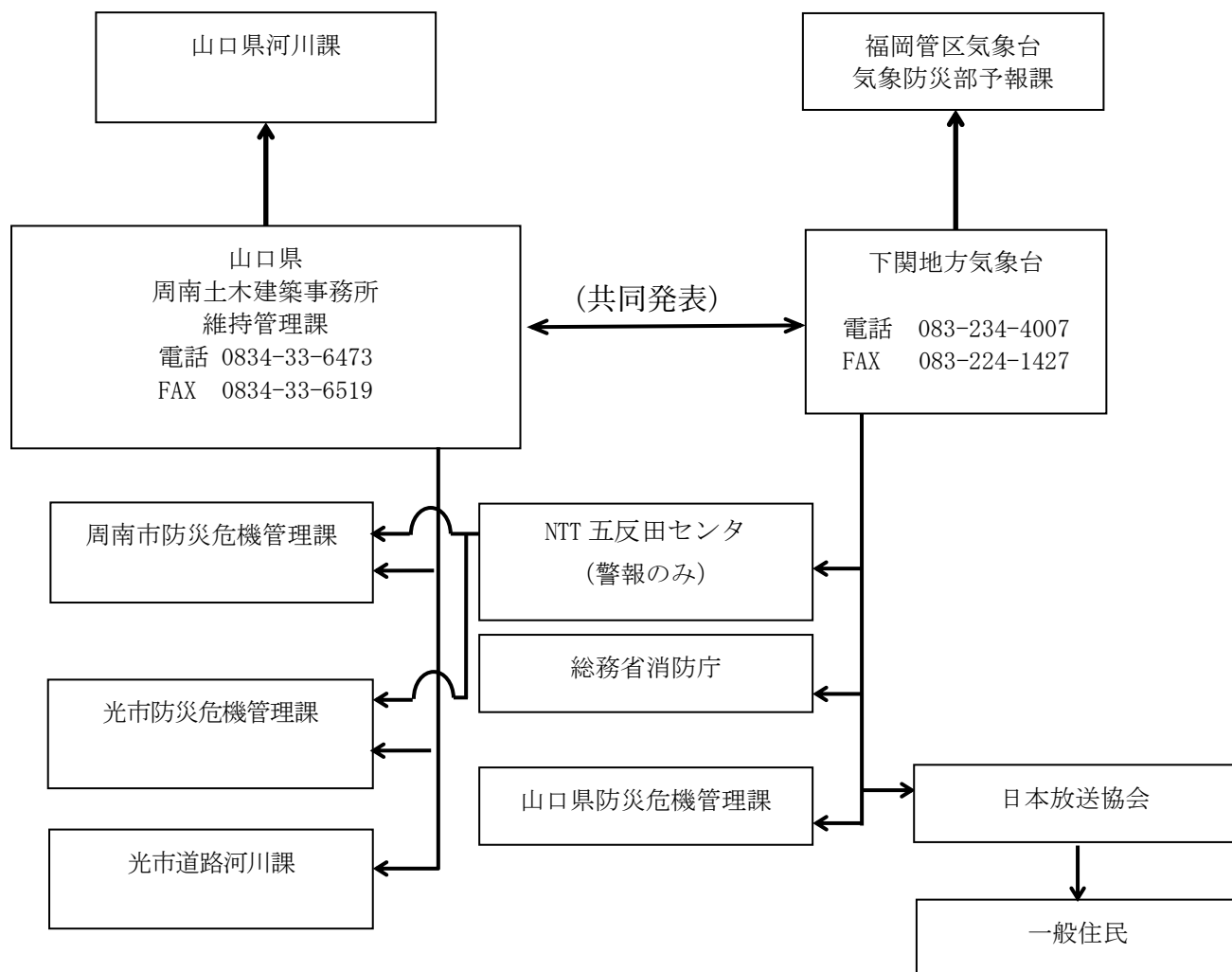
島田川：島田

付表 6 代行作業担当官署の連絡先

官署名	代行作業官署名	電話番号	FAX 番号
周南土木建築事務所	山口県土木建築部河川課	083-933-3776	083-933-3789
下関地方気象台	福岡管区気象台気象防災部予報課	092-715-8591	092-771-2886



付図2 洪水予報の伝達系統



付図3 洪水予報発表のイメージ（PDF 形式）

正規

しまたがわすいけいしまたがわ

島田川水系島田川氾濫危険情報
(警戒レベル4相当情報)

島田川水系島田川洪水予報第〇号
洪水警戒
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
しゅうなんどぼくけんちくじむしよしものせきちほうきしやうたい
周南土木建築事務所・下関地方気象台 共同発表

(見出し)
島田川水系島田川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)
【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。島田川の島田^{しまた}水位観測所（光市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。島田川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、光市、周南市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

島田川水系島田川氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）		
新着・更新	新着・更新	更新
	基準水位観測所名	島田
	対象河川	島田川
	警戒レベル（ ）相当	4
	現況水位	4 (レベル4水位超過)
更新	予測水位	
	光市	4
更新	周南市	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)
多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
島田川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル4相当								
島田 (光市)	氾濫危険水位 4.40 m							
	避難判断水位 3.40 m							
	氾濫注意水位 3.00 m							
	ゼロ点高 EL=3.70 m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	島田 基準観測所		
	光市 島田川		
受け持ち区間	左岸 山口県周南市大字小松原字筏 場 7 番 4 地先から河口まで		
	右岸 山口県周南市大字小松原字城 山 810 番 2 地先から河口まで		

☐ 雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
--------------------	---

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ



今後の雨（解析雨量、
降水短時間予報）



イメージ



川の防災情報
洪水予報画面



イメージ



水害リスクライン



イメージ



浸水ナビ

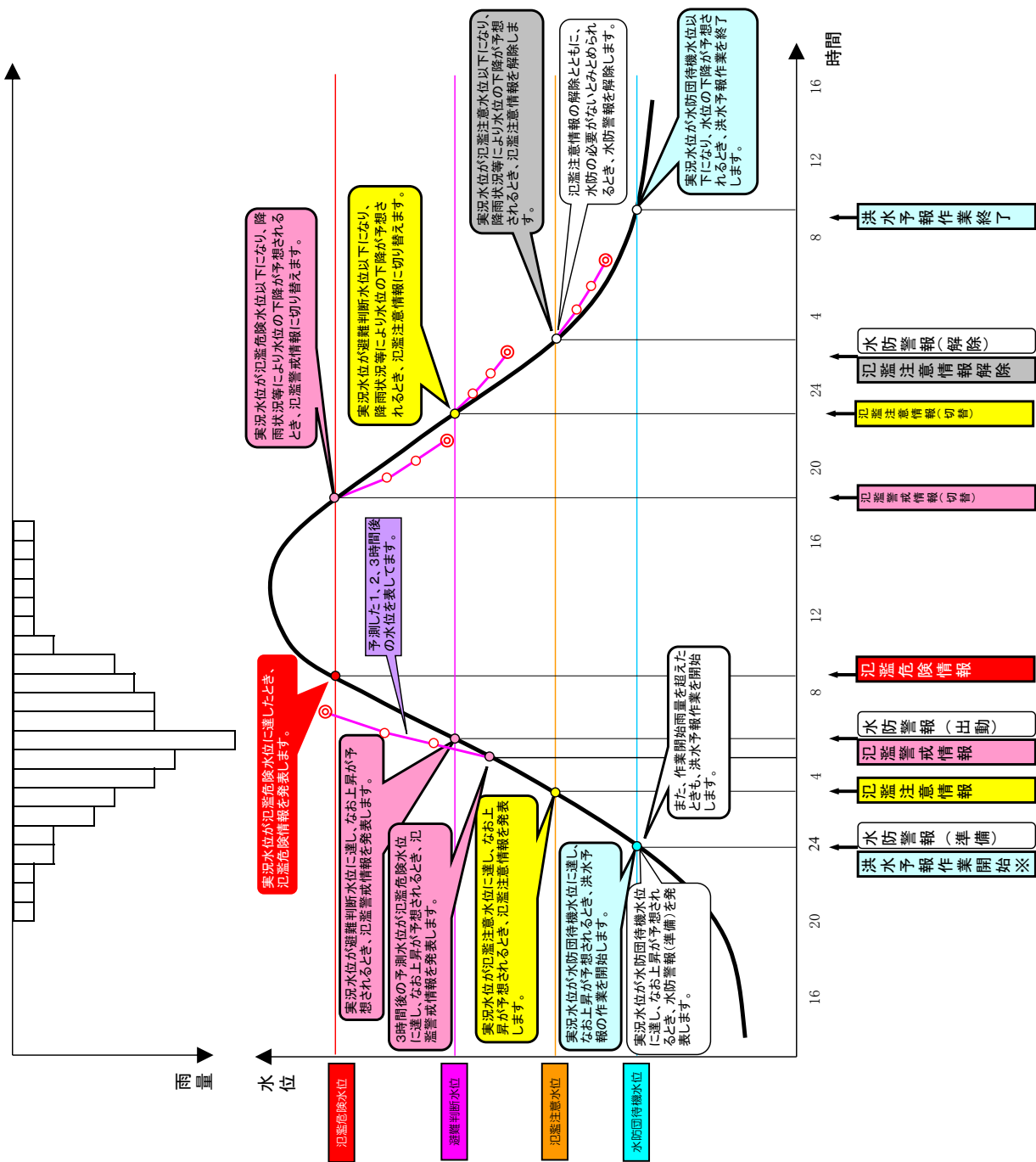
問い合わせ先

水位関係：周南土木建築事務所 電話：0834-33-6471

気象関係：気象庁 福岡管区気象台 気象防災部 予報課 電話：092-401-0950

付表 2 7

洪水予報の基準水位と発表時間



付表28 洪水浸水想定区域一覧表

水系	河川名	水防管理者	上流端	下流端	告示年月日	告示番号
佐波川	佐波川	山口市	山口市徳地大字柚木字山田3322番地先の町道橋下流端	左岸 山口市徳地大字堀字土井の内2356番の1地先 右岸 山口市徳地大字堀字北野835番地先	2025/6/3	第186号
佐波川	横曽根川	防府市	左岸 防府市大字切畑字後ヶ浴1221番の1地先 右岸 防府市大字切畑字次崎1501番の3地先	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	甲久保川	防府市	左岸 防府市大字佐野字大坪290番の1地先 右岸 防府市大字佐野字久保805番地先	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	剣川	防府市	左岸 防府市大字下右田字嶽ノ後6番地先 右岸 防府市大字下右田字嶽ノ後1番の23地先	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	須川	防府市	防府市大字大崎字風ヶ原1348番地先の市道橋	剣川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	清水川	防府市	左岸 防府市大字上右田字阿部谷161番地先 右岸 防府市大字上右田字阿部谷167番地先	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	三谷川	防府市	左岸 防府市大字上右田字東田の口364番の1地先 右岸 防府市大字上右田字東田の口544番の21地先	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	普明寺川	防府市	防府市大字真尾字片河280番地先の農道橋下流端	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	十七谷川	防府市	左岸 防府市大字奈美字紺屋河内942番の3地先 右岸 防府市大字奈美字西寺970番の2地先	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	真尾川	防府市	左岸 防府市大字真尾字猿岩908番地先 右岸 防府市大字真尾字猿岩911番地の3地先	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	坂本川	防府市	左岸 防府市大字真尾字中谷1484番の2地先 右岸 防府市大字真尾字中谷1483番地先	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	奈美川	防府市	左岸 防府市大字奈美字谷口167番の2地先 右岸 防府市大字奈美字松ヶ谷726番地先	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	大井谷川	防府市	防府市大字奈美字権現25番の1地先の権現橋下流端	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	中山谷川	防府市	左岸 防府市大字中山字桑原153番地先 右岸 防府市大字中山字台ヶ原110番の3地先	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	久兼川	防府市	左岸 防府市大字久兼字甲子岩3670番地先 右岸 防府市大字久兼字甲子岩369番地先	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	新田川	山口市	山口市徳地大字伊賀地字山崎1121番の1地先の農道橋下流端	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	二ノ宮川	山口市	山口市徳地大字堀字狼岩4249番地先の県道橋下流端	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	島地川	周南市 山口市	左岸 周南市大字高瀬字下地吉26番地先 右岸 周南市大字高瀬字石原迫431番地先	佐波川への合流点	2025/6/3	第188号

水系	河川名	水防管理者	上流端	下流端	告示年月日	告示番号
佐波川	島地川	周南市	左岸 周南市大字巢山字ソリ2412番の2地先 右岸 周南市大字巢山字橋詰1574番地先	左岸 周南市大字巢山字川尻1027番地先 右岸 周南市大字巢山字出合1475番地先	2025/6/3	第188号
佐波川	矢井川	山口市	藤木川の合流点	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	立石川	山口市	山口市徳地大字藤木字迫1492番の2地先の県道橋下流端	矢井川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	十郎川	周南市	周南市大字馬神字井手ケ迫下690番地先の県道橋下流端	島地川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	大谷川	周南市	左岸 周南市大字馬神字車木下1649番地先 右岸 周南市大字馬神字車木下1650番の1地先	島地川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	串川	周南市 山口市	山口市徳地大字鯖河内字むくろさこ770番地先の砂防堰堤下流端	島地川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	上角川	山口市	左岸 山口市徳地大字鯖河内字鹿ノ地86番地先 右岸 山口市徳地大字鯖河内字鹿ノ地83番地先	串川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	御所野川	山口市	山口市徳地大字深谷字高巣ケ垣336番の1地先の砂防堰堤下流端	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	三谷川	山口市	左岸 山口市徳地大字三谷字河原1910番地先 右岸 山口市徳地大字三谷字羽高日原2032番地先	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	奥河内川	山口市	左岸 山口市徳地大字船路字落合313番の2地先 右岸 山口市徳地大字船路字山の口1667番の1地先	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	引谷川	山口市	左岸 山口市徳地大字引谷字下瀬戸1718番の2地先 右岸 山口市徳地大字引谷字瀬戸中原1723番地先	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	引廻川	山口市	山口市徳地大字引谷字下大浴1025番の1地先の町道橋下流端	引谷川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	野谷川	山口市	左岸 山口市徳地大字野谷字下判の田2516番地先 右岸 山口市徳地大字野谷字吉田2763番地先	引谷川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	白井谷川	山口市	左岸 山口市徳地大字野谷字丸子494番の1地先 右岸 山口市徳地大字野谷字北谷496番の3地先	野谷川への合流点	2025/6/3	第186号
佐波川	高巣川	山口市	左岸 山口市徳地大字柚木字上小河内960番地先 右岸 山口市徳地大字柚木字小河内1908番の2地先	佐波川への合流点	2025/6/3	第186号
小瀬川	小瀬川	岩国市	県境	左岸 県境 右岸 岩国市美和町大字釜ヶ原字大三郎中央663番地先	2025/6/3	第186号
小瀬川	瀬田川	和木町	左岸 和木町大字瀬田字中原91番地先 右岸 和木町大字瀬田字中原90番地先	小瀬川への合流点	2025/6/3	第186号
小瀬川	駒ヶ迫川	和木町	左岸 和木町大字瀬田字鍛冶屋作り63番地先 右岸 和木町大字瀬田字鍛冶屋作り1015番の2地先	瀬田川への合流点	2025/6/3	第186号

水系	河川名	水防管理者	上流端	下流端	告示年月日	告示番号
小瀬川	坂根川	和木町	左岸 和木町大字瀬田字坂根880番の1地先 右岸 和木町大字瀬田字草穴240番地先	瀬田川への合流点	2025/6/3	第186号
小瀬川	西谷川	和木町	和木町大字瀬田字穴の峠302番の1地先の砂防堰堤下流端	瀬田川への合流点	2025/6/3	第186号
小瀬川	関ヶ浜川	和木町	左岸 和木町大字関ヶ浜字道清1029番の3地先 右岸 和木町大字瀬田字どうどう529番地先	小瀬川への合流点	2025/6/3	第186号
小瀬川	谷川	岩国市	左岸 岩国市大字小瀬字上樋の口2555番地先 右岸 岩国市大字小瀬字樋の口向2537番地先	小瀬川への合流点	2025/6/3	第186号
小瀬川	長谷川	岩国市	左岸 岩国市美和町大字長谷字沖田302番地先 右岸 岩国市美和町大字長谷字沖田299番地先	小瀬川への合流点	2025/6/3	第186号
坂本川	坂本川	周防大島町	左岸 周防大島町大字戸田字黒原1524番2地先 右岸 周防大島町大字戸田字坂本1590番地先	河口	2025/6/3	第186号
屋代川	屋代川	周防大島町	左岸 周防大島町大字東屋代字下中村2102番の1地先 右岸 周防大島町大字東屋代字奥村2395番の2地先	河口	2025/6/3	第192号
屋代川	一本松川	周防大島町	左岸 周防大島町大字西屋代字浄円第909番地先 右岸 周防大島町大字西屋代字浄円第906番地先	屋代川への合流点	2025/6/3	第186号
三蒲川	三蒲川	周防大島町	左岸 周防大島町大字西三蒲字大別当1065番1地先 右岸 周防大島町大字東三蒲字赤岸1907番3地先	河口	2021/3/26	第107号
三蒲川	吉野川	周防大島町	左岸 周防大島町大字東三蒲字長尾岡第1649番の1地先 右岸 周防大島町大字東三蒲字小山田西第1138番の2地先	三蒲川への合流点	2025/6/3	第186号
棕野本川	棕野本川	周防大島町	左岸 周防大島町大字棕野字柿ノ木原第904番の1地先 右岸 周防大島町大字棕野字野地第752番の1地先	河口	2025/6/3	第186号
庄地川	庄地川	周防大島町	左岸 周防大島町大字久賀字桐ノ木6759番1地先 右岸 周防大島町大字久賀字奥6753番1地先	河口	2025/6/3	第186号
流田川	流田川	周防大島町	左岸 周防大島町字柿ノ木西第6192番の2地先 右岸 周防大島町字柿ノ木上第6069番地先	河口	2025/6/3	第186号
津原川	津原川	周防大島町	左岸 周防大島町大字久賀字引場3259番地先 右岸 周防大島町大字久賀字引場3258番地先	河口	2025/6/3	第186号
宮崎川	宮崎川	周防大島町	左岸 周防大島町字見目石第2085番地先 右岸 周防大島町字山口下第2018番地先	河口	2025/6/3	第192号
山根川	山根川	周防大島町	左岸 周防大島町大字日前字見上谷742番地先 右岸 周防大島町大字日前字見上谷1199番の1地先	河口	2025/6/3	第186号
立田川	立田川	周防大島町	左岸 周防大島町大字西方字高上1812番地先 右岸 周防大島町大字西方字高上1813番の1地先	河口	2025/6/3	第186号
宮川	宮川	周防大島町	左岸 周防大島町大字西安下庄字森ノ上1901番1地先 右岸 周防大島町大字西安下庄字屋代地中2539番地先	河口	2021/3/26	第107号

水系	河川名	水防管理者	上流端	下流端	告示年月日	告示番号
宮川	古川	周防大島町	左岸 周防大島町大字西安下庄字山添1434番地先 右岸 周防大島町大字西安下庄字大安下1540番の1地先	宮川への合流点	2025/6/3	第186号
麻里布川	麻里布川	岩国市	左岸 岩国市大字室木100番地先 右岸 岩国市大字室木106番地先	河口	2025/6/3	第186号
錦川	錦川	岩国市	足谷川の合流点	生見川への合流点	2019/1/18	第4号
錦川	錦川	岩国市	左岸 岩国市大字下字井応木13番6地先 右岸 岩国市大字行波字貞清278番2地先	河口	2019/1/18	第4号
錦川	錦川	岩国市	左岸 岩国市錦町広瀬字俵口841番1地先 右岸 岩国市錦町広瀬字杉瀬6209番1地先	左岸 岩国市錦町広瀬字下向7896番1地先 右岸 岩国市錦町広瀬字河内神1番2地先	2019/1/18	第4号
錦川	錦川	岩国市	左岸 岩国市錦町府谷字下山2011番1地先 右岸 岩国市美川町四馬神字牛石2765番1地先	左岸 岩国市美川町南桑字船津下平3958番1地先 右岸 岩国市美川町根笠字イモケ迫2433番1地先	2019/1/18	第4号
錦川	錦川	周南市	西河内7号橋	左岸 周南市大字大向字二俣1642番1地先 右岸 周南市大字大向字門前831番7地先	2019/1/18	第4号
錦川	錦川	周南市	向道ダム	赤瀬橋下流130mの地点	2019/1/18	第4号
錦川	門前川	岩国市	錦川の分派点	河口	2019/1/18	第4号
錦川	生見川	岩国市	左岸 岩国市美和町生見字長角3926番1地先 右岸 岩国市美和町生見字日向3434番12地先	左岸 岩国市美和町西畑字是貞136番4地先 右岸 岩国市美和町生見字鮎谷540番地先	2019/1/18	第4号
錦川	本郷川	岩国市	左岸 岩国市本郷町本郷字平野2155番2地先 右岸 岩国市本郷町本郷字神田2387番1地先	左岸 岩国市本郷町波野字寺ノ前1026番1地先 右岸 岩国市美川町小川字川嶋1490番2地先	2019/1/18	第4号
錦川	本郷川	岩国市	左岸 岩国市美川町小川字御堂ノ向1436番12地先 右岸 岩国市美川町小川字尾崎1486番1地先	錦川への合流点	2019/1/18	第4号
錦川	宇佐川	岩国市	左岸 岩国市錦町須川字上ヶ原267番1地先 右岸 岩国市錦町須川字黒土4187番1地先	錦川への合流点	2019/1/18	第4号
錦川	渋川	周南市	左岸 周南市大字鹿野上字菅鹿野1451番4地先 右岸 周南市大字鹿野上字竹鹿野1458番1地先	錦川への合流点	2019/1/18	第4号
平田川	平田川	岩国市	左岸 岩国市平田1丁目410番1地先 右岸 岩国市平田1丁目1675番1地先	河口	2019/1/18	第4号
通津川	通津川	岩国市	左岸 岩国市大字通津字上本呂726番ノ1地先 右岸 岩国市大字通津字上本呂尾第586番地先	河口	2025/6/3	第186号
由宇川	由宇川	岩国市 柳井市	左岸 柳井市大字伊陸字貞重712番地の1地先 右岸 柳井市大字伊陸字為敷713番地先	河口	2025/6/3	第188号
由宇川	山崎川	岩国市	左岸 岩国市由宇町字北吉岡6953番地先 右岸 岩国市由宇町字東吉岡7167番の1地先	由宇川への合流点	2025/6/3	第186号

水系	河川名	水防管理者	上流端	下流端	告示年月日	告示番号
由宇川	小土路川	岩国市	左岸 岩国市由宇町字七原5070番地先 右岸 岩国市由宇町字上小土路2364番地の1地先	由宇川への合流点	2025/6/3	第186号
由宇川	長田川	岩国市	左岸 岩国市由宇町字大番217番地先 右岸 岩国市由宇町字殿畠214番地先	由宇川への合流点	2025/6/3	第186号
由宇川	日積川	柳井市	左岸 柳井市大字日積字丸子981番地の2地先 右岸 柳井市大字日積字諏訪原1840番地先(御山田川合流点から)	由宇川への合流点	2025/6/3	第186号
由宇川	若杉川	柳井市	左岸 柳井市大字日積字下割石第7954番地先 右岸 柳井市大字日積字下割石第7973番地先	日積川への合流点	2025/6/3	第186号
由宇川	大里川	柳井市	左岸 柳井市日積字井手の藪3515番地の1地先 右岸 柳井市大字日積字魚切3524番地先(鳩子川合流点から)	日積川への合流点	2025/6/3	第186号
室岡川	室岡川	岩国市	左岸 岩国市由宇町字畑奥3781番の1地先 右岸 岩国市由宇町字谷山3793番の1地先	河口	2025/6/3	第186号
滝川	滝川	柳井市	左岸 柳井市大島大字神代字正珍坊3422番地先 右岸 柳井市大島大字神代字奥迫3420番地先	河口	2025/6/3	第186号
石神川	石神川	柳井市	左岸 柳井市大島大字大島字大頭234番地先 右岸 柳井市大島大字大島字植山345番地先	河口	2025/6/3	第186号
境川	境川	柳井市	左岸 柳井市大島大字遠崎字下楠129番地先 右岸 柳井市大字柳井字畑第588番地先	河口	2025/6/3	第186号
片野川	片野川	柳井市	左岸 柳井市大字柳井字下片野2206番の1地先 右岸 柳井市大字柳井字上東土手2537番の4地先	河口	2025/6/3	第186号
柳井川	柳井川	柳井市	石井ダム	河口	2020/6/9	第207号
柳井川	黒杭川	柳井市	左岸 柳井市大字柳井字岡の下5821番地の1地先 右岸 柳井市大字柳井字岡の下5824番地先	柳井川への合流点	2025/6/3	第186号
柳井川	土井川	柳井市	左岸 柳井市大字柳井字折井手7021番地先 右岸 柳井市大字柳井字折井手7019番地先	柳井川への合流点	2025/6/3	第186号
土穂石川	土穂石川	柳井市 田布施町	左岸 柳井市余田字南砂崎3533番1地先 右岸 柳井市余田字南砂崎3526番地先	河口	2020/6/9	第207号
荒木川	荒木川	平生町	左岸 平生町大字佐賀字下別所1172番の1地先 右岸 平生町大字佐賀字半田1216番地先	河口	2025/6/3	第186号
大井川	大井川	平生町	左岸 平生町大字大野字瀬反1450番地先 右岸 平生町大字大野字馬屋830番地先	河口	2025/6/3	第186号
大井川	神領川	平生町	左岸 平生町大字大野南字重石1679番の1地先 右岸 平生町大字大野南字重石1684番の2地先	大井川への合流点	2025/6/3	第186号
大内川	大内川	平生町	左岸 平生町大字字佐木字栗屋田936番1地先 右岸 平生町大字字佐木字山辺528番4地先	河口	2020/7/31	第260号

水系	河川名	水防管理者	上流端	下流端	告示年月日	告示番号
大内川	熊川	平生町	左岸 平生町大字平生村字西下高須496番地先 右岸 平生町大字平生村字東豊田一の割681の1番地先	大内川への合流点	2025/6/3	第186号
田布施川	田布施川	柳井市 田布施町 平生町	左岸 光市大字塩田字上十里第1994番地の1地先 右岸 光市大字相埒第1565番地の1地先	河口	2025/6/3	第190号
田布施川	灸川	柳井市 田布施町 平生町	左岸 田布施町大字大波野字国兼1569番地先 右岸 田布施町大字大波野字国兼1567番地先	田布施川への合流点	2020/7/31	第260号
田布施川	新堀川	田布施町	左岸 田布施町大字下田布施字北外浜187番1地先 右岸 田布施町大字下田布施字中浜189番2地先	灸川への合流点	2025/6/3	第186号
田布施川	人数川	柳井市 田布施町	左岸 柳井市大字余田字折橋620番地先 右岸 柳井市大字余田字折橋621番地先	灸川への合流点	2025/6/3	第186号
田布施川	奈良台川	田布施町	左岸 田布施町大字麻郷奥字真奈迫1238番の3地先 右岸 田布施町大字麻郷奥字飛迫1232番の1地先	田布施川への合流点	2025/6/3	第186号
田布施川	才賀川	田布施町	左岸 田布施町大字上田布施字下嶋田372番1地先 右岸 田布施町大字上田布施字溝ヶ本375番1地先	田布施川への合流点	2025/6/3	第186号
田布施川	国木川	田布施町	左岸 田布施町大字上田布施字水落2225番地先 右岸 田布施町大字上田布施字水落2224番地先	才賀川への合流点	2025/6/3	第186号
田布施川	竹尾川	田布施町	左岸 田布施町大字上田布施字慶徳1033番1地先 右岸 田布施町大字上田布施字千坊117番2地先	才賀川への合流点	2025/6/3	第186号
田布施川	丸尾川	田布施町	左岸 田布施町大字上田布施字国僧3045番の1地先 右岸 田布施町大字上田布施字国僧3046番の1地先	田布施川への合流点	2025/6/3	第186号
田布施川	貞延川	光市	左岸 光市大字三輪字崩ヶ前1615番の1地先 右岸 光市大字三輪字横畠1641番地先	田布施川への合流点	2025/6/3	第186号
桜川	桜川	田布施町	左岸 田布施町大字別府字上長谷631番の1地先 右岸 田布施町大字別府字吉井田614番の3地先	河口	2025/6/3	第186号
光井川	光井川	光市	左岸 光市大字室積村字上神田6511番3地先 右岸 光市大字三輪字割石577番1地先	河口	2025/6/3	第186号
島田川	島田川	岩国市 光市 周南市	左岸 岩国市大字祖生字長瀬第812番地の1地先 右岸 岩国市大字祖生字長瀬第811番地先	河口	2025/6/3	第187号
島田川	束荷川	光市	左岸 光市大字束荷字保慶1382番地の1地先 右岸 光市大字束荷字保慶1372番地先	島田川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	溝呂井川	光市	左岸 光市大字岩田字引地第153の13番地先 右岸 光市大字岩田字大茂第2514番地先	束荷川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	笠野川	光市 周南市	左岸 周南市大字大河内字岡塩内1645番の2地先 右岸 周南市大字大河内字九門明1625番地先	島田川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	中村川	光市 周南市	左岸 周南市大字中村字五反田第3483番地先 右岸 周南市大字呼坂字小田原第1033番地先	笠野川への合流点	2025/6/3	第186号

水系	河川名	水防管理者	上流端	下流端	告示年月日	告示番号
島田川	中村川	光市 周南市	左岸 周南市大字奥関屋字下殿明1020番地先 右岸 周南市大字奥関屋字下殿明1020番地先	島田川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	石光川	周南市	左岸 周南市大字樋口字上ヶ原1389の2番地先 右岸 周南市大字樋口字出掛505の1番地先	島田川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	東川	周南市	左岸 周南市大字樋口字茶屋56番の1地先 右岸 周南市大字樋口字茶屋62番第1地先	石光川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	東繕寺川	周南市	左岸 周南市大字小松原字水木輪1481番地先 右岸 周南市大字小松原字水木輪1483の1番地先	島田川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	長野川	岩国市	左岸 岩国市大字西長野字敷巻1436番地先 右岸 岩国市大字西長野字迫河内1315番地先	島田川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	鳴川川	岩国市	左岸 岩国市大字西長野字下末広2365の2番地先 右岸 岩国市大字西長野字横田2439番地先	長野川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	末石川	岩国市	左岸 岩国市大字下須通字神田267番の3地先 右岸 岩国市大字下須通字興来原355番地先	島田川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	中山川	岩国市	左岸 岩国市大字去田字酒屋垣内566番地先 右岸 岩国市大字去田582番地先	島田川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	田尻川	岩国市	左岸 岩国市大字田尻字風呂ヶ迫1070番地先 右岸 岩国市大字田尻字六道1012番の1地先	中山川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	東川	岩国市	左岸 岩国市大字瀬越字大江256番地先 右岸 岩国市大字瀬越字大江255番地先	島田川への合流点	2025/6/3	第187号
島田川	川上川	岩国市	左岸 岩国市大字川上字原野228の1番地先 右岸 岩国市大字川上字若山口223の1番地先	東川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	田代川	岩国市	左岸 岩国市大字明見谷字木垣内238番地先 右岸 岩国市大字明見谷字宮利344番地先	東川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	檜余地川	岩国市	左岸 岩国市大字瀬越字樋余地741番の4地先 右岸 岩国市大字樋余地字新星459番の1地先	東川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	水無川	岩国市	左岸 岩国市字阿山6075番地先 右岸 岩国市字新町6074番地先	島田川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	笹見川	岩国市	左岸 岩国市字原田2142番地の1地先 右岸 岩国市字原田2140番地の1地先	島田川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	柳井田川	岩国市	左岸 岩国市大字祖生字上入野5180番地の1地先 右岸 岩国市大字祖生字上入野5172番地の2地先	笹見川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	四割川	岩国市 柳井市	左岸 柳井市大字伊陸字砂田6722番地先 右岸 柳井市大字伊陸字恵下尻6622番地先(大藤地川合流点から)	島田川への合流点	2025/6/3	第186号
島田川	舞谷川	柳井市	左岸 柳井市大字伊陸字遊川7079番地の2地先 右岸 柳井市大字伊陸字水の尾7077番地先	四割川への合流点	2025/6/3	第186号

水系	河川名	水防管理者	上流端	下流端	告示年月日	告示番号
島田川	別西川	岩国市	左岸 岩国市大字祖生字一丈寺2061番地先 右岸 岩国市大字祖生字一丈寺2065番地先	島田川への合流点	2025/6/3	第186号
西の河原川	西の河原川	光市	左岸 光市大字浅江字山口2572番地先 右岸 光市大字浅江字柳ヶ坪2703番地先	河口	2025/6/3	第186号
切戸川	切戸川	下松市	左岸 下松市大字山田字大代703番地先 右岸 下松市大字山田字石ヶ浴737番の1地先	河口	2025/6/3	第189号
切戸川	吉原川	下松市	左岸 下松市大字河内字吉原谷2363番地先 右岸 下松市大字河内字吉原谷2359番地先	切戸川への合流点	2025/6/3	第186号
切戸川	切山川	下松市	左岸 下松市大字切山字橋ノ本393番地先 右岸 下松市大字切山字竹ノ下392番の1地先	切戸川への合流点	2025/6/3	第186号
玉鶴川	玉鶴川	下松市	左岸 下松市大字西豊井字高なへ1527番の5地先 右岸 下松市大字西豊井字高なへ1526番の12地先	河口	2025/6/3	第186号
平田川	平田川	下松市	左岸 下松市南花岡4丁目1294番2地先 右岸 下松市南花岡4丁目1399番2地先	河口	2020/3/24	第91号
末武川	末武川	周南市 下松市	左岸 周南市大字八代字河原第2629番地先 右岸 周南市大字八代字平岩第2779の1番地先	河口	2025/6/3	第189号
末武川	坂本川	周南市 下松市	左岸 下松市大字末武中字年中1392番2地先 右岸 周南市大字久米字五反田696番2地先	末武川への合流点	2025/6/3	第186号
西光寺川	西光寺川	周南市	左岸 周南市大字久米字田尻1649番3地先 右岸 周南市大字久米字田尻1650番7地先	河口	2020/3/24	第91号
富田川	富田川	周南市	川上ダム	河口	2019/3/22	第89号
夜市川	夜市川	周南市	左岸 周南市大字湯野字中向田189番1地先 右岸 周南市大字湯野字中小串原3863番1地先	河口	2021/3/26	第107号
柳川	柳川	防府市	左岸 防府市大字牟礼字二ノ高橋1158番3地先 右岸 防府市中西2553番5地先	河口	2021/3/26	第107号
馬刀川	馬刀川	防府市	左岸 防府市中西2603番3地先 右岸 防府市中西2616番2地先	河口	2020/9/4	第318号
長沢川	長沢川	山口市	左岸 山口市大字秋穂二島字幸田原17371番地先(仁光寺川合流点から) 右岸 山口市大字秋穂二島字原田6890番地先(仁光寺川合流点から)	河口	2025/6/3	第186号
長沢川	天田川	山口市	左岸 山口市秋穂西字チロリ241番地先 右岸 山口市秋穂西字外屋老ノ切1146番地先	長沢川への合流点	2025/6/3	第186号
南若川	南若川	山口市	左岸 山口市鑄銭司字矢ヶ原5464番地先 右岸 山口市鑄銭司字大歳3771番1地先	河口	2019/1/18	第4号
南若川	百谷川	山口市	左岸 山口市大字陶字手斧磨1347番の1地先 右岸 山口市大字陶字峠下1348番地先	南若川への合流点	2025/6/3	第186号
南若川	金毛川	山口市	左岸 山口市大字鑄銭司字都合利244番地先 右岸 山口市大字鑄銭司字宮ノ本297番の2地先	南若川への合流点	2025/6/3	第186号

水系	河川名	水防管理者	上流端	下流端	告示年月日	告示番号
榎野川	榎野川	山口市	左岸 山口市大字宮野上字荒谷2634番の1地先 右岸 山口市大字宮野上字荒谷2634番の1地先	河口	2025/6/3	第187号
榎野川	干見折川	山口市	左岸 山口市大字嘉川字河添1818番1地先 右岸 山口市大字嘉川字太郎丸1917番地先	榎野川への合流点	2025/6/3	第186号
榎野川	四十八瀬川	山口市	左岸 山口市小郡大字上郷字原河内東97番地先 右岸 山口市小郡大字上郷字原河内241番地先	榎野川への合流点	2025/6/3	第186号
榎野川	鍛冶畑川	山口市	左岸 山口市小郡大字上郷字小迫703番2地先 右岸 山口市小郡大字上郷字長通669番1地先	榎野川への合流点	2025/6/3	第186号
榎野川	山田川	山口市	左岸 山口市小郡大字真名字字と路1242番の1地先 右岸 山口市小郡大字真名字山田1218番の1地先	四十八瀬川への合流点	2025/6/3	第186号
榎野川	茶屋川	山口市	左岸 山口市小郡大字上郷字原村2043番地先 右岸 山口市小郡大字上郷字光成1526番地先	榎野川への合流点	2025/6/3	第186号
榎野川	朝田川	山口市	左岸 山口市大字朝田字打島東2205番2地先 右岸 山口市大字朝田字西打島2207番1地先	榎野川への合流点	2025/6/3	第186号
榎野川	九田川	山口市	左岸 山口市平井字姫山115番地先 右岸 山口市平井字姫山110番2地先	榎野川合流点	2020/10/27	第371号
榎野川	吉敷川	山口市	山口市吉敷字今茶屋寺領寺川合流点	榎野川への合流点	2019/1/18	第4号
榎野川	木崎川	山口市	左岸 山口市大字吉敷字下滝1739番地先 右岸 山口市大字吉敷字上滝1740番地先	吉敷川への合流点	2025/6/3	第186号
榎野川	錦川	山口市	左岸 山口市大字上宇野令字清水2853番地の23地先 右岸 山口市大字上宇野令字辻丸2463番地先	吉敷川への合流点	2025/6/3	第186号
榎野川	前田川	山口市	錦川分派点	錦川への合流点	2019/1/18	第4号
榎野川	一の坂川	山口市	左岸 山口市大字上宇野令字原田1225番の4地先 右岸 山口市大字上宇野令字下中山1351番地先	榎野川への合流点	2025/6/3	第187号
榎野川	仁保川	山口市	左岸 山口市大字仁保上郷字岩倉2149番の1地先 右岸 山口市大字仁保上郷字岩倉1743番地先(岩倉川合流点)	榎野川への合流点	2025/6/3	第187号
榎野川	問田川	山口市	左岸 山口市大字下小鯖字下条面3761番地先 右岸 山口市大字下小鯖字橋本3773番地先(門前川の合流点)	仁保川への合流点	2025/6/3	第186号
榎野川	菅内川	山口市	左岸 山口市大字大内御堀字川頭4324の1番地先 右岸 山口市大字大内御堀字仁王堂4398の2番地先	問田川への合流点	2025/6/3	第186号
榎野川	小鯖川	山口市	左岸 山口市大字上小鯖字徳本1897番地先(河原川合流点から) 右岸 山口市大字上小鯖字片山1917番地先	問田川への合流点	2025/6/3	第186号
榎野川	浅地川	山口市	左岸 山口市大字仁保中郷字養着2556番地の1地先 右岸 山口市大字仁保中郷字横原2510番地の1地先	仁保川への合流点	2025/6/3	第186号

水系	河川名	水防管理者	上流端	下流端	告示年月日	告示番号
榎野川	牧川川	山口市	左岸 山口市大字仁保中郷字道祖本3022番地先 右岸 山口市大字仁保中郷字道祖向3009番地の1地先	浅地川への合流点	2025/6/3	第186号
榎野川	坂本川	山口市	左岸 山口市大字仁保中郷字惣水(水尻川合流点から) 右岸 山口市大字仁保中郷字東坂本(水尻川合流点から)	仁保川への合流点	2025/6/3	第186号
榎野川	石坂川	山口市	左岸 山口市大字仁保中郷字古河内1326番地先 右岸 山口市大字仁保中郷字下内ヶ峠1389番地先	坂本川への合流点	2025/6/3	第186号
榎野川	並山川	山口市	左岸 山口市大字仁保中郷字下溜り水6295番の1地先 右岸 山口市大字仁保中郷字溜り水6333番の1地先	坂本川への合流点	2025/6/3	第186号
榎野川	油川	山口市	左岸 山口市大字宮野下字妙善谷2765番地先 右岸 山口市大字宮野下字御用院2761番地先	榎野川への合流点	2025/6/3	第186号
榎野川	古甲川	山口市	左岸 山口市大字宮野上字二反地3404番地先 右岸 山口市大字宮野上字古川屋敷3429番の2地先	榎野川への合流点	2025/6/3	第186号
榎野川	金山川	山口市	左岸 山口市大字宮野上字滝の下570番の4地先 右岸 山口市大字宮野上字滝の下570番の4地先	榎野川への合流点	2025/6/3	第186号
幸之江川	幸之江川	山口市	左岸 山口市大字嘉川字向西1896番地先 右岸 山口市大字江崎字東今津2075番地先	河口	2025/6/3	第186号
幸之江川	今津川	山口市	左岸 山口市大字江崎字水分4227番の1地先 右岸 山口市大字江崎字出合北3811番の1地先	幸之江川への合流点	2025/6/3	第192号
土路石川	土路石川	山口市	左岸 山口市阿知須字上ヶ原第7235番ノ2地先 右岸 山口市阿知須字井手ノ内第7200番地先	河口	2025/6/3	第186号
土路石川	由良川	山口市	左岸 山口市大字佐山字田代4540番地先 右岸 山口市大字佐山字田代4540番地先	土路石川への合流点	2025/6/3	第186号
井関川	井関川	山口市 宇部市	左岸 山口市阿知須字大坪7683番地先 右岸 山口市阿知須字堀田7697番地先	河口	2025/6/3	第192号
植松川	植松川	宇部市	左岸 宇部市大字東岐波字南大田3161番地先 右岸 宇部市大字東岐波字北大田3069番地先	河口	2025/6/3	第186号
五反田川	五反田川	宇部市	左岸 宇部市大字東岐波字三反田5948番の1地先 右岸 宇部市大字東岐波字丸山5937番の1地先	河口	2025/6/3	第186号
沢波川	沢波川	宇部市	左岸 宇部市大字西岐波字釜河6152番の1地先 右岸 宇部市大字西岐波字畔地山82番2地先	河口	2025/6/3	第186号
江頭川	江頭川	宇部市	左岸 宇部市大字西岐波字中ノ坪3933番地先 右岸 宇部市大字西岐波字岡ノ辻4866番2地先	河口	2025/6/3	第186号
真締川	真締川	宇部市	左岸 宇部市大字川上字烏帽子岩755番129地先 右岸 宇部市大字川上字烏帽子岩755番223地先	河口	2025/6/3	第189号
真締川	戸石川	宇部市	左岸 宇部市大字川上字大固屋714番2地先 右岸 宇部市大字川上字大固屋714番2地先	真締川への合流点	2025/6/3	第186号

水系	河川名	水防管理者	上流端	下流端	告示年月日	告示番号
厚東川	厚東川	宇部市	左岸 美祢市秋芳町大字嘉万字滑口99の1番地先(水神橋から) 右岸 美祢市秋芳町大字嘉万字久保100番地先(水神橋から)	河口	2025/6/3	第188号
厚東川	梅田川	宇部市	左岸 宇部市大字東須恵字一の平田1441番地先 右岸 宇部市大字東須恵字一の平田1440番地先	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	中川	宇部市	左岸 宇部市大字際波字下古川端274番1地先 右岸 宇部市大字際波字下河田328番3地先	梅田川への合流点	2019/3/22	第89号
厚東川	中山川	宇部市	左岸 宇部市大字中山字門前75番地先 右岸 宇部市大字中山字門前84番の2地先	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	古川	宇部市	左岸 宇部市大字棚井字河原田434の2番地先 右岸 宇部市大字棚井字滑337番地先	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	丸田川	宇部市	左岸 宇部市大字吉見字上猪ノ迫2407番地先 右岸 宇部市大字吉見字上猪ノ迫2405番地先	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	大坪川	宇部市	宇部市大字吉見字平栗4番地先の上流端を示す標注	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	善和川	宇部市	左岸 宇部市大字善和字上石ヶ谷422番地先 右岸 宇部市大字字善和字牛明401番地先	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	薬師川	宇部市	左岸 宇部市大字木田字神田755番地先 右岸 宇部市大字木田字神田756番地先	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	甲山川	宇部市	左岸 宇部市大字楡小野字宮の沖358番の1地先 右岸 宇部市大字楡小野字松堂546番の1地先	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	水河内川	宇部市	左岸 宇部市大字藤河内字かじ屋敷310番地先 右岸 宇部市大字藤河内字岡田337番地先	甲山川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	花香川	宇部市	左岸 宇部市大字小野字流田9355番地先 右岸 宇部市大字小野字流田9356番地先	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	大田川	宇部市 美祢市	左岸 美祢市美東町大字絵堂字二反田川東1658番地先 右岸 美祢市美東町大字絵堂字力石1753番地先	厚東川への合流点	2025/6/3	第188号
厚東川	雑佐川	宇部市	左岸 宇部市大字小野字二の午入田981番地先 右岸 宇部市大字小野字水神1257番の1地先	大田川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	長田川	美祢市	左岸 美祢市美東町大字綾木字寺の前4838番地先 右岸 美祢市美東町大字綾木字寺の前4839番地の1地先	大田川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	宗国川	美祢市	左岸 美祢市美東町大字真名字葉山1312番地先 右岸 美祢市美東町大字真名字平畑1311番地先	長田川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	神崎川	美祢市	左岸 美祢市美東町大字真名字滝の下178番地先 右岸 美祢市美東町大字真名字岸1056番の4地先	長田川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	郷川	美祢市	左岸 美祢市美東町大字長田字牛転768番地先 右岸 美祢市美東町大字長田字一ノ井手1237番地先	長田川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	町絵川	美祢市	左岸 美祢市美東町大字長田字下滝ノ下39番地先 右岸 美祢市美東町大字長田字下滝ノ下40番地先	長田川への合流点	2025/6/3	第186号

水系	河川名	水防管理者	上流端	下流端	告示年月日	告示番号
厚東川	薬王寺川	美祢市	左岸 美祢市美東町大字綾木字大穂の木3992番地の1地先 右岸 美祢市美東町大字綾木字城地3961番地先	長田川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	扇川	美祢市	左岸 美祢市美東町大字綾木字下須通第1929番地先 右岸 美祢市美東町大字綾木字下須通第1926番地先	大田川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	桂坂川	美祢市	左岸 美祢市美東町大字大田字大浴75番地先 右岸 美祢市美東町大字大田字坂根53番地先	大田川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	絵堂川	美祢市	左岸 美祢市美東町大字絵堂字銭屋原931の11番地先 右岸 美祢市美東町大字絵堂字銭屋原931の16番地先	大田川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	碓川	美祢市	左岸 美祢市美東町大字赤字下立石957番の1地先 右岸 美祢市美東町大字赤字笹尾下1393番地先	絵堂川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	山崎川	美祢市	左岸 美祢市美東町大字赤字原4169番の1地先 右岸 美祢市美東町大字赤字豆腐屋河内4201番の1地先	碓川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	黒川	美祢市	左岸 美祢市美東町大字大田字小田4092番地先 右岸 美祢市美東町大字大田字宮の沖4095番5地先	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	山露川	美祢市	左岸 美祢市秋芳町大字岩永下郷字梓田3653番地先 右岸 美祢市秋芳町大字岩永下郷字滑ヲ3663番1地先	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	本郷川	美祢市	左岸 美祢市伊佐町河原字奥河原1919番地先 右岸 美祢市伊佐町河原字奥河原1920番地先	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	泉川	美祢市	左岸 美祢市秋芳町大字岩永本郷字下迫ノ浴1478番地先 右岸 美祢市秋芳町大字岩永本郷字下迫ノ浴1477番地先	本郷川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	八重川	美祢市	左岸 美祢市秋芳町大字秋吉字下桜ヶ谷175番地先 右岸 美祢市秋芳町大字秋吉字東出合172番地先	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	稲川	美祢市	左岸 美祢市秋芳町大字秋吉字滝の口3450番地先 右岸 美祢市秋芳町大字秋吉字下滝の口3801番地先	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	白水川	美祢市	左岸 美祢市秋芳町大字別府字大沢3745番地先 右岸 美祢市秋芳町大字別府字中所3764番地先	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	青景川	美祢市	左岸 美祢市秋芳町大字青景字栗林早栗川合流点 右岸 美祢市秋芳町大字青景字芝尾早栗川合流点	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	泉水川	美祢市	左岸 美祢市秋芳町大字青景字後田1252番の1地先 右岸 美祢市秋芳町大字青景字後田1254番の1地先	青景川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	早栗川	美祢市	左岸 美祢市秋芳町大字青景字材木原323番の2地先 右岸 美祢市秋芳町大字青景字材木原888番の2地先	青景川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	河原上川	美祢市	左岸 美祢市秋芳町大字別府字白はげ1145番地先 右岸 美祢市秋芳町大字別府字田の口1145番地	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
厚東川	湯の上川	美祢市	左岸 美祢市秋芳町大字別府字水無1001番地先 右岸 美祢市秋芳町大字別府字水無997番地先	河原上川への合流点	2025/6/3	第186号

水系	河川名	水防管理者	上流端	下流端	告示年月日	告示番号
厚東川	今山川	美祢市	左岸 美祢市秋芳町大字嘉万字畑1549番地先 右岸 美祢市秋芳町大字嘉万字畑1548番の3地先	厚東川への合流点	2025/6/3	第186号
有帆川	有帆川	宇部市 山陽小野田市 美祢市	左岸 美祢市伊佐町奥万倉字峠1925番の1地先 右岸 美祢市伊佐町奥万倉字深田1862番の6地先	河口	2025/6/3	第189号
有帆川	柳川	山陽小野田市	左岸 山陽小野田市大字有帆字向ノ下520番2地先 右岸 山陽小野田市大字有帆字東堂前519番3地先	有帆川への合流点	2025/6/3	第186号
有帆川	原川	宇部市	左岸 宇部市大字船木字新し口2647番の1地先 右岸 宇部市大字船木字三田少2646番地先	有帆川への合流点	2025/6/3	第186号
有帆川	小野川	宇部市	左岸 宇部市大字船木字堀添3209番地先 右岸 宇部市大字船木字岡田3212番地先	有帆川への合流点	2025/6/3	第186号
有帆川	山根川	宇部市	左岸 宇部市大字船木字法師田739番地先 右岸 宇部市大字船木字田町257番の2地先	有帆川への合流点	2025/6/3	第186号
有帆川	真名ヶ崎川	宇部市	左岸 宇部市大字船木字長石299番地先 右岸 宇部市大字船木字台4015番地先	有帆川への合流点	2025/6/3	第186号
有帆川	浅地川	宇部市	左岸 宇部市大字西万倉字四反田948番1地先 右岸 宇部市大字西万倉字四反田949番地先	有帆川への合流点	2025/6/3	第186号
有帆川	矢矯川	宇部市	左岸 宇部市大字今富字東船原182の1番地先 右岸 宇部市大字今富字船原250の1番地先	有帆川への合流点	2025/6/3	第186号
有帆川	今富川	宇部市	左岸 宇部市大字西吉部字川崎1367番地先 右岸 宇部市大字奥万倉字川端1457番地先	有帆川への合流点	2025/6/3	第186号
有帆川	小河内川	宇部市	左岸 宇部市大字西万倉字平田486番1地先 右岸 宇部市大字西万倉字平田1054番14地先	有帆川への合流点	2025/6/3	第186号
厚狭川	厚狭川	宇部市 山陽小野田市 美祢市	左岸 美祢市於福町上字猪塚3063番地先 右岸 美祢市於福町上字大縄2705の1番地先	河口	2025/6/3	第191号
厚狭川	大正川	山陽小野田市	左岸 山陽小野田市大字山野井字上道辻2662番地先 右岸 山陽小野田市大字山野井字森池2247番地先	厚狭川への合流点	2025/6/3	第186号
厚狭川	桜川	山陽小野田市	左岸 山陽小野田市大字山川字東大坪2161番1地先 右岸 山陽小野田市大字山川字汐川1538番1地先	大正川への合流点	2025/6/3	第186号
厚狭川	平原川	山陽小野田市	左岸 山陽小野田市大字山野井字洗川3302番3地先 右岸 山陽小野田市大字山野井字洗川3306番1地先	大正川への合流点	2025/6/3	第186号
厚狭川	随光川	山陽小野田市 美祢市	左岸 美祢市東厚保町山中柚ノ木1976番地先 右岸 美祢市東厚保町山中字平田1946番地先	厚狭川への合流点	2025/6/3	第186号
厚狭川	原川	美祢市	左岸 美祢市西厚保町原字垣ノ内2094番地先 右岸 美祢市西厚保町原字神原2109番地先	厚狭川への合流点	2025/6/3	第186号
厚狭川	沓野川	美祢市	左岸 美祢市西厚保町本郷字下せり田1754番4地先 右岸 美祢市西厚保町本郷字京専坊1891番地先	原川への合流点	2025/6/3	第186号

水系	河川名	水防管理者	上流端	下流端	告示年月日	告示番号
厚狭川	平原川	美祢市	左岸 美祢市大嶺町奥分字和田2238番1地先 右岸 美祢市大嶺町奥分字大江ノ前2227番第1地先	厚狭川への合流点	2025/6/3	第186号
厚狭川	麦川川	美祢市	左岸 美祢市大嶺町大字奥分字そり田942番地先 右岸 美祢市大嶺町大字奥分字松川941番地先	厚狭川への合流点	2025/6/3	第186号
厚狭川	日永川	美祢市	左岸 美祢市大嶺町奥分字葛巻592番地先 右岸 美祢市大嶺町奥分字葛巻1860番の1地先	麦川川への合流点	2025/6/3	第186号
厚狭川	常森川	美祢市	左岸 美祢市大嶺町北分字夜永303番地先 右岸 美祢市大嶺町北分字後ヶ迫1340番1地先	日永川への合流点	2025/6/3	第186号
厚狭川	伊佐川	美祢市	左岸 美祢市伊佐町大字伊佐字木本第512番地先 右岸 美祢市伊佐町大字伊佐字瀬戸第431番地先	厚狭川への合流点	2025/6/3	第186号
厚狭川	内川川	美祢市	左岸 美祢市伊佐町伊佐字三ノ畑1747番地先 右岸 美祢市伊佐町伊佐字三ノ畑1747番地先	伊佐川への合流点	2025/6/3	第186号
厚狭川	曾根川	美祢市	左岸 美祢市大嶺町東分字山田588番2地先 右岸 美祢市大嶺町東分字内ヶ坪974番地先	厚狭川への合流点	2025/6/3	第186号
厚狭川	筒井川	美祢市	左岸 美祢市大嶺町東分字来福2149ノ1番地先 右岸 美祢市大嶺町東分字八反地2100番1地先	厚狭川への合流点	2025/6/3	第186号
厚狭川	河内川	美祢市	左岸 美祢市大嶺町北分字前田2190番1地先 右岸 美祢市大嶺町北分字前田2189番1地先	厚狭川への合流点	2025/6/3	第186号
厚狭川	砂地川	美祢市	左岸 美祢市於福町下字法地1322番地先 右岸 美祢市於福町下字法地1355番地先	厚狭川への合流点	2025/6/3	第186号
前場川	前場川	山陽小野田市	左岸 山陽小野田市大字福田字古宮922番1地先 右岸 山陽小野田市大字福田字峠905番1地先	河口	2025/6/3	第186号
糸根川	糸根川	山陽小野田市 下関市	左岸 山陽小野田市大字埴生字出口2958番1地先 右岸 山陽小野田市大字埴生字出口2960番地先	河口	2025/6/3	第186号
木屋川	木屋川	下関市 長門市	左岸 長門市俵山字着ノ原5302番地先 右岸 長門市俵山字榎田5263番2地先	左岸 長門市俵山字石原4155番地先 右岸 下関市豊田町大字地吉字向原沖973番3地先	2020/9/4	第318号
木屋川	木屋川	下関市	木屋川ダム	河口	2020/9/4	第318号
木屋川	田部川	下関市	左岸 下関市菊川町大字日新字乳原井出2518番4地先 右岸 下関市菊川町大字日新字妙楽寺400番1地先	木屋川合流点	2020/9/4	第318号
神田川	神田川	下関市	左岸 下関市大字阿内字南畑1998番1地先 右岸 下関市大字阿内字野中1999番1地先	河口	2021/3/26	第107号
武久川	武久川	下関市	左岸 下関市棕野町3丁目694番地先 右岸 下関市棕野町3丁目924番10地先	河口	2020/6/9	第207号
綾羅木川	綾羅木川	下関市	左岸 下関市大字形山字宮ノ森99番1地先 右岸 下関市大字石原字上河原31番2地先	河口	2020/3/24	第91号
友田川	友田川	下関市	左岸 下関市大字蒲生野字坂本665番地先 右岸 下関市大字安岡字上河原10060番3地先	河口	2020/6/9	第207号

水系	河川名	水防管理者	上流端	下流端	告示年月日	告示番号
川棚川	川棚川	下関市	左岸 下関市豊浦町大字川棚字一の瀬3111番地先 右岸 下関市豊浦町大字川棚字懸10709番1地先	河口	2021/3/26	第107号
栗野川	栗野川	下関市	左岸 下関市豊北町大字田耕310番地先 右岸 下関市豊北町大字田耕325番1地先	河口	2021/3/26	第107号
泉川	泉川	長門市	左岸 長門市油谷伊上字仏堂452番地先 右岸 長門市油谷伊上字仏堂444番地先	河口	2021/3/26	第107号
掛淵川	掛淵川	長門市	左岸 長門市日置中字東門前400番1地先 右岸 長門市日置中字東中ノ瀬327番6地先	河口	2020/9/4	第318号
掛淵川	大坊川	長門市	左岸 長門市油谷河原字井手342番6地先 右岸 長門市油谷河原字勝負749番3地先	掛淵川への合流点	2020/9/4	第318号
深川川	深川川	長門市	左岸 長門市深川湯本字にし免1585番1地先 右岸 長門市深川湯本字四ノ瀬1981番2地先	河口	2021/3/26	第107号
三隅川	三隅川	長門市	左岸 長門市三隅上字桜久保876番1地先 右岸 長門市三隅上字神田496番1地先	河口	2021/3/26	第107号
阿武川	阿武川	萩市	阿武川ダム	河口	2019/1/18	第4号
阿武川	阿武川	山口市	左岸 山口市阿東徳佐中字弥河内2925番1地先 右岸 山口市阿東徳佐下字新台明2129番1地先	篠目川への合流点	2019/1/18	第4号
阿武川	玉江川	萩市	左岸 萩市大字山田字寺田2884番地先 右岸 萩市大字山田字中河内3430番地先(後藤川合流点)	橋本川への合流点	2019/1/18	第4号
阿武川	橋本川	萩市	阿武川からの分派点	河口	2019/1/18	第4号
阿武川	明木川	萩市	左岸 萩市大字明木字山下1471番2地先 右岸 萩市大字明木字金焼1783番1地先	阿武川への合流点	2019/1/18	第4号
阿武川	蔵目喜川	山口市	左岸 山口市阿東蔵目喜字大山629番地先 右岸 山口市阿東蔵目喜字平原634番地3地先	白井谷川への合流点	2019/1/18	第4号
阿武川	蔵目喜川	萩市	左岸 萩市大字片俣字新川957番地先 右岸 萩市大字片俣字火の迫433番1地先	左岸 萩市大字高佐下字一の浴843番1地先 右岸 萩市大字高佐下字鍛冶屋2120番3地先	2019/1/18	第4号
阿武川	蔵目喜川	萩市	左岸 萩市大字吉部下字下岸田3450番1地先 右岸 萩市大字吉部上字堀切1133番3地先	左岸 萩市大字吉部下字中平2436番地先 右岸 萩市大字吉部下字金敷3927番1地先	2019/1/18	第4号
阿武川	生雲川	山口市	左岸 山口市阿東生雲西分字笹ノ口41番1地先 右岸 山口市阿東生雲西分字笹ノ口69番8地先	奥沢田川への合流点	2019/1/18	第4号
大井川	大井川	萩市	左岸 萩市大井迫田5149番地先 右岸 萩市大井字大寺555番1地先	河口	2021/3/26	第107号
大井川	大井川	萩市	左岸 萩市大字紫福字下井ノ内1279番地先 右岸 萩市大字紫福字山ノ口1292番地先	左岸 萩市大字紫福字井尻5402番4地先 右岸 萩市大字紫福字上潮7239番2地先	2021/3/26	第107号
須佐川	須佐川	萩市	左岸 萩市大字須佐字中ノ原1379番14地先 右岸 萩市大字須佐字秋町3951番4地先	河口	2020/10/27	第371号

水系	河川名	水防管理者	上流端	下流端	告示年月日	告示番号
田万川	田万川	萩市	左岸 萩市大字弥富下字神田4426番地先 右岸 萩市大字弥富下字北行成4358番1地先	左岸 萩市大字弥富下字鍛冶屋3947番1地先 右岸 萩市大字弥富下字郷ノ前1475番地先	2020/10/27	第371号
田万川	田万川	萩市	左岸 萩市大字上小川東分字上川寄2669番1地先 右岸 萩市大字上小川東分字平島2562番4地先	河口	2020/10/27	第371号
郷川	郷川	阿武町	左岸 阿武郡阿武町大字奈古字床並第2番地先 右岸 阿武郡阿武町大字奈古字鍛冶原第14の1番地先	河口	2020/10/27	第371号
田万川	原中川	萩市	左岸 萩市大字上小川西分字榎原1280番2地先 右岸 萩市大字上小川西分字隣ノ前1213番地先	田万川合流点	2020/10/27	第371号

付表29 高潮浸水想定区域一覧表

海岸名	水防管理者	起点	終点	告示年月日	告示番号
山口北沿岸	萩市	島根県界	阿武町北境	R7. 6. 3	第185号
		阿武町南境	長門市境		
	阿武町	萩市須佐南境	萩市大井北境		
	長門市	萩市境	下関市境		
	下関市	長門市境	下関市豊浦町南境界		
山口南沿岸	下関市	下関市豊浦町南境界	山陽小野田市境	R4. 5. 24	第145号
	山陽小野田市	下関市境	宇部市境		
	宇部市	山陽小野田市境	山口市境		
	山口市	宇部市境	防府市境		
	防府市	山口市境	周南市境		
	周南市	防府市境	下松市境		
	下松市	周南市境	光市境		
	光市	下松市境	田布施町境		
	田布施町	光市境	平生町境		
	平生町	田布施町境	上関町境		
	上関町	平生町境	柳井市境		
	柳井市	上関町境	岩国市境		
	周防大島町	—	—		
	岩国市	柳井市境	和木町境		
	和木町	岩国市境	広島県界		

法令・例規

1	水防法 -----	282
2	水防法施行細則 -----	306
3	指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例 -----	307
4	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定 -----	307

水防法

昭和二十四年六月四日
法律第百九十三号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

- 8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合

規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償し

なければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項に規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。
- 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、

同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区

分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

- 第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
 - 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところによ

り、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をし

ようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

- 第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
 - 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
 - 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

- 第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
 - 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

- 第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。
- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

- 第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。
- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

- 第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以

下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議

会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

水防法施行細則

(昭和三十四年七月十日山口県規則第五十四号)

水防法施行規則をここに公布する。

水防法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(標識)

第二条 法第十八条の標識は、別記第一号様式のとおりとする。

(水防信号)

第三条 法第二十条第一項の水防信号は、別表のとおりとする。

(証票)

第四条 法第四十九条第二項の証票は、別記第二号様式のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 水防法施行規則（昭和二十五年山口県規則第四十一号）は、廃止する。

指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例

(昭和二十七年八月三十日山口県条例第六十六号)

定例県議会の議決を経て指定水防管理団体の水防団体の定員の基準に関する条例を次のように定める。

指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第三十四条の規定による指定水防管理団体の水防団員の定員の基準は、次の各号に定めるところによる。ただし、水防管理者が水防の実施に支障がないと認める場合は、基準以下に減ずることを妨げない。

- 一 水防上特に重要と認められる箇所については、その延長二十メートルにつき 一人
- 二 その他の箇所については、その延長五十メートルにつき 一人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定

(昭和五十五年六月二十四日山口県告示第六百五十号)

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第四条の規定に基づき、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を次のとおり指定した。

水防管理団体の指定及び指定の取消に関する告示（昭和三十年山口県告示第五百五十七号）及び水防管理団体の指定に関する告示（昭和三十四年山口県告示第四百五十四号）は、廃止する。

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町及び阿武町